

PDF issue: 2025-07-11

清末から中華民国初期の内モンゴルにおける近代学校教育の展開と知識人の輩出一ハラチン地域と帰化城トゥメド地域の事例を中心にして一

阿如汗

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7227号

(IJRL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007227

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

清末から中華民国初期の内モンゴルにおける 近代学校教育の展開と知識人の輩出 一ハラチン地域と帰化城トゥメド地域の事例を中心にして一

平成 30 年 1 月

神戸大学大学院国際文化学研究科

アローハン (阿如汗)

博士論文

清末から中華民国初期の内モンゴルにおける 近代学校教育の展開と知識人の輩出 一ハラチン地域と帰化城トゥメド地域の事例を中心にして一

審查委員:萩原 守 教授

長 志珠絵 教授

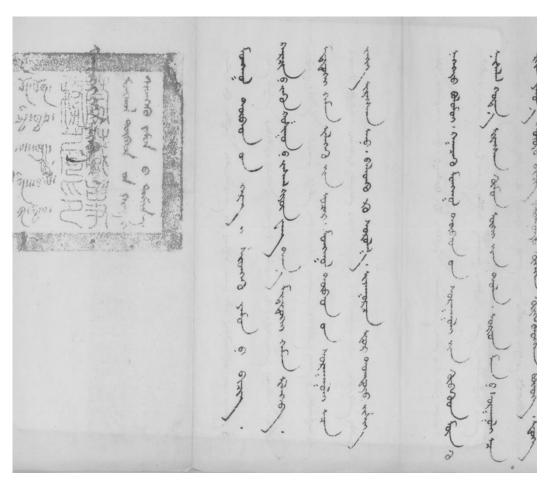
谷川 真一 准教授

中見 立夫 名誉教授(東京外国語大学)

平成 30 年 1 月

神戸大学大学院国際文化学研究科

アローハン (阿如汗)



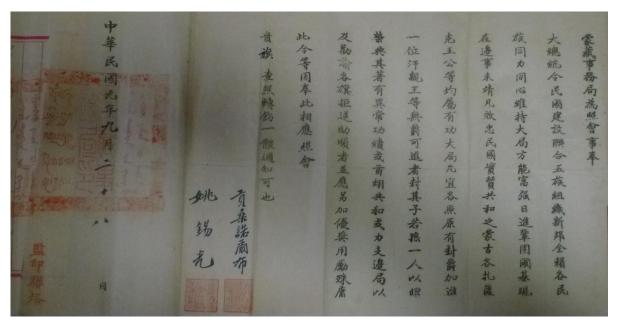
1 モンゴル語史料の例__「蒙蔵事務局からハラチン左翼旗に送った文書」(中華民国 2 (1913) 年 12 月 29 日)



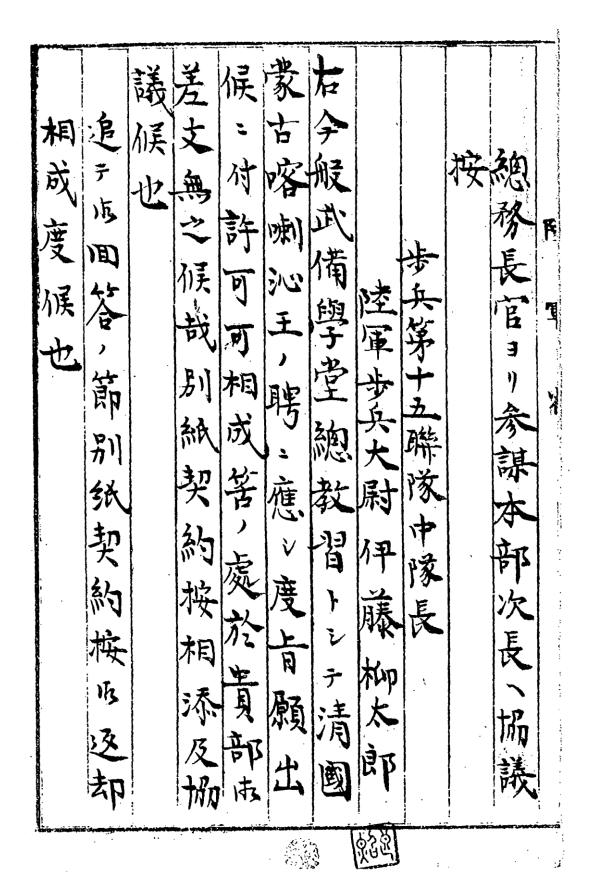
2 モンゴル語史料の例__「蒙蔵事務局からハラチン左翼旗に送った文書」(中華民国 2 (1913) 年 12 月 29 日)



3 満洲語史料の例_ 「熱河都統がハラチン左翼旗へ送った文書」(光緒 32 (1906) 年正月)



4 漢文史料の例__「蒙蔵事務局からモンゴル人王公たちに送った文書」(中華民国元 (1912) 年 9 月 28 日)



目 次

序章	近代内モンゴルにおける教育史研究の意義と課題1
	第一節 近代内モンゴルにおける教育史研究の背景1
	第二節 ハラチン地域と帰化城トゥメド地域に注目する理由7
	第三節 近代内モンゴルに関する研究の動向と本研究の位置づけ・意義11
	第四節 本研究の課題とそれに対する研究の方針17
	第五節 本研究で利用する史料19
	第六節 本研究の構成24
第一	-章 内モンゴルにおける近代学校教育導入の時代背景27
	小序27
	第一節 近代的学堂創設の時代背景27
	第一項 清末の政変と「新政」28
	第二項 金丹道暴動に伴う東部内モンゴルでの社会変動29
	第三項 帰化城トゥメド旗におけるモンゴル人の土地所有権喪失31
	第二節 清末民国初期における教育改革と日本式教育の導入32
	第一項 清末民国初期における教育改革とモンゴルに対する政策32
	第二項 日本式教育の導入と漢人革命派の形成34
	第三節 清末の内モンゴルにおける近代学堂創設と改編36
	第一項 清末のグンサンノルブと「ハラチン三学」36
	第二項 満洲人旗人官僚による近代学堂の改編40
第二	二章 グンサンノルブによる日本陸軍軍人招聘の経緯とその背景45
	小序45
	第一節 清末の政治情勢とグンサンノルブの日本訪問47
	第一項 清末のハラチンにおける社会変動とグンサンノルブの日本訪問47
	第二項 グンサンノルブの渡日の日程に関する考察50
	第三項 日露戦争前夜における日本陸軍の蒙古視察53
	第二節 日本陸軍軍人招聘と軍事学堂創設55
	第一項 グンサンノルブと伊藤柳太郎による契約55

	第二項 日本陸軍内部における伊藤柳太郎の派遣手続き60
	第三項 特別任務班の要員に任命される伊藤柳太郎66
第	5三節 日露戦争期の東部内モンゴルと日本68
	第一項 日露戦争中における日本陸軍の蒙古視察とモンゴル王公たち68
	第二項 グンサンノルブの改革に対する旗内における反発70
/]	\ 結72
第三章	章 日露戦争後のハラチン地域における近代的学校教育の展開·······74
/]	卜序74
第	5一節 清末の「新政」とグンサンノルブ75
第	5二節 ハラチン左翼旗における学堂創設・運営の実態とグンサンノルブ79
	第一項 「奏定学堂章程」の実施とハラチン左翼旗の対応79
	第二項 漢文の学習を重視した教員養成とその教授内容82
第	医三節 ハラチン右翼旗・左翼旗における「近代的教育」の限界85
	第一項 多額の運営資金を要する初期の学堂85
	第二項 学生募集状況と民衆の対応89
	第三項 多額の財政負担に伴う危険な試み92
小	N結93
第四章	軍 帰化城トゥメド地域における満洲人旗人官僚によるモンゴル人向け学校教育…96
小	\序96
第	5一節 貽穀と文哲琿の提案による最初の蒙小学堂97
第	5二節 モンゴル人向け学堂の運営とその経費調達100
第	三節 モンゴル人向け学堂の教科内容と管理体制104
	第一項 モンゴル人向け学堂の教科内容104
	第二項 モンゴル人学生に対する管理体制107
小	卜結109
第五章	章 袁世凱政権期における蒙蔵学校創設の背景と経緯112
小	N序
第	5-節 袁世凱政権期における蒙蔵学校創設の契機 ······113

第一項 旧藩部地域開拓のために組織された拓殖協会113
第二項 拓殖協会の発起人たち118
第三項 拓殖学校創設の計画とその中止119
第二節 蒙蔵学校創設を促した「五族国民合進会」121
第一項 モンゴル王公と「漢蒙聯合會」121
第二項 「五族」の権力者と「五族国民合進会」122
第三節 五族国民合進会と蒙蔵学校126
小結130
第六章 中華民国の北京政府による蒙蔵学校運営の実態131
小序131
第一節 蒙蔵学校の開設とその学生たち132
第一項 八旗の旗人を最初の入学者として始まる蒙蔵学校132
第二項 内モンゴルからの学生を迎える蒙蔵学校137
第二節 初期蒙蔵学校の運営と一流の教師陣141
第一項 蒙蔵学校の教師陣と学校の予算141
第二項 転馬台から石虎胡同の毓公府大院への移転143
第三節 蒙蔵学校における専門科の開設144
第一項 蒙蔵学校の法律専科144
第二項 蒙蔵学校の政治経済専科147
第三項 内モンゴルで進める土地開墾に対して反発する蒙蔵学校生たち150
小結152
終章 本研究の結論と今後の課題
参考文献161
附録一:「蒙藏事務局呈擬合 併咸安宮學唐古忒學託忒學等三學及前理藩部之蒙古學擴充改
良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」172
附録二:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」176
附録三:「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」179
写真編183

地図	1	·186
地図	2	187
初出	一覧	188
謝辞		189

序章 近代内モンゴルにおける教育史研究の意義と課題

第一節 近代内モンゴルにおける教育史研究の背景

本研究では、清王朝末期から中華民国初期にかけての転換期の内モンゴル¹において、近代的な学校教育がどのように開始・展開されたかという実態を明らかにする。そしてその解明作業を通して、内モンゴルにおける近代的な学校教育がその後の知識人輩出にどのようにつながっていったのか、またそれが内モンゴルの近代史にいかなる影響を及ぼしたのかなどの諸問題を検証することが、本研究の最終的な目的である。

18世紀にイギリスで始まった産業革命を皮切りにして、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツなどの西洋諸国が近代化を達成した。アジアにおいては、19世紀後半に日本が最初に近代国家建設に成功した。こうした近代化を支えたのは、相互に密接に関連しあいながら進行する技術と経済の近代化 2 、政治の近代化 3 、社会の近代化 4 、文化の近代化 5 の4領域であったと言われる(富永 1996: 32-37)。そのうち、産業革命を達成してから西洋諸国の

¹ 清朝時代に、世襲旗長の置かれた外藩モンゴル地域は、内ザサグと外ザサグに分けられていた。内ザサグとは、後述する内モンゴルの 6 盟 49 旗を指し、外ザサグとは、ハルハ (外モンゴル) 4 部 (ツェツェン・ハン部、トゥシェート・ハン部、サインノヨン部、ザサグト・ハン部) の 4 盟 86 旗のほか、ホブド地域のサインザヤート 2 盟 16 旗や新疆イリ将軍管轄の 13 旗、青海 29 旗、アラシャ・ウールド旗、エジネ・トルゴード旗などを指す。これに対して、内属モンゴルと呼ばれる地域では、一般的な外藩モンゴルのような世襲旗長が置かれず、旗民は理藩院から直接派遣されてきた八旗の旗人官僚である都統や副都統、総管たちによって管理されていた。内属モンゴルとは具体的に、現在の内モンゴル自治区領内にあるチャハル、帰化城トゥメド、フルンボイルの新バルガと旧バルガ、現在のモンゴル国領内にあるホブドのウールド、ミャンガドなどを指す。本研究で言及する内モンゴルとは、清代の内ザサグの全旗、外ザサグのアラシャ・ウールド旗、エジネ・トルゴード旗、内属モンゴルのチャハル、帰化城トゥメド、フルンボイルの新バルガと旧バルガを指す。遼寧、吉林、黒竜江各省に編入された地域も含まれているので、現在の内モンゴル自治区の領域に留まるわけではない。また、本研究で言及するモンゴルとは、清朝時代の外藩モンゴルと内属モンゴル全てを指す。

² 技術の近代化 (産業化) には動力革命や情報革命などの技術革新が、経済の近代化 (資本主義化) には第一次産業中心から第二次産業中心、第三次産業中心へ、自給自足経済から市場的交換経済へ、などの発展がそれぞれ該当すると言われる。富永 (1996:34) を参照。

³ 政治の近代化には、近代的法制度の確立、封建制から近代国民国家への移行、王の専制から民主主義への移行、などが該当すると言われる。富永(1996:34)を参照。

⁴ 社会の近代化には、家父長制家族から核家族への移行や機能的に未分化な集団から機能 集団(組織)への移行という社会集団の近代化、村落共同体から近代都市への移行という 地域社会の近代化、公教育の普及と自由・平等・社会移動という社会階層の近代化が含ま れると言われる。富永(1996:34)を参照。

⁵ 文化の近代化には、神学的・形而上学的知識から実証的知識への移行(科学革命)という科学的知識の近代化、合理主義精神の形成(宗教改革・啓蒙主義)という思想・価値の近代化が含まれると言われる。富永(1996:34-36)を参照。

求める貿易の中身が変化し、西洋における製造業のための加工用原料輸入と、西洋で造られた工業製品の輸出とを目的とするようになった。そこで、始められたのが、18世紀から19世紀にかけて発展した植民地経営⁶であった(富永 1996:53-54)。この植民地経営が始まるのに伴って、列強の侵略⁷を受けた清王朝も、19世紀半ばから先進諸国の半植民地のようになり、多額の賠償金を負うようにもなる。それとほぼ同時に、列強諸国は清朝領内において工場を経営し、鉄道を敷設し、鉱山を開き、銀行を設立していった(復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系 1981 (3):2-3)。一方、清王朝の国内では、農民反乱である太平天国の乱(1851-1864年)や反西洋的な排外主義運動である義和団事件(1900年)が起こり、同時に清王朝は満洲人王朝から漢人王朝へと変容し始めていた。

国内外でこのように情勢が進むなかで、清王朝自身も、アヘン戦争においてイギリスに 敗れたことを契機として、すでに近代化を達成した諸国を目指すべきモデルとして、近代 化の指針を検討することとなる(横山1996:5)。その中で、最初に漢人官僚の李鴻章、曾 国藩、張之洞らによって指導された洋務運動(1860から 1890年代)の中心的な内容は、 対外交渉や通商の開始、新式陸海軍の編成、工場・鉱山・鉄道・電報・学校の開設、洋式 大砲や鋼鉄製艦船の購入・製造であった(復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系 1981(2): 98)。その後、清朝の皇帝専制支配自体を立憲君主制に変えようとする漢人知識人の康有為 や梁啓超を代表とする戊戌変法という政治運動が 1898 年夏に起こった。その際、変法派に よる上奏文の主な内容は、(1) 八股文を廃止し、科挙制度を改革する(2) 学堂を設立し、 西学を学習する(3)海外に人を送り、留学・旅行させる(4)新著作、新発明を奨励する (5) 新聞、雑誌の発刊を奨励し、上申・建義を奨励する(6) 農工商業を保護奨励する(7) 鉄道を敷設し、鉱山を開発する(8)郵政事業をひろくおこし、駅站を廃止する(9)規則、 条例を改定し、機構を簡素化し、不必要な役人を削減する(10)財政を改革し、予算・決 算を編成する(11)陸海軍を十分に、新しい方法によって訓練する(12)旗人が自立した 生計を営むことを許可する、という政治、経済、軍事、文教各方面の内容を包括していた (復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系 1981 (3):63-66)。周知の通り、この変法運動は 103 日間だけ続き、結果的に京師大学堂(北京大学の前身)を除いて、すべて取り消しを 宣言された。しかし、光緒 27(1901) 年に西太后が光緒帝の名の下で始めた「新政」(「光

⁶ アジアにおいて、日本も台湾を領有するようになった日清戦争後から植民地経営に加わる。富永(1996:53-54)を参照。

⁷ 1840-1842 年のアヘン戦争、1856-1860 年のアロー戦争、1894-1895 年の日清戦争など。

緒新政」とも言うが、以下本研究では清末「新政」と称する)は、戊戌変法の内容をも取り入れた朝章、国政、吏治、民生、学校、科挙、軍政、財政の八つの分野に関する改革となった(加藤 2011: 259、中村 1998: 50 等参照)。

清朝政府は、その後、それまで巧みに支配してきたモンゴル地域⁸に対しても種々の改革を施行しようとする。殊に、西太后政権が発動した一連の近代化政策が、清朝のモンゴル統治における大きな転機となった(岡 2010:16 参照)。本研究は、このような清朝によるモンゴル統治の転換期とともに到来した「近代化」の過程で、内モンゴルのモンゴル人が教育の面において、どのような体験をしてきたのか、近代化のためにどのような努力をしてきたのか、そしてどのような問題に直面したのか、という近代化の過程で生じた歴史の復現を試みようとするものである。そこで次に、なぜ教育に注目するのかという問いに答えねばならない。

ちょうどこの頃、内モンゴル・ゾスト(卓索図)盟ハラチン(喀喇沁)右翼旗(地図 1 参照)⁹の旗長の職務を世襲していたグンサンノルブ(Güngsangnorbu、貢桑諾爾布)¹⁰が、モンゴル人王公らの中で最初に清王朝からの新たな要求に応じて、光緒 27 (1901) 年に、自らの旗内において新式軍事訓練をおこなった(中見 1983:414、同 2013:66 を参照)。翌光緒 28 (1902) 年に、彼が管轄の旗内に初めて崇正学堂(töb-i erkimlekü tangkim)という近代的な学堂を創設した際、日本陸軍の寺田亀之助(中尉か?)と通訳の小池万平が学堂章程及び教授方法の起草に関わったとされている(横田 2004:76、横田 2013:29)。その後、日本政府は光緒 29 (1903) 年に大阪で開催された第五回内国勧業博覧会へグンサンノルブら「満蒙」王公数名を招待した(中見 1983:415、同 2013:67-68)。この日本訪問の後、グンサンノルブは日本陸軍と日本政府の協力を得て管轄の旗内において、守正武備学堂(töb-i sakiqu tangkim)という近代的な軍事学堂と毓正女学堂(töb-i kömüjigülkü

_

⁸ 盟旗制度や蒙古例(モンゴル人専用法)など、モンゴルの伝統にある程度配慮した統治 方法を採用していた。岡 2007、萩原 2006 等を参照。

⁹ 清王朝はモンゴルを統治するために、盟旗制度と呼ばれる旗を基本単位とした行政組織を設置した。旗には、ザサグと呼ばれる旗長が置かれ、旗内の問題を処理する。ザサグは理藩院を経て清朝皇帝によって任命され、基本的に世襲が認められていた。盟は、複数の旗から構成されたより大きな上位の行政単位である。それぞれの盟に属する旗長たちの中から皇帝・理藩院が盟長を選び、盟長が各旗を越える問題を処理して理藩院からの命令伝達や理藩院への呈報などの事務を担っていた。

¹⁰ グンサンノルブ (1871-1931 年) は光緒 25 (1899) 年に、父親であるワンドトナムジルの爵位 (郡王) を襲爵してハラチン右翼旗第 13 代旗長となり、1903 年にはゾスト盟盟長に輔任されている。【写真 1】と【写真 2】が、それぞれ清末のグンサンノルブと中華民国期のグンサンノルブである。

tangkim)という女学堂を創設した。さらに、彼は1905年から『嬰報』という名の新聞¹¹を発行し、織物、石鹸、蝋燭などを造る総合工場を創設し、「三義洋行」という名の商店を開設し、郵便局や警察局をも設立した(吴、邢 1988:8-10)ほか、「林業公司」も設立した(中見 2013:72-73)と言われる。しかし、いずれに関しても、その後の内モンゴルの近代化にいかなる影響があったのかという問題に関する研究は見られない。そして、中見氏が指摘するようにグンサンノルブが構想する近代的な改革とは、清朝体制の枠内においておこなわれ、彼の領地に限定されたものであった(中見 2013:68)。

一方、「ハラチン三学」と称されてきた上述の軍事教育や女性教育を包括した3つの学 堂は、早くからよく知られていた。同時に創設者のグンサンノルブも、内モンゴルで最初 に近代学校教育を導入した人物として賞賛されてきた。その後実際には財政的な理由によ り、崇正学堂を除いて、毓正女学堂が宣統元(1909)年に取り消され、守正武備学堂が宣 統 2(1910)年に「衛隊」に改称されて実質上廃校となった(汪 2006:87-88)。ただ、グ ンサンノルブの始めたこのような教育事業は清朝が倒れた後にも受け継がれた。その後、 内モンゴルの近現代史上で活躍する多くの知識人が輩出されたことも、この時の教育事業 が最初のきっかけだったと言って過言ではないだろう。例えば、崇正学堂を卒業した学生 のうち、テムゲト(Temgetü、汪睿昌)が 1922年にモンゴル文字の活字を作り、翌年に、 最初のモンゴル語出版社である「蒙文書社」を北京で創設した。また、中華民国や満州国 期の政治史上でよく知られるモンゴル人であるアルタンオチル(Altanvačir、金永昌)、イ デチン(Yidečin、伊徳欽)も崇正学堂卒業者を代表する人物である(フフバートル 1995: 25)。したがって、近代化を支える諸領域のうち、グンサンノルブの模索した近代的な学 校教育が一定の成果を得たことは確かである。また、そういう意味では近代的な学校教育 が始まったことの歴史的な意義は極めて大きかったであろう。ところが、上述の知識人全 員に漢語の名前が付いていることからも判るように、その裏に「漢化」の問題を初めとし て、モンゴル文化の伝承・発展の面で大きくマイナスとなる要素が含まれていたこともま た確実である。

そこで、本研究においては、内モンゴルにおける近代的な学校教育の最初の土台がいか にして築かれたのか、その過程でいなかる問題に直面したのかという課題を取り上げて検 討する。それをより正確に検討するために、内モンゴルの各地域に各々の特徴が存在する

¹¹ 『嬰報』のモンゴル語名称は nilq-a sedgül であったと言われているが、詳細は不明である。フフバートル(1995:19)を参照。

ことを想定した上で、その中でも最も先進的であったはずのハラチンと帰化城トゥメドという2つの地域を選んで比較しつつ、近代化の一環として学校教育が内モンゴルにどのように導入されたのかという問題を検討していきたい。帰化城トゥメド地域は、現在の内モンゴル中西部のフフホト(呼和浩特)市周辺に位置し、内モンゴル東南部に位置するハラチン地域と並んで、近現代内モンゴルにおける代表的な知識人輩出地として有名である。この地域では、早くも北元時代(中国でいう明代と同じ時代)末期から漢人農民が流入しており、モンゴル人の定住化も清初から始まっていた。新式学堂の創設に関しても、早くも光緒27(1901)年における清朝政府の命令¹²によって、元々あった三つの書院が以下のように、順次それぞれ学堂に改編されたことがわかっている(王慧2005:9)。すなわち、光緒29(1903)年に帰経道の朴寿が古豊書院(漢人向けの書院)を帰綏¹³中学堂へと改編し、光緒30(1904)年に綏遠城将軍貽毅が長白書院(啓秀書院、満洲人向けの書院)を綏遠中学堂に改編し、光緒32(1906)年には帰化城副都統文哲琿が土黙特官学(啓運書院、モンゴル人向けの書院)を蒙小学堂へと改編した(劉麗君2004:8-9)。そして、宣統3(1911)年までに合計11箇所の学堂が創設された(王慧2005:9)。

また、清末の内モンゴルでこれらの学堂が創設されて間もない頃、1912年に満洲人政権の清王朝に対して革命を起こした漢人のエリートを中心とする中華民国政権が設立された。そして、中華民国政府は、成立とともに、旧清王朝内の領域を統一するために、「五族共和」という政策を打ち出した。その後、蒙蔵事務局を設立し、内モンゴルの王公グンサンノルブを同局総裁に就任させた(貴志 1989:28)。その翌 1913年には北京において蒙蔵学校14が設立された。この学校が創設された初期の事情に関する研究はほとんど進んでいな

¹² 清朝政府は「各省の凡ての書院について、省城にある書院を大学堂へ改編し、府や直隷州にある書院を中学堂へ改編し、州県にある書院を小学堂へ改編し、蒙養学堂を多数設置せよ。教育内容は四書五経を主とし、歴史や国内外の政治学芸を補佐内容とせよ」と命じた。汪婉(1998: 92-93)、王慧(2005: 9)を参照。

^{13 「}帰化城」は現在の内蒙古自治区フフホト(呼和浩特)市の旧城地区である。清代に入ると、清朝政府が帰化城の北東隣に「綏遠城」を築き、この帰化城と綏遠城があわせて「帰綏」と呼ばれた。

¹⁴ 中華民国の北洋政権期において、1913 年に清朝時代の威安宮学、唐古忒(タングート)学、托忒(トド)学と、理藩院が建てた蒙古学堂をもとにして、蒙蔵学校が設立され、後に、北平蒙蔵専門学校、北平蒙蔵学校と改称されていった。現在は中央民族大学附属高校という名称になって残っている。ただし中華民国当時、この学校は北京の西単小石虎胡同にあったが、現在はそこから移っている。この蒙蔵学校の設立やそれが政治史上において果した役割に関しては、本研究の第五、六章にて検討する。学生募集対象地の問題についてもそこで詳しく述べることとした。

いが、近現代内モンゴルを代表する知識人の一人、ウラーンフー(烏蘭夫)15は、北京に あった蒙蔵学校を内モンゴルにおける「近代革命の揺籃」であるとまで述べている(楊 2013:20、159、69)。また、内モンゴルへの漢人移民や土地開墾への反対、貴族制度の改 革などを目標としていた内モンゴル人民革命党16が設立される際、蒙蔵学校の学生だった ウラーンフーも積極的に参加していた。この内モンゴル人民革命党が活動を始めたのは、 1920年代において、外モンゴルが二度目の独立を達成し、中華民国内では軍閥の割拠状態 が続き、日本軍の勢力がまだ内モンゴルに直接影響を及ぼしていない時期だった(エルド ンバヤル 2011:29)。内モンゴル人民革命党には、ナムリンドルジ(烏文献、ハラチン右 翼旗出身)、ドゥーレンツァン(白海風、ハラチン右翼旗出身)、ドルジセレン(王秉章、 ハラチン右翼旗出身)、ホルロー(白永倫、ヘシグテン旗出身)、栄耀先(帰化城トゥメ ド旗出身)、多寿(多松年、帰化城トゥメド旗出身)ら多数の蒙蔵学校の学生たちが入党 していた。それは、1924年秋、モンゴル青年同盟のソソルダワー(Sosordava)が蒙蔵学校 において、モンゴル人学生に「すべてのモンゴル人の統一」という思想を宣伝し、共鳴を 得て、1925年2月に内モンゴル青年党をつくったことがきっかけだと言われている(フス レ 2011:34)。さらに、その後、帰化城トゥメド出身の栄耀先、バトルチン(李裕智)、 ウラーンフー (雲澤)、多松年、佛鼎、ジャヤータイら蒙蔵学校生が最初のモンゴル人中 国共産党員になった。一方、内モンゴル人民革命党員として後に内モンゴルの民族運動で 活躍したゾスト盟のドルジセレン、ウルジーオチル(烏献文、烏憲文)、サインボヤン(汪 瀛洲)、ジリム盟のトゥムルバガナらも、1920年代の同じ時期に、前記帰化城トゥメド出 身のモンゴル人たちとともに蒙蔵学校で勉強していた。さらに、チェレンドンロブ、栄照、 ボヤンバト(白潔琛)のように中国国民党に入党する路線を歩んだ蒙蔵学校の出身者もい た。蒙蔵学校の教員には、内モンゴル人民革命党の創始者となった3人、メルセー(フル ンボイル出身)、アルタンオチル(金永昌、ハラチン右翼出身)、イデチン(伊徳欽、ハ ラチン右翼出身)らもいたため、彼らの民族主義的な思想が生徒たちにも影響を与えたに 違いないであろう(フスレ 2011:34-35)。すなわち、蒙蔵学校は結果的に、さまざまな 革命思想を持つモンゴル人学生たちを育成したのであった。そのうち、本研究の対象地域

¹⁵ 元のフルネームは雲澤であり、ウラーンフー (赤い子、すなわち革命の子という意味) というモンゴル名は後から自分で付けたものである。ウラーンフーは 1923 年に蒙蔵学校に入学し、1925 年にモスクワの中山大学に送られた (史料②烏蘭夫革命史料編研室編 1989: 40-78)。

¹⁶ 1923 年に組織・計画され、1925 年 10 月、張家口で設立された。

出身の学生たちを見ると、ハラチン出身者が内モンゴル人民革命党に、帰化城トゥメド出 身者が中国共産党に入党しているという傾向がわかる。

そういうその後の政治的な活動の起点となったという意味でも、北京にあった蒙蔵学校に注目し、それが創設後間もない初期に内モンゴル、特に本研究の研究対象地域であるハラチン、帰化城トゥメドの2つの地域といかなる関係を有していたのかを詳しく実証していくことが必要であろう。さらに、蒙蔵学校の運営の実態を明らかにする作業を通して、清末の内モンゴルにおける近代学校教育が中華民国期にどのように受け継がれ、結果的にいかにして異なる思想を持つモンゴル人知識人が輩出されたかという問題の解明に繋げたい。

第二節 ハラチン地域と帰化城トゥメド地域に注目する理由

内モンゴルの数多くの旗や地域の中から、なぜハラチン地域と帰化城トゥメド地域を選んで検討の対象とするのかというその理由を、両地域を概観しながら、改めて以下のようにまとめておきたい。

1. 行政機構の異なる両地域

(一) 外藩モンゴルであったハラチン地域

現在の内モンゴル地域は1634年に、外モンゴル地域は1691年に、清朝支配下に入った。17-18世紀の清朝は、満洲人の発祥地である満洲地方(現在の中国東北部)を始め、漢人居住地域である旧明王朝の各省、回人居住地域の新疆などの地域にまで勢力を拡大しており、18世紀に最大の版図に達した。またそのうち、モンゴル、チベット、新疆を「藩部」と呼び、理藩院を通して間接的に統治していた。モンゴル地域には前述した盟旗制度と呼ばれる行政組織が設定され、清末当時、内モンゴルには6盟49旗17が設置されていた。本研究で扱うゾスト盟はその一つであり、ゾスト盟ハラチン地域とは、ハラチン右翼旗(qaračin barayun yar-un qosiyu、喀喇沁右翼旗)、ハラチン中旗(qaračin dumdad qosiyu、喀喇沁

¹⁷ ジリム盟、ゾスト盟、ジョーウダ盟、シリンゴル盟、ウラーンチャブ盟、イフジョー盟 という 6 盟である。各々の場所については地図 1 を参照。

¹⁸ ゾスト盟は、ハラチン右翼旗 (現在の内モンゴル自治区赤峰市ハラチン旗)、ハラチン中旗 (現在の内モンゴル自治区赤峰市寧城県)、ハラチン左翼旗 (現在の遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県)、トゥメド右旗 (現在の遼寧省朝陽、北票付近)、トゥメド左

る。

モンゴル各地の旗には、ザサグと呼ばれる世襲職の旗長が置かれ、旗内の問題を処理していた。このような諸旗を外藩モンゴルという。ゾスト盟の各旗は外藩モンゴルであり、 それに属するハラチン地域ももちろん外藩モンゴルであった。

本研究で、数多くの外藩モンゴル各旗の中からこのハラチン地域を研究対象として選定した理由としては、まず、ハラチン地域が、次に述べる帰化城トゥメド地域に次いで早い時期から漢人農民の流入にさらされていて、清末の段階で既にほとんどのモンゴル人が定着して農耕生活に入っていたという事情がある。またそのために学堂の創設も早く、内モンゴルを代表する先進地であったからである。次に、内モンゴルで最初に近代化政策を導入したモンゴル人王公グンサンノルブがハラチン右翼旗の旗長であったことである。さらに、清末において漢人との接触を通して、インジャンナシ(尹湛納希)19やロプサンチョイダン(罗布桑却丹)20など特に著名な知識人を輩出していることも、この地域に注目した大きな理由である。一言で言うと、ハラチン地域が内モンゴルの先進地であったからである。

(二) 内属モンゴルであった帰化城トゥメド地域

清代の帰化城トゥメド旗は、いわゆる内属モンゴル地域であった。もともと16世紀の北元時代²¹にトゥメド部のアルタン・ハーンが帰化城周辺を根拠地として勢力を拡大していた。しかし、清朝支配下に入った後、アルタン・ハーンの曾孫であるオムボが清朝時代初期に反乱を起こしたために、帰化城トゥメドには外藩モンゴルのような世襲旗長が置かれず、旗民は理藩院から直接派遣されてきた八旗の旗人官僚である都統や副都統たちによって管理されていた。一般的な外藩モンゴルのような世襲旗長のいないこのような旗を総称して、一般に内属モンゴルと呼ぶ。帰化城周辺地域のモンゴル人は帰化城トゥメド左旗と

旗(現在の遼寧省阜新モンゴル族自治県)の計5旗から構成されていた。各々の場所については地図2を参照。

¹⁹ ゾスト盟トゥメド右翼旗の人である。主な著作は『一層楼』(nigen dabqur asar)、『泣紅亭』(ulaγan-a ukilaqu tangkim)、『青史』(köke sudar)。

²⁰ ゾスト盟ハラチン左翼旗の人である。北京の満蒙文高等学堂の教員(1906 年)を経て、1907 年から 1911 年にかけて、東京外国語学校でモンゴル語教師として勤めた。主な著作は『蒙古風俗監』(mongyul-un jang ayali-yin üyilebüri) である。

²¹ 元王朝がモンゴル高原へ中心を移した 1368 年から、後金のホンタイジが内モンゴルのチャハル部からハンの称号とフビライの玉璽 (元朝皇帝の印鑑) を献上された 1635 年までを一般に北元時代と呼ぶ。

右旗に編成されており、乾隆年間には、清朝政府が帰化城の北東隣に「綏遠城」を築き、 西部内モンゴルの防衛を担当する八旗の駐留地とした。

内属モンゴルであったこの帰化城トゥメド地域を研究対象とする理由は、まず、帰化城トゥメド地域が、全内モンゴルの中でも最も早く漢人農民が流入した地域であって、モンゴル人の定住化も特に早く、そのゆえに近代学校教育の始まりも特に早かったからである²²。すなわち、ハラチン地域と並んでここが内モンゴル全体の中でも特別な先進地域であったからである。次に、帰化城トゥメドをハラチン地域のような外藩モンゴルと比較することが、モンゴル人王公による近代学校教育の導入と旗人官僚による近代学校教育の導入とを比較することにつながるので、双方の特徴がより明瞭に見えてくると考えられるからである。

2. 両地域の共通点とその特徴

(一) 内モンゴルにおいて早くから漢人移民が始まった両地域

上述の帰化城トゥメド地域では、早くも 16世紀の北元時代(明代)からアルタンハーンが自ら、明朝治下で弾圧された白蓮教の信者などの漢人を受け入れて耕作させていた。アルタンハーンが彼らに命令して建てさせたバイシン(bayising)と呼ばれる固定家屋の大集落が、現在のフフホト市の始まりである。その後、基本的に、19世紀の清朝はモンゴル全域に対して「封禁」政策を実施し、漢人がモンゴル地域に新たに流入することなど、モンゴル人と漢人との新たな交流を禁止していた。ところが、19世紀における漢人農民の不法流入に加えて、ロシア帝国勢力の南下、漢人の人口爆発等の複雑な事情があって、清末の20世紀に入ると、清朝政府は漢人を集団的にモンゴル地域に移民させようとする政策(「移民実辺」とか「殖民実辺」などと呼ばれる)に転換した。清朝によって計画的に行われたこの集団移民により、漢人はモンゴル地域で漢人農村社会を形成すると同時に、一部は直接モンゴル人居住地域、特に降水量の比較的多い地域に移住してきてモンゴル人社会にとけ込み、モンゴル人社会の漢化を一気に押し進めた。

万里の長城をはさんで中国本土に接するハラチン地域と帰化城トゥメド地域は、年間降水量が約400ミリメートルに達し、比較的農業に適していたため、内モンゴルの中でも漢人の流入が最初に始まった地域である。帰化城トゥメド地域では、清代の康熙27(1688)年頃には、山西省北部方面からの漢人の流入が既にかなり大きく進んでいた(矢野1925:

²² 詳細は本研究の第四章にて後述する。

110)。帰化城トゥメド地域に次いで漢人移民流入の早かったのがハラチン地域であり、早くも康熙期から漢人の入植が始まり、乾隆期にはハラチン・モンゴルは既に遊牧から農耕へとその生業形態を変化させていた。清末になると、特に山東省方面より溢れ出た漢人農民の流入がより大規模なものとなり、結果的にハラチンは漢人入植の最も激しい地域となった。

また、移住してきた漢人を管理する目的で、清末には帰化城トゥメド両旗の内部に、帰化城、薩拉斉、托克托城、和林格爾、清水河という5つの庁が設置された(暁克・于永発・王奎元 2008: 294)。これによって、モンゴル人は旗に、山西省北部方面から移住してきた漢人は庁に、それぞれ管理されるという「一地両府」の制度が形成された。一方、清末までにゾスト盟5旗の内部にも2府(承徳府、朝陽府)、1州(平泉州)、5県(建昌県、建平県、阜新県、彰武県、凌源県)が設置され²³、入植してきた漢人を管理するようになった。これによって、ゾスト盟でも、モンゴル人は旗ザサグ衙門に管理され、漢人は府、州、県衙門にそれぞれ管理されるという「一地両府」の制度が形成された。すなわち二重の行政網が設置された。この漢人の大量流入の結果、ハラチン地域周辺では、内モンゴル最大の民族紛争となった19世紀末の金丹道暴動²⁴が起こり、帰化城トゥメド地域から近いイフゾー盟(オルドス)でも19世紀後半からモンゴル人による独貴龍運動(duγuyilang ködelgen) ²⁵が開始されていた。

このように漢人の大量移民によって、両地域で大きな社会変動が起こった。また、漢人移民の流入時期が早く、その影響から両地域で定住生活が他の遊牧地域よりも早く始まったことは、近代学校教育を行うための必要条件を満たしていたと考えられる。このような地域的特徴の故に近代学校教育が早く始まっていて、それこそが本稿でこれら両地域を研究対象とする主要な理由なのである。

²³ 地図2を参照。

²⁴ 金丹道暴動の詳細については後述するが、光緒 17 (1891) 年 10 月 9 日に、「モンゴル人を殺して、積怨を晴らし」、「モンゴル人と遭ったらわけを聞かずに殺す」などというスローガンを揚げた「紅帽子」「紅巾賊」と呼ばれる漢人の白蓮教系宗教秘密結社が、ジョーオダ盟オーハン旗で暴動を起こしたことから始まった。ボルジギン・ブレンサイン 2003: 183-184 を参照。

²⁵ 独貴龍はモンゴル語で「輪(わ)」という意味であり、運動参加者の名を紙の中央から四方八方へと放射状に書いて、結果的に輪のような形の名簿を作成していたためにこの名がある。この名簿は、参加者皆が平等であることを表しており、また、指導者を隠しやすくするためでもあった。ちょうど日本史でいう「傘連判(からかされんぱん)」によく似たものである。独貴龍運動は民国初期まで続き、税金の負担を減らすためにモンゴル人王公貴族に対して抗議するのみならず、漢人移民や開墾への抗議も強く行っていた。中華民国期の開墾に抗議した指導者として特に有名なのは席尼喇嘛(sine lama)である。

(二) モンゴル人知識人の主な輩出地であった両地域

冒頭で述べたように、清末の「新政」の下で、両地域とも早い段階から近代学堂の建設を始めていたことが既に分かっている。また、本研究の第三章と第四章で検討するように、 内モンゴル全体の中で見ても、両地域は近代学校教育の導入という側面において特に先進的であった。

例えば、清末の資政院時代の蒙古議員や中華民国期の蒙古国会議員の委員は、漢語能力の問題もあって、ハラチン出身者が多かった。1932 年に満州国が成立すると、満州国の政府機関や教育機関でモンゴル人として重責を担ったのも殆どハラチン出身の知識人たちであった。その後、日本による植民地支配期において、ハラチンやホルチン等の東部内モンゴル出身のモンゴル人知識人は日本の影響をより強く受けるようになり、一方の帰化城トウメドやオルドス出身のモンゴル人知識人は最終的に中国共産党の影響を強く受けるようになる。その結果、楊 2009 が指摘するように、内モンゴル東部のハラチン・ホルチン出身者と西部の帰化城トウメド・オルドス出身者とが、戦後 1950 年代の中国共産党内部において、当初は協力、後に対立の関係を持つようになる。このようなモンゴル人共産党員の二大派閥の存在からもわかるように、内モンゴル東部のハラチン・ホルチン出身者と西部の帰化城トウメド・オルドス出身者とが、結果的に近現代内モンゴルにおける代表的な二派の知識人層となった(楊 2009 を参照)。

このように、ハラチンと帰化城トゥメドというこの二つの地域は、内モンゴル近現代史における二大知識人派閥を輩出した中心的地域として捉えることができるであろう。内モンゴルを代表するモンゴル人知識人を輩出した重要な地域であるというこの理由からも、本研究ではハラチンと帰化城トゥメドの両地域に着目する。

第三節 近代内モンゴルに関する研究の動向と本研究の位置づけ・意義

本節では、広い視野から先行研究を概観し、内モンゴル近代史に関連する大きな研究動 向のなかでの本研究の位置づけを明らかにしておく。本研究の章ごとの細かいテーマに関 する先行研究については、各章の冒頭部分で改めて言及する。

1. モンゴル地域における清末の「新政」に関する研究

光緒 27 (1901) 年に西太后政権が「新政」を発動し、日露戦争後、東北の満洲地方や東

部内モンゴルに割拠する日露勢力の存在、および日露両国のモンゴル人王公への接近に脅 威を感じた清朝政府は、管理理藩院尚書の粛親王らに命じて、光緒 32(1906)年旧暦 3月 から5月にかけて、東部内モンゴル(ジョスト盟、ジョーウダ盟、ジリム盟、シリンゴル 盟) で現地調査²⁶を行うとともに、モンゴルにおける「新政」を本格的に検討し始めた(ト イメル 2007:125、焦 2010:16)。モンゴルに対する清末の「新政」に関する先行研究を見 ると、薜 2004 は粛親王のモンゴル経営建議を検討し、トイメル 2007 は呉禄貞のモンゴル 経営條議を検討し、焦 2010 は粛親王一行の東部モンゴルでの調査およびその影響について 検討するなど、政策面から清朝の満洲人官僚や漢人官僚によるモンゴル経営建議を論じる 研究が多い。岡 2010 は、姚錫光がモンゴルにおける「新政」の展開を、統治構造の改変に まで踏み込んで徹底させるべきだと主張したことを、その提言内容を用いて検討している。 また、「新政」の一環として実施された近代学校教育については、岡2010、ナヒヤ2010や 于 2006 などが、姚錫光の「蒙古教育條議」を紹介し、これがその後のモンゴルに対する教 育政策の制定に影響を与えたと述べているが、これら満洲人官僚や漢人官僚の東部内モン ゴル経営・教育政策の実施状況に関しては、実証研究がなされていない。そもそも、次節 で改めて述べるように、清末の「新政」に関する研究はいまだごくわずかである。したが って、モンゴル近代史の重要な課題である清末の「新政」実施状況と関連して近代的な学 校教育の実態を解明しようとする本研究は、モンゴルにおける清末の「新政」に関する研 究の空白を補うものであるといえる。

2. グンサンノルブの近代化改革とその後の模索に関する研究

グンサンノルブに関する多くの先行研究は、札奇斯欽²⁷2007 のように、グンサンノルブが時代の大変動の中で、清末に近代学堂を創設して内モンゴルの近代化に貢献し、さらに中華民国期に蒙蔵学校を創設して多くのモンゴル人知識人を育成した「偉大な指導者」であると高く評価している。これがグンサンノルブに対する普遍的な理解となりつつある。筆者も最初は、この評価に影響され、早くから近代化されたハラチン右翼旗がどんなに素晴らしい発展を遂げて、現在どのようなところになっているのだろう、という幻想を抱い

²⁶ この調査に関する主な文献として、姚錫光の『籌蒙芻議』、陳祖墡の『東蒙古紀程』、そして呉禄貞の『東四盟蒙古實紀』、『經營蒙古條議』等がある。

²⁷ 札奇斯欽 (ジャクチドスチン、1915-2009) ハラチン右翼旗出身の知識人である。1940 年代の内モンゴル自治運動の主要なメンバーであり、1949 年から台湾に移住して、台湾で政治大学の教員を務めた。その後、アメリカ合衆国のブリガム・ヤング大学にて教員を務めた。

て研究を始めた。結局、2013年の夏に史料収集がてら、初めてハラチン右翼旗の王府(現在はハラチン旗の王府鎮になっている)を訪ねることができた。また、翌2014年にも国際会議「札奇斯欽先生生誕100周年学術交流会」に参加した際、ハラチン王府を訪ねる機会を得た²⁸。そして、この2回に渡るハラチン王府鎮すなわちハラチン右翼旗への旅を経て、ハラチン右翼旗はとても近代化されたモンゴルの地だとは言えないことを痛感した。モンゴル語を話せる人がほとんどいないのである。

これまでは主として「ハラチン三学」の創設(岡本 1999、横田 2003、ナヒヤ 2006)、「ハラチン三学」の日本人教師(横田 2004)、ハラチン右翼旗のモンゴル人学生の日本留学(横田 2009a、同 2009b)、グンサンノルブの近代学堂創設および教育思想(于 2001、ナヒヤ 2010)などのテーマに関して研究がなされてきたが、どの研究にしても「ハラチン三学」の創設された最初の三、四年のみに注目しているため、内モンゴルの近代化へのグンサンノルブによる貢献が明確にされたとはとても言いきれない。唯一清末から中華民国初期にかけてのグンサンノルブの改革を検討した哈申其其格 2013 も、一次史料の引用やそれに基づく検証がなされていないため、充分な検討が行われているとは言い難い。

このような研究動向の内でグンサンノルブやその近代化改革をめぐる最もよくまとまった研究成果は、中見 1983 と中見 2013 であると言ってよい。ただし、中見はグンサンノルブをめぐる清末の社会的、国際的環境を中心に扱っているため、本研究で取り扱う中華民国期のグンサンノルブについてはほとんど言及していない。

そこで、内モンゴルにおける近代学校教育の問題を取り扱う本研究では、現在の内モンゴル自治区や遼寧省などの档案館に所蔵されている一次史料の活用を通して、モンゴル人でありながら、清朝の官僚でもあったグンサンノルブを、近代改革が始まる清末から漢人政権が始まる中華民国へと政権交代が起こる歴史の中でどのように評価すべきかという問題をも含めて検討する。また、従来の王公貴族を中心としたモンゴル人の社会構造が庶民出身のエリート階層中心の構造へと変化し始めたことやコミンテルンの影響、王公であるグンサンノルブのその後の動きなどについても検討を加えたい。管見の及ぶ限り、一次史料を利用して中華民国期のグンサンノルブについて検討するのは、本研究が初めてであろ

13

²⁸ 会議終了後も、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の現名誉教授、中見立 夫先生のご配慮の下で、赤峰学院歴史学院の李俊義先生、ハラチン王府博物館元館長の呉 漢勤氏(モンゴル族)、現館長の鄭暁光氏に、ハラチン右翼旗、ハラチン中旗、建平県(清 末にハラチン右翼旗領内の漢人を管理するために設置された県)などの歴史遺跡を案内し ていただき、大変お世話になった。感謝の意を表したい。

う。したがって、教育問題を扱うにせよ、グンサンノルブについて考察するにせよ、本研 究は研究史においてある程度大きな貢献ができるのではないかと思う。

3. 清末以降の帰化城トゥメド地域に関する研究

帰化城トゥメド地域における清末の学堂創設に関する先行研究は、ほとんど回想録や地方誌のみに基づいて概説している。そのうち、代表的な研究を見ると、王慧 2005 (内蒙古大学修士論文) は、清末から抗日戦争期までの帰綏地域における学校と学生運動の展開を検討した。劉麗君 2004 (内蒙古師範大学修士論文) では、清朝時代の帰化城トゥメド地域における教育機構や新式学堂について、地方誌に基づいてまとめている。李玉偉 2000 と劉櫻 2011 では、貽穀が新式軍事教育に貢献し、開墾を通して清朝政府の財政危機を緩和したと賞賛している。

このような研究動向に対して、本研究は一次史料を用いて、満洲人旗人官僚の貽穀らがいかなる立場でモンゴル人向けの教育機関を設けていたのかという問題を検討する。このような作業を通して、従来の見解を改めることができよう。

4. 中華民国初期の蒙蔵学校に関する研究

中華民国初期の蒙蔵学校に関する概論的な論文は、中国において数多く存在する²⁹。しかし、張建軍 2015 はそれらの結論がまちまちであることを指摘している。特に、従来の研究の多くがグンサンノルブのことを蒙蔵学校の創設者であると賞賛してきたのに対して、張建軍 2015 では、「グンサンノルブは蒙蔵学校の創設者ではなく、提言者の一人に過ぎない」と指摘した。ただし、張建軍 2015 そのものは先行研究の整理を主眼としたため、蒙蔵学校の創設問題に関して実証的な研究を行ったわけではない。また同じく、張建軍 2015 は「蒙蔵学校は咸安宮学、唐古忒(タングート)学、托忒(トド)学と光緒年間に理藩院が設立した蒙古学を併合して創られた学校であり、その他の辺境向けの教育機関とは関係がない」とその起源に関して明記するものの、同じ辺境向けの教育機関として、蒙蔵学校がそれら清末に創設された教育機関といかなる点で異なっていたかに関しては検討していない。

白拉都格其 2002 が、グンサンノルブは 1913 年に北京で蒙蔵学校を創設したとして、彼

²⁹ 例えば、代表的な概論として『和美歳月』編委会 2013、蘇・安 2013、楊 1994、札奇斯 欽 2007 などがあげられる。

の功績を賞賛しているように、これまでの多くの研究がそのような見解であった。しかし今となっては、上記の張建軍 2015 による指摘を踏まえて、蒙蔵学校創設の背景を実証的に検討すべき段階にあるのではないだろうか。

それに対して、本研究は、近代教育導入の面で内モンゴルにおいて先進的であったはずのハラチンと帰化城トゥメドという2つの地域を選んで、近代学校教育の創設情況を検証し、その上でさらに北京の蒙蔵学校と両地域との関係を実証する。おそらく、このような視点で蒙蔵学校を扱う実証的な研究は本研究が初めてである。したがって、これも本研究の学界に対する学術上の寄与と言えるであろう。

5. モンゴル人知識人の輩出問題に関する研究

上述したように中華民国初期の蒙蔵学校に関する研究がほとんど進んでいない中で、近代内モンゴルにおける蒙蔵学校の役割について、中国領内で行われた研究は、蒙蔵学校において中国共産党員が多く育成された点に注目する研究が多い。というのは、例えば、孟2010(内蒙古師範大学修士論文)のように、中国共産党の介入によって北京の蒙蔵学校にいたトゥメド旗出身のモンゴル人が内モンゴルにおける中国共産党員の指導者になったことのみがしばしば強調されているからである。しかし、本章の冒頭で言及したように蒙蔵学校で学んだ学生たちの中には、中国共産党員になったモンゴル人学生たちだけでなく、中国国民党員になった人もおれば、また内モンゴル人民革命党員になった人もいることが確実である。また、このような先行研究では、一次史料の裏付けがほとんどなされていないため、その信憑性は低いといわざるを得ないであろう。

それに対して、帰化城トゥメド地域のみならず、ハラチン地域をも研究対象とする本研究では、一次史料を生かし、中華民国初期の蒙蔵学校におけるモンゴル人知識人の輩出問題について、より実証的な検証を提示したい。

そして、そのような作業を通して、満州国が成立した後、蒙蔵学校で学んだハラチンやホルチン等の東部内モンゴル出身のモンゴル人知識人が日本の影響をより強く受けるようになり、帰化城トゥメドやオルドス出身のモンゴル人知識人が最終的に中国共産党の影響を強く受けるようになって、結果的に二大知識人派閥が形成されたという問題に繋げたい。したがって本研究は、将来的には、近代教育を内モンゴルがどのような形で受け入れ、どのような理由によって異なる道を歩んだ知識人が輩出されたのかという大きな問題の解明にも寄与できると筆者は考えている。

上述したような特徴から、本研究は、内モンゴルにおける近代学校教育史の全体像を描き出す作業の一環として位置づけることができ、研究史上に一定程度重要な一石を投ずることができるであろう。

6. 先行研究の問題点に対するまとめ

以上のように、清末から中華民国初期における内モンゴルの近代的な学校教育に関する 先行研究は必ずしも多いとは言えない。また、その多くは内モンゴルのハラチンと帰化城 トゥメドという2つの地域に着目してはいるが、清王朝末期、中華民国期という個別の時 代に分け、かつ地域別になされてきた。さらに、概観的な研究が多く、原典史料の掘り起 し・利用が少ないため、近代内モンゴルの教育史をいまだ十分に明らかにできていない点 が多い。これら先行研究の有する問題点としては、以下のようにまとめることができる。

(1) 清末のハラチン地域に関する先行研究を見ると、ほとんどがハラチン右翼旗における「ハラチン三学」およびその創設者であるグンサンノルブのみに注目している。しかも、「ハラチン三学」の創設までしか述べず、その後の発展や消滅の経緯には全く触れていない。また、日露戦争前に比して日露戦争後のグンサンノルブに関する検討が大きく欠落している。

そのうちでも、日露戦争前に日本陸軍軍人がハラチン右翼旗の近代学堂創設に関わったことや、グンサンノルブが日本陸軍軍人を招聘したことを、単純にモンゴル人王公による近代改革の一環と見なす傾向があり、本研究で検討するような北東アジアをめぐる日露の緊迫した国際関係史上に位置付けようとする研究がない。

- (2) 前述したようにハラチン地域にしても、ハラチン右翼旗の事例のみを取り上げ、ハラチン中旗や左翼旗における学堂の創設、そしてグンサンノルブがそれらにどう関与していたかについてはほとんど触れていない。また、従来の研究では、グンサンノルブー人が近代的な学校教育の設立に努力したかのように語られていて、清末の「新政」の下で実施された対モンゴル政策および教育改革、さらにはグンサンノルブの改革そのものが内モンゴルの各地域にどれほど影響を与えたかに着目する研究がない。
- (3) 帰化城トゥメド地域のトゥメド左翼旗とトゥメド右翼旗の両モンゴル旗は内属モンゴル地域であり、ハラチン地域のようなモンゴル人王公の管轄地ではなく、理藩院から派遣されてきた旗人官僚の管轄下にあったということに注目を払う研究が存在しない。すなわち、帰化城トゥメド地域における近代的な学堂の創設は、ハラチン右翼旗のグンサン

ノルブによる「ハラチン三学」とほぼ同じ時期に始まっているが、近代的な学校教育を進める担い手が異なるハラチン地域と比較して、帰化城トゥメド地域の旗人官僚たちがいかなる立場から近代学堂創設に関わったかという側面から検討する研究がない。

- (4) 中華民国の対モンゴル教育政策やグンサンノルブが蒙蔵事務局に赴任することによって、内モンゴルの教育事情がいかなる転換を見せたのか、その詳細が分かり得ない。特に北京で蒙蔵学校が創設されたことによって、内モンゴルの教育事業がいかなる影響を受けたのか。さらに、蒙蔵学校はどのような政治情勢の下で創設され、内モンゴルとの関係がいかなるものであったのかという問題が明確になっていない。北京の蒙蔵学校と帰化城トゥメドとの関係について、概観的な研究が存在するものの、それらの研究は帰化城トゥメド出身のモンゴル人が内モンゴルにおける中国共産党員の指導者になったことのみを強調しているため、客観的な立場で検討されたものだと言いきれない。また、蒙蔵学校において、何を目的として、いかなる教育を行っていたのかという問題に関心を払っていない。こうして、北京にあった蒙蔵学校が、その後様々に異なる政治的立場を歩んだモンゴル人知識人をいかにして輩出するに至ったのかという視点から検討することもなかった。
- (5) 多数の漢人と少数のモンゴル人からなる当時の内モンゴル社会の変動そのものに 関心を払っていない。従来の研究は内モンゴルで行われた近代的な学校教育が全てモンゴル人向けの教育であるかのように述べてきた。しかし筆者は、モンゴル人向けの教育と漢人向けの教育が多少とも差異を有していたのではないだろうかと考えている。教育面でのこうした民族的な差異に注目する研究がない。

総じて言うと、内モンゴルの近代学校教育に関する先行研究は、上記のような種々の問題をかかえており、原典史料で裏付けられた最初の近代学堂創設の実態という基本的な作業すら行われていない。

第四節 本研究の課題とそれに対する研究の方針

そこで次に、以下のような諸問題が提起され得るであろう。清王朝末期の近代教育導入期に、ハラチン地域のモンゴル人王公グンサンノルブと帰化城トゥメド地域の満洲人官僚たちはそれぞれどういった意図で、近代的学校教育を導入したのか。帰化城トゥメド地域における近代的学校教育の開始情況は、ハラチン地域といかなる点で異なっていて、実際にどのように実施されたのか。いずれの地域でもその近代教育の担い手を比較しながら検討すべきである。次に、それまで存在しなかった近代的学校教育を導入するに当たって、

グンサンノルブらの指導者がいかなる問題に直面したのか。また、内モンゴルのその他多くの地域における近代学校教育の展開は、旗長が清王朝の権力者でありながら近代改革の重要性を認識していたハラチン右翼旗といかなる点で異なっていたのか。例えば、清末の新政策の重要な一環である「奏定学堂章程」がハラチン右翼旗や左翼旗でいかにして実施され、いかなる問題に直面したのか。さらに、上述のようなその後の政治的転換期に北京で創設された蒙蔵学校はどのような教育機関であり、内モンゴルといかなる関係を有していたのか。そして、これらハラチンや帰化城トゥメドのような近代的学校教育の始まりが早かったと見られる地域の教育が、いかにして中華民国期に受け継がれたのか。要するに、モンゴル人エリートを養成して、国家統一を目指す中華民国やグンサンノルブら一部のモンゴル人王公たちの意図の下で、内モンゴルの教育事業が具体的にどのように展開していき、その目的はどの程度達成されたのか。こういう課題が提起され得るであろう。

またそれ以外に、モンゴル人王公貴族でありながら、清朝治下の官僚でもあったグンサンノルブの中華民国期における政治的立場の変化を内モンゴルの近代教育史上にどう位置づけるかという問題も同時に考えねばならない。

本研究では、このような問題意識を持って、清王朝末期から中華民国初期にかけての政権交代による教育政策の変化や社会の変動とも連動させて考察しつつ、上記の課題の解明に取り組んでいきたい。

前記の所でまとめた先行研究の問題点と以上で提起した研究課題を踏まえていえば、本研究の方針は、次のようなものとなろう。

- (1) 代表的な地域を比較して検討することによって、その特徴を見出す。モンゴルの各地域に各々の特徴が存在することを想定した上で、最も先進的であったはずのハラチンと帰化城トゥメドという2つの地域を選んで、清末における学校教育の開始状況とその後の展開、そして中華民国初期の蒙蔵学校における教育との相互関係を明らかにする。この点が本研究の最も基本的な方針であり、内モンゴルの近代教育史の全体像を把握するための基礎作業ともなると考えられる。
- (2) 清末に始まった内モンゴルにおける近代的学校教育がいかにして中華民国初期に受け継がれ、そして後の知識人輩出問題にどうつながったのかという問題を通史的に見る。これまでの先行研究は清王朝末期、中華民国期という個別の時代に分けて、地域別になされてきた。それに対して本研究は、清王朝から中華民国への政権交代期を通史的に俯瞰し、

前述した代表的な地域であるハラチン地域と帰化城トゥメド地域を空間的に俯瞰しつつ、 教育の実態を詳細に比較検討する。それによって、通史的な視点から内モンゴルにおける 近代学校教育の展開と知識人の輩出問題を把握する。

- (3) 近代的な学校教育の創設作業における担い手の動機・立場を比較して、教育問題を検討する。具体的には、近代的な学校教育の重要な導き手となった内モンゴルの有力王公グンサンノルブの活動を視野に入れる。そして、グンサンノルブのそれと比較しながら、帰化城トゥメド地域における旗人官僚の立場を考察する。このような方針に基づいて考察することによって、地域の特徴も自ずと明らかになるであろう。
- (4) モンゴル人向け教育と漢人向け教育の差異を検証することを通じて、内モンゴルで 始められた近代的学校教育がモンゴル文化の伝承・発展に与えた影響や限界を解明する。
- (5)清末から中華民国初期の内モンゴルをとりまく国際情勢や政治環境に注目しながら、教育問題を考察する。北東アジアをめぐるロシアと日本の緊迫した国際情勢、またモンゴル人王公たちの権利を保護してくれていた清朝が倒れ、漢人革命派が建設する中華民国期に変わるという政治環境の変化によって、内モンゴルの近代教育史がいかなる変化を見せたのかという問題を検討する。
- (6) 蒙蔵学校が、内モンゴル近現代史の主役となる知識人・エリートの二大派閥輩出の起点となった問題を検証する。
- (7) 新たな史料を掘り起し・利用する。これまでの先行研究が回想録や地方誌のみを利用してきたのに対して、先行研究で利用されていないハラチン地域、帰化城トゥメド地域の学校関係の一次史料や蒙蔵学校に関する一次史料そのものを利用して、清王朝末期から中華民国初期の内モンゴルにおける教育の展開をより深く、より広範囲に検討する。これが本研究を進める際の基本的な研究方針である。

以上の作業によって、内モンゴルにおける近代的学校教育の始まりやその展開の実態が 具体的に実証されるのみにとどまらず、モンゴル人王公グンサンノルブに関しても改めて 検討することができるであろう。そして、清末から始まった近代的学校教育が最終的にそ の後の知識人輩出にいかにして繋がり、内モンゴルの近現代史にいかなる影響を及ぼした のかという問題の検討が可能となるだろう。

第五節 本研究で利用する史料

1. 本研究で主に利用する原典史料

本研究では、以下のような原典史料を利用する。

史料①:まず内モンゴル自治区档案館所蔵の档案史料³0を用いる。これを史料①と呼ぶことにする。この史料は、主に清末、中華民国初期から満州国が成立する前までの時期にモンゴル文と漢文で書かれた教育関係史料である。ハラチン三旗の档案の内では、ハラチン左翼旗と中旗の史料が特に多く残されている。档冊番号はそれぞれ 502「ハラチン中旗档案」、503「ハラチン左翼旗档案」、504「ハラチン右翼旗档案」である。

史料②:次に遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の档案史料³¹を用いる。これを史料②と呼ぶことにする。清末から中華民国初期の時代に満洲文、モンゴル文、漢文で書かれた公文書である。档案番号が 200 番から始まる史料である。

史料③:内モンゴル自治区社会科学院所蔵の『世界の著名人一グンサンノルブ』 (delekei-yin neretii kiimiis-iin temdeglel) ³²である。これを史料③と呼ぶことにする。崇正学堂の教師として常時学堂を管理していた常安(漢名邢致祥、グンサンノルブに信頼されていた書記)が中華民国期に書いたものであるが、何年に書かれたかは不明。グンサンノルブの側近が自ら記した史料なので、記述内容はグンサンノルブ自身から直接聞いた発言である可能性が高いと思われる。これを史料③と呼ぶことにする。

史料④:日本の外務省外交史料館に所蔵されている史料をアジア歴史史料センターのウェブページ(http://www.jacar.go.jp/)から引用・使用する。これを史料④と呼ぶことにする。本研究の第五章で利用する拓殖協会に関する史料の原文は、筆者自身が2012年5月に外務省外交史料館で確認している。本研究で利用するその他の外務省外交史料館所蔵の史料はウェブページからそのまま引用している。

史料⑤:日本の防衛省防衛図書館に所蔵されている史料をアジア歴史史料センターのウェブページ(http://www.jacar.go.jp/)から引用・使用する。これを史料⑤と呼ぶことにする。この史料から、主に明治 36(1903)年当時のモンゴル人王公グンサンノルブと日本陸軍の伊藤柳太郎が交わした「招聘契約書」や伊藤柳太郎のモンゴル派遣に関する史料を利用する。その原文は筆者自身が 2014 年の 5 月と 11 月に当館で確認している。

史料⑥:『モンゴリン・ソニン・ビチク』(Mongyol-un sonin bičig、『モンゴルの新聞』と

³⁰ 2012年の1月と2013年の8月下旬から9月上旬という計2回に渡って筆者が調査して入手した档案史料である。

^{31 2013}年の9月に筆者が本档案局で調査して入手したハラチン左翼旗の教育関係史料である。

³² 鄭・李 (2012: 貢桑諾爾布伝・蒙古文抄本 37-38) を参照。筆者は 2014 年 9 月に原文を 内蒙古社会科学院で確認している。

いう意味) ³³を用いる。これを史料⑥と呼ぶことにする。これは、1909 年から 1919 年にかけて、帝政ロシアの資金によってハルビンでモンゴル人知識人たちが発行していたモンゴル語新聞である。ここにグンサンノルブの学堂に関する記事がある。

史料⑦:内モンゴル自治区トゥメド左旗档案局所蔵の档案史料³⁴を利用する。これを史料⑦と呼ぶことにする。清末から中華民国初期の時代に満洲文、モンゴル文、漢文で書かれた帰化城トゥメド旗の公文書である。档案番号が 78、79、80 番から始まる史料である。

史料®:中国第一歴史档案館所蔵の档案史料³⁵を利用する。これらを史料®と呼ぶことにする。モンゴル人王公のグンサンノルブが清朝に上奏した文書、満洲人旗人の貽穀と文哲琿の上奏文が所蔵されている。

史料⑨:モンゴル国立中央文書館に所蔵されている档案史料³⁶を利用する。これを史料 ⑨と呼ぶことにする。日露戦争前に、日本陸軍がツェツェンハン部を通過するために書い てもらった満洲語の許可証が所蔵されている。

史料⑩:中国国家図書館所蔵の『政府公報分類彙編』³⁷を利用する。これを史料⑩と呼ぶことにする。

史料⑪:北京市档案館所蔵の档案史料³⁸を利用する。これを史料⑪と呼ぶことにする。 これは中華民国初期に組織されていた五族国民合進会に関する史料である。

史料⑫:台湾の国史館に所蔵されている蒙蔵学校に関する档案史料³⁹を利用する。これを史料⑫と呼ぶことにする。蒙蔵学校に関する史料が台湾に所蔵されている理由は、第2次世界大戦後の国共内戦時に、国民党が故宮所蔵の国宝類とともに、北京から南京へ、南京から成都へ、成都から台湾へと大量の公文書を持って行ったからである。

2. 刊行史料

_

³³ インディアナ大学図書館及び東京外国語大学附属図書館所蔵。ブレン(布日額)2012 参照。閲覧と使用の許可をくださった史料発見者のブレン氏(京都大学)に心より感謝申 し上げる。

^{34 2013}年の9月、2014年の9月、そして2015年の2月末から3月初旬と7月末から8月初旬という計4回に渡って筆者が調査して入手した档案史料である。

^{35 2014}年の12月中旬から2015年の1月初旬、そして同年3月に筆者が調査して入手した档案史料である。

^{36 2015}年の6月に、筆者が調査して入手した档案史料である。岡洋樹氏(東北大学)にその存在を教えていただいた。謝意を表したい。

^{37 2015} 年 12 月に、筆者が調査して入手した史料である。

^{38 2017}年の3月に、筆者が調査して入手した档案史料である。

^{39 2016}年の6月に、筆者が調査して入手した档案史料である。

刊行史料としては、以下のような史料を利用する。

史料⑬:グンサンノルブに関する史料集である鄭暁光・李俊儀編『貢桑諾爾布的史料遺拾』⁴⁰(呼和浩特:内蒙古出版集団・内蒙古人民出版社、2012)を用いる。

史料⑭:汪国鈞による『蒙古紀聞』(玛希、徐世明校注、内蒙古人民出版社、2006年) を用いる。著者の汪国鈞(モンゴル名バヤンビリグト)41はハラチン右翼旗の元管理章京であった。この漢文史料の原文は、満鉄大連図書館の依頼により、汪国鈞が1918年に完成した蒙漢対訳の「内蒙古紀聞」である。著者は、光緒年間を中心に清朝統治下のハラチン右翼旗の社会を、旗のなかで生活する人間の視点で記述した貴重な史料である(中見2013:84-89)。

史料⑮:神戸大学附属図書館に所蔵されている町田咲吉(1905)『蒙古喀喇沁部農業調査報告』(出版者、出版地不明)を用いる。

史料⑯:神戸大学附属図書館で所蔵されている高橋雄治・渡辺裕(1905)『清國内蒙古 喀喇沁王部鑛業調査報文』(出版者、出版社不明)を用いる。

史料①:神戸大学附属図書館で所蔵されている近衛篤麿著・近衛篤麿日記刊行会編『近衛篤麿日記』(第5巻、第6巻)(東京:鹿島研究所出版会、1969年)を用いる。

史料18:東亜同文会編『対支回顧録(下)』(東京:原書房、1968年)を用いる。

史料(19: 綾部野圃編『陣中之書簡』(東京:金港堂書籍株式會社、明治 36 (1903) 年) を用いる。

史料⑩:永田新之允編『烈士伊藤柳太郎少佐』(東京:文録社、昭和18(1943)年)を 用いる。

史料②:『内蒙古教育志』編委会編『内蒙古教育史志資料』(第二輯)(呼和浩特:内蒙古大学出版社、1995年)を用いる。

史料②:河原操子の自伝である『蒙古土産』⁴²(東京:風間書房、2003年)を用いる。 この本では、ハラチン右翼旗の女学堂へ教員として赴任していた時の事情を河原操子自身 が詳しく記述している。

 $^{^{40}}$ 筆者は、この本を 2013 年 9 月に、フフホトで編者の一人である李俊義氏からいただいた。謝意を表したい。

⁴¹ 彼の祖先の原籍は山東省登州府汶県であったが、彼自身は既にモンゴル名を名乗ってモンゴル語を話せるようになっていた。

⁴² それの初版が、一宮操子 (1909)『蒙古土産』(東京: 実業之日本社、明治 42 (1909) 年) であり、その他にも、一宮操子 (1944)『新版蒙古土産』(大阪: 靖文社, 昭和 19 (1944) 年)、河原操子 (1969)『カラチン王妃と私』(東京: 芙蓉書房) がある。河原 (1969) は一宮 (1909)、一宮 (1944) の戦後復刻版である。一宮は河原の結婚後の姓である。

史料②:『喀喇沁左翼旗档案綜録』編委會『喀喇沁左翼旗档案綜録』(瀋陽:遼寧民族出版社、2011年)を用いる。

史料②:帰化城トゥメドの史料集である陳志明主編『土黙特歴史檔案集粹』(呼和浩特: 内蒙古人民出版社、2006年)を用いる。

史料⑤: 貽穀の奏議である沈雲龍編・貽穀著『綏遠奏議』(『近代中國史料叢刊』第 11輯: 103、臺北: 文海出版社、1974年) を用いる。

史料30:高賡恩纂(清)『光緒歸綏道志(一)』(『中國地方志集成:内蒙古府縣志輯(8)』、南京:鳳凰出版社、上海:上海書店、成都:巴蜀書社、2012年)を用いる。

史料②: ウラーンフーの回想録である烏蘭夫革命史料編研室編『烏蘭夫回憶録』(北京:中共党史資料出版社、1989年)を用いる。

史料図: 蒙政部総務司文書科『中華民国治蒙法令及決議集』(調査資料第十輯)(新京: 蒙政部総務司文書科、1937) を利用する。

史料②:北京大学所蔵の「中華民國臨時約法(中華民國元年三月十一日公布)」(『中華 民國臨時約法・大總統選擧法・議員法』中華民國七年十月籌備國會事務局印行)を利用する。

史料⑩:多賀秋五郎『近代中国教育史資料』(民国編上)(東京:日本学術振興会、1973年)を利用する。

史料③: 蔡元培著・中国蔡元培研究会編『蔡元培全集』(第2巻:1911-1916)(杭州:浙江教育出版社、1997年)を利用する。

史料②:中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院歴史研究室合編『孫中山全集』(第二巻)(北京:中華書局、1982年)を利用する。

史料③:『和美歳月』編委会『和美歳月一中央民族大学附属中学校史 1913—2013』(北京:中央民族大学出版社、2013)を利用する。これは中央民族大学附属高校がその前身であった蒙蔵学校の創設 100 周年(2013年)を記念してまとめた解説と史料集である。この『和美歳月』編委会 2013 は、学校史を叙述することに主眼をおき、厳密な学術書にはなっていない。また、『和美歳月』編委会 2013 は、利用した史料の出典を示していないが、その「凡例」や「後書き」を見ると、信憑性が非常に高いと考えられる。

3. 新聞雑誌記事

以下のような新聞や雑誌の記事も利用する。

新聞記事①:『読売新聞』をヨミダス歴史館のウェブ・ページから引用する。ヨミダス歴 史館のウェブアドレスは http://www.yomiuri.co.jp/rekishikan/である。

新聞記事②: 国際日本文化研究センター所蔵の『順天時報』を利用する。『順天時報』は、1901年末ごろから、日本の民間外交団体である東亜同文会が北京(順天府)で創刊した中国語の新聞である。そのため、名前も北京(順天府)から由来したという。後に、日本公使館が引き継ぎ、日本の外務省から資金援助を受けて、中国における日本側の機関報となる⁴³。

新聞記事③:静岡大学図書館所蔵の上海『民立報』を利用する。

上記史料を本研究で利用する際の詳細な出典は、各章で明記する。また、上記史料のうち、原典史料に関しては、史料⑤ (横田 2010 で初めて利用された史料である)と史料⑥ (ボルジギン・ブレン 2008 で初めて利用された史料である)を除けば、他の史料は筆者が初めて掘り起した史料であり、本研究で初めて利用するものである。基本的に史料を入手した順番に応じて番号をつけて並べた。刊行史料と新聞雑誌記事に関しては、本文で利用する順番に応じて番号をつけて並べた。

本研究で言及する清朝時代、明治時代や中華民国期時代の年代は、年号の後ろに、西暦を()内で附して表記した。ただし、清朝時代の月日は旧暦のままであり、明治時代と中華民国期時代の月日は西暦である。

本研究で引用する史料は、全て筆者自身が日本語訳したものである。引用史料中の〔〕 内は、史料に元から存在していた補足を示す。() は訳者アローハンによる補足を示す。 下線は訳者が特に重要だと考えた部分を強調するために引いたものである。なお、本稿では、特に原文の提示が必要な史料のみ、原文と訳文の両方を提示し、他は訳文のみを提示することとしたい。

第六節 本研究の構成

本研究は、序章、終章を除いて、全体を 6 つの章にわけて考察する。以下、各章の内容 をまとめておきたい。

⁴³ 『順天時報』の詳細については、村田雄二郎監修、青山治世・関智英編 2017 を参照されたい。

序章では、近代内モンゴルにおける教育史研究の背景、研究の動向と本研究の持つ意義、 研究対象地の概観、研究方法についてまとめる。

第一章では、清末の内モンゴルにおける近代学校教育導入の時代背景を、先行研究に拠りつつ概説する。清王朝政府はその末期に、列強の侵略や国内の反乱に苦しみ、莫大な賠償金を負担させられて財政困難に陥った結果、近代化を求めて変法の詔を発布する。こういう状況下で、モンゴル人王公グンサンノルブは、漢人の入植やそれにともなう金丹道暴動、そして義和団事件といった激動の時代を経た後、近代化への改革を試み始める。また、清末において、清王朝政府が教育改革を行って日本式教育を導入し、それに伴う日本留学を通して革命思想を身に付けた漢人知識人たちが結果的に中華民国を成立させるに至る。こうした時代背景の下で、外藩モンゴル地域においては最初にグンサンノルブが、そして内属モンゴル地域においては満洲人旗人官僚が、それぞれ近代的学堂の創設を内モンゴルで進めていたことを解説する。

第二章から本論に入り、まずハラチン右翼旗の王公グンサンノルブによる清朝末期の近代化改革の象徴として知られる守正武備学堂に、日本陸軍軍人の伊藤柳太郎が教官として招聘された事例を取り上げ、その歴史的背景と経緯を論じる。主に Web 上のアジア歴史資料センターで掲示されている防衛省防衛研究所図書館所蔵資料、そして新聞記事、哈爾浜で刊行されていたモンゴル語新聞『モンゴリン・ソニン・ビチク』等の史料を用いて、グンサンノルブの学堂設置を、日本陸軍による諜報活動という側面と、ハラチン右翼旗内部の反応という二つの側面から論じる。

第三章では、清末の内モンゴル・ハラチン地域における「近代的学校教育」創設の背景と運営の実態を明らかにするとともに、それらの学校教育がモンゴル社会の近代化にどの程度貢献したかという問題を検討する。その際、中国第一歴史档案館、遼寧省朝陽市ハラチン左旗モンゴル族自治県档案局の档案史料を用いて検討する。

第四章では、清末、新政下の内モンゴル帰化城トゥメド地域におけるモンゴル人向けの 近代学堂の設立・運営の具体相を考察する。帰化城トゥメドには、世襲旗長が置かれず、 旗民は理藩院から直接派遣されてきた旗人官僚である都統や副都統、将軍たちによって管 理されていた。この章では主に、中国第一歴史档案館所蔵の档案史料や内モンゴル自治区 (帰化城)トゥメド左旗档案局所蔵の档案史料を用いて、満洲人旗人官僚がどのような立場からモンゴル人向けの学堂を創設したのかという側面から帰化城トゥメド地域におけるモンゴル人向けの教育問題を検討する。

第五章では、中華民国政府が発足してまもなく創設された「辺境」地域向けの学校である蒙蔵学校を対象にして、その創設の背景と経緯を明らかにした上で、その基本的な性格について検討する。この章では主に、従来の研究でしばしばグンサンノルブが蒙蔵学校を創設したと言われてきた見解に疑問を提示しながら、筆者が新たに掘り起こした日本の外務省外交史料館、北京市档案館、遼寧省朝陽市ハラチン左旗モンゴル族自治県档案局などの档案を用いて、蒙蔵学校創設の背景と経緯を改めて一から検討する。

第六章では、蒙蔵学校が創設されて間もない頃の初期の学校運営の実態を明らかにする。 そしてそれを通して、初期の蒙蔵学校において、いかなる教育が行われていたのかという 問題を、主に台湾国史館所蔵史料と『和美歳月』編委会 2013『和美歳月―中央民族大学附 属中学校史 1913-2013―』所収の諸史料を用いて検討する。また、蒙蔵学校を中華民国の 数々の学校の中でどう位置づけるべきかという問題も検討する。

終章では、本研究の結論をまとめ、今後の課題を述べる。

第一章 内モンゴルにおける近代学校教育導入の時代背景

小序

清朝は洋務運動や変法自強運動を経て、1901年から一連の近代化政策を打ち立てた。そのうち、教育に関しては、1902年に「欽定学堂章程」を発布し、それを契機として 1904年に「奏定学堂章程」が発布され、1905年には科挙制度が廃止された。

内モンゴルの外藩モンゴル諸旗の中で最初に管轄の旗内において近代的な学堂を創設したのは、ゾスト盟ハラチン右翼旗のモンゴル王公グンサンノルブであった。グンサンノルブは、1901年に新式軍事訓練を行い、1902年に新式学堂を創設し、さらに 1903に軍事学堂と女学堂を創設した。一方、清朝治下の内属モンゴルであった内モンゴルの帰化城トゥメド地域においては、清朝政府の命令を受けて、もともとあった三つの書院を 1903年から新式学堂に改編し始めた。その後、20世紀初頭のやや遅れた時期に、外藩モンゴルの内、アムルリングイ王やビント王の旗⁴でも学校が創られた。これら近代的な学堂の改編や創設は、内モンゴルにおける近代的学校教育の始まりであると言えよう。同時に、各旗の学堂創設時期がバラバラであった点から見ると、清王朝末期においても、モンゴル各旗は分立していて、特に外藩モンゴルは、まるで小王国が乱立しているかのようであったということがわかる。

また、この時期の内モンゴルは、漢人農民の入植やそれにともなう社会変動、そして義和 団事件といった激動の時代を経ていた。そして、ちょうどその時期に、北東アジアをめぐ る日本とロシアの利害対立が表面化していたため、日本はロシアに対抗するような形で小 王国のよう外藩モンゴルの王公たちに接近し、近代学堂創設に協力していた。

本章では、第二章以降の本論を展開する上でのそういった時代背景、すなわち内モンゴル を取り巻く国際情勢や政治状況を、先行研究に拠りつつ解説し、本研究を理解するのに必 要な情報を先に提供しておきたい。

第一節 近代的学堂創設の時代背景

⁴⁴ ホルチン左翼後旗とホルチン左翼前旗。地図2を参照。

第一項 清末の政変と「新政」

清王朝第二代目の皇帝であるホンタイジは、1634年に現在の内モンゴル地域の大半を併合した後、翌 1635年に内モンゴルのチャハル(察哈爾)部からハン(汗)の称号とフビライの玉璽(元朝皇帝の印鑑)を献上され、1636年には国名を「後金」から「清」へと改めた。その後清朝は、満洲地方(現在の中国東北部)と内モンゴルのみならず、旧明王朝、外モンゴル、チベット、新疆などの地域にまで勢力を拡大し、18世紀には最大の版図に達した。

しかし、清王朝は19世紀後半に入ると、列強の侵略や国内の反乱に苦しみ、それまで巧 みに支配してきたモンゴル地域でも種々の改革を施行しようとする。1840-1842 年のアヘ ン戦争ではイギリスと南京条約を締結して 2100 万ドル (銀約 1500 万両) の戦費賠償を承 認させられた(小島・丸山 1896:15)。続く 1856-1860 年のアロー戦争では、対イギリス 賠償金の銀 400 万両、対フランス賠償金の銀 200 万両を払う天津条約を締結した(復旦大 学歴史系・上海師範大学歴史系 1981:40)。1894-1895 年の日清戦争では、日本への銀 2 億 両という多額の賠償金を負担し、それを8回にわけて7年以内に支払った(復旦大学歴史 系・上海師範大学歴史系 1981:388)。さらに 1901 年には、義和団事件の処理を目的とし て締結された「辛丑条約」によって、銀9億8200万両余りという莫大な賠償金を負担させ られて財政困難に陥った(復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系 1981:188)。また、この 「辛丑条約」締結に先立って、清朝政府は変法の詔を発布し、「外国の長所を取り、中国の 短所を去らしめ、富強を致すことを期すべし」と主張して、一定の近代化を指向する改革 を行おうとした。これが所謂「新政」のはじまりである。「新政」のうちのモンゴルに関係 する主な内容、特に「移民実辺政策」によって、清朝の軍事的パートナーとして重視され てきたモンゴルの存在意義は完全に否定された。具体的に言うと、清朝は大臣らをモンゴ ル地域に派遣し、「官開墾」を実施して土地税を課したのである(ブレンサイン 2003:42-43)。 すなわち、対モンゴル「新政」の目的は、新たな行政・軍事・経済・教育などの機構を設 け、モンゴル旧来の社会構造を変革し、清朝南部各省の過剰人口をも導入することにより、 モンゴル地域を一挙に開発しようとすることであった(中見1983:416)。これが内外モン ゴルで強い反発を呼び、最終的にモンゴルの独立運動につながっていったのは、周知の通

りである (中見 2008:312-320)。

本稿で扱うハラチンと帰化城トゥメドの両地域における清末の「新政」の実施状況を見てみると、ハラチン右翼旗のモンゴル王公グンサンノルブは、光緒 33 (1907) 年に清朝政府に対して、(1) 設立銀行 (2) 速修鉄路 (3) 開採鉱山 (4) 整頓農工商 (5) 予備外交 (6) 普及教育 (7) 監督新軍 (8) 創辦巡警という八項目の建議をしている (中見 1983:416)。これらの建議が結果的にいずれもモンゴルの伝統を破壊し、漢人の大量流入を招く政策であったこともよく知られている事実である。また、光緒 29 (1903) 年に満洲人旗人官僚の貽穀が綏遠城将軍に任命され、漢人移住を管理する蒙旗墾務大臣をも兼任した。彼は、光緒32 (1906) 年から下関条約などに伴う清朝政府の財政的負担を緩和する手段として、帰化城トゥメド地域やその周辺部で大規模な開墾を始めた。このような「官売蒙地」(政府による蒙地売却) によって、帰化城トゥメド両旗内部における土地の売却が始まり、漢人移住をさらに促進した。これによって、もとから多かった漢人の人口が圧倒的多数を占めるようになり、彼らの所有する土地も増えていった(暁克・于永発・王奎元 2008: 298)。

そこで、これら漢人移民が内モンゴルにもたらした社会変動を中心に清末の内モンゴル を次項で概観してみよう。

第二項 金丹道暴動に伴う東部内モンゴルでの社会変動

1711年に人頭税が廃止されて人丁を隠す必要がなくなったことや 18世紀にトウモロコシなど新しい作物が中国本土に入ってきたこと、さらには農業技術自体の進歩や衛生状態の改善等々の要因によって、清朝東南部では漢人の人口爆発が起こる。「17世紀末には 1億1千万人だったのが、18世紀半ばには 2億を超え、18世紀末には 3億を突破し、1850年には 4億数千万となった」(吉澤 2009:103)と言われる。それにともなって新たな生計を図るため、大量の漢人がモンゴル、マンチュリア(満洲)、日本、朝鮮、東南アジア等の地域へ移住して行き、この漢人の大量移民は人類史上の大きなトピックとなっていった。

内モンゴルにおいて、ゾスト盟ハラチン地域は、帰化城トゥメド地域と並んで、漢人が早くから流入していた地域である。早くも雍正(1723-1735)初年から山東省や直隷省(現在の河北省)からの被災した漢人がゾスト盟へ大量に押し寄せた結果、清朝は「借地養民」

(モンゴルの土地を借りて内地の難民を養う)政策を適用して、漢人の流入を認めた。この流れによって、19世紀の「封禁政策」にもかかわらず、清末頃になると、ゾスト盟地域の大半がすでに漢人居住地帯と化し、盟旗制度と並行して県治が設定されていた。モンゴル人もその影響で遊牧を放棄し、ゾスト盟全土のモンゴル人がほぼ完全に農民化していった。漢人流入にともなってハラチン地域内のモンゴル人と漢人の人口比も激変をみせる。清末までにゾスト盟 5 旗の内部に 2 府(承徳府、朝陽府)、1 州(平泉州)、5 県(建昌県、建平県、阜新県、彰武県、凌源県)45が設置され、入植してきた漢人を管理するようになった。これによって、モンゴル人は旗ザサグ衙門に管理され、漢人は府、州、県衙門にそれぞれ管理されるという「一地両府」の制度が形成された。すなわち、二重の行政網が設置された。漢人のこの大量流入の結果、ゾーオダ盟46南部からゾスト盟一帯付近において、モンゴル人と漢人の間で以下に述べるような民族衝突が起こり、モンゴル近代史上の大事件となった。

光緒 17 (1891) 年 10 月 9 日に、「モンゴル人を殺して、積怨を晴らし」、「モンゴル人と遭ったらわけを聞かずに殺す」などというスローガンを揚げた「紅帽子」「紅巾賊」と呼ばれる漢人の白蓮教系宗教秘密結社が、ゾーオダ盟オーハン旗で暴動を起こした。これが金丹道暴動の始まりである。2、3 日間で、「紅帽子」のいくつかのグループが組織されて、ゾスト盟を初めとする東南部内モンゴル地域へ拡散していった。彼らは、すべてのモンゴル村落、ラマ廟、天主堂などを焼いて、モンゴル人を殺した。その悲惨な現場を目撃したバヤンビリグト(漢名汪国鈞。史料⑭の著者。ハラチン右翼旗の元管理章京であった)47によると、1918 年の時点でも、「紅帽子」らの振う大刀が記憶の中に蘇るほどの恐怖であったという。彼が「モンゴル人を救ってほしい」という意図で世に出したのが史料⑭『蒙古紀聞』である。ちなみにこの事件は中国で永らく研究がタブー視されていたため、その存在すら一般にはほとんど知られていなかった。上記の事実は最近になって明らかにされたものである。

こうして漢人に追われたモンゴル人は、より北方のジリム盟(現在の通遼市と興安盟を

⁴⁵ 地図2を参照。

⁴⁶ 地図2を参照。ゾスト盟の北隣りである。

⁴⁷ 序章で述べたように、彼の祖先の原籍は山東省登州府汶県であったが、彼自身は既にモンゴル名を名乗ってモンゴル語を話せるようになっていた。

指す)方面へと移住していった。菊竹 1941 によると、1930 年代までにゾスト盟から北部 方面に移住したモンゴル人は凡そ 40 万人に達したという。それが最終的にモンゴル人の農耕村落社会の形成に繋がるほどの社会変動だった(ボルジギン・ブレンサイン 2003)。 金丹道暴動から 9 年経った 1900 年に、赤帽子の残留部隊と言われるハラチン右翼旗の杜家 窩鋪在住の張連昇という名の漢人が義和団の勢力を利用して金丹道の再起を試みようとした。 ハラチン右翼旗のメイレンであったハイサン(海山) 48が張連昇を逮捕したが、張連昇が漢人籍であったため、その審理を平泉県に譲るしかなかった49。 しかし、ハラチン右翼旗から平泉県へ搬送される途中で張連昇は死亡し、その責任を問われたハイサン(海山)はフレー50へ逃げるに至ったと言われる。

1891年に起こった金丹道事件では、結果的に10万人以上のモンゴル人が犠牲になった。また、ハラチンの多くのモンゴル人が北方のモンゴル地域すなわちホルチン方面(上記ジリム盟のことを指す)へ逃げた。「ハラチン右翼旗の強い三人」(ハイサン、アルマスオチル、ソドノム)と呼ばれたうちの一人であるハイサンも、結局旗から離れることになった。これら金丹道事件による諸問題は、清末当時の東部内モンゴルに大きな社会変動をもたらした。

第三項 帰化城トゥメド旗におけるモンゴル人の土地所有権喪失

序章で述べたように、帰化城トゥメド地域には、16世紀にアルタン・ハーンが勢力を拡大していた時代から漢人が移住してきていた。後に帰化城トゥメド地域が清朝治下に入ると、清朝は世襲旗長の代わりに旗人官僚である都統や副都統を置いた上で、乾隆 4 (1739)年には帰化城の東北側に隣接して綏遠城を築き、建威将軍と八旗の軍隊を駐屯させた。1761年に建威将軍を綏遠城将軍に改称させてから、帰化城トゥメドの左翼・右翼両旗は完全に綏遠城将軍の管轄下に入った。この綏遠城を築いたことや綏遠城将軍を置いたことによって、帰化城トゥメド両旗に大きな社会変動がもたらされた。というのは、駐屯する八旗兵

⁴⁸ 後に外モンゴルへ移ってモンゴルの独立運動を起こしたことで知られる重要な人物である。

⁴⁹ 清末の内モンゴルではモンゴル人は旗ザサグ衙門に管理され、漢人は府、州、県等の衙門にそれぞれ管理されていた。

⁵⁰ 地図1を参照。庫倫は現在のウランバートル市を指す。

の兵糧を用意するために、牧地を大規模に開墾し、数十万人の漢人を追加して帰化城トゥメドに移住させたからである。この数十万人の漢人の移住も一因となって、帰化城トゥメド地域のモンゴル人は漸次漢化されていき、清末頃には結果的にモンゴル語を話せなくなっていった(暁克・于永発・王奎元 2008: 288-290)。

一方、帰化城トゥメドのモンゴル人は戦争等の公務を果たしている時は兵士(清朝当時 は箭丁と呼ばれた。以下箭丁と呼ぶ)であったが、普段の時には本来は一般の遊牧民であ った。帰化城トゥメド両旗のモンゴル人成年男子は、ラマを除いて基本的に全員箭丁(兵 士) であった (アラムス 2013:54)。そして清朝政府は軍事力を維持するために、俸給の 代わりに、これらモンゴル人箭丁に戸口地という名の農地を与えていた(アラムス 2013: 65)。ところが、牧地の減少などの原因によって、この与えられた農地を除いて他の収入源 がなくなってしまったモンゴル人箭丁の大多数は、帰化城トゥメドに移民してきた漢人に 農地を賃貸し、小作料をもらうことで生計を立てて、兵役を果たしていた。しかし、嘉慶 年間(1796-1820)に入ると、旧明王朝時代から存在していたと思われる永久の農地賃貸契 約がモンゴル人地主(箭丁)と漢人小作農との間に広まり始め、その永小作権の転売や貸 借も漢人小作農の間で広がっていった。モンゴル人箭丁(地主)と漢人佃戸との農地賃貸 契約は、初期の期限無設定型賃貸契約から期限設定型賃貸契約へ、さらには最終的に、永 久の賃貸契約となり、モンゴル人は小作農を選定する権利を完全に喪失する。さらに、一 時金の新規借用と引き換えに、この農地をチベット仏教寺院に質入れすることによって、 帰化城トゥメド両旗のモンゴル人箭丁は戸口地に対する小作料受領権をも喪失していった (アラムス 2013:83)。そのほかに、モンゴル人箭丁は、戸口地を非合法の形で絶売する パターンでも喪失していった (アラムス 2013:108)。清朝の軍事力を支える内属モンゴル 兵士でもある帰化城トゥメドのモンゴル人は、このようにして経済基盤が弱体化していっ た。モンゴル人による農地売買が自由化される中華民国期には、これらの現象がさらに進 み、モンゴル人の貧民化や文化喪失がこの地域の大きな特徴となってしまう。

第二節 清末民国初期における教育改革と日本式教育の導入 第一項 清末民国初期における教育改革とモンゴルに対する政策 清王朝末期においては、多くの開明派官僚や知識人たちが近代化運動を起こし、当時の社会制度を改革しようと努めていた。その中で彼らは教育改革をも試みた。李鴻章や曾国藩、張之洞らによって指導された洋務運動期(1860年代から 1890年代)においては、語学、軍事、機械技術等の教育のみに留まったものの、京師同文館、上海広方言館、福建船政学堂、天津水師学堂、南京陸軍学堂などの学校ができた。それに続いて、日清戦争後、日本の明治維新に習って政治や法律を改正することによって真の近代化を目指すという変法自強運動が、康有為、梁啓超らによって企図された。この時の教育改革は戊戌の政変(1898年)の結果実現されなかったが、その後 20世紀初頭に清朝政府が実施する教育改革の基本路線は、ほぼこの時期に構想として提出されている。その意味で戊戌期の教育改革は、清末教育史上重要な意義を有するものであった。

また、日清戦争での敗戦は、清王朝にとって、アヘン戦争とは比較にならないほど大きな衝撃であった。日清戦争以降、清朝政府は日本に学ぶことが西洋的富強への近道だと判断したため、両国は全面的に協力する時期に入った。このあと清王朝から多くの学生が日本に留学し、日本語を通して、即席に欧米の近代文明を取り入れようとした(宮脇 2006: 230)。このように清末の教育は日本の影響を大きく受けており、日本式教育を採用しつつあった。同時に、日本人教師を招いて新式教育を行なっていた。したがって、先行研究では述べられていないものの、内モンゴルにおいて、グンサンノルブもこれらの影響を受けて教育改革を行ったと考えられるのではないだろうか。

清朝末期の中国において近代的な学校制度が正式に成立するのは、20世紀初頭の義和団事件以後のことである。具体的には、1902年の「欽定学堂章程」の発布が契機であり、1904年に「奏定学堂章程」が発布され、科挙制度が廃止されるのは、1905年であった(阿部 1993:3)。

一方、既に光緒 32 (1906) 年 8 月の段階で、日露戦争後に東部内モンゴルを視察した姚 錫光 (後の蒙蔵事務局副総裁) が、以下のような「蒙漢同化における教育宗旨」を打ち出 していた。

〈筆者による漢文からの和訳〉

モンゴル人に対する教育の主旨は、国家の利益を重んじ、国益の所在によるべきである。しかし、現在の一つの大きな問題は、モンゴル各旗のザサグ(旗長)が、その管轄下の部族民との間で、相変わらず領主と臣民という関係を有していることである。そうだとすれば、今日教育事業を興し学校を設立するのは、各旗ザサグの代わりに部族民を教育するためであろうか、或いは我が国のために国民を教育した上で、一緒に租税を納め、一緒に国を守り、渾然とした一体をなすためであろうか…この教育上の主旨は国家にせよ、モンゴルにせよ、漢民にせよ、決して損害とならず、利益をもたらすことである(史料②『内蒙古教育志』編委会 1995:581-582)。

これは、清末の「新政」のうちの、内モンゴルに対する教育政策だとも言える。このように「新政」が実行され始めた頃から、既にモンゴル人向けの蒙漢同化教育がきわめて重視されていたのである。

辛亥革命によって清王朝が滅亡すると、グンサンノルブは一時期、清朝復辟運動にもかかわるが、結局は、「五族共和」(漢、満洲、モンゴル、チベット、回)の理念で国家統一を図ろうとする中華民国の袁世凱政権の下で、内モンゴル地域の近代化を模索し続ける。中華民国が成立して間もない 1912 年 7 月、蔡元培(中華民国初代の教育総長)が「蒙蔵回教育計画」(モンゴル・チベット・回)を提議した。また、清末の資政院時代の蒙古議員や中華民国時代の蒙古国会議員の重要な選考規定は、漢語に堪能であることであった。そして、中華民国政府は、成立当初から蒙古国会議員の養成をも重視していた(張建軍 2012:332)。続いて 1913 年に、北京で蒙蔵学校(のち、蒙蔵専門学校と改称。以下蒙蔵学校と略称する)が設立され、モンゴルの各旗から学生を募集する。

第二項 日本式教育の導入と漢人革命派の形成

清王朝は、すでに近代化を達成した西洋国家であるイギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、そして後に日本を、目指すべきモデルとして近代化の指針を検討することとなる。 まず最初に、西洋が発展した原因をその物質文明だけに求める漢人官僚の曾国藩や李鴻章 らを代表とする洋務派が近代化を試みた。しかし、清仏戦争、日清戦争などで清朝が敗北 すると、それら近代的な軍備のみでは真の近代化は達成できないと批判し、清朝の皇帝専制支配自体を立憲君主制に変えようとする漢人知識人の康有為や梁啓超を代表とする変法派が現れはじめた。またその一方で、満州人王朝を打倒しない限り漢人が政治の主役になることはできないため、満州人支配を打倒し、同時に皇帝専制をも打破しなければならないと主張する漢人革命派が現われて、変法派の改良主義路線に異議を唱えた。彼ら革命派の多くは、日本留学組を中心とする外国で新思潮を学んだ若い人々であった(横山 1996:5-14)。

清国人による日本留学が始まった最も直接的な理由は、日清戦争における敗戦に刺激され、清王朝が隣国の発展を見直し始めたことであった。清朝政府による推進と日本政府の積極的な受け入れ、地方官僚と士紳階層による奨励、清国文化と日本文化との類似性や日本留学の安いコストなどが、清国民衆の救国意識と混じり合って、清朝の歴史上、未曾有の大規模な外国留学ブームが生じた(呂・徐 2011:183-186)。

在日清国留学生に革命仇満的民族主義を植えつけて、思想的影響を与えたのは、1900年の自立軍蜂起に投じて、失敗後日本に亡命した秦力山51と章炳麟52である。その時、清国臣民全体(満・蒙・漢)を「単一の黄種」と認識し、清朝内部の種族間の団結を強調し、滅満に反対する厳復による「亡国滅種」の危機感が誕生する。それに対して、「満滅興漢」を訴える汪精衛による排満主義が出現した。満洲人の持つ政治権力を漢人が奪い回すべきだという主張である。そして、1903年に鄒容53が革命宣伝の書『革命軍』を発表し、「代々仇たる満洲人、共同の敵たる愛新覚羅氏を、砲煙弾雨の中に馳駆せよ。…皇漢人種の革命独立万歳。中華共和国万歳。中華共和国四億同胞の自由万歳。」と叫び、初めて「中華共和国」という構造を提示した。漢人革命派らは「復仇主義」から「中華思想」を提唱し始めた。またこの年、ロシア軍が義和団事件処理後東北地方からの軍隊引き揚げの協定に違反して東北地方に駐屯し続けたため、在日清国留学生の革命仇満的民族主義がいっそう高まった(片岡 1984: 280-282)。

⁵¹ 秦力山は東京で『国民報』を創刊して改良派を批判し、「革命仇満の二大主義を宣伝」 した。片岡 (1984:280)。

⁵² 章炳麟は「支那亡国二百四十二年紀念会」を発起し、明の滅亡を記念することによって、 清朝に対する漢人の民族的敵愾心を高めようとした。片岡(1984:280-281)。

⁵³ 鄒容(1885-1905)は四川出身。日本に留学。『蘇報』事件で獄死。

一方、日本において、革命意識を身につけた清国人留学生や、革命運動で清朝を追われた亡命者らによって、孫文を盟主とする広東派の興中会⁵⁴、宋教仁を会長とする湖南派の華興会⁵⁵、蔡元培を会長に据えた浙江派の光復会⁵⁶、そして湖北派の科学補習所⁵⁷が組織された。孫文の革命運動を支援していた日本人の一人である宮崎滔天⁵⁸らの仲介によって、各革命派は清朝打倒という共通の目的で同盟会を組織したものの、革命理念同士のせめぎあいが続き、革命派は失敗を繰り返しながら、それぞれ別々に蜂起⁵⁹を起こしていた。そして、最終的に 1911 年 10 月 10 日に湖北において武昌蜂起が起こったのである。

したがって、漢人官僚が主導した清末の留学生派遣によって、結果的に歴史を変えるエリートが育成されるに至ったということができる。そこで次に、清朝の官僚であったモンゴル人王公たちが、このような革命意識を身につけた漢人革命派に対して真正面から対抗できたのか、というその問題を概観していきたい。

第三節 清末の内モンゴルにおける近代学堂創設と改編

第一項 清末のグンサンノルブと「ハラチン三学」

1. 清末におけるグンサンノルブの試行錯誤

光緒 25 (1899) 年に、グンサンノルブは父親であるワンドトナムジルの爵位を襲爵するとともにハラチン右翼旗第 13 代旗長となり、1903 年にはジョスト盟盟長に輔任されている。彼が政治の世界へと足を踏み入れて最初に直面したのは、義和団事件であった。グンサンノルブは、これを鎮圧することに成功したと言われる。義和団事件や前述した 1891

⁵⁴ 興中会は「駆除韃虜、恢復中華、創立合衆政府」を提唱した。横山(1996:11-13)、王柯(2011:2)を参照。

⁵⁵ 華興会は「駆除韃虜、復興中華」を提唱した。横山(1996:11)、王柯(2011:2)を参照。 56 光復会は「漢族を光復し、我が山河を取り戻し、身を以て国家に捧げる」を提唱する。 横山(1996:11)、王柯(2011:2)を参照。

⁵⁷ 科学補習所は武昌起義を起こした主役の一つである革命結社・文学社を生み出した。横山 (1996:11) を参照。

⁵⁸ 宮崎滔天 (1870-1922) は孫文の最大の日本人盟友である。『三十三年の夢』を書いて世界に孫文を紹介した。孫文の革命運動を支援していた日本人は宮崎滔天、清藤幸七郎、平山周、内田良平、末永節らであり、興中会メンバーとして加わった日本人は、山田良政、内田良平、福本誠、末永節の4名である。横山(1996:11)、横山(2014:27-32)を参照。 ⁵⁹ 例えば、孫文は一貫して廣東を中心とする辺境革命を展開したが、蜂起はことごとく失敗した。1895年10月の廣東の広州起義から始まり、1911年4月の廣東広州の黄花崗起義まで孫文は10回に渡る革命蜂起を起こした。それを「十次起義」とも称する。横山(1996:14-15)を参照。

年の金丹道暴動から、彼は制度改革と強い軍隊を持つ必要性とを教えられたようである。 金丹道暴動の後、清朝が「新政」を発布した際、彼は自らのもとで強力な軍隊を組織する 許可を求めたが、「定制」に反するとの理由で斥けられ、現有兵力の訓練で備えることのみ が認められた(中見 1983:414)。

彼は、身分や賦税などに関する制度改革をも試みている。「…昔から属民の身分をいくつかの階級に分け、上にいる人たちが下の属民たちを人間ではないように扱ってきた。このような悪い制度に従えば、国家や部族は進展できないのである。西方で新たに発展した国々はこのような昔の制度を廃止したからこそ強くなったのである。…これから属民皆をソムのアラド(皇帝直属の自由民)としよう。…」と述べて身分改革を試みたと言われる。また「昔からモンゴル諸旗における賦税は人口によるものであり、戸数によるものではなかった。しかし、現在は昔のように思うままに放牧して家畜を増産させることはできなくなった。万里の長城に近いモンゴル地域においては、百年前から漢人が入植してきて開墾したため、昔のようには放牧できないので、我々モンゴル人も漢人のように農業を営み、各自の農地を持つようになった。そこで畑の面積に準じて納める税金を決めよう。…したがって、戸ごとに税金を納めることにしよう。…」60というように、税金を戸ごとに納める賦税改革をしたとも言われる。

光緒 27 (1901) 年の春、グンサンノルブは清王朝の新たな要求に応じて、新しい軍を組織した。北洋大臣と直隷総督を兼任していた袁世凱と北京で会い、袁世凱の紹介によって保定武備学堂の卒業生である周春芳を軍事教官として招いた。旗内の強壮な男子を選んで、王府の衛兵たちと一緒に正規の軍隊とした。夫人も侍女たちを集めて女子軍を組織した(史料⑩の汪国鈞 2006:45-50)。

2. 最初の学堂―崇正学堂(töb-i erkimlekü tangkim)

光緒 28 (1902) 年 10 月にハラチン右翼旗でグンサンノルブによって創設された崇正学 堂は、内モンゴルにおける最初のモンゴル人向けの近代的学堂であると言われる。グンサ

⁶⁰ 史料③鄭・李 2012: 42-46 に引用された delekei-yin neretü kümüs-ün temteglel。また、史料③内モンゴル自治区社会科学院所蔵の『世界の著名人一グンサンノルブ』(delekei-yin neretü kümüs-ün temdeglel)。

ンノルブは「私は王として、地位や経済面で恵まれた環境にあり、不幸なことは一切ないと言っても良いほどであるが、今日のような興奮は初めてである。なぜなら、私は属民の子弟たちが学堂に入学するのを見て、教育を受けた者たち皆が将来チンギスハーンの偉業を復活させる責任を担うものとなるだろうと喜んでいるからである」と述べ(史料②『内蒙古教育志』編委会編 1995:269)、「崇正」という二字を記した看板を学校の正庭に掲げたと言われる。ザサグであるグンサンノルブが自ら校長を務めるとともに、浙江省銭塘出身の陸君略と江蘇省無錫出身の銭桐⁶¹を招いて主任教師とし、長安(モンゴル人、漢名邢宜庭)を漢文教師、富斋宝(モンゴル人、漢名包景文)を蒙文教師として、旗内の学齢児童や青年を入学させた。また、陸君略とバヤンビリグト(漢名汪国鈞、史料⑭の著者)に漢文の四字句と蒙旗の地理教科書との編集を依頼した(吴・邢1979:4)。また、宿舎や食堂、小規模な図書館といった設備を整えて、それにかかる一切の費用を公費でまかない、さらに、遠方からの通学生は、毎日登校する時に馬車で送迎した。主にモンゴル語、漢語、書道、絵画、音楽、体操等の科目を履修させた。当時の崇正学堂の初級一年生の課程表は以下の通りであったと言われる⁶²。

【表 1】崇正学堂の初級一年生の課程表

月	自習	算術	蒙文	社会	音楽	体育	会話
火	自習	算術	蒙文	蒙文	日本語	日本語	書道
水	自習	算術	蒙文	社会	日本語	体育	漢文
木	自習	算術	蒙文	蒙文	音楽	書道	漢文
金	自習	算術	蒙文	社会	日本語	体育	漢文
土	自習	算術	蒙文	蒙文	蒙文	体育	漢文

この崇正学堂の創設に当っても、章程及び教授方法起草のため2名の日本人が関わったとされている(横田2004:76)。それは寺田亀之助と通訳を務めた小池万平という陸軍関係者で、グンサンノルブから嘱託された杭州出身の陸韜者⁶³に協力して一切の章程に参酌したとされているものである。

⁶¹ 二人ともハラチン右翼旗の学堂でいつまで教えていたかは明らかでない。

⁶² 中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編(1986:81)を参照。この表の縦列が何を示しているのかは不明であるが、時限を示している可能性が高い。

⁶³ 浙江省銭塘出身の陸君略のことを指していると思われる。

光緒 29 (1903) 年秋には、グンサンノルブは崇正学堂の優秀な学生であるデゲジンゲ、エンヘブレン (漢名呉恩和)、テムゲト (漢名汪睿昌)、ノルンベイレ (漢名汪子瑞) の 4 人を北京の東省鉄道露文学堂に送り、ロシア語を学ばせたことが分かっている 64。

3. 日本人教師による学堂―守正武備学堂と毓正女学堂

守正武備学堂(töb-i sakiqu tangkim) は軍事訓練を中心とする学堂であり、毓正女学堂 (töb-i kömüjigülkü tangkim) は女子教育を行っていたところであった。本研究の第三章で 詳しく述べるように、守正武備学堂には日本陸軍の伊藤柳太郎(大尉)、吉原四郎(大尉)、寺田亀之助(中尉か?)が赴任していた。毓正女学堂には日本人教師の河原操子⁶⁵、鳥居 きみ子らが連続して招かれた。

また、これらの学堂からは日本にも学生を送っていた。1903 (明治 36) 年に開校した守正学堂から日本に送られた男子留学生は、呉恩和(恩和布林とも書く)、汪睿昌(特木格圖・特睦格図とも書く) 66、伊徳欽(徳欽とも書く)、金永昌(金卿・納們必勒格・諾門必立格・諾門畢力格とも書く)、于恒山である(横田 2009: 166)。

やがて帰国したこれらの男子留学生たちは後に、「第一次満蒙独立運動」と日本側から呼ばれる清朝復辟運動において重責を担うまでになった。明治 44 (1911) 年 10 月、武昌蜂起をきっかけとして辛亥革命が勃発した。まさにその月の 30 日に留学生の汪睿昌、伊徳欽、金永昌の 3 名が宇都宮太郎宅⁶⁷を訪れ、「時局の談を為し」たのであった。同年、12 月 18 日に宇都宮太郎から「徳欽へ返電す」とあるが、呉恩和の『辛亥革命時期的回憶』にも、「辛亥革命が起こった時、私はちょうど日本の千葉医科大学に留学中だった。この学校に清国からの留学生が十数名いたので、皆で救護隊を組織し、病や怪我に苦しむ戦士を救護するため、武漢の第一線に赴いた。しかし、私自身はモンゴル民族の独立運動のため、この組織に参加しなかった。私は東京に行って、東京農科大学に留学中の本旗(ハラチン右翼旗)の学生伊徳欽と金永昌に合流して一緒に上海に帰った」(横田 2005:100-101) と

⁶⁴ 吴・邢 1979:4-5 を参照。東省鉄道露文学堂というのはロシア語の学校である。

⁶⁵ 河原操子の写真は【写真 3】である。

⁶⁶ 呉恩和と汪睿昌は上記ロシア語を学んだ2人と同一人物である。

⁶⁷ 宇都宮太郎 (1861-1922年) は参謀本部第1部、第2部の各部長を務め、第7師団、第4師団の各師団長になり、朝鮮軍司令官などを経て、大正8(1919)年大将に進み、翌年軍事参議官に昇進する。

記されているとおり、徳欽は金永昌、呉恩和とともに「蒙古民族独立運動」のために帰国 する。

一方、毓正女学堂からは、恵貞、保貞、淑貞というハラチン右旗王府重臣の娘たち3人が日本へ留学したことが分かっている。彼女らは、毓正女学堂で日本人教官として2年余り務めた河原操子の帰国に伴って来日することとなったのである(横田2005:97-99)。

史料⑩の『蒙古紀聞』によると、守正武備学堂は、宣統 2 (1910) 年から財政上の理由で学生数を減らしたりして、衛隊と改称され、学堂の名前だけは残されたが、実質上は王府の護衛隊となったようである。毓正女学堂については、王の夫人による厳しい管理が学生たちに嫌われたことや学生たちの側の資質上の理由⁶⁸によって学堂の運営が厳しくなった。光緒 34 (1908) 年に夫人が北京へ引っ越したことから学堂の経費を出せなくなり、毓正女学堂は消滅してしまったようである⁶⁹。

グンサンノルブは以上のように、旗内の改革に必要な人材を育成しようとした。先行研究はハラチン右翼旗の学堂の創設までしか述べていないが、本研究では、その残された課題を新たな史料を用いて次章で解明していきたい。

第二項 満洲人旗人官僚による近代学堂の改編

前述したように、清代の帰化城トゥメド旗は内属モンゴル地域であったため、外藩モンゴルのような世襲旗長が置かれず、旗民は理藩院から直接派遣されてきた旗人官僚である都統や副都統たちによって管理されていた。

清末における「新政」のうちのモンゴルに関係する「移民実辺政策」が帰化城トゥメド地域で実施される際、光緒 29 (1903) 年に満洲人旗人貽穀が綏遠城将軍に任命され、漢人移住を管理する蒙旗墾務大臣をも兼任した。貽穀ら清末の旗人官僚たちは、帰化城トゥメド地域において、土地開墾を進める一方で近代学堂の改編や創設にも関わっていた。まず光緒 27 (1901) 年における清朝政府の命令70によって、帰化城トゥメド地域において、元々

⁶⁸ 宣統元 (1910) 年から学堂章程が変更されたことによって、家庭の不幸者や不正行為を 行った婦女が入学して、学堂の名誉が損なわれたという。史料⑭汪国鈞(2006:87)を参照。 ⁶⁹ 史料⑭汪 (2006:87-88) を参照。

⁷⁰ 清朝政府は「各省の凡ての書院について、省城にある書院を大学堂へ改編し、府や直隷州にある書院を中学堂へ改編し、州県にある書院を小学堂へ改編し、蒙養学堂を多数設置せよ。教育内容は四書五経を主とし、歴史や国内外の政治学芸を補佐内容とせよ」と命じ

あった三つの書院が以下のように、順次それぞれ学堂に改編された(王慧 2005:9)。光緒 29 (1903) 年に帰綏道の朴寿⁷¹が古豊書院(漢人向けの書院)を帰綏中学堂へと改編し、光緒 30 (1904) 年に綏遠城将軍貽穀が長白書院(啓秀書院、満洲人向けの書院)を綏遠中学堂に改編し、光緒 32 (1906) 年には帰化城副都統文哲琿が土黙特官学(啓運書院、モンゴル人向けの書院)を蒙小学堂へと改編したことが分かっている(劉麗君 2004:8-9)。これが最初の蒙小学堂(モンゴル人向けの小学校)であり、翌光緒 33 (1907) 年に土黙特高等小学堂⁷²と改名される。先に漢人向け、満洲人向けの学堂ができて、後からモンゴル人向けの学堂ができたことが分かる。帰化城トゥメド地域の近代学校教育の振興において功績を残した官員の中では、上述した綏遠城将軍貽穀と光緒 32 (1906) 年に赴任した帰綏道尹胡孚宸が特に有名である(王慧 2005:20)。ここで先にその後の学堂数の変化を追加して述べておくと、この後も、以下のように次々と学堂が創られていった。

学務股長参領都 …土黙特第二初等小学堂を増設し、この冬の月の二十六日⁷³に開学する予定である。私塾に通っている本旗のすべての官員兵丁の子を、必ず本旗第二初等小学堂に入学させてほしい。第二小学堂を小東街関帝廟内⁷⁴に創設する予定で、校舎も用意している。私塾に通っている二十一名の学生は早めに入学してほしい。(中略)兵司⁷⁵。光緒三十四(1908)年十一月十八日⁷⁶

…土黙特旗に現在高等小学堂と初等小学堂を三ヶ所創設している。…しかし、近隣の他の陳や村からこれらの学堂に通うのはやはり遠く、学生が通えない状況に置かれて

た。王慧(2005:9)を参照。

⁷¹ 職名について、現在は不明である。

⁷² 1915 年には土黙特高等小学校と改名された。本章の冒頭で述べた烏蘭夫ら帰化城トゥメド地域の知識人はこの土黙特高等小学校で学んだ後、蒙蔵学校に進学したのであった。この高等小学校は、1931 年に土黙特旗小学校と改名され、1978 年から土黙特学校と改名される。郝 1989、孟 2010、王・路 2008 等を参照。

⁷³ 11 月か 12 月のことであろう。

⁷⁴ 帰化城の内部だと思われる。

⁷⁵ 帰化城副都統の下に戸司と兵司という部所が置かれており、その内、兵司が学堂を管理していた。

⁷⁶ 帰化城副都統の下に置かれていた兵司の学務股長参領都宛咨文。史料⑦トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「移請兵司転饬在私学就読之学生一併転送第二初小的咨文」。档案番号80-12-44。 史料 頌陳志明主編(2006:44)にも収録されている。

いるため、帰化城内に、半日学堂を増設してほしい。…右の通り、兵戸司⁷⁷、学務股 と十二の参領が依頼する 宣統元 (1909) 年正月⁷⁸

上記史料によると、光緒 34 (1908) 年の 11 月か 12 月頃に、帰化城トゥメド旗内の私塾に通っている官員兵丁の子を対象として帰化城の関帝廟内に第二初等小学堂が設けられたようである。第一初等小学堂とは、上述の光緒 32 (1906) 年に創設された蒙小学堂(土黙特高等小学堂) の生徒数が増えた後、帰化城の文昌廟内に創設した学堂を指す(劉麗君2004:8)。翌宣統元(1909) 年には、学堂に通うのが不便な遠方からの学生を対象として半日学堂が増設されたわけである。その他、薩拉斉、托克托城、和林格爾や清水河等トゥメド周辺でも次々と近代学堂が創設されていた(史料図高賡恩纂:472-482)。帰化城には、宣統 3 (1911) 年までに満洲人向けの学堂、モンゴル人向けの学堂、漢人向けの学堂や回民向けの学堂を合わせて、合計 10 箇所もの学堂が創設されていたことが分かっている(王慧2005:9)。その内、モンゴル人向けの学堂と断定できるのは、土黙特官学を改編して創られた蒙小学堂(土黙特高等小学堂)、第一初等小学堂、第二初等小学堂、及び光緒 32 (1906) 年に貽穀が改編した陸軍学堂79の陸軍第二営(劉櫻2011:42) である。

小結

本章では、第二章以降の本論を展開する上での時代背景、すなわち近代内モンゴルを取り巻く国際情勢、政治状況や社会変動を、先行研究に拠りつつ解説し、本研究を理解するのに必要な情報を先に提供した。それをまとめると、以下の通りになる。

1634年から1635年にかけて、内モンゴルを支配下に入れた清王朝は、19世紀後半に入ると、列強の侵略や国内の反乱に苦しみ、それまで巧みに支配してきたモンゴル地域でも種々の改革を施行しようとした。その結果として、清王朝が打ち出した対モンゴル「新政」の目的は、新たな行政・軍事・経済・教育などの機構を設け、モンゴル旧来の社会構造を

⁷⁷ 兵司と戸司という意味。

⁷⁸ 兵戸司、学務股と十二の参領からの各佐領宛箚文。史料⑦トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料。「通論兵戸司学務股併十二参領転饬各佐筹設半日小学堂」。档案番号 80-12-49。史料②陳志明主編(2006:46)にも収録されている。

⁷⁹ 光緒 27 (1901) 年に綏遠城将軍信恪が清末の新政に従って創設した武備学堂を同 32 年 に改編した。

変革し、清朝南部各省の過剰人口をも導入することによって、モンゴル地域を一挙に開発 しようとするものであった。そのうち教育に関して言うと、日露戦争後に東部内モンゴル を視察した姚錫光(後の蒙蔵事務局副総裁)が、1906年に「蒙漢同化における教育宗旨」 を打ち出していた。

本稿で扱うハラチンと帰化城トゥメドの両地域における清末の「新政」の実施状況を見てみると、まず、ハラチン右翼旗のモンゴル人王公グンサンノルブは、1903 年に日本を訪問し、日本の協力を得て近代的な学堂を創設していた。また、1907 年に清朝政府に対して、対モンゴル近代化政策として八項目の建議を提出していた。一方の帰化城トゥメドでは、1903 年に綏遠城将軍に任命され、漢人移住を管理する蒙旗墾務大臣をも兼任した満洲人旗人官僚の貽穀が、1906 年から下関条約などに伴う清朝政府の財政的負担を緩和する手段として、帰化城トゥメド地域やその周辺部で大規模な開墾を始めるとともに、新式学堂の改編・創設を進めていた。

こうして内モンゴルにおいて近代的な学校教育がようやく開始されつつあった 20 世紀 初め頃には、日清戦争後の日本留学ブームによって、漢人知識人が既に数多く育成され、革命思想を身につけていた。つまり、内モンゴルでも近代的な学校教育が始まったとは言うものの、その時点で既に漢人居住地域との間には、このような大きな「教育格差」が生じていたわけである。一方、東部内モンゴルでは、漢人農民の入植に伴って清末の 1891 年に金丹道暴動という地元モンゴル人と入植してきた漢人との間の大きな衝突が起こった。それによって、ハラチン地域付近のモンゴル人がより北方のモンゴル人居住地域(ホルチン方面)に移住していき、結果的にモンゴル人農耕村落社会の形成に繋がるほどの社会変動を起こした。帰化城トゥメド地域では、16 世紀から漢人移住が始まり、18 世紀中旬からさらに進んだ。また、帰化城トゥメド両旗のモンゴル人成年男子は、ラマを除いて基本的に全員が清朝の兵士(モンゴル人箭丁)であり、戸口地という名の農地を清朝政府から与えられていた。この与えられた農地を除いて他の収入源がないため、モンゴル人箭丁は帰化城トゥメドに移民してきた漢人に農地を賃貸し、彼らから小作料をもらうことで生計を立てて、兵役を果たしていた。しかし、その農地賃貸契約は、当初のいつでも解約できる期限無設定型賃貸契約から、期限設定型賃貸契約や永久の賃貸契約へと変化していき、モ

ンゴル人地主は小作農を選定する権利を徐々に喪失していく。モンゴル人による農地売買が自由化される中華民国期には、農地の質入れや売買などの現象がさらに進み、モンゴル 人の貧民化やモンゴル語などの文化喪失がこの地域の大きな特徴となってしまう。

行政上においては、これらの漢人移住が進んだ結果、ハラチン地域では、モンゴル人は 旗ザサグ衙門に管理され、漢人は府、州、県衙門にそれぞれ管理されるようになる。帰化 城トゥメド地域でも、モンゴル人は旗衙門に、山西省北部方面から移住してきた漢人は庁 に管理されるようになる。こうして「一地両府」の制度が形成された。

次章以降では本論に入り、まるで小王国が乱立しているかのようであった外藩モンゴル 地域においても、漢人移住がもたらす社会変動が進んで、清末の「新政」が実施された頃 に、モンゴル人王公や満洲人旗人官僚の指導下で、内モンゴルにおける教育の近代化がど のように導入されたかという問題について、その教育がモンゴル文化の伝承・発展にどれ ほど貢献できたかという問いをも設定しつつ、詳しく検討していきたい。

第二章 グンサンノルブによる日本陸軍軍人招聘の経緯とその背景

小序

ここから、本研究の本論部分に入る。まず本章では、現役の日本陸軍軍人であった伊藤柳太郎が清末期内モンゴルのハラチン右翼旗の近代的学堂に招聘された事例を取りあげて、同旗のザサグであったグンサンノルブが日本の陸軍軍人を招聘して近代的な学堂を創設した際の経緯とその背景を明らかにすることを目的とする。

清朝政府は、日清戦争の翌年(1896年)から学生を日本留学に派遣し始め(汪向栄 1991: 181)、光緒 27 (1901)年からは日本人教師を招聘し始める(汪向栄 1991: 125)。本研究の冒頭で述べたように清朝支配下にあったモンゴル地域においては、ゾスト盟ハラチン右翼旗のグンサンノルブが日本の協力を得て「ハラチン三学」と称された3つの近代的学堂を創設し、モンゴル人学生を日本に留学させていたことは前章で述べた通りである。1902年の崇正学堂の創設にあたっては、日本陸軍の寺田亀之助(中尉か?)と通訳の小池万平が学堂章程及び教授方法起草に関わったとされている(横田2004:76、横田2013:29)。守正武備学堂と毓正女学堂は、1903年にグンサンノルブが日本に招待された後に創設される。この2つの学堂の創設に関わったのは、日本陸軍の伊藤柳太郎(大尉)、吉原四郎(大尉)や教師の河原操子らである。

「ハラチン三学」の創設に関わった日本人教師のうち、寺田亀之助は、「清國事情視察ノ為メ」(横田 2013:37) ハラチンに来て崇正学堂の創設に関わった人物であった。一方、守正武備学堂の創設当時から軍事教官を務めた伊藤柳太郎と吉原四郎は、後に日露戦争時の特別任務班第一班に加わって活動している80。河原操子についても「日露戦争後、勲六等に叙せられ、宝冠章を賜りました」と自伝の編者によって解説されている81。河原の帰国後、すなわち日露戦争後にハラチン右翼旗の学堂に赴任したのが鳥居龍蔵とその夫人の鳥居きみ子であった。したがって、日露戦争前にハラチン右翼旗の学堂創設に関わった日本人教師のほとんどが日本陸軍の軍人であった。吉村(1991)は「ハラチン三学」創設に関わった日本人について言及していないが、その後のハラチンにおける町田咲吉82・高橋

⁸⁰ 一宮(1909:185-189)を参照。一宮(1909)は、序章で説明したように、河原操子による自伝である。

⁸¹ 河原(1969:102)。

⁸² 史料15町田 (1905) を参照。

雄治⁸³らの鉱山・農業調査事業や河原の教育活動を「日露戦争期における広義の情報蒐集 の一環としての役目である」と指摘する。

ところが、その他の中国や日本における先行研究では、主としてハラチン右翼旗における学堂建設事業や日本人教師の招聘工作などグンサンノルブによる改革への努力のみに焦点が当てられ、ロシアと日本の対立という時代背景を積極的に関連づけた研究が見られない。例えば、横田 2004 は、日本人教師の履歴をまとめ、彼らが担った重い役割を述べている。その上で、「伊藤、吉原、河原の三名と鳥居夫妻とは日露戦争を挟み、負わされた任の性質が明らかに違うものであったことは言うまでもない」と最後に一言述べるものの、実証的な検討はなされていない。横田 2010 においては、日本人教員の派遣が、日本がロシアと敵対し、中国東北部を掌握するための一方策であったということを最初に指摘するものの、その問題に対する具体的な検討はなされておらず、伊藤柳太郎が招聘された際の契約書及び日本陸軍による承認の問題に短く言及するに止まっている。また、中見 1983 と中見 2013 においては、グンサンノルブの日本訪問や日本人教師招聘について論じ、吉原四郎による日記中の「情報収集のためにハラチン右翼旗で教習になった」という記述を引用するものの、日本陸軍による情報収集活動については具体的な検討がなされていない。

横田 2003、横田 2010、横田 2013 等の学堂あるいはその教師自体を対象とする先行研究でも、もちろん日本側の意図については言及されている。しかし、日本陸軍のこのような情報収集活動の流れの中に伊藤らの招聘を位置づけた先行研究は全く存在せず、あくまでモンゴル王公による招聘行為のみを純粋に高く評価する研究が大部分を占めている。また、先行研究では述べられていないものの、内モンゴルにおいて、グンサンノルブも清朝による日本への留学生派遣や日本人教師招聘の活動から強い影響を受けて教育改革を行ったという可能性も考えられるのではないだろうか。そこで本章では、日露戦争直前に日本陸軍がグンサンノルブの学堂創設に協力した点に関して、当時の政治情勢と連動させて考察したうえで、伊藤柳太郎の招聘問題を詳しく検討していきたい。その検討に際して、史料⑤日本の防衛省防衛研究所図書館所蔵関係史料、新聞記事①『読売新聞』(東京版)、史料⑥『モンゴリン・ソニン・ビチク』(Mongyol-un sonin bičig、『モンゴルの新聞』)、史料⑩『烈士伊藤柳太郎少佐』84、史料⑩『貢桑諾爾布的史料遺拾』を使用する。

⁸³ 史料⑯高橋・渡辺 (1905) を参照。

⁸⁴ 永田新之允編(1943)『烈士伊藤柳太郎少佐』文録社。大阪府立中之島図書館と国立国 会図書館に所蔵されている。長志珠絵氏(神戸大学)にその存在を教えていただいた。謝 意を表したい。

第一節 清末の政治情勢とグンサンノルブの日本訪問

第一項 清末のハラチンにおける社会変動とグンサンノルブの日本訪問

清王朝は 19 世紀半ばから列強の侵略や国内の反乱に苦しむ。長らく清王朝治下にあったモンゴル地域のなかでも、いわゆる「内モンゴル」の東部地域は漢人入植による社会変動の危機に陥る。清朝が「借地養民」(モンゴルの土地を借りて内地の難民を養う)から封禁(漢人農民のモンゴルへの流入を禁止する)へと政策を変えたにもかかわらず、19世紀末頃になると、ゾスト盟地域の大半がすでに漢人居住地帯と化した。漢人のこの大量流入の結果、モンゴル人と漢人の間で衝突が起こり、モンゴル近代史上最大の事件とも言うべき金丹道暴動85がゾスト盟に隣接するオーハン旗で発生する。ゾスト盟地域は、金丹道暴動のみならず、その後の義和団事件にも巻き込まれた。

グンサンノルブは光緒 25 (1899) 年にハラチン右翼旗第 13 代旗長となり、1903 年には ゾスト盟盟長に輔任された。彼は旗長襲職後、清朝に軍隊を組織する許可を求めたが、斥けられ、現有兵力の訓練で備えることのみが認められた(中見 1983:414)。その後、彼は しかし、直隷総督袁世凱の紹介で保定武備学堂を卒業した周芳を招いて、1901 年から軍事 訓練を始めている。内蒙古社会科学院図書館に所蔵される由来・執筆年代不詳のモンゴル 語手写本である史料⑪『世界の著名人一グンサンノルブ』においては、「光緒十七年に、各旗において、「紅帽子」と呼ばれる漢人の秘密結社が我々のモンゴル旗で多数のモンゴル人を殺し極めて大きな被害を与えた。もし、その時何百人かの強い兵士がいたら、それ程大きな被害を受けなかっただろう。私が武備学堂を創るのは、国家の北境を守って、我が旗の属民を守るためである」というグンサンノルブの決心が書かれている。また、反乱後、州県の官吏がモンゴル王公の代わりに収租し、商売をめぐるモンゴル王公との紛争についても、州県地方官の裁定によることになり、モンゴル王公の伝統的な権限が取り上げられて、中央権力を背後に持つ州県権力の介入がなされた(佐藤 2010:70)。金丹道事件のような漢人入植者による社会変動がグンサンノルブに軍事教育を試みる必要性を教えたと考えられる。

一方、ちょうどその時期に朝鮮半島や「満洲」地方の利権をめぐる日本とロシアの利害 対立が表面化し始めた。義和団事件当時、ロシアが「満洲」地方に膨大な兵力を派遣した ことは日本にとって黙視できない脅威であった。それと同時に、日本政府は「満蒙王公」

⁸⁵ 本研究の第一章およびボルジギン・ブレンサイン (2003:183-184) を参照。

に対する接近を試みる(中見 2013:67)。日本陸軍参謀本部の福島安正などの援助を得て清朝に赴いた川島浪速は、粛親王との関係を通して、粛親王の妹婿であるグンサンノルブに接近した。川島浪速の妹婿である「大陸浪人」の佐々木安五郎も、その関係で、内モンゴル方面の利権を探求するため、グンサンノルブの知遇を得て、内モンゴル東部に出入りしていた(吉村 1991:166-167)。こうした日本との接近があった上、清朝内部における洋務運動、変法自強運動や日清戦争後の日本留学ブーム(呂・徐 2011:183-186 等参照)などの「近代化」運動を目の当たりにしていたグンサンノルブは、近代化政策を模索するに当たって、自らの日本訪問に関心を示した。以下の新聞記事①『読売新聞』の記事では、その日本訪問への希望について記されている。

韓皇儲⁸⁶と蒙古王 …亦蒙古喀喇沁王も我國に來遊するの意あるも之れ又某國⁸⁷の喜ばざる所にて一二の大官をして盛に不同意を唱へしめ居れりとの説あり⁸⁸

蒙古喀喇沁王の來朝 目下北京滞在中なる同王は我國へ觀光せんことを望み居り多分は清暦一月中陛見⁸⁹を了へ二月頃に至り來朝の途に就くべく又同王は我國の觀光を承りたる後ち南清地方へ廻りて其情勢を視察する都合なりと云ふ⁹⁰

以上は『読売新聞』の 1903 年 1 月 6 日と 10 日の記事である。ハラチン王も日本訪問の意を持っていると報道している。1 月 6 日の記事で言う「一二の大官」⁹¹とは清朝の官僚を指していると思われるが、グンサンノルブの日本訪問は最初から一部の清朝官僚に反対されていたことがわかる。一方、1 月 10 日の記事から見ると、グンサンノルブが 1 月中に皇帝から許可を得、2 月に日本へ訪問できるように予定していた。次の記事では、その日本訪問の主旨をより詳しく記している。

⁸⁶ 皇儲とは、大韓帝国皇帝高宗の太子で、後の第2代皇帝純宗を指すと思われる。

⁸⁷ 清朝政府のことを指していると思われる。

⁸⁸ 1903 年 1 月 6 日付『読売新聞』(朝刊) の第 2 頁の記事「韓国皇太子と蒙古王が内国勧業博覧会に来日予定 一部高官、不同意」。

⁸⁹ 清朝の皇帝に会うことを指す。

^{90 1903}年1月10日付『読売新聞』(朝刊)の第2頁の記事「蒙古カラチン王 2月頃、観光に来日」。

⁹¹ 一人か二人の大官ということである。

喀喇沁王を訪ふ …▲⁹²吾國に觀光の意なきやを問ひしに王の曰く吾元來貴國を敬愛すること深ければ是非一度は貴國の政治文物を目撃し併せて其風光に樂しみたく實は今回の博覧會⁹³を機として家寶の陳列を貴國領事館に依頼せしも一は蒙古にもかかる古物の存在せられつつあることを貴國人に示し一には貴國人の益々蒙古に着目されんことを願ふの微意に外ならず自分は更に亦親しく有爲の士に御紹介やら説明やら致し度愚存にて我皇上に願書を差出しおきたれば不日許可あるべく今は只夫れを待ちつつあるのみ▲王は大なる日本贔負⁹⁴にして自設學堂中に日本語學の教師を雇聘せんなどの思考もあり若し來遊せらる事あらば我國民は宜敷敬意を以て厚く待遇せられんことを希望して止まざる所なり▲王爺のかく吾國を信じ併せて今回の行あらんとするは彼れの参謀にて曾て南清に在職せし官人ありしが此官人が吾明治廿六年の大演習に参観を許され其時に吾國の盛事を目撃し歸國の上王に委細を語りし結果なりと聞及ぶ(在北京依川生)⁹⁵

蒙古王我軍隊を観る 駐屯日本軍隊は本月二十日北京永定門外の廣野に於て發火演習 を為し盛なる突喊を数回行ひたり軍隊司令官は此日蒙古喀喇沁王を演習地に招待して 観覧せしめたるに我軍隊の動作には深く感じたるもの候如かりし⁹⁶

グンサンノルブの発言によれば、博覧会に参加する目的は、日本の政治や文化、いわば 近代政治体制や教育の振興などについて心得ると同時に、博覧会でハラチンの「家寳」を 陳列するなどして、日本のモンゴル(ハラチン)への関心を集めることであった。そのた め、グンサンノルブは1月26日の時点では清朝の皇帝に申請を申し出して、許可を待って いるという。このように日本のことを憧れているいるのは、以前から日本を参観した「官 人」より日本の軍事演習について聞いたことがあったからだという。この「官人」とは、 おそらく次章でも言及する、グンサンノルブと関係深いことがよく知られている呉禄貞⁹⁷

⁹² 新聞記事に元からあった記号である。以下同じ。

⁹³ 博覧会とは、1903年に大阪で開かれる第5回内国勧業博覧会を指す。

⁹⁴ 贔屓(びいき)の誤字だと思われる。

^{95 1903} 年 1 月 26 日付『読売新聞』(朝刊) の第 2 頁の記事「蒙古王中の傑物・喀喇沁と会見 日本の政治と文物に強い好奇心/北京・佐川生」。

^{96 1903} 年 2 月 4 日付『読売新聞』(朝刊)の第 2 頁の記事「北京通信 償金支払い問題▽ 日本軍防寒衣の欠点▽蒙古王、日本軍の演習を観覧」。

⁹⁷ 呉禄貞(1880-1911年)の字は綬卿であり、湖北省雲夢県の人である。湖北武備学堂に 学び、後に日本の陸軍士官学校騎兵科に入学した。清国留学士官候補生の第一期生でもあ

のことを指していると考えられる。そして、彼の影響で日本人教師を招きたいという考え を有していたグンサンノルブが北京でも日本の軍事演習に招かれていた。そのような事情 が、グンサンノルブの日本訪問や日本陸軍軍人招聘を促した一因であろう。

また、グンサンノルブが訪問したいのは日本のみならず、清朝南部の地域をも視察したいということは、彼が常時北京に暮らし、呉禄貞らとの交流を通して、早くから直隷省や湖北省などで行われていた新式軍事教育にも関心があったからである。その他にも、グンサンノルブが日本訪問の直前に北京において大学堂⁹⁸を視察していた⁹⁹ことから見ると、グンサンノルブの近代学堂創設に直接影響を与えたの清朝内で開始しつつあった日本式教育である。したがって、日本訪問を通して彼が構想する近代化は、清朝のそれと同じように日本から教官を招聘して新式軍隊を組織することであったと理解してよい。

第二項 グンサンノルブの渡日の日程に関する考察

次に、グンサンノルブの渡日の日程に関する考察を通して、彼が置かれた政治環境、すなわち、清朝、日本、ロシアの対応を見てみたい。1903 年 3 月 16 日と 30 日付の『読売新聞』には、以下のような記事が掲載されている。

喀喇沁王の北京出發期 大坂¹⁰⁰博覧會観覧の為め來遊の志望ある蒙古喀喇沁王は四月 五日北京出發天津に立寄り袁世凱の子息芸台氏と同行して本邦に向ふべしと云ふ¹⁰¹

喀喇沁王の来遊見合 蒙古喀喇沁王は非常の熱心を以て博覧會観覧を希望し有らん限りの手段を盡して勅裁を請はんと試み果は本邦公使館に援助を懇請し来れる事既記を經たる如くなれど榮祿氏¹⁰²一派は王の渡日を喜ばず極力之を拒み清廷も蒙古王の外遊は先例あらずとて断然否認せしかば今回は来遊されざる事に決定せりと¹⁰³

る。トイメル (2007:126-127) を参照。

⁹⁸ この時の北京にあった大学堂とは京師大学堂(北京大学前身)を指す。

^{99 1903}年2月1日付『読売新聞』(朝刊)の第2頁の記事「蒙古王が北京の大学堂を視察帰国後、学務振興の計画」。

^{100「}大坂」は大阪の古い漢字表記である。

¹⁰¹ 1903年3月16日付『読売新聞』(朝刊)の第2頁の記事「蒙古の喀喇沁王の来日 大阪博覧会観覧のため、4月5日に北京出発」。

¹⁰² 栄禄は満洲正白旗人。清末の北洋軍の総帥である。菅野(2002:279)を参照。

^{103 1903}年3月30日付『読売新聞』(朝刊)の第2頁の記事「蒙古喀喇沁王来日は見合わせ」。

3月16日の記事からは、グンサンノルブが4月5日に袁世凱の息子と同行して日本に渡航する予定であったことが分かる。しかし、3月30日の記事は、李鴻章と並んで西太后の腹心であった栄禄の一派がグンサンノルブの訪日に反対したことによって、グンサンノルブの日本訪問が認められなかったと報道している。ただ後述するように、グンサンノルブが東京で清国公使館に滞在したという記録から見ると、彼の日本訪問が最終的に清朝から許可を得ていたこと自体は間違いない。栄禄一派の官僚が認めなかったのは、むしろグンサンノルブの公的な日本遊歴のみであったはずである。公的な日本遊歴というのは、日清戦争以降、清朝政府が日本での教育視察を行うために日本へ遊歴大臣を派遣していたことを言う。この点は、栄禄一派の官僚がモンゴル人王公による近代的な教育導入を阻止しようとしたためなのか。あるいは日露関係から見て、ロシアを意識していたという可能性も考えられる。この点について、日本側の下記史料とあわせてみよう。

次の史料は、明治 31 (1898) 年から大阪朝日新聞の上海特派員を務め、ついで北京特派員に転じた牧巻次郎が、東亜同文会を結成した近衛篤麿へ明治 31 (1898) 年 3 月に送った手紙である。

(前略) 叉手104明二十四日太沽出帆の長門丸便105にて、蒙古喀喇沁王及び粛親王、那彦図親王の両世子、微行にて東航被致申候。東道として警務学堂監督川嶋(島)浪速氏同伴いたし居候。カラチン王には少子事も両度ばかり面晤致申候。蒙古王としては兎に角事務に通じ、我邦に対しても好意を表し居る方にて、此次の東游も種々運動の末、自費旅行の趣に伝聞致居候。近来露国が蒙古王公に対する懐柔政策は着々として成効致居候模様にて、当地の露清銀行支店は努めて蒙古王公に恩恵的貸出しを為し居申候。喀喇沁王抔(など)も多少の負債を有し居候模様に御座候。今回の東游は露人の猜疑を避け、極めて秘密の中に決行せし次第に御座候。カラチン王は兼々天皇陛下の御聖徳を仰慕いたし居候得ば、粛、那、両世子と共に謁見の栄を得せしめられ候はゞ、該王向日の葵心一層の切を加え可申と存候。(後略) 106

¹⁰⁴ 叉手(さしゅ)は手を組むという意味であるが、ここでの意味は不明である。

¹⁰⁵ 長門丸便とは、明治 34 (1901) 年から明治 36 (1903) 年の 12 月にかけて、日本郵船 会社が時限的に「神戸-門司-太沽」のみ運行させていた船である。横山 (2005:93) による。 ¹⁰⁶ 史料⑰近衛 (第5巻) (1969:308); 横田 (2005:92-93)。

この手紙で牧巻次郎は近衛篤暦にグンサンノルブらが長門丸便で太沽から日本へ出航することになっていることを報告している。ここでグンサンノルブらの日本への出航日について「明(あくる)二十四日」と報告している。この手紙が3月末に書かれたことから見ると、牧巻次郎が報告する出航日は3月24日である。後述するように東京におけるグンサンノルブと伊藤柳太郎との間で結ばれた契約書の日付が4月29日になっているので、グンサンノルブらが3月24日に天津から出発して、日本に一ヵ月ほど滞在した可能性が高い。そして、注目に値するのは、牧巻次郎がロシア側によるモンゴル王公への接近についても伝えたうえ、「今回の東游は露人の猜疑を避け、極めて秘密の中に決行せし次第に御座候。」と書いてある点である。このように、日本側がロシアに秘密にすることを意識しているように、清朝側の官僚も同じ理由でグンサンノルブの公的な日本遊歴を認めなかったということも考えられるであろう。グンサンノルブは、粛親王善者の第一子である憲章、第三子の憲平、慶親王奕劻の長男である載振ら満洲宗室の子弟、外モンゴルのサイン・ノョン部のモンゴル王公ナヤント親王の長男である祺誠武らの「満蒙」王公子弟の一団とともに(中見2013:67-68)ロシアに対して秘密になるような形で、つまり私的旅行の形で日本を訪問することになったようである。

上記手紙の記述から、グンサンノルブや「満蒙」王公子弟の一団が日本語を解さないため、満蒙王公との接近を重視している日本側は、北京警務学堂の監督を務め、漢語(中国語)のできる川島浪速を東道として同行させたことが窺える。その後の8月に、グンサンノルブが近衛にも手紙を送り、博覧会のことを賞賛しつつ、感謝を申し述べている107。上記3月30日の『読売新聞』の記事も、グンサンノルブが「本邦公使館」(駐北京日本公使館を指す)に援助を求めていたと報道している。ここまでみてきたグンサンノルブの日本訪問をめぐる一連の事情から、彼の日本訪問には、川島浪速をはじめとする「大陸浪人」、対ロシア戦略を意識している日本陸軍参謀本部、日本陸軍参謀本部と連携して情報収集する駐清国日本公使館、またその他にも東亜同文会が関わっていたということが浮かび上がる。さらに、後述する伊藤柳太郎に同行してハラチン右翼旗に入った阿部孝助は、「東京上野の御成街道川越屋の主人公で、(中略)蒙古貿易發展の志望の下に、伊藤の驥尾に附し種々の雑貨を携えて入蒙した(後略)」108と言われることから、商人までも軍人に同行

¹⁰⁷ 史料⑪近衛 (第6巻) (1969:527) を参照。

¹⁰⁸ ハラチンでは彼の持つ雑貨に需要がなかったため、阿部孝助は 20 日間ほどで引き上げたようである。史料 ② 永田 (1943:34) を参照。

第三項 日露戦争前夜における日本陸軍の蒙古視察

グンサンノルブは以上のようにして日本に招待されることとなったが、それに対して日本で彼が接触することになる日本陸軍側の動き、特に日露戦争直前の東部内モンゴルにおける活動がいかなるものであったのかを以下の史料から見てみよう。それは、史料⑤防衛省防衛研究所図書館に所蔵されている清国駐屯軍守備司令官秋山好古から陸軍大臣寺内正毅宛てに送られた「蒙古視察報告書」109である。この報告書は、以下の3部から構成されている。まず、「記事報告第一号 旅行記事」というタイトルで明治35(1902)年11月26日に、陸軍歩兵中尉である服部賢吉、横川省三、井深彦三郎の3名が秋山好古司令官に報告した記事である。次に、「報告第二号 訓令」は、1902年8月2日に、秋山好古司令官が上記の3人に伝えた訓令である。最後の物は、服部賢吉が調査地の特徴を地形、部落や気候などに分類してまとめた上で、測量の地図110を添付して、秋山好古司令官に報告した報告書である。以上3点の報告書を1902年12月19日に、清国に派遣されていた秋山好古守備司令官が現地情報として陸軍大臣寺内正毅に報告した。上記「旅行記事」の記述は以下の通りである。

服部中尉、横川、井深ノ一行ハ北京ヨリ程ヲ起シ張家口多倫諸尓¹¹¹二廰ヲ経テ東部蒙古 ヲ横断シ車臣汗部ニ出テ海拉尓城ニ達スルノ目的ヲ以テ往復日数約百日ヲ費ス者ト豫 定シ出¹¹²立ニ先チ¹¹³左ノ物品¹¹⁴ヲ準備シタリ(中略)一行ガ前途通過スヘキ地方ノ製圖 及一般状況ノ調査並ニ以上物品ノ調製準備ノタメ殆ントーケ月ヲ費シ八月二十三日午 前六時始テ北京ヲ発スルヲ得タリ(後略)

¹⁰⁹ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C02030273300。件名:「蒙古視察報告」。簿冊名:明治37年「軍事機密大日記4/4明治37.01~37.12」(防衛省防衛研究所)。簿冊名に明治37年と書いてあるが、史料は明治35年の内容である。

^{110「}経過路沿道概況圖」というタイトルの地図3である。北京を出発して、張家口を経て、チャハル (察哈爾)、アバガ (阿巴噶)、ウジュムチン (烏珠黙沁)、ツェツェンハン (車心汗) 部を通過して、ハイラル (海拉尔) に至るまでのモンゴル地方を描く地図である。地図3の左上に「海拉尔記臆圖」が描かれてあり、ハイラルの新街、旧街や東清鉄道が表示されている。

¹¹¹ 多倫諾尔(ドロンノール)の誤字だと思われる。

^{112「}山々」と書かれているが、ここでは、「出」の意と思われる。

^{113「}サキダチ」の意と思われる。

¹¹⁴ 塵紙、油紙や絵具などの測量品とハムや牛肉缶詰などの食料品を清朝の軍隊から買い 入れたり、またはもらったりしたが、新たに調達するものや購入するものもあるという。

陸軍歩兵中尉である服部賢吉、横川省三、井深彦三郎が1902年8月23日に北京を出発して、内モンゴルや外モンゴルを横断し、ハイラルを目的地とする調査を行おうとしていたことが分かる。報告書に添付していた地図3「経過路沿道概況圖」によれば、この調査で横断したのは、内モンゴルのチャハル、アバガ、ウジュムチン、外モンゴルのツェツェンハン部を通過して、ハイラルに至る地域である。

彼らは、ドロンノールの撫民府長三品官同知の盧靖¹¹⁵にモンゴル語の通訳と「モンゴル 文の護照」¹¹⁶を請求した。ハイラルでロシア人武官の疑惑を招かないように、同知から旅 行の方法について種々助言をもらい、馬車で移動することに決めて、馬や馬車などを調達 した。また、銀 50 両でモンゴル語通訳を雇い入れ、1 名に付き 20 両で 4 名の馬夫を雇っ た。そして、9 月 14 日、陸軍軍人 3 名に加えて、モンゴル語通訳 1 名、馬夫 4 名と北京か らついてきた王姓の少年と計 9 名でハイラルに向かって出発した。

この調査に関わった横川省三は、1901年内田康哉駐清日本公使の求めで清国に渡り、情報収集に活躍していた人物である¹¹⁷。横川らの調査目的については、「訓令」に以下のように書かれている。

貴官旅行ノ目的ハ公使館員ト協同シテ北京ヨリ張家口、多倫諾爾ヲ経テ「ハイラル」 ニ至ル間即チ「ハイラル」張家口線ナル魯国¹¹⁸鉄道ノ通過地ト称スル地方ヲ踏査シ其 土地及ビ工事ノ景況ヲ視察スルニ在リ

この時の陸軍の調査は、ロシアが敷設しつつあるという鉄道の通過地とその工事状況の 視察を目的としていたようだが、史料⑤防衛省防衛研究所図書館に所蔵されている「蒙古 鉄道に関する義に付該地実査の結果通報の件」¹¹⁹によると、ロシアがハイラルと張家口を

^{115 1901}年からドロンノールに赴任した湖北漢陽の人。天津武備学堂で教育を受けた。116 これはモンゴル語の許可証ではなく、ツェツェンハン部を通過するために満洲語で書いてもらった許可証(光緒 28 (1902)年9月12日付)を指す。この許可証は、史料⑨モンゴル国立中央文書館に所蔵されている「咨呈外務部日本國學生三善清於本年九月初六日由車盟/出境等因由/」である。文書番号:M-1、Д.1、XH.7183、H.14。岡洋樹氏(東北大学)にその存在を教えていただいた。謝意を表したい。

¹¹⁷ 横川省三。慶応元(1865)-明治 37 (1904)年。盛岡藩士三田勝衛の二男。彼は日露戦争開戦に際し、特別任務班第六班班長として、沖禎介らとともにチチハル付近で中東鉄道の鉄橋爆破を企図したが、ロシア軍に捕えられ、明治 37 (1904)年4月21日、ハルビン郊外で銃殺された。歴史群像編集部(2012:157-158)を参照。
¹¹⁸ 露国(ロシア)のことを指す。

¹¹⁹ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C09122876800。件名:「蒙古鉄道に関する義に付該地実査の結果通報の件」。簿冊名:「明治 35 年自 9 月至 12 月 秘密日

結ぶ鉄道の敷設を計画しているとの情報があり、参謀本部はその真否を確認しようとしていたことが分かる。横川らの調査によって、結果的にハイラルと張家口を結ぶロシアの鉄道敷設計画が虚報であったことが確認されているが、上述のように通過したモンゴル地域を測量・調査して報告書をまとめていた。

こうして、ロシアに対抗しようとする日本側の需要と、近代的改革を通してモンゴル(ハラチン)を振興しようと探っていたグンサンノルブの意図とが一致するような形で、1903年に日本陸軍軍人を招いた学堂建設事業が始まる。

第二節 日本陸軍軍人招聘と軍事学堂創設

第一項 グンサンノルブと伊藤柳太郎による契約

グンサンノルブはこの明治 36 (1903) 年における日本訪問を通して、日本陸軍の伊藤柳太郎と契約を結び招聘することになる。伊藤柳太郎がモンゴルへの関心を示したきっかけからハラチン王グンサンノルブと契約を結ぶまでの経緯は、史料⑩『烈士伊藤柳太郎少佐』の中に伊藤柳太郎の親友永田新之允が書いた以下の回想に述べられている(永田編 1943:28)。

(前略) 我が帝國が嘗て日清戰爭に依りて獲たる領土を東洋平和の名の下に三国干渉に依りて奪掠され、而も其れを張本人たる露國が自ら之を横奪せんとするを見て、怒髪冠を衝いたものは獨り私のみでない、苟くも日本人の血を有する帝國の臣民孰れか悲憤慷慨せざるものあらんや、其年の九月私は日本に歸りて早速之を伊藤に語り、我國は露國に對抗する爲に蒙古に権力地帯を設け、満蒙共に露國の勢力圏に入るを速に防ぐ必要を論じたのであった。彼れの大陸主義は大に共鳴してくれた…其大蒙古の將來が大満洲の其れと共に、日本帝國消長の運命に関するべきは、苟くも具眼の士の等閑に附せざりし事に相違ない。

偶々伊藤は、翌年の三十四年六月から一年半の間、清國駐屯軍中隊長として北京に 在勤の身となり、支那蒙古の事情を研究する機會を得た、彼れは此一年半の間に於て 支那語は達者となり、英語も相當に話せるやうになり、清國文武官の間に於ても外交 的に交際も廣くなって居た、明治三十五年十二月駐屯の任満ちて歸るや、早く既に入 蒙の籌算は成って居た、翌三十六年の春に、蒙古喀喇沁王が大阪に開催された内國博 覧會見物に來朝したるを機として、彼れの雇聘の交渉が正式に開始せられ、参謀本部福島安正將軍等の意を受けて應諾に決した、勿論私は進んで入蒙を慫慂した関係上、王との雇聘契約書の如きは伊藤の内示を受け両人協議して決めた、其頃喀喇沁王は大阪から上京して麴町區永田町の清國公使館に宿泊してゐたので、伊藤は公使館で王に會見し、交渉の顚末や契約書の文案などを私に協議する爲に、公使館と銀座一丁目の讀賣新聞社との間を人力車で往復して、いよいよ最後の決定を見るに至った、此招聘契約書の日附は明治三十六年四月二十九日、光緒二十九年四月初三日で、連署は大清國蒙古喀喇沁王(、)大日本帝国参謀本部、大日本帝国陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎の三印を聯ね、此契約寫三紙を立て一は喀喇沁王存し、一は伊藤柳太郎存し、一は参謀本部に存すとあり、九條より成立って居た。

名は武備學堂總教習たる一教官として招聘に應するとしても、實は軍教のみならず 内蒙古の重點たる喀喇沁王府を中心に、帝國の大陸政策—對露問題、對支問題を此一 環に依りて北進的に展開せんとするに在るが故に、其任務は極めて重大である、彼れ が勇躍して入蒙するのも其抱負と經綸とが固より此に在るからである(後略)

伊藤柳太郎は日露両国勢力が対立している挟間で、内モンゴルにおける利権を獲得することの重要性を認識しており、1901年から清国駐屯軍中隊長として1年半北京に在任した後、モンゴル入りの計画を立てていた。そして、グンサンノルブが日本を訪ねた際に、日本陸軍参謀本部の意思の下で、招聘契約が正式に結ばれ、それ以前からの計画が実施されるに至った¹²⁰。

この契約書は、史料⑤防衛省防衛研究所図書館に所蔵されている「伊藤歩兵大尉清國へ應聘の件」¹²¹によって確認することができる。伊藤柳太郎がハラチン右翼旗武備学堂総教習として招聘された時の契約書原文¹²²が漢文で書かれている。横田(2010:37-38)でもこの契約書原文が引用されているが、残念ながら、招聘に際しての詳細な条件などに関する検討は行われていない。そこで、契約書原文と筆者による訳文を以下に提示して検討を加えていきたい。この検討によって、伊藤の招聘がハラチン右翼旗と日本陸軍にとってどの

¹²⁰ 永田は伊藤柳太郎の親友であり、上記記述から分かるように伊藤柳太郎がグンサンノルブと契約を結ぶ際に協議していた人物でもあったので、この記述は信憑性が高いと思われる。また、東亜同文会編(1968:1063),横田(2005:94-95)を参照。

¹²¹ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C07071892800。件名:「伊藤歩兵大尉清國へ應聘の件」。簿冊名:「明治 36 年 「肆大日記 6月」」(防衛省防衛研究所)。 ¹²² 契約書の本文には押印がないが、そのカバーページに押印がある。

程度の公的性格や重要性を持つものであったのかという問題が確認できるであろう。

訂立聘請教習合同

大清國蒙古喀喇沁部前経

奏明開鑛練兵以固辺防奉

旨允准在案是以特設武備學堂聘請教習一員今現充當

大日本國陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎

議定各條開列於後

- 一此次受聘人必須認真従事聘東亦應以客禮相待
- 二受聘人由聘東每月給與薪水京平銀百五十両每月薪水逢西曆一號發給其期限以受聘人 日本國 起程之日起算發給俟一年後考其勤労再行酌添薪水
- 三受聘人暫以二年爲限內無故彼此不得辞退倘期未満聘東欲辞退除應給川資京平銀二百 両外須 一年薪水如受聘人因事自行辞退則聘東袛照第四條川資銀敷只給川資不補足 二年薪水二年期満之後如彼此情投意給仍可立約續聘
- 四受聘人来華川資由聘東給銀二百両並給整装費一百両期満回國仍由聘東給銀二百両並 給三個月薪水以為酬労

五受聘人如於限內病故即以前條川資並六個月薪水作為吊恤殯殮

六受聘人住房及房内所需床卓椅橙零用器具由聘東豫備惟不豫備衣服

七受聘人在學堂辦公並不與別國教習干涉

八受聘人除初一初十二十三日及両國大節一律停歇外每逢初一初十二十前一日辦公半日 九此約寫立二紙一存喀喇沁王一存伊藤柳太郎

大清國蒙古喀喇沁王

大日本帝國陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎

光緒二十九年四月初三日

明治三十六年四月廿九日

〈筆者による漢文からの和訳〉

教習を招聘するために定めた契約書

大清国の蒙古ハラチン部は、さきに鉱山を開き、兵を訓練して辺境を守ることを(皇帝に)上奏して皇帝の許可を得ている。そこで武備學堂を特設して総教習一員を招聘

する。

いま大日本帝国陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎をこれに充てる。

議定された各箇条を列記すると以下の通りである。

- 一今回の被招聘人は必ず招聘人の要請を誠実に実行し、お互いに客扱いをすべきであ る。
 - 二招聘人は被招聘人に毎月京平¹²³で銀百五十両を支給する。毎月の給料を西暦の一日に支給する。招聘期間は被招聘人が日本国を出発する日から計算する。一年間経ってから、本人の勤務状況により、給料を上げるかどうかを判断する。
 - 三招聘する期間は今のところ二年間とする。期間内において、お互いに理由なく解 約してはいけない。契約期間が満了する以前に、招聘人が解約したい場合、被招 聘人に旅費として京平で銀二百両を払った上で一年間の給料を支給する。もし、 被招聘人に事情があって自ら解約したい場合、招聘人が第四条に照らして旅費を 出せば十分である。旅費だけ払い、二年間の給料を補足する必要はない。二年間 の契約期間を終えた後で、双方が合意すれば、契約を結んで継続することが可能 である。
 - 四被招聘人に招聘人が銀二百両の旅費を支給し、またその旅に要するお金として百 両を支払う。契約期間を満たして帰国する際に、招聘人が銀二百両の旅費と三か 月間の給料を慰労金として払う。
 - 五もし、被招聘人が契約期間内に病死した場合、前条の旅費および六か月分の給料 を、納棺と埋葬の費用とする。
 - 六被招聘人の住む部屋やその家具等必要な物を招聘人が用意する。衣装だけは用意 しない。
 - 七被招聘人が学堂で勤務する時、他国の教官が関与してはいけない。
 - 八被招聘人は初一、初十、二十三日及び両国の大節に必ず休暇を取るほか、毎月の 初一、初十、二十日の前の日に半日間働くようにする。
 - 九この契約書を二枚書いて、一枚をハラチン王のところに、一枚を伊藤柳太郎のと ころに保存する。

大清国の蒙古ハラチン王

¹²³ 秤の名。北京で用いられていた秤。この秤の1両4分が庫平の1両に相当。庫平というのは、清朝の戸部・国庫の出納に用いる官秤のことを指す。

大日本帝国陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎 光緒二十九年四月初三日 明治三十六年四月二十九日

これは明治 36 (1903) 年 4 月 29 日 (光緒 29 年 4 月初 3 日) に、グンサンノルブと伊藤柳太郎の間で交わされた契約書であり、双方がそれぞれ 1 部を受け取っている。ただし、前記史料⑩『烈士伊藤柳太郎少佐』の記述によれば参謀本部も 1 部持っており、合計 3 部作成したとする。

契約書の冒頭で述べるハラチン右翼旗のザサグであるグンサンノルブは、鉱山を開き、兵を訓練して辺境を守るとは、清末「新政」の重要な内容である「練兵籌餉」の下で、グンサンノルブが鉱山を開発して資金を集めたうえ、兵隊を訓練する計画であるということを指している。そして、この件を皇帝に上奏して、許可を得たため、武備學堂を特設して総教習一員を招聘し、軍事教官を任命することが可能になった。つまり、グンサンノルブが武備学堂の総教習を招聘する際に、清朝から許可を得ているということから、グンサンノルブの近代改革は清朝による近代化政策の公的な枠組の範囲内で行われたということがより明瞭になる。すなわちこの派遣は、ハラチン王と伊藤柳太郎が個人間で勝手に決めたことではなく、清朝の許可を得たハラチン右翼旗と日本陸軍という双方の意志に基づいて行われた公的な招聘、公的な派遣であったことがわかる。このうち陸軍側の手続きや意図に関しては次節で詳しく述べる。

清末「新政」の下で、グンサンノルブが清朝に対して強力な軍隊を組織する許可を求めたが、「定制」に反するとの理由で斥けられた(中見 1983:414)が、1903年の日本訪問の際許可を得ていることがわかる。そのため、グンサンノルブが日本訪問の前から「新政」にしたがい、鉱山を開発することで日本と関わっていた。史料④外務省外交史料館に所蔵されている「支那鉱山関係雑件 蒙古ノ部 蒙古 1. 喀喇沁王旗下鉱山」¹²⁴から窺えるように、明治 35年4月2日に在北京特命全権公使内田康哉が外務大臣男爵大村壽太郎に文書を送り、日本から鉱山技師1名を傭聘して鉱山を採掘するというグンサンノルブの意志を伝えている。9月30日に、清国の鉱物鑑定に関する件で、ハラチンにおいて現地で地質調査して、鉱山鉱物を鑑定することを内田公使が再び強調していることから見ると、日本側は

¹²⁴ 史料④アジア歴史資料センター・レファレンスコード: B04011116200。件名:「支那鉱山関係雑件 蒙古ノ部 蒙古 1. 喀喇沁王旗下鉱山」。簿冊名:「支那鉱山関係雑件/蒙古ノ部/蒙古」(外務省外交史料館)。

グンサンノルブを利用してハラチンの鉱物資源についての情報収集をも目的としていたと考えられる。実際に、1905 年 7 月より 11 月まで、グンサンノルブの依頼によって、ハラチン右翼旗で町田咲吉が農業調査¹²⁵、高橋雄治が鉱業調査¹²⁶を行い、それぞれ報告書を残している。

契約書の主な内容は、伊藤柳太郎がハラチン右翼旗に赴任する時の旅費や給与に関するものであり、北京の秤で量った銀 200 両の旅費以外に、その出発に要する経費として 100 両を支払い、帰国する時にも、銀 200 両の旅費以外に、3 か月分の給与を慰労金として払うことになっていた。毎月西暦1日に給与として銀 150 両を支給することになっている。清国における日本人教員の給与月額は一様でないが、一般的に軍事学校は普通の学校より高く、男子教員は女子教員より高かった。すなわち、少なくて 100 元以下、高い時には 500元を超えた(汪向栄 1991:143-147)。伊藤柳太郎の給与銀 150 両は、清国による日本人教員の平均招聘給与額に比すればやや低かったことがわかる。しかし、この水準の費用であっても、王府の財政だけに基づいて教育を振興しようとするグンサンノルブにとっては財政上の大きな負担になっていたと考えられる。

第二項 日本陸軍内部における伊藤柳太郎の派遣手続き

一方、上述の契約書を作成してから伊藤柳太郎がハラチン右翼旗の武備学堂に赴任するまでの間に、日本側では、いかなる手続きがなされたのであろうか。横田 2004 で述べられた「伊藤、吉原、河原の三名と鳥居夫妻とは日露戦争を挟み、負わされた任の性質が明らかに違うものであったことは言うまでもない」、また横田 2010 で述べられた「(伊藤柳太郎ら日本陸軍軍人のハラチン赴任が)軍の命令であったことは曲げようのない事実である…」という指摘に対する確実な検証を行うためにも、伊藤柳太郎らの派遣が参謀本部の所定手続きに従った正式な派遣であったかどうかを確認しておく必要がある。この点については、横田 (2010:35-40) でも以下の同じ史料を引用して短い解説を加えているが、ここでは、よりわかりやすくするために派遣手続きを6段階に分けて詳細に解説・検討していきたい。この史料は、前記史料「伊藤歩兵大尉清國へ應聘ノ件」127の続きである。以下、引用者に

¹²⁵ 前掲史料⑮町田 (1905) を参照。

¹²⁶ 前掲史料⑯高橋・渡辺 (1905) を参照。

¹²⁷ 前掲史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C07071892800。件名:「伊藤歩兵大尉清國へ應聘の件」。簿冊名:「明治 36 年 「肆大日記 6 月」」(防衛省防衛研究所)。

よる解説部分を史料原文と明瞭に区別するため、史料に続く解説部分に①-⑥という手続きの段階を示す記号を付す。

(p.2 〈陸軍省罫紙〉)

總務長官ヨリ参謀本部次長へ協議按

歩兵第十五聯隊中隊長

陸軍歩兵大尉 伊藤柳太郎

右今般武備學堂總教習トシテ清國蒙古喀喇沁王ノ聘ニ應シ度旨願出候ニ付許可可相成 筈ノ處於貴部御差支無之候哉別紙契約按相添及協議候也

追テ御回答ノ節別紙契約按御返却相成度候也

①以上が参謀本部における協議のための添書である。ここでは伊藤柳太郎から総務長官を通して、派遣問題が陸軍参謀本部次長の協議に出され、回答を依頼している。軍組織において伊藤柳太郎の身分は陸軍歩兵大尉であり、役職は第一師団歩兵第十五聯隊中隊長であった。伊藤柳太郎が参謀本部次長に対して武備学堂教官として清国ハラチンからの招聘に応じたいという申請を出した。別紙の契約書とともに上申したため、許可された場合、契約書を伊藤本人へ返却するよう依頼している。

外國應聘願

柳太郎儀

今般武備學堂総教習トシテ清國蒙古喀喇沁王ノ聘ニ應シ別紙ノ通リ契約調印致候ニ付右應聘御許可被成下度別紙應聘契約案相添此段奉願上候也

明治三十六年五月一日 歩兵第十五聯隊中隊長陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎 印 陸軍大臣寺内正毅殿

②以上が第2番目の段階である。この p.8 の部分は、伊藤柳太郎が5月1日に許可を求めて陸軍大臣寺内正毅に出した申請書である。

(p.7〈第一師團司令部罫紙〉)

人受第十二號 軍事他第七五号 五月八日

人 高 第 四 九 号

陸軍省受領 肆第四四八號

稟 申

歩兵第十五聯隊中隊長

陸軍歩兵大尉 伊藤柳太郎

右外國應聘願別紙之通リ出願候ニ付テハ御許可相成候様致度此段及稟申候也 明治三十六年五月七日

第一師團長貞愛親王 印

陸軍大臣寺内正毅殿

③以上が第3番目の段階である。この文書は、伊藤柳太郎の所属する第一師団の師団長 伏見宮貞愛親王(1858-1923)が陸軍大臣寺内正毅に送った伊藤柳太郎の件の許可を求める 稟申である。

(p.13 〈参謀本部罫紙〉) (軍務 印 軍事 印 人 印)

参謀本部 ○128八秘第六三號ノニ 閲

五月廿七日

明治三十六年五月廿七日

参謀本部次長田村怡與造 印

陸軍総務長官石本新六殿

送乙第一一五〇号ヲ以テ陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎ノ應聘願出ノ件ニ付協議之趣右ハ許可相成 差支無之候也

追而別紙契約案及返戻候也

④これが第4番目の段階である。この文書は、参謀本部次長が陸軍総務長官に出した協議按である。田村怡與造(たむらいよぞう)129とは、明治35年に参謀本部次長に就任し、

¹²⁸ 判読不能。

¹²⁹ 安政元 (1854) 年-明治 36 (1903) 年。山梨に生まれる。日清戦争では大本営兵短総監部参謀、第一軍参謀副長,大本営陸軍部幕僚付,歩兵第九連隊長として出征する。明治 33 年に参謀本部総務部長、兼参謀本部第一部長に着任。明治 36 年 10 月 1 日に死去し、児玉

ロシアとの戦争準備、作戦立案を行っていた人物である。

(p.3 〈陸軍省罫紙〉)

陸軍省送達 送乙第一一五〇號 五月廿六日

右異議ナキ回答アリタル上

上奏桉

陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎清國へ應聘及停年130名簿削除ノ件

陸 軍 大 臣

別紙ノ通奉仰 允裁候

(別紙)

上奏	五月廿七日
裁可	五月三日
内閣送	月 日

歩兵第十五聯隊中隊長

陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎

右清國蒙古喀喇沁王ノ招聘ニ應シ度旨

⑤以上が第5番目の段階である。5月27日に参謀本部が許可した前記文書を5月31日に陸軍大臣が許可した文書である。

(p.4 〈陸軍省罫紙〉)

願出候ニ付許可致度将又應聘期間停年名簿ヨリ削除致度

右允裁濟ノ上

本人へ御指令桉願之趣 允許セラル

六月一日

本文御指令ノ上

高級副官ヨリ第一師團参謀長へ通牒按

陸軍歩兵大尉 伊藤柳太郎

右清國蒙古喀喇沁王ノ招聘ニ應シ度旨

(p.5 〈陸軍省罫紙〉)

源太郎が参謀本部次長に就任した。歴史群像編集部(2012:135-136) ¹³⁰ 外国に派遣する際、軍人の身分を隠すため、一時的にやめさせることであろうと思われる。 願出ノ處願ノ通 允許相成候条別紙本人へ交付相成度此段及御通牒候也 追テ本件招聘ノ義ハ秘密ニ可致旨本人へ御示達相成度申添候也

六月一日

同参謀本部總務部長へ通牒桉

陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎

右清國蒙古喀喇沁王ノ招聘ニ應シ度旨願出允許相成候条此段及御通牒候

陸軍省送達	送乙第一一九一號	六月一日
-------	----------	------

⑥以上が最後の第6番目の段階である。高級副官から第一師団参謀長および参謀本部総務部長への通牒(別紙の通牒)である。陸軍大臣の許可を得た上で、高級副官が上記の通り別紙の通牒を作成して、伊藤柳太郎が所属する第一師団参謀長に送っている。名簿から削除し、招聘に応じて清国へ赴くことを許可している。高級副官が送った別紙の通牒では「秘密ニ可致旨」(秘密にいたすべき旨)と強調している。

日本側では以上のような計 6 段階に及ぶ細かい手続きを経て伊藤の派遣が承認された。 陸軍内部での正式手続きを経て、招聘契約が実行されることになり、陸軍歩兵大尉であった歩兵第十五聯隊中隊長の伊藤柳太郎は、明治 36 (1903) 年 6 月 1 日にハラチン右翼旗の守正武備学堂へ教師として赴任することになった。伊藤柳太郎は、同行者の阿部孝助、吉原四郎、飯田正藏、岡村某とともに、明治 36 (1903) 年 6 月 24 日に門司を出航し、6 月 28 日に天津に到着した。そして、北京から通訳として小池萬平が加わり、7 月 6 日に北京から出発し、7 月 19 日に王府に到着した¹³¹。したがってこれは、横田 2013 の指摘する崇正学堂の創設に関わった寺田亀之助が実地踏査による現状調査と沿道略図の作成のために、清国への旅行という名目で休暇を取った際の手続きとは大きく異なり、あくまで正式に派遣された軍事教官であった。

当然のことながら、その背景には日本陸軍側の意図もあったはずである。そもそも日本における在外陸軍武官派遣の始まりは、明治 7 (1874) 年、陸軍省参謀局の桂太郎少佐が山県陸軍参謀局長へ提出した陸軍改革の意見書であると言われている。その意見書には、「在外陸軍武官¹³²の派遣は経験に富んだ軍人をあて、対象国の軍制および軍事情勢などを

¹³¹ 史料②永田(1943:31-43)を参照。

¹³² 日本の在外公館に派遣された軍人のことではなく、ここでは軍事学校に派遣された教官のことを指している。

視察し…」と書かれている(佐藤 2011:28)。史料®『陣中之書簡』では伊藤柳太郎に関して「君は山口県岩国の人、明治二十二年十二月士官候補生として高崎歩兵第十五聯に入隊し、二十六年三月少尉に任せられ同聯隊第七中隊附を命ぜらる。…日清戦争寛記¹³³第十一編軍人…」(綾部編 1903:8)と記されている。伊藤柳太郎は日清戦争に参戦して、清国に滞在したこともあることから、まさに桂太郎の言う「経験に富んだ軍人」であった。

そもそも日本の陸軍将校が清朝側の資金によって招聘された最初の例は、1898 (明治 31) 年の武昌武備学堂の教習 (教官) で、湖広総督・張之洞の軍事顧問に就任した大原武慶であった。応聘将校はその後、辛亥革命までに直隷省 (のち河北省)、安徽省、湖北省などに、主として軍学校の教官として傭聘され、日露戦争後のピーク時期には 500 名を超えていたという (佐藤 2011:41-42)。伊藤柳太郎のハラチン派遣もこのような日本陸軍全体を貫く大きな流れの下で行われたということを確認しておかねばならない。つまり、伊藤の派遣自体は清国への日本陸軍将校派遣という歴史的流れの中で、上記の桂太郎が述べているような対露情報収集を目的に行われたものであり、早くから対武官派遣を始めた日本側から見れば何ら特別なことではなかった。

参謀本部は1902 (明治35) 年10月8日、海外派遣者のための服務基準と考えられる「應聘将校下士心得」、「海外派遣者報告規定」および「将校下士ニシテ外國ニ招聘セラルル者ノ手續」を作成した(佐藤2011:42)。その各規定の要点を挙げて、それに沿って再び伊藤柳太郎の承認手続きを見ると、以下の通りである。

まず、前記の承認手続きのところで伊藤柳太郎を名簿から削除したという点(⑤第5段階の史料の下線部)は、下記「應聘将校下士心得」の第二条の規定と合致している。

一 「應聘将校下士心得」(二) 兵籍に関係なく、採用者の俸給は停止される。また、 退役者名簿にも記載されない(佐藤 2011:42)。

また、前記の承認手続き⑥第6段階の所で述べたように、伊藤柳太郎のハラチン赴任は 参謀本部を通して、陸軍大臣寺内正毅の許可を得ている。これも下記の手続きに則したも のであった。

三 「将校下士ニシテ外國ニ招聘セラルル者ノ手續」

¹³³ 現在のところ、意味不明である。

- (一) 陸軍大臣の許可による。
- (二) 参謀総長へ出発届を提出すること(佐藤 2011:43)。

グンサンノルブによる日本陸軍軍人招聘の背景には、日露の対立に迫られた日本陸軍の立場からみれば、当然のことながら、上記意見書で桂太郎が述べているような陸軍軍人を派遣して、対象地域の軍事情勢などを視察する情報収集戦略があったはずである。なかったと見てそれを無視することは、むしろ不自然であろう。

さらに、グンサンノルブ王と同様に、ホルチン左翼後旗のアマルリングイ王も日露戦争直後の1906年に旗内で新式の軍隊や学校を作り、教師として日本から松本菊野と小川庄蔵を招いたことが知られている。彼もこれによって、モンゴルの「近代化」を目指す主導者であったと評価され得る(ボルジギン・ブレン2014:33)わけであるが、その一方でこの二人の日本人もやはり日本陸軍側に情報を提供する役割を果していたことが指摘されている(ボルジギン・ブレン2014:33)。モンゴル王公たちによる日本陸軍軍人招聘の行為は、日本、中国を問わず、学界には一般に近代化の提唱として高く評価される傾向にあるが、このように、その内実はさほど単純なものではなかったと言えよう。グンサンノルブ側も日本を利用して近代改革や軍隊を組織することを模索していたが、日本側によって帝国主義的な情報収集活動として利用された側面を見落としてはならない。

第三項 特別任務班の要員に任命される伊藤柳太郎

前記の青木宣純大佐は、日露戦争中に、諜報活動のため児玉源太郎参謀次長の指示の下で、特殊工作機関を組織した。これが日露戦争中によく知られた特別任務班である(戸部 1999:40)。

史料⑤防衛省防衛研究所図書館所蔵の史料「3月20日 青木大佐より元応聘武官を特別任務に採用の件稟申」¹³⁴、すなわち、青木大佐が参謀総長に送った以下の文書では、伊藤柳太郎がハラチンでの契約を解約して、特別任務班の要員として赴任することについて述べられている。

¹³⁴ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C09121997300。件名:「3月20日 青木大佐より元応聘武官を特別任務に採用の件稟申」。簿冊名:「明治37年自2月至5月 大日記 副臨人号 自第1号至第212号 共4冊」(防衛省防衛研究所)。

清人第二号

明治三十七年三月五日 在北京 参謀総長侯爵大山巌 殿

一, 元応聘武官ヲ特別任務ニ採用ノ件

応聘武官陸軍歩兵大尉伊藤柳太郎ハ去ル二月二十五日又同武官陸軍工兵中尉井上一雄ハ二月十五日各招聘ヲ解約致候ニ付テハ自今當地ニ於テ特別任務ニ服サレシ度¹³⁵候 條御認可相成度此段及稟申候也

伊藤柳太郎は日本陸軍の名簿から削除され、軍人ではなく、普通の軍事教官としてハラチンへ赴任したが、日露戦争の前夜、挺進隊の第一班班長として、再び軍務を担うことになった。伊藤がハラチンを離れ、日露戦争の挺進隊の一員として行動したことについて、伊藤の親友永田の回想史料②『烈士伊藤柳太郎少佐』では下記のように記述されている(永田編 1943:46-47)。

此時既に蒙古を去らねばならぬ勢は伊藤達の身の上に迫って居たのだ、舊臘より内命があったことであらう、我國はいよいよ露國を向に廻して國運を賭する大戰爭を開始するのだ、廟議夙に決し着々準備中であったのだ、此くなれば清國は中立を守るが爲めに、軍籍に在る日本人の蒙古に居住するに就て善處せねばなるまい、伊藤等の退去は必然となるのみならず、殊に北京に於ては青木宣純大佐を中心に竊に特別任務遂行の潜行隊が編成中であり、伊藤は其任務隊の班長に擬せられ彼亦之を快諾してゐたと思はれる(其當時私へは密に其旨文通してゐた)、故に一夜明けて元旦以後の日記は、去蒙の準備に是日も足らぬ消息が伺はれる。

河原操¹³⁶女史が入蒙したのは表面はカラチンの女子教育の爲となってゐる、勿論其れも重なる用務に違いないけれども、一方に重大な使命は伊藤と交代して日本の蒙古外交を繼續し、對露政略の監視哨たる役目が含んでゐたのである、言はば伊藤の身代りである、伊藤は軍人だから中立地帯を撤退するが其代りに女史の駐留は、日本外交指導者の意圖に出でたもので女史の使命は國家の籌畫の重き一部であったのである、伊藤はカラチンを去るに臨み後事を女史に托し…

^{135 「}服サレ度」の書き誤りかと思われる。

¹³⁶ 河原操子の誤り。

北京において青木宣純大佐を中心に特別任務遂行の潜行隊が編成されており、伊藤はその任務隊の第一班班長の役割を担うために、北京へ向かった。そして、その代わりにハラチンでの情報収集活動の任務を引き継いだのが河原操子であったというのである。

第三節 日露戦争期の東部内モンゴルと日本

第一項 日露戦争中における日本陸軍の蒙古視察とモンゴル王公たち

日清戦争以後、日本陸軍参謀本部は第一次測図部を編成し、朝鮮、台湾や清国において、本格的な軍事作戦のための測量を行った。1904年には第二次測図部を編成し、日露開戦に伴って「満蒙」一帯の測量を行った(佐藤 2011:60)。また、情報収集活動については、参謀本部の作戦担当幕僚自らが紛争地域あるいは将来予測される戦闘地域を調査して、情報を確認していた(佐藤 2011:93)。

日露開戦(1904 年 2 月 10 日に日本側から宣戦布告)に伴って陸軍参謀本部が東部内モンゴルにおいて現地調査を行ったことは以下の史料に記されている。それは、1904 年に北京駐在の日本陸軍砲兵大佐青木宣純がチチハル方向を目的として視察を行い、陸軍参謀総長に提出した報告書である。それが、史料⑤防衛省防衛研究所図書館に所蔵されている「1経過路」¹³⁷、「2地形及び天候、物資」¹³⁸、「3経過路に於ける蒙古王との関係及び交渉」¹³⁹、「4行動中に於て得たる敵情」¹⁴⁰という4つの部分からなる報告書である。自ら通過して観察したモンゴル各旗の地形、天候や物資について記述した上で、東部内モンゴルにおけるロシア軍の情勢やロシアとモンゴル王公たちの関係についても記述している¹⁴¹。「行動中に於て得たる敵情」では以下のように、モンゴル王公たちとロシアとの関係が記述されている。

¹³⁷ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C13110474300。件名: 「1 経 過路」。簿冊名: 「清特報 第 17 号 明治 37.8」 (防衛省防衛研究所)。

¹³⁸ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C13110474400。件名:「2 地形及び天候、物資」。簿冊名:「清特報 第 17 号 明治 37. 8」(防衛省防衛研究所)。
¹³⁹ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C13110474500。件名:「3 経過路に於ける蒙古王との関係及び交渉」。簿冊名:「清特報 第 17 号 明治 37. 8」(防衛省防衛研究所)。

¹⁴⁰ 史料⑤アジア歴史資料センター・レファレンスコード: C13110474600。件名:「4 行動中に於て得たる敵情」。簿冊名:「清特報 第 17 号 明治 37. 8」(防衛省防衛研究所)。 ¹⁴¹ 本史料中の地名を比定する際、烏蘭(ウラーン)氏(中国社会科学院)に大変お世話になった。心より感謝申し上げる。

「トシエット」¹⁴²王府ニハ目下露兵二百入込ミ居レリト昨年頃死去セシ前王ハ嘗テ露 西亜婦人ヲ妻トシ居リシトノ説モアル事ナレバ或ハ事実ナルヤモ斗ラレズ¹⁴³…

七月十三日「アゲンスーム」¹⁴⁴ニ於テ其東南約百二十○¹⁴⁵里ニ在ル「タラハン」王¹⁴⁶管内ノ「メイリースーム」¹⁴⁷ニ敵兵約二百駐止シテ生牛ヲ買ヒツヽアリトノコトヲ聞ク後聞ク處ニョレバ此露兵ハ我一行ノ兵力過大ニ聞エ鄭家屯ニ向ケ引揚ゲ行ケリト「アゲンスーム」ニハ露兵或ハ露人ノ来リタル形跡アリシ或ル喇嘛ノ家ニハ露国皇帝及ビ皇后ノ像ヲ掲ゲアリ且ツ絵入リノ露西亜新聞紙ヲ貼リ居レリ其他露人ノ贈リ物ト見倣スベキ物品等多カリシ其何時頃ノ事ナルヤハ不明ナリ 七月二十五日「ナムチハク」¹⁴⁸ニ於テ其南方約百五十清里ナル「トシエット」管内「シヤンハイ」廟¹⁴⁹ニ露兵約八十牛買ヒニ来リ居レリト聞ク…

この史料から、少なくとも日露戦争が始まって 5 ヶ月程度の時点で、既にダルハン王やトシェート王の管轄の旗などのホルチン地域でロシア軍の進出がみられることがわかる。また、ホルチン左翼中旗のアゲンスムというところのラマがロシア皇帝の図像やロシアの新聞を持っていたということからロシアの影響がある程度及んでいたと思われる。他にも、モンゴル王公と日本陸軍の調査団との間で銃撃もあったことが下記の史料「経過路に於ける蒙古王との関係及び交渉」に記されている。

…馬隊ハ「タラハン」王ノ兵ヨリ射撃ヲ受ケ遂ニ戦闘

を開始シテ半日間ノ射撃ヲ交換スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ

我馬隊ノ損害五名 「タラハン」王兵ノ損害約八名

原来「タラハン」王管下ノ蒙古人ハ比較的狡猾ナリ加エルニ「タラハン」王ノ内意ヲ 受ケ役人ノ指導ヲスル所トナリ斯ノ如キ不都合ヲ惹起シタルハ従来推進隊及ビ金田馬

146 ホルチン左翼中旗の旗長ダルハン王のことを指していると思われる。

¹⁴² ホルチン右翼中旗。旗長の称号がトシェート(tüsiyetü)親王であった。

^{143 「}ハカラレズ」と読むべきかと思われる。

¹⁴⁴ いずれかの寺院名だと思われるが、現在のところ不明である。

¹⁴⁷ 現在の通遼市科爾沁区西南部に位置する莫力廟 (モリンスム、morin süm-e) を指すと思われる。

¹⁴⁸ ホルチン右翼前旗に関して書かれた王 (2008:32) で、たまたまこの地名が言及されている。それによると、ナムチハクは駅站名 (諾木斉哈克站) である。

¹⁴⁹ 同じく王 (2008:106) でこの廟の名が言及されている。それによると、シヤンハイ廟、即ち「向海廟」は、もとホルチン (科爾沁) 右翼前旗南部、現在の吉林省通楡県向海蒙古郷の所在地にあった廟である。1974 年に完全に壊されたという。

上記の史料によると、ホルチン左翼中旗の旗長ダルハン王の管轄下で、銃撃戦があり、日本陸軍の馬隊の5名とダルハン王の兵隊の8名が損害を受けたという。詳細な事情はなお不明であるが、日露戦争の初期段階において、既にホルチン地域のいくつかの旗にロシア軍が進出していることから、モンゴル王公や仏教僧たちの一部がロシアからある程度の影響を受けていた可能性も考えられる。

日本陸軍参謀本部は、東部内モンゴルにおいて以上のような対露情報収集活動を行っていたものの、報告の内容から見ても東部内モンゴルのより多くの地域においてロシア軍の進出がみられ、日本軍の実質上の活動範囲はハラチン右翼旗を中心とする地域のみであった可能性が高い。

第二項 グンサンノルブの改革に対する旗内における反発

次に、大きく視点を変えて、上述した日本陸軍軍人招聘などの近代改革、要するに、日本陸軍による学堂創設に対する感情が、グンサンノルブの旗内においていかなるものであったのか、史料⑥モンゴル語新聞『モンゴリン・ソニン・ビチク』の記事から見てみよう。

グンサンノルブが近代化への改革を始めて 2、3 年経った後、旗内の財政が厳しくなった時に、アルマスオチルを旗の総管に就かせた。アルマスオチルが職に就いてから 1 年も経たないうちに、旗の財政は改善されたが、彼自身も豪華な住宅を建て、毎日何十人ものラマを呼んで、大量の財を費やしたという。このような事情を知ったグンサンノルブがアルマスオチルを捕縛しようとしたところ、アルマスオチルは家族を連れて、ハルビンへ逃げた。アルマスオチルは最終的にハルビンで『遠東報』館の蒙文編集者となった(呉・邢1979:10)。そのアルマスオチルらによって編集された史料⑥『モンゴリン・ソニン・ビチク』の第9号(1909年10月26日付)の「モンゴル旗」というタイトルの記事には、その後のグンサンノルブの学堂について以下のように記述されている。

…ゾスト盟ハラチンのザサグ王の旗の職を追われた卑劣なボヤンビリグト¹⁵⁰が、この旗を混乱 に陥れ不幸にさせたことについて、その聞いたところを詳細に書き表す。

¹⁵⁰ バヤンビリグトの誤りだと思われる。史料⑭『蒙古紀聞』の著者である汪国鈞を指す。 以下、同様。

…王を内外モンゴルのモンゴル人の頂上の座につかせようと甘言を弄して多量の財を費やさせ、日本から教官を招いて武備学校・女子学校を創った。学校に通う無礼な若者たちは、そこを自分の態勢を固める基盤にした。何人も老年の忠実な役人がいるが、彼らはこの若者たちから目の敵のように見られていた。彼らはその若者たちをたびたび良い方向へ教導しようとしたが、若者たちは王・夫人の力を背景にして受け入れなかった。そして老年の役人たちは王の事業を快く思っていないと誹謗し続けていた。…若者たちが自分の意のままにしたため、先王の財産を全部使い切ってしまった。さらに、先王たちの捧げる仏像を、無駄な場所を占めて、南の省の漢人の先生に笑われ、日本の教官に笑われるなどと言い、王を騙して、仏像を隠したり、水に入れたりした。そして、僧侶を還俗させ、寺に軍事学堂を開くなどと言い続けていたが、ボヤンビリグトはこの春、王に悪く見られて職を奪われ答罪を受けた。

…さらに、ボヤンビリグトは、この旗の良民の子供十数人を日本に勉強に行かせ3年間で戻ってくると言ったが、今4、5年経ってもまだ戻ってきていない。泣きすぎた両親が身体の調子を崩してしまったとは、何とも気の毒である¹⁵¹。

この新聞記事がハラチン右翼旗の近代的学校教育を支持するバヤンビリグト及び近代化への改革そのものを批判する立場で書かれたことは明らかである。また、日本に対する警戒心を持った役人たちによる近代的学校教育への反発も伝わってくる。要するに、日本からの援助を得て教育を振興しようとするグンサンノルブの改革は、旗内において必ずしも支持を得ていたわけではなく、批判されていた可能性もある。例えば、若者たちが仏像を隠したり、水に入れたりした行為や僧侶の還俗などがモンゴル人の伝統文化の根幹部分である仏教信仰を軽視する行為だとしてモンゴル人役人らの強い反発を招いたことが窺える。

また、この記事はロシアと日本との対立をも反映している。帝政ロシアの中東鉄道会社がモンゴル語刊行物として 1909 年に創刊した『モンゴリン・ソニン・ビチク』は日本とロシアの抗争のなかでロシア側のモンゴル人に対する宣伝活動の一つとして生まれた側面があったということが知られている(ボルジギン・ブレン 2012:40)。上記「親露派」に近いアルマスオチルらによる記事の中では、ハラチン右翼旗で日本人による教育がなされて

 $^{^{151}}$ ボルジギン・ブレン氏によるモンゴル語からの訳文であるが、筆者も訳文の一部を直した。ボルジギン・ブレン(2010:54-56)参照。

いることや日本への留学がどのように旗内の日常や王府を騒がせているかという問題の指摘を通して、日本との関係に対し批判を述べているものと思われる。

すなわち、グンサンノルブによる「ハラチン三学」創設等の政策が内モンゴルの近代化を成し遂げたという風に単純かつ一方的に説明することはできず、グンサンノルブによる日本人軍事教官招聘が、日露の対立という国際情勢の中で日本側の帝国主義的な介入を招く危険な側面を有していたと言える。

小結

本章では、現役の日本陸軍軍人であった伊藤柳太郎が清末期内モンゴルのハラチン右翼旗の近代的学堂に招聘された事例を取りあげて、同旗のザサグであったグンサンノルブが日本の陸軍軍人を招聘して近代的な学堂を創設した際の経緯とその背景を明らかにした。その際、従来グンサンノルブによる近代化政策として高く評価されてきたハラチン右翼旗における学堂建設を、日本陸軍の情報収集活動という側面と、ハラチン右翼旗内部の反応という二つの側面から検討した。その結果、以下のような結論が得られた。

ちょうどハラチン右翼旗で近代的学堂が創設される頃、北東アジアをめぐる日露の勢力争いの中で、日本陸軍が在外陸軍武官(主として軍学校の教官)を派遣して情報収集活動を行っていた。そして、日本陸軍が清朝側の資金によって招聘され始めたのは 1898 年からのことであった。本章での検討によって、現役の日本陸軍軍人であった伊藤柳太郎もハラチン右翼旗の資金によって招聘されて、軍事教育を始めたことが明らかになった。すなわち、伊藤柳太郎のハラチンへの赴任も日本の在外陸軍武官派遣という歴史的な流れの中で行われたということが確認できた。また、伊藤柳太郎が日露戦争に参戦した後、彼の後任のような形で河原操子がハラチン右翼旗へ派遣された。彼女は日露戦争中にロシア軍の情報を収集して、日本陸軍に報告する任務を担わされ、日露戦争後に帰国する。彼女の赴任に伴って、ハラチン右翼旗では女学堂を開設するに至った。伊藤柳太郎と河原操子が赴任する前の年にハラチン右翼旗で初めて創設された近代的な学堂も、創設時には日本陸軍の寺田亀之助の協力を得ていた。したがって、極論すれば、日本陸軍参謀本部による情報収集活動がなければ、ハラチン右翼旗に近代的な学堂が3つも創られることはなかったかもしれない。「ハラチン三学」はこのような北東アジアをめぐる日露の緊迫した国際関係の中で次々と創設されたのである。

一見すれば、モンゴルへの赴任を通してロシアに対抗するという覚悟をしていた伊藤柳

太郎一人の赴任のようにも見えるが、グンサンノルブが日本を訪問する前から伊藤柳太郎がハラチン右翼に赴任するまでの日本側の動きをみると、モンゴルでの日本の利益を探究する川島浪速をはじめとする「大陸浪人」、対ロシア戦略を意識している日本陸軍参謀本部、日本陸軍参謀本部と連携して情報収集する駐清国日本公使館、またその他にも東亜同文会も関わっていた。以上の点から見ると、日本側の意図はただ単に教育を行うというよりも、むしろ南下してきたロシア勢力を意識して、情報を収集するかたわら、モンゴル(ハラチン)での日本の利益を探究することにあったといえるであろう。

また、金丹道事件のような漢人入植者による社会変動から軍事教育を試みる必要性を教えられたグンサンノルブは本来、モンゴル人王公として、モンゴル文化の伝承・発展を前提として、近代化を進めるべきであったと考えられるが、実際には日本流のやり方を過度に重視していた。そして、ハラチン右翼旗に赴任した日本人教師は、日本語のできないモンゴル人学生たちと、漢語(中国語)を通して授業を行い、ハラチンにおける漢語教育がさらに進む結果となった。要するに、グンサンノルブによる日本式教育導入に以上のような限界があったため、ハラチン右翼旗内における強い反発をまねいていた。むしろ、アルマスオチルらのようなモンゴル人としてのアイデンティティが強い人たちとうまく協力できていたら、少しは結果が変わっていたかもしれない。

さて、この次に想定される課題は、日露戦争後のグンサンノルブがどのような行動を取ったのか、またグンサンノルブの改革が周辺他旗にどの程度の影響を与えたのか、という問題になるであろう。次章では、それらを検証していきたい。

第三章 日露戦争後のハラチン地域における近代的学校教育の展開

小序

本章では、日露戦争後に清末の「新政」の一環としてハラチン地域で展開された近代的 学校教育の実態やそれに対するグンサンノルブの対応を明らかにする。そして、それらの 学校教育がモンゴル社会の近代化にどの程度貢献したかという問題を検討したい。

前章にて、日本陸軍が、日露戦争前夜における内モンゴルで諜報活動を展開しており、その流れの中でロシアに対する軍事的な関心からハラチン右翼旗に軍人を派遣したということを明らかにし、グンサンノルブは日本陸軍参謀本部のこのような計略の上に乗った状態で学堂創設をおこなったと指摘した。そして、ハラチン右翼旗に赴任した日本陸軍軍人の伊藤柳太郎は日露戦争で戦死し、教師の河原操子も日露戦争後に帰国した。その後、ハラチン右翼旗の学堂に赴任したのが鳥居龍蔵とその夫人の鳥居きみ子であった。

一方、日露戦争後、東北の満洲地方や東部内モンゴルに割拠する日露勢力および日露両国のモンゴル王公への接近に脅威を感じた清朝政府は、管理理藩院尚書の粛親王らに命じて、旧暦の光緒 32 (1906) 年 3 月から 5 月にかけて、東部内モンゴル(ゾスト盟、ジョーウダ盟、ジリム盟、シリンゴル盟)で現地調査¹⁵²を行うとともに、モンゴルにおける「新政」を本格的に検討し始めた(トイメル 2007:125、焦 2010:16)。その随員であった移民・開墾事務を主管する弁墾大臣の姚錫光が東部内モンゴルの視察から着想して、「蒙古教育條議」¹⁵³を上奏した。彼は教育問題に関して、「蒙漢同化における教育宗旨」を提言し、モンゴル人を漢人に同化させることによって近代的な国民を創出することを強調した(岡 2010:24-25)。

そこで、「蒙漢同化」によって新たな国民を養成しようとする清朝の政策やモンゴル王 公グンサンノルブの近代化政策の影響下で、内モンゴル各地の近代的学校教育がいかに実 行されていたかという実態を解明する必要が生じる。これまでの研究を見ると、岡 2010 は、姚錫光がモンゴルにおける「新政」の展開を統治構造の改変にまで踏み込んで徹底さ せるべきだと主張したことを、その提言内容を用いて検討している。薜 2004 は粛親王のモ

¹⁵² この調査に関する主な文献として、姚錫光の『籌蒙芻議』(1908 年に鉛印本として刊行された)、陳祖墡の『東蒙古紀程』(1914 年に石印本として刊行され、また鉛印本もある)、そして呉禄貞の『東四盟蒙古實紀』、『經營蒙古條議』等がある。トイメル(2007:125-126)を参照。

¹⁵³「清末姚錫光蒙古教育条議(節録)」。『内蒙古教育志』編委会編(1995:581-582)所収。

ンゴル経営建議を検討し、トイメル 2007 は呉禄貞のモンゴル経営條議を検討し、焦 2010 は粛親王一行の東部モンゴルでの調査およびその影響について検討するなど、各々、政策面から清朝の満洲人官僚や漢人官僚によるモンゴル経営建議を論じている。ナヒヤ 2010 と于 2006 は、姚錫光の「蒙古教育條議」を紹介し、これがその後のモンゴルに対する教育政策の制定に影響を与えたと述べているが、実証研究がなされていない。グンサンノルブに関する先行研究としては、前章でも述べたように、主に「ハラチン三学」の創設(岡本1999、横田 2003)、「ハラチン三学」の日本人教師(横田 2004)、グンサンノルブの教育思想(于 2001、ナヒヤ 2010)、グンサンノルブの改革(哈申其其格 2013)などのテーマに関してのみ研究がなされてきた。総じて言うと、日露戦争前に比して日露戦争後のグンサンノルブに関する検討が欠落している。さらに、ハラチン右翼旗の事例のみを取り上げ、ハラチン中旗や左翼旗における学堂の創設、そしてグンサンノルブがそれらにどう関与していたかについてはほとんど触れられていない。すなわち従来の研究は、グンサンノルブの近代化政策のみをとりあげていて、しかも清末の「新政」の役割について十分には検討してはいない。

また、少数のモンゴル人と多数の漢人からなる当時の東南部内モンゴル社会において、 モンゴル人でありながら、清朝治下の官僚でもあったグンサンノルブがどのような意図で、 いかなる方法でモンゴル社会の近代化を実現しようとしたのかという問題も同時に考えね ばならない。そのため、本章では、中国第一歴史档案館所蔵のグンサンノルブが清朝に上 奏した文書史料⑤や遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の档案史料史 料②等を利用して、上記の諸問題を検討することとする。

第一節 清末の「新政」とグンサンノルブ

清朝政府は、義和団事件の処理を目的として列強との間で設定された「辛丑条約」の締結に先立って、1901年に変法の詔を発布し、「外国の長所を取り、中国の短所を去らしめ、富強を致すことを期すべし」と主張して、一定の近代化を指向する改革を行おうとした。これが所謂「新政」のはじまりである。「新政」のうちのモンゴルに関係する主な内容、特に「移民実辺政策」によって、清朝の軍事的パートナーとして重視されてきたモンゴルの存在意義は完全に否定された(ブレンサイン 2003:42-43)。それまでのモンゴルに対する政策を変えざるを得なくなった事情は、下記の史料からも窺える。

〈筆者による満洲語からの和訳〉

…熱河都統がハラチン左翼旗に命じて送る。(中略)チェンデチオワン¹⁵⁴のところから(皇帝に)「時代の様相は恐しく差し迫っており、道理にしたがって、多くのモンゴル人を教化したい」といって上奏したのである。モンゴルの多くの盟は代々(清朝の)北方の支柱である。太平の平穏を受けて、時がたち、安楽に暮らすことを求めて、慣れ親しんできた。この数年より以来、時代の様子が変化しているので、計画を建てて、大略の見当をつけ、これによって集中的に管理して、墾務案件を提出したことに関して、彼の知らないことはない。…¹⁵⁵

これは光緒 32 (1906) 年正月に、熱河都統がハラチン左翼旗へ送った文書である。ここでは、奉天省巡撫程徳全の上奏文によりつつ、同都統がモンゴルの実態を述べている。

一方、前述のように、日露戦争後の 1906 年 3 月から 5 月にかけて、管理理藩院尚書の 粛親王が清朝政府の命令によって、姚錫光、陳祖墡、呉禄貞らの随員とともに、東部内モ ンゴルで現地調査を行うとともに、モンゴルにおける「新政」を策定した。粛親王らの調 査団が最初に赴いたのはハラチン右翼旗だった。まず最初に、ハラチン右翼旗において、 他のハラチン左翼旗、ハラチン中旗、トゥメト左翼旗、トゥメト右翼旗などゾスト盟の王 公たちを集めて会議を行った。そして、「ハラチン三堂」を視察し、二週間も滞在した後、 グンサンノルブが同行してゾスト盟やジリム盟のその他のモンゴル旗をも視察した(焦 2010:18)。

この時の随員であった呉禄貞は異民族が漢人に同化されることを理の当然であると考え、モンゴルを、占拠して開発すべき植民地と見なしていた(トイメル 2007:144-145)。一方、教育政策の制定については、移民・開墾事務を主管する弁墾大臣の姚錫光が、1907年に前述したような「蒙漢同化における教育主旨」を上奏した。姚錫光によるこの「蒙漢同化」政策は、教育を通してモンゴル人を漢人に同化させることによって、新たな国民を養成しようとするものであり、以下のように強調している。

今有蒙漢同化之力、則漢民之耕種、工芸、経商各等生活之法、皆蒙民之所取資。試観

¹⁵⁴ 程徳全のことを指す。江蘇省出身の奉天省巡撫。辛亥革命が起こった時、江蘇省都督だった。第五章で言及する張謇と関係が深い人物でもある。

¹⁵⁵ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の満洲語史料「关于熱河都统表彰喀 左旗捐献熟地办学的文件 1906」。档案番号 200-179-9。

喀喇沁等蒙漢雜居諸蒙旗、較巴林等未経開放諸蒙旗、其蒙民之衣装、飲食、居处優裕数倍。况受同等之教育、則蒙民生業之發達更可想見。是以、于蒙古有利而無害。前者、光緒十六七年間、熱河境內金丹匪乱之役、実由蒙漢積憤而起、而互相嫌怨、至今未泯、宿根不除、随時可以暴發。若具同化之力、則主客之嫌亦自与之俱化。是以、于漢民亦有利而無害¹⁵⁶。

〈筆者による漢文からの和訳〉

…今、蒙漢同化を実施すれば、漢民の耕種、工芸、商売などの各生活手段をモンゴル人が獲得できる。ハラチンなどの蒙漢混住しているモンゴル諸旗の例を、バーリンなど未開墾のモンゴル諸旗と比較して見れば分かるように、ハラチン・モンゴル人の衣装、飲食、住宅などがもっとも優越している。したがって、これはモンゴル人に決して損害とならず、利益をもたらすであろう。前者のことを言えば、光緒十六、七年において、熱河領域内で起こった金丹匪乱の暴動は、実はモンゴル人と漢民の間の積怨によって起こった暴動であり、互いに嫌って、今でも絶えず続いていて、いつでも起こりかねない。もしも、同化する方法を取れば、嫌う主体も自分とともに同化される。したがって、漢民に決して損害とならず、利益をもたらすであろう。

彼はこの引用部分のすぐ前の所で、モンゴル人を互いに牽制させれば、清国の脅威にならず、辺境を安定させることになると述べている。またこの部分では、1891年の金丹道暴動はモンゴル人と漢人との衝突であり、その積怨がまだ続いているため、再度起こらないように対策を取れば、地域の安定を確保することができると述べている。前述の「移民実辺政策」の実施など、「新政」をモンゴルへ導入する際の社会の安定化をも考慮しているものと考えられる。さらに、モンゴル人が漢人の耕種、工芸、商売などの生活手段や習慣に影響されれば、より良い生計を立てられるだろうという、モンゴル人の伝統的な生業形態や文化を一切考慮しないうえに、偏った意見を述べている。

その後の 1907 年に、粛親王は、呉禄貞、姚錫光、陳祖墡らの主張をまとめ、モンゴル 経営建議を清朝に上奏した。その内容は、主に開墾、鉱山開発、馬政、呢碱(毛皮製品)、 鉄路、学校、銀行、治盗をめぐる提案だった。後に粛親王は理藩部¹⁵⁷大臣となり、理藩部

¹⁵⁶ 史料②『内蒙古教育志』編委会編(1995:582)による。

¹⁵⁷ 1906 年 7 月に理藩院が理藩部と改称される。

の内部を整頓して漢人を重用した。また、モンゴル王公との積極的な連携をも進め、上京させて「新政」について傍聴させた(薜 2004:14-16)。具体的には、モンゴル王公の法政上の知識を高める目的で清末に創設された貴胃法政学堂のことを指す。これは、清末の資政院における蒙蔵議員の人数を確保するために、理藩部が清朝に上奏して創設した学堂である(張 2012:2)。光緒 34 (1908) 年の秋、グンサンノルブはこの学堂に入学するため、夫人とともに上京していた。そして、そのこともあってハラチン右翼旗に創設された女学堂である毓正女学堂が 1909 年に、軍事学堂である守正武備学堂が 1910 年に運営停止となる(汪 2006:86-88)。

清朝政府によるこれらのモンゴル経営建議を、グンサンノルブが光緒 34 (1908) 年正月 17 日に、清朝政府に提出した所謂「八項目の近代化政策」 ¹⁵⁸の内容と照らし合わせてみよう。後者は、(1) 設立銀行 (2) 速修鉄路 (3) 開採鉱山 (4) 整頓農工商 (5) 予備外交 (6) 普及教育 (7) 監督新軍 (8) 創辦巡警という八項目の建議のことである。明らかに粛親王の建議内容にある「鉱山開発、鉄路、学校、銀行」、姚錫光の主張する「整頓農工商」を元にして建議したものに相違ない。要するに、グンサンノルブは粛親王ら調査団との交流を通して、これら満洲人官僚や漢人官僚の「モンゴル経営建議」を完全に受け入れ、従う立場に立っていたということである。この点について、粛親王がグンサンノルブの妻の兄であり、呉禄貞がグンサンノルブのもっとも畏敬する友人であったという彼自身の個人的な立場も深く関わっていると考えられる。グンサンノルブの上奏内容を見ると、

〈筆者による漢文からの和訳〉

… (現今のような) 危機的時期に陥ったのは、兵力不足や厳しい財政によるものである。外敵の侵害は、辺境が不安定だからである。…三百年にわたって恩恵を受けてきたにもかかわらず、外患が生じている現在、大政によってモンゴルを復興させるべきではないか。…

と清朝の安定を考慮しつつ、その辺境地域としてモンゴルを復興させ近代化させることを 上奏した建議である。その中での教育に関する部分を見ると、モンゴルにおいては、漢文 の分かる人が非常に少ない上に、モンゴル文の分かる人もごく少数であるという。そこで、

¹⁵⁸ 史料⑧中国第一歴史档案館所蔵の漢文史料「奏為陳明中外時勢力行新政事」。档案番号 03-7438-010。

「旨飭下學部理藩部先就東蒙古籌議责成各旗王公札薩克廣興教育並令其子弟入學」、すな わち理藩部の「東蒙古籌議」に従って、各旗の王公ザサグに教育を振興させるよう呼びか けるべきことをも述べている。

このように、グンサンノルブによる「八項目の近代化政策」の提議を、その目的や内容 から詳細に見ると、民族主義的な発言ももちろん含まれてはいるが、むしろ清王朝の官僚 としてモンゴルの近代化を建策している点がより明瞭であろうかと思われる。

第二節 ハラチン左翼旗における学堂創設・運営の実態とグンサンノルブ

第一項 「奏定学堂章程」の実施とハラチン左翼旗の対応

「新政」の一環として光緒 30 (1904) 年に制定された「奏定学堂章程」 159は上述のような社会背景の下で、内モンゴル地域でいかにして実行され、いかなる問題に直面したのであろうか。特に、上述したハラチン右翼旗のモンゴル王公グンサンノルブが清朝政府の実施する「新政」に積極的に従う姿勢を示していたのに対して、同じハラチン地域の一旗であるハラチン左翼旗の事例を取り上げて、その具体相を見ていきたい。ハラチン左翼旗では 1906 年から近代的な学堂が作られ(喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会 1998:43)、1930 年代になると、初級小学校 23 校、女子小学校 1 校、高級小学校 1 校にまで増えたと言われている(胡春梅 2003:7)。ハラチン右翼旗が日本の影響下で日本人教師を招いて近代教育を開始したのに対して、左翼旗や中旗での教育はいかなるものであったのか。「旗と県」という二重の行政機構の下でのモンゴル人向けの教育振興という実態を念頭に置きつつ、上記の問題を検証していきたい。

前述した「奏定学堂章程」の教育改革が実施されるに当たって、ハラチン左翼旗へも以下のような命令文が送られていた。

〈筆者による漢文からの和訳〉

直隷州臨時署理事分府(同知)の侯補官吏に在任して建昌県¹⁶⁰を管理する○○¹⁶¹がハラチン左翼旗に伝える。わたくしは皇帝の諭旨を受けて、学堂を創設することを調査している。皇帝の命令によると、モンゴル人であれ、漢人であれ、学堂を開設するべ

¹⁵⁹ 1904年1月、張之洞、栄慶、張百熙の3人の起草になる清末の近代学校制度の規範である。

 $^{^{160}}$ 移民してきた漢人を管理するために、清末にハラチン左翼旗内に設置された県である。 161 判読不能。

これは直隷州臨時署理事分府から派遣されてきて建昌県を管理している官僚が「奏定学堂章程」の公布後、新式学堂を創設する件でハラチン左翼旗に皇帝の命令を伝えている文書である。この時点での学堂に関する皇帝の命令というのは言うまでもなく「奏定学堂章程」の実行を指している。また、同じ文書の最初の方では下記のようにハラチン左翼旗を督促している。

〈筆者による漢文からの和訳〉

(前略)旗長の命令なしに(学堂を)開設できないのである。現在、(建昌)県においては高等小学堂を既に開校している。各郷にも初等小学堂を創るべきである。各督練などが(皇帝の)命令に従って施行して、直ちに通知するべきである。(後略)¹⁶³

ハラチン左翼旗の旗長が許可を出すことによって管轄下のモンゴル人向けに旗内において直ちに学堂を開設するように、と建昌県側が督促している。また、この史料から、建昌県では光緒 30 (1904) 年に高等小学堂が既に創られていることがわかる。

この「奏定学堂章程」にもとづく学校制度は、当時の日本の制度を全面的に模倣したもので、初等小学堂5年、高等小学堂4年を合わせて、初等教育9年としていた(阿部1993:5)。初等教育9年という教育課程を順調に行わせるために、漢人居住地域である建昌県が優先され、ここを中心に近代学校教育が行われていた。この点も、ハラチン左翼旗のモンゴル人向け教育が漢人居住地域である建昌県に遅れて開始された理由だと言えよう。そして、モンゴル人居住地域であるハラチン左翼旗では、まず初等小学堂での教育のみを行おうとしていたことがわかる。

このように、光緒 30 (1904) 年に清朝政府が「奏定学堂章程」を発布した後、すぐにハラチン左翼旗にもモンゴル人向けの学堂を創設するように命じていたことが分かるが、以下の史料に見えるように、ハラチン左翼旗では、「奏定学堂章程」が発布された直後に初等小学堂が創られたわけではなかった。

¹⁶² 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-2。
¹⁶³ 同上。

盟長轉飭大部札開令各旗創設學堂教授才能力圖富强等因正當釐定新政章程之際伏思創 設學堂寔為目前要政又係蒙古進身之始敝旂情願樂従本年秋季由本貝勒私産籌款在本札 薩克處先設旂蒙小學堂一所(中略)選集十齢以上十八歳以下聰敏子弟三十人(中略)

〈筆者による漢文からの和訳〉

「(前略) 各旗が学堂を創って教育を重視すれば、強くなる。特に、新政の章程が改めて定められた現今においては学堂創設が重要であるし、モンゴルの進歩にもかかわるので、自ら協力して従うように」と言って盟長(グンサンノルブ)が命令してきた。今(1907)年の秋に、ベイレである私(旗長熙凌阿、シリンガ)が私財で本ザサグ(旗長)の所に旗の啓蒙小学堂を創り(中略)十歳以上十八歳以下の子供三十人を入学させ(中略) 光緒三十三(1907)年十二月二十六日164

もともと光緒 30 (1904) 年に学堂を創設するよう命じられていたのに対して、この史料によると、それより 3 年遅れた光緒 33 (1907) 年の秋になってから、旗長シリンア (熙凌阿) ¹⁶⁵によって初めて啓蒙小学堂という近代的学堂が創られたことがわかる。一方、喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会 1998:43 では、光緒 32 (1906) 年 10 月に、ハラチン左翼旗で啓蒙小学堂が創られ、学生が 24 人いたと記述されている。先行研究でも喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会 1998 がよく参照されていて、ハラチン左翼旗では光緒 32(1906) 年 10 月に学堂が創られたように永らく伝えられてきた。しかし、上記档案史料によると、ハラチン左翼旗に啓蒙小学堂が創られたのは確実に光緒 33 (1907) 年秋のことであり、30人の子供を入学させたことが分かる。さらにこの光緒 33 年という創設年次は、後述する経費支出の史料からもはっきりと確認できる。したがって、喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会 1998:43 が誤って創設年次を1年早く記述してしまったものと考えられる。

次に、上記の史料では、ハラチン左翼旗の旗長熙凌阿が「私財」で学堂を創設したと記されている。しかしそれは、熙凌阿が個人の資金で創設したという意味ではなく、後述するようにハラチン左翼旗印務処の資金を利用した可能性が高い。この点は、ハラチン右翼

¹⁶⁴ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-5。

¹⁶⁵ 【写真 4】はシリンア(熙凌阿)の中華民国期の写真である。

旗の旗長グンサンノルブと類似した行動である。さらに、この学堂が「教育を重視すれば、モンゴルが強くなる」という当時のジョスト盟盟長であったグンサンノルブ(ハラチン右翼旗の旗長を兼任)自身の呼びかけに従って創設されたことも分かる。「新政の章程が定められた現今においては学堂創設が重要であるし、モンゴルの発展にもかかわる…」というグンサンノルブの伝え方から、清朝の新政に期待を寄せて、自民族の発展を図ろうとする姿勢が見られるであろう。清朝による当時の新政の背景には、前述した姚錫光の同化政策があったのであるが、グンサンノルブらモンゴル王公は、近代化を優先的に考えていたためか、それに危機感を持たず、新政を実行しようとしていた。

第二項 漢文の学習を重視した教員養成とその教授内容

ハラチン右翼旗では、もともとの管旗章京であった于瑞生、管旗章京銜であったハイサン(海山)、梅倫章京であった汪良甫らのような旗内の官員職にあった人たちがそのまま学堂の日常業務を管理していた(中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編1986:74-75)。教員の中ではモンゴル人教員よりも日本人教員や漢人教員の方が多かった。それに対してハラチン左翼旗における教員養成はいかなる形態をとっていたのか、以下の史料を見ていこう。

〈筆者による漢文からの和訳〉

…貴旗で以下のことを直ちに取り調べていただきたい。全てのモンゴルの村に初等小学堂を設立して人材を育成する件について、どのように資金を集めて、旗のどんなところを選んで、学堂を創るかを決め、招聘する教員の人数を予定して文書を添えて(建昌) 県に伝達するようにしていただきたい。教員を県の高等小学堂に招き入れ、教師と生徒がお互いに平等かつ礼儀正しくするように、教授方法166の諸規定の講習を受けさせる。食事代は学堂の経費に任せる。12 月以降に、教授方法を身につけるようになってから、(旗の) 学堂へ赴かせて教員とさせる。このように教員を育て、学務を整えることを望みたい。 光緒三十 (1904) 年九月二十六¹⁶⁷

¹⁶⁶ 中国本土でも、当時の学堂の多くがかつての私塾における暗記第一主義と体罰という 教授方法をそのまま踏襲していたといわれる。阿部(1993:124)による。

¹⁶⁷ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平 仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-2。

この史料は、ハラチン左翼旗で、どのように資金を集めて旗内のどこを選んで学堂を作るか決め、招聘する教師の人数を予定して文書を添えて建昌県に伝達するように、と建昌県が要求しているものである。初等学堂が作られたら、予定されている教員たちに建昌県の高等小学堂で教育法に関する知識を講習させ、その期間内の食事代は左翼旗の学堂の経費に負わせると言っている。また、建昌県の高等小学堂で教員を養成するということは、そこで漢語の教育を受けてから、モンゴル旗に戻るということでもある。その他にも、教師と生徒がお互いに平等かつ礼儀正しくするという思想的基盤の形成を強調している。

また、史料から分かるように、教育法を3ヶ月ほど学べば、旗の初等小学堂で教員とさせるという速成教育による教員養成の方針を伝えている。この点では、日本や、浙江、天津、広東などの中国本土から教師を招聘したり、旗内の知識人を教師としたりしていたハラチン右翼旗とは大きく異なり、日本人教師を招いたり、日本式教育を直接導入したりしていないことがわかる。

他にも、「盟からハラチン左翼旗の協理タブナン・ブヤンイレルト、協理タブナン・ダチンガに知らせる。建昌県の高等小学堂を卒業したモンゴル人学生である Baodungyang 168 が申し出るには、彼は幼い頃から漢語が読めて、ここで勉強して卒業している。彼を旗の学堂に入れて教師とするのはどうか。貴旗の出身の人を貴旗の人材育成に貢献させるのは良いことではないか。光緒三十四(1908)年八月十四日」 169 という盟からの推薦の文書もある。この人物は幼い頃から漢語が読めて高等小学堂も卒業しているというので、漢語が達者であるという理由で推薦されたものと思われる。このように地元出身のモンゴル人教師を招くこともあったが、教員募集に際して漢語の分かる人を優先的に選考したということが確認できる。

ハラチン右翼旗の学堂に赴任していた日本人教師も日本語と漢語の通訳ができる人に同行してもらっている点から見ると、漢語で授業をしていた可能性が高いと考えられる。河原操子の自伝にある「生徒の成績」をみても分かるように試験問題は漢語から日本語への翻訳と日本語から漢語への翻訳であった(河原 1969:223)。以下の史料から明らかなように、ハラチン左翼旗では満洲文字とモンゴル文字のできる教員や漢文のできる教員を招いていた。そして、満洲語、モンゴル語、漢語の文語を教えていたということから、近代

¹⁶⁸ 漢字け不明

¹⁶⁹ 筆者によるモンゴル文からの和訳。ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番 200-186-25。

的学校教育と言っても、教授内容は識字を重視する段階に留まっていたことが窺える。

〈筆者による漢文からの和訳〉

…満蒙文に精通する蒙文教員一人と漢文教員師範生一人を募集して、十歳以上十八歳以下の子供三十人を入学させ、満蒙漢三体の文字を教えている。この学堂は内地の章程に従って運営している。 光緒三十三 (1907) 年十二月二十六日170

以上のような教員養成や教授内容から見ると、清末の「新政」は、清朝政府がモンゴル人の漢語学習を禁止していた元々の方針を大きく変更するものであった。例えば、1853 年に、理藩院はハラチン左翼旗に「モンゴル人が漢文を学習し、漢名を名乗ることを禁止する。(中略)モンゴル人が漢人の学堂で学んで、漢人の習慣に影響されたら、元々の忠実な性格を失う恐れがある。…」「171と命じている。しかし、1902 年の『欽定学制』が公布されて、漢語の国語としての地位が法律上確定されたことによって、モンゴル人の漢語学習を禁止する規定も自然に廃止された(于 2006:79)。

また、内蒙古社会科学院図書館に所蔵される由来・執筆年代不詳のモンゴル語手写本史料③『世界の著名人一グンサンノルブ』 172においては、軍事教育と女子教育の重要性を強調しつつ、「我々の旗には、モンゴル人と漢人が混住しているため、私の管轄の属民(モンゴル人)が教育を受けないと、漢人に遅れをとって、圧迫されるだろう」というグンサンノルブの学堂創設を志した理由が書かれている。またハラチン右翼旗では清末に漢人が大量に流入したことと、さらに金丹道暴動 173の影響によって多くの地元モンゴル人が北方のホルチン地域へ移住した(ブレンサイン 2003)。これと全く同じ理由によって、ハラチン左翼旗でも旗内のモンゴル人の人口が大きく減少する社会変動が起こり、その中で、モンゴルの伝統文化を重視する教育を行うという余裕を持つことができず、少数のモンゴル人と多数の漢人 174からなる社会の安定を優先的に考えた結果、上記のように漢語教育を重視することになったと言えよう。

¹⁷⁰ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-5 と 200-186-7。

¹⁷¹ 筆者によるモンゴル文からの和訳。『喀喇沁左翼旗檔案綜録』編委會 2011「關於不準蒙古人學習漢文的文件」(總 596 巻:91)。

¹⁷² 本研究の序章参照。

¹⁷³ 本研究の第一章、及びブレンサイン 2003:183-184 を参照。

¹⁷⁴ 清末のゾスト盟において、モンゴル人の人口が 210,721 人であったに対して、漢人の人口が 988,400 人であった。中見 (2013:65) を参照。

第三節 ハラチン右翼旗・左翼旗における「近代的教育」の限界 第一項 多額の運営資金を要する初期の学堂

こうして、ハラチン左翼旗でも学堂が開設されたが、それを運営するのにどの程度の資金調達が必要であって、それをどのように集めていたのであろうか。清朝政府は、学堂の経費について、上からの補助を行わず、それぞれの地方の事情に照らして財政措置を取るように命じた(阿部 1993:60)。そのため、ハラチン左翼旗で創設される学堂の校舎設置等の経費は旗が負担することとなっていた。光緒 33(1907)年の12月にハラチン左翼旗の旗長熙凌阿が「倉庫の木や煉瓦を売り出して、学堂の経費とする」ことを理藩部に求めて、許可されている¹⁷⁵。また、それを理藩部が熱河都統を経由してジョスト盟の盟長であるグンサンノルブに伝達する際に、熱河都統が盟長グンサンノルブに「ハラチン左翼旗が設立した啓蒙小学堂の学校運営と資金調達の詳細を該都統に報告してほしい」と要求した¹⁷⁶ため、ハラチン左翼旗は以下のような「啓蒙学堂の経費支出一覧」を作成して報告した。

〈筆者による漢文からの和訳〉

本旗の啓蒙学堂が光緒三十三 (1907) 年の秋に開設された時から光緒三十三年の年末 に冬休みに入った時期までのすべての経費支出一覧を一度記録して報告する。この経 費支出一覧へのご審査を伏して賜りたく、ご審査を請う次第である。

李寶から罰款として取り立てた罰金¹⁷⁷東銭¹⁷⁸1800 吊¹⁷⁹の収入 韓景發から荒価¹⁸⁰東銭 5500 吊の収入 以上の二件で 7300 吊を受領した。

【表 2】蒙小学堂の出費の詳細

¹⁷⁵ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平 仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-5。 ¹⁷⁶ 同上。

¹⁷⁷ 李寳という人物による何らかの罪に対する罰金だと考えられる。

¹⁷⁸ 現在のところ、意味不明。

¹⁷⁹ 中国で銅銭 1000 枚 (文) を意味するが、地域によって枚数が異なる。

¹⁸⁰ 未耕地を貸した、あるいは売った時の収入だと思われる。

]	教 職 員				雑用係り 燃料														食材				新聞	文具	交通費	1 三 イ	食事代		
学董李	蒙文教員瑪	漢文教員李	書識李	買班李寳181	厨師劉富182	火夫拉嗎183	打雜依巴 ₁₈₄	車夫連剛	剃頭李祥	糊匠工185	瓦匠光	大工夫	木工共川子布186	做門簾成衣工187	収拾烟筒石工88	錮爐鍋工 189	木炭	小米	白菜900斤	香油	豆腐	葱	豚肉	全年官報一部	学堂用文具	教員の交通費	煉瓦工食事代	木匠食事代	(以下省略)
薪金東銭200吊	薪金東銭200吊	薪金東銭300吊	薪金東銭120吊	金銭80吊	文工銭139吊600文	文銭497吊70文	文銭 3 0 吊	銭 5 0 吊	銭 6 吊	銭壽10吊	銭202吊50文	銭82吊50文	銭350吊	銭17吊50文	銭 2 吊	銭 9 吊	銭156吊70文	銭190吊80文	銭 3 6 吊	銭 9 8 吊	銭109吊40文	銭13吊50文	銭113吊80文	銭2吊26文	銭110吊90文	銭550吊	銭 3 5 0 吊	銭200吊50文	(以下省略)

以上の 48 項目で合計 5946 吊 140 文を支出し、学堂には 1353 吊 860 文の純益金が貯金されている。 光緒三十四 (1908) 年正月二十五日謹んで具す¹⁹⁰。

これが、光緒 33 (1907) 年の秋にハラチン左翼旗で啓蒙学堂が初めて開設された時から 33 年の年末に冬休みに入った時期までのすべての経費支出目録を記録して熱河都統に報告した文書である。啓蒙学堂は李寳という人物から何らかの罪による罰款として東銭 1800 吊を受け取り、韓景發という人物から荒地収入 5500 吊を受け取って、以上合計 7300 吊を経費とした。そこから漢文教師、蒙文教師らの給与を支払った上で、校舎の建設に関わった瓦匠工、木工や料理人らの給与を払い、学堂の食事用の米、肉、豆腐などの食材を買い、学堂用の文具や教員の交通費までも出していたことが分かる。これ以降に、前述した通り、新たに理藩部の許可を得て、倉庫の木や煉瓦を売り出して、学堂の経費としたわけである。なお、前述した 1908 年の李殿英による旗への上呈文では漢文教員李の給与が 600 吊となっていたが、この 1907 年時点では 300 吊となっている。

また、連剛という名の車夫が雇用されていたことから、家の遠い学生を馬車で出迎えて

¹⁸¹ 買い物役かと思われる。前記の李寳という人と同一人物かどうか不明。

¹⁸² 劉富という名の料理人だと思われる。

¹⁸³ 拉嗎という名の料理人だと思われる。

¹⁸⁴ 依巴という名の種々のこまごまし仕事をやる人かと思われる。

¹⁸⁵ 糊を用意する人だと思われる。

¹⁸⁶ 共川子布という名の木工だと思われる。

¹⁸⁷ 意味不明。

¹⁸⁸ 煙突を清掃する人だと思われる。

¹⁸⁹ 意味不明。

¹⁹⁰ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-22。

いたと推定できる。ハラチン右翼旗でも、より多くの学生を集めるために、学生を馬車で 出迎えていた(中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編 1986:81)。清 末当時においては、十歳から十八歳の子供と言えども一家の労働力として家事を支えるこ とが少なくなかったと思われる。こうした子供、特に家の遠い子供を、いきなり集めて学 堂に入学させることには多少困難があったと思われる。

表の中の「全年官報」とは、光緒三十三 (1907) 年に、清朝政府が初めて発行した『政治官報』(後に、『内閣官報』と改称される) のことを指す。『政治官報』は、清末に中央政府の諭旨、奏章及び法律や命令などを公布していた正式な官報である。ハラチン左翼旗の学堂はこの官報を購入して、中央での奏章や命令などに注目していたと考えられる。

結局、罰款収入や荒地収入などを利用して、学堂の宿舎、食事や教員の給与などすべての費用を旗が負担して運営していた。また、上述のように旗内の古い施設の木材や煉瓦を売り出して、学堂の経費とするなどの手法も取っていた。その他にも、下記史料に見られるように、宣統元(1909)年の時点においては、旗の官員たちに学堂運営の費用を負担させていたことがわかる。

〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉

△衙門の文書。△△△¹¹¹に委託し、調査させて準備してもらうためである。(中略)官員の官職に応じて、一定のお金を収めて学堂の運営に使わせるように委託しているが、その件が今に至るまできちんと整えられていないので、旗の官員が学堂に払うべきお金を全員に知らせて、一昨年既に払っている者を除き、他の官員に早速払うよう伝えてほしい。(中略)

梅林章京 (meyiren janggi) 五万¹⁹²

閑散梅林章京、参領(jalan janggi) 四千193

閑散参領、蘇木章京(sumun janggi) 三万

閑散蘇木章京、驍騎校(orulan kögegči) 二万

閑散驍騎校 一万

¹⁹¹ 原文でも△印がついている。

¹⁹² 銅銭の枚数であると思われる。以下、同じ。

¹⁹³ 四万の誤りだと思われる。

いつから旗の官員に経費を負担させていたか明らかではないが、少なくとも宣統元年の 時点においては、学校の運営経費を旗の官員に負担させていたことが分かる。この史料か ら見ると、役職別に異なった金額を担っていたことがわかる。

上記史料によると、清末になってから初めて近代的学堂が創られたためか、旗の官員たち全員がそれに同意して、必要性を認識していたわけではないようである。旗が定めた金額を全員が払っていたわけではなかった上、支払いの滞りもあったことがわかる。これはハラチン右翼旗の場合と大きく異なるが、清末当時においては旗の属民を育成するため、旗長らが様々な手法で資金を集め、学校の運営を維持しようとしていたことが分かるであるう。ハラチン右翼旗の場合は、グンサンノルブが自分自身の俸給を提供したり、王府の土地を小作に出したりして、学校運営資金に当てていた(吴、邢 1979:5)。

学堂開設後の運営状況や教員の給与については、以下のような史料がある。

〈筆者による漢文からの和訳〉

前任の学董である李殿英が上呈する。

学校業務のことを引き継ぐために上呈する。去年の冬十月から現在に至るまで、本旗の学堂の学生人数はまだまだ規定された人数に達していない。経費も集めにくいなどやるべきことが整えられていないところが多いので、学務¹⁹⁵にまだ報告していない。(中略)学校の職員全員に支給すべき給与の金額を述べ、審査を請うところである。(中略)

左記の通り学校に勤める人たちに薪水(給与)としていくらかを支給すべきである。 副学董、梅林章京の陳に一年に東銭¹⁹⁶を支給すべきである。

漢文教員李に薪水(給与)600 吊、食事代600 吊を支給すべきである。

蒙文教員梁に薪水(給与)200 吊、食事代600 吊を支給すべきである。

書識(書記)の事務室に300吊の手当を支給すべきである。

買辦197に 120 吊を支給すべきである。

¹⁹⁴ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出 售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-1。

¹⁹⁵ 清末に北京に設立された教育行政機関。

¹⁹⁶ ここでは給与の金額が抜け落ちている。

厨人¹⁹⁸に正月から毎月の薪水(給与)として 36 吊を支給すべきである。

各学生が一人につき 100 吊の食事代を納めるべきである。

学生は24人いて、档案室にそれに関する記録が記載されている。

光緒三十四(1908)年七月二十六日具す199。

この史料は、前任の学董、つまり学堂を管理する地位にあった李殿英という人物が、学生を規定通りに集められず、資金を集めることもできなかったため、ハラチン左翼旗の役所にその任務を引き継ぐ時の文書である。この文書には学務人員の給与、手当、食事代などの項目が詳細に記されている。

ここから、1908 年時点でのハラチン左翼旗の初等小学堂において、李という名の漢文教員が1名、梁という名の蒙文教員が1名、事務を管理する書識(書記)が1名、小学堂の買い物などを担う買辦という役の人が1名、食事を用意する厨人が1名いて、その他に日常の運営を旗の梅林章京の陳が管理していたということが分かる。また、それぞれ給与の金額が異なっていた。漢文教員、蒙文教員、書識(書記)の給与が比較的高かった。その中でも漢文教員の給与が一番高い600吊であり、蒙文教員の給与はその3分の1の200吊であり、食事代は同じ600吊であった。ただし前述した1908年正月における熱河都統への報告では漢文教員の給与が300吊となっている。この史料に現れる1908年7月時点での600吊という額は、誤りであるか、あるいは、1年間で倍増したという可能性もある。いずれにしても漢文教員の給与が蒙文教員より高かった。その理由は、蒙文教員が地元の人であるのに対して、漢文教員は中国内地から招いている可能性が高いので、給与の差があったものかと考えられる。

第二項 学生募集状況と民衆の対応

ハラチン右翼旗では、「ハラチン三学」が創設された当初、地元の属民らが近代的な学校教育に無理解であったため、学生を募集することすら困難であった。このような属民に協力してもらうために免税措置などをとっていたことがよく知られている(鄭・李 2012: 30)。

¹⁹⁷ 学校の日用品を買いそろえる人を指す。

¹⁹⁸ 学校の食事を用意する料理人を指す。

¹⁹⁹ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平 仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-23。

日本人教師の河原操子が聞いた笑い話からも、清末当時において、アラド(平民)が近代的な学校教育に対して無理解であったことをわかる。(河原 1969:209-210)。例えば、「今度王府へ洋人が来たそうだ。それについて王から娘をつれて来いということだが、娘をつれて行ったら一体どうするのだろう」という噂話からみると、彼らは、外国人を招いて教育を行うことの意義さえ理解していない。また彼らは「こんな王の下にあっては、今にどんな目にあわされるか知れぬ」と言って、近代教育を振興しようとするグンサンノルブの苦心を全く理解できずにいた。このようなアラドに新式教育を行うことを理解してもらうことが、その時に直面した最初の問題であったろう。ハラチン右翼旗の書記であった汪国鈞(モンゴル名バヤンビリグト)200が書いた『蒙古紀聞』ではこれと同じようなことが下記のように記述されている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

…無知なアラドは王の善意を誤解して「王爺が日本へ旅する時に多額の借金をしたため、それを返せなくなり、日本に 500 名の男女児童を送らなければいけないことになった。もし、(児童が)日本に行かせられたら、(児童の)眼球をえぐり取って、カメラの材料として使うそうだ。」と噂話をしていた。それを聞いた人たちは大騒ぎになり、特にハラチン右翼旗東南部のアラドが家や土地を売って、北の方へ逃亡した。その事実を聞いた王が役人を派遣して説得させ、(旗の)境界を超えるのを禁止しようとして、ガンジュル廟(甘珠蘇穆廟)²⁰¹のところで 800 戸余りの移住を止めたが、他の道を通って逃走した者 500 戸余りを追うことはできなかった…²⁰²

アラドの認識がいかに低く、近代的な学堂が創設された当初において、逃亡することまで起こったということが分かるであろう。「…グンサンノルブは学生のいる家庭の税金を免除し、玄関に木で作られた牌符²⁰³をかけてやった。こうして、子供を送る属民が増えてきて、今年の学生は多くなった。光緒 30(1904)年に於いて…」という『世界の著名人一グンサンノルブ』(史料⑬鄭・李 2012:30)のグンサンノルブに関する記述から見ると、免

²⁰⁰ 彼については、第一章の第一節を参照されたい。

²⁰¹ ハラチン右翼旗の東側にあった。現在の遼寧省建平県付近にある北方へ行く重要な通り道。

²⁰² 史料⑭汪 (2006:86) による。

²⁰³ 税金免除を証明する木製の札。

税によって学生を募集することができ、学生数が増えたようである。また、『蒙古紀聞』に、「王と夫人が学生たちの家のことまで配慮したりしていたので、各学堂ができて一年以上経ってから、属民は王の熱心さを徐々に分かるようになってきた。その後、王子坟²⁰⁴と公爺府²⁰⁵にも学校が創られたが、光緒 34 (1908) 年に王爺が北京に引っ越してしまったことで、停止になった²⁰⁶」(史料⑭汪:86-87)とも記述されていることからみると、学生数が増えただけではなく、グンサンノルブはハラチン右翼旗の王府以外のところでも一時は学堂を増設したようである。

このように近代的な学堂に無理解であったアラドをグンサンノルブらが説得して、免税 対策をとったため、財政上の負担が重くなったのも当然であるが、それは後述することに しよう。ハラチン左翼旗でも同じような困難を抱えていたことが以下の史料から分かる。

〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉

章京ガルディが衙門に上呈して、お知らせする。命令に従って、ソムの役人に学堂へ行かせる子供を選んでもらった。章京トゥメンバヤル(中略)ら皆の返事によると、今月の十五日頃に、彼ら本人が学堂へ行かせる子供を送ってくるということであった。このため、お知らせ申し上げる次第である。 光緒三十四(1908)年三月十一日²⁰⁷

ハラチン左翼旗では、旗長が各ソムの章京らに生徒の募集を命令していたことがわかる。 そして、上記史料が示すように、ソム章京ら自身が管轄のソムから学堂へ行かせる子供を 送ってきていた。ただしその結果としては、「札蘭マンダルが上奏して知らせることは、(中 略)章京バトムンケやボウジョンらの話では、彼らのソムには条件に相当する子が一人も いないようである。役人の私も仕方がないので、このように報告している。光緒三十四 (1908)年三月二十五日」²⁰⁸などというように、学生を集めることができなかったと上申す

²⁰⁴ 現在の遼寧省建平県三家郷のシンアイリ (新愛里) 村。

²⁰⁵ 現在の内モンゴル自治区赤峰市ハラチン旗の錦山鎮。

²⁰⁶ これ以降、王と夫人は主に北京で暮らすようになり、前述の毓正女学堂同様、スポンサー不在になってしまったものと思われる。

²⁰⁷ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出 售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-14。

²⁰⁸ 筆者によるモンゴル文からの和訳。史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-17。

る文書²⁰⁹が多く残っている。清末の「新政」に従って、子供を旗の学堂に送ってほしいという命令であったが、ほとんどのソムは、条件に当たるような学生がいないと報告するのみで、はっきりした対策を取っていなかったことがわかる。

以上のように、ハラチンの右翼旗や左翼旗においては、新式学堂を運営するに当たって、 民衆の理解を得て、多くの学生を募集することが非常に困難な状況であった。その中でも、 特にハラチン左翼旗は、建昌県の監督下で、盟長グンサンノルブの呼びかけに従って、数 年遅れた 1907 年からようやく近代的学校教育が始められたため、対策もいろいろと遅れて いたようである。

第三項 多額の財政負担に伴う危険な試み

『蒙古紀聞』によると、グンサンノルブは学堂運営のために自分の俸禄を費やしたのみならず、王府の貴重な骨董品まで売りに出していた。また、最初の頃、ハラチン右翼旗の西方にある孟格溝や唐頭溝などの400頃²¹⁰あまりの土地を漢人に売り出した(汪 2003:85)。それらに加えてグンサンノルブは学生を募集するために、前述の通り、属民に対して免税政策を実施していたため、税収も減額したと思われる。それが学堂の拡大につれてさらなる財政上の困難を引き起こした。そのこともあったためか、グンサンノルブとハラチン左翼旗旗長シリンガ(熙凌阿)は川島浪速を通して、日本の横浜正金銀行から借款を試みたようである²¹¹。

借款証書写

本證書名義人喀喇沁王貢喀喇沁貝勒熙ハ草菜圖盟五旗ヲ代表シ地方ヲ保衞スルノ目的ヲ以テ大日本國(餘白トス)君ヨリ日本金貨(餘白)ヲ借用シ年利五歩三年ヲ以テ限リトナシ元利ヲ返還スへク卓索図盟内一切ノ鑛山ヲ以テ抵当トナシ若シ返還スル能ハサルトキハ(餘白)君ノ随意開採ニ任シ期限内ハ他人ノ開辦ヲ許サヽルヘキコトヲ言明ス其支出使用ノ方法ニ至テモ亦必ス(餘白)君ト商議スヘク以テ信守ヲ昭ニス茲ニ借用証ヲ作リ証トナス

²⁰⁹ 他にも、ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克 出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」の中に、档案番号 200-186-15 や 200-186-16 などが見られる。

²¹⁰ 頃とは中国で用いられた土地面積の単位。1頃はおよそ6~クタール前後。 ²¹¹ 史料④アジア歴史資料センター・レファレンスコード:B04010740400、「対支借款関係雑件/蒙古ノ部」(外務省外交史料館)」より。() 内の文言も原文のまま引用する。

宣統 年 月 日

喀喇沁王貢 印 喀喇沁貝勒凞²¹² 印

この借款証の年月日は不明であるが、宣統年間であったことは確認できる。證書名義人の喀喇沁王貢というのはハラチン右翼旗の旗長グンサンノルブのことを指し、喀喇沁貝勒熙というのはハラチン左翼旗の旗長シリンガのことを指している。この二人の旗長がゾスト盟 5 旗を代表して日本から借款を求めた際の借款証の写しである。この借款が現実に実施されたのかどうかはなお不明であるが、「地方ヲ保衞スルノ目的ヲ以テ」と言う事柄の中には、当然のことながら学堂運営に使用する目的もあったはずである。グンサンノルブは多様な方法で学堂運営を維持しようとしたものと思われる。

当時、漢人とモンゴル人を管理する政府は県と旗とに分かれていたが、土地の管理権はモンゴル王公たちの旗側にあった。そこで、グンサンノルブらがジョスト盟の一切の鉱山を抵当として日本から資金を借りるという計画を立てたわけである。しかしながら、客観的に見て、これは大変危険なかけであったと言わざるを得ないであろう。上述する史料⑥を編集するアルマスオチルやハイサンがグンサンノルブと決定的に対立する立場にあった理由も、この危険性に対する認識の甘さあたりから充分に理解することができるのではないだろうか。

結局、グンサンノルブがハラチンで主導した「近代的教育」の導入とは、清末の「新政」を疑いなくそのまま受け入れて、清朝の官僚らに協力した結果の産物であった。そして、それは「モンゴルの近代化」を実現するというスローガンの下で、モンゴルの伝統文化を無視し、新たな知識を取得する手段として漢語が重視され、さらなる漢化をもたらそうとするものであった。そして、最終的には、土地を漢人の流入をさらに促進し、鉱山・土地といった固有の財産をも守り得なくなるほどの危険を招こうとしていたのである。

小結

清末の内モンゴル・ハラチン地域における「近代的教育」に関する本章での検討によって、まず、ハラチン左翼旗で初期の教育が始まるのは、ハラチン右翼旗における日本の協力を得たグンサンノルブの学堂創設からの直接の影響ではなく、清末の「新政」からの直

²¹² 原文が間違っている。熙と書くのが正しい。

接の影響の結果であることが確認できた。清朝による当時の「新政」実施の背景には、姚 錫光ら清朝官僚の「蒙漢同化」政策があったが、グンサンノルブらモンゴル王公は、近代 化を優先的に考えたためか、清朝の「新政」に一方的に期待を寄せて、自民族の発展を図 ろうとしていた。ジョスト盟の盟長だったグンサンノルブは、清朝の「新政」派の官僚に 従い、自らの呼びかけによって、管轄下のハラチン左翼旗にもモンゴル人向けの近代学堂 を創設させた。そして、高額の給与や手当を教師や学生らに支給してまで、学堂を創設し、 運営しようとしたため、結果的にハラチン地域のモンゴル王公らは財政困難に陥って、近 代化を実現するどころか、むしろモンゴル人にとって大きな負担となっていた。

こうして創設されたハラチン左翼旗における教育は、直隷省や奉天省等の近隣の漢人居住地域やハラチン右翼旗よりもやや遅れて、1907年に始まった。ハラチン左翼旗での教科内容をみると、近隣の漢人居住地域とは異なって、満洲語、モンゴル語、漢語等の初級識字教育を重視していた。漢語教員の給与がモンゴル語教員よりも高かったことも確認できた。その理由については、「蒙漢同化」を目的とした教育の実施に当たって、漢語の学習がより重視されていたからかもしれない。また、漢語教員を中国内地から招いていた可能性とも関係があるかもしれない。

グンサンノルブが最初に創設した「ハラチン三学」も、清朝の「新政」の枠内において、日本の協力で行われたことがわかった。日露戦争後、粛親王ら清朝の官僚は、グンサンノルブとの個人的な関係を利用してモンゴルの他の地域にも近代的な学堂を広げようとしていた。要するに、グンサンノルブがハラチン地域で主導した「近代的教育」の導入とは、清末の「新政」に危機感を持たず、そのまま受け入れ、清朝の官僚らに協力した結果であるともいえる。言い換えれば、グンサンノルブは、清朝がモンゴルに「新政」を実施する際の導き手の役割を演じたわけである。そして、それは「モンゴルの近代化」を実現するというスローガンの下で、実質上はモンゴルの伝統文化を無視するような性格のものであった。すなわち、財政がしっかりしていなかった結果、鉱山・土地といったハラチン・モンゴル固有の財産をも守り得なくなるほどの危険を招く可能性をも秘めたものであった。したがって、清末の「新政」に基づいて行われたこれらの「近代的教育」は、多くの限界を抱えていて、モンゴルの伝統文化の発展に貢献できたとは、とても言い難いのではないだろうか。

ここまで、内モンゴルのハラチン地域における清末の近代的学校教育開始の状況、そしてそれにグンサンノルブがどのような姿勢でかかわっていたかを見てきた。次章では、本

稿のもう一つの研究対象地域である帰化城トゥメド地域における近代的学校教育の開始状況について見てみよう。

第四章 帰化城トゥメド地域における満洲人旗人官僚によるモンゴル人向け学校教育

小序

内モンゴル西部に位置する帰化城トゥメド地域は、前章で言及したハラチン地域と並んで、近代内モンゴルにおける代表的な知識人輩出地として有名である。前述のように、この両地域は中華民国期以降の内モンゴル政治史上で大きな役割を果たした北平蒙蔵学校の主な学生募集対象地域でもあったと考えられる。

両地域出身の知識人として例えば、内蒙古人民革命党(内蒙古国民党)の創設者である 白雲梯(ハラチン中旗)(札奇斯欽 2007:264-265)、『蒙古盟部旗組織法』を起草し、 中華民国政府に対してモンゴル各地域の法律上の地位の保障を求め、貴族爵号や世襲制の 廃棄を求めた呉鶴齢(ハラチン右翼旗)(札奇斯欽 2007:266-267)らはハラチン出身の 知識人である。その他に、恩和布林(ハラチン右翼旗)、金永昌(ハラチン右翼旗)、熙 凌阿(ハラチン左翼旗)、李芳(ハラチン左翼旗)、張樹桐(ハラチン中旗)らは中華民 国期の参議院に参加したハラチン出身の有力者である(張 2012:397-440、札奇斯欽 2007)。 また、蒙蔵学校における最初のモンゴル人共産党員である多松年、内モンゴル自治区を設 立したことで有名なモンゴル人共産党員である烏蘭夫(ウラーンフー)、内蒙古軍官学校 の創設に努めた李裕智(孟 2010:23-28)、同盟会会員である雲享、李苑林、温廷相、李 正楽、王定圻(王慧 2005:22)らは帰化城トゥメド出身の知識人である。その内でも特に、 近現代内モンゴルを代表する知識人の一人、烏蘭夫は、北京にあった蒙蔵学校を内モンゴ ルにおける「近代革命の揺籃」であると述べている(楊 2013:20、159、269)。したがっ て、中華民国期の蒙蔵学校や内モンゴル知識人輩出の問題を研究する前段階として、これ らの知識人が学び卒業したモンゴル人向けの初期の学校システムがいかに形成されたのか という問題について、清末の学校教育が開始される時期における上記両地域を研究する必 要が生じるであろう。

そもそもこの両地域は最も早く漢人が流入してモンゴル人の定住化が始まった地域で あったが故に、学堂の創設も比較的早く始まったと考えられるが、近代的学校教育の振興 に当たって、両地域の権力者たちが主役を演じたこともまた確かであろう。

第一章で述べたように清王朝末期のグンサンノルブによる「ハラチン三学」に関する研究は数多く発表されている。それに対して本研究では、第二章において、「ハラチン三学」 創設時の日本陸軍の意図など、その軍事的な背景を明らかにし、第三章において、日露戦 争後に清末の「新政」の一環としてハラチン地域に展開された近代的学校教育事業やグン サンノルブの対応について検討した。

しかしその一方で、帰化城トゥメド地域に関しては詳しい研究が少なく、綏遠城将軍胎穀らの主導で新式学堂教育が導入されたことのみがよく知られている。帰化城トゥメド地域の近代的学堂に関する従来の研究を見ると、回想録や地方誌を利用して、学堂創設の時期、学堂の規模などを、簡略にかつ地域単独の視点で叙述するのみに留まっている。モンゴル人向けの学堂も創設されていたことが確認できるため、帰化城トゥメド地域におけるモンゴル人向けの近代的学堂開設を可能にした制度的根拠が何であったのか、満洲人旗人がどのような立場から近代的学堂の創設に携わったのか、その後の教育がどのように展開したのかという問題を、清朝政府と内モンゴルとの対応関係という側面から、より詳しく解明せねばならない。

そこで、本章では、清末の帰化城トゥメド地域における近代的学堂の設立運営の具体相 をより詳しく考察し、モンゴル人向けの学校教育の一様態を明らかにしたい。

第一章の最後でも述べたように、光緒 29 (1903) 年に帰綏道の朴寿が古豊書院(漢人向けの書院)を帰綏中学堂へと改編し、光緒 30 (1904) 年に綏遠城将軍貽穀が長白書院(啓秀書院、満洲人向けの書院)を綏遠中学堂に改編し、光緒 32 (1906) 年には帰化城副都統文哲琿が土黙特官学(啓運書院、モンゴル人向けの書院)を蒙小学堂へと改編したことが分かっている。このように帰化城トゥメド旗における蒙小学堂や中学堂創設の大まかな概容は明らかになっているが、創設時の具体的な情況、特に、モンゴル人向けの近代的学堂開設を可能にした制度的根拠が何であったのかはほとんど明らかになっていない。そこで、まず、最初の蒙小学堂創設時の経緯を細かく検討していきたい。上述した第一番目の蒙小学堂設置や陸軍学堂へのモンゴル人の入学に際しては、光緒 32 (1906) 年 6 月に、綏遠城将軍貽穀と帰化城副都統文哲琿が以下のように上奏したことが確認できる。

〈筆者による漢文からの和訳〉

土黙特旗の巡警費の支給を停止させ、それを陸軍の手当、学堂の手当や学堂の経費に しようと考えて、貽穀が上奏します。

奴才貽穀、奴才文哲琿が跪いて願います。

上奏することは、土黙特旗への巡警費支給を停止させてもらった後、それを陸軍の増 員や給与の増額に使用させてもらい、武備学堂の手当、蒙小学堂の経費などとさせて もらいたく思うことです。恭しく摺を以って願います。

皇帝に審査していただくことを願います。(私が)調べたところ、帰化城土黙特旗では、一百名の巡警がいて、常に毎年三千両の銀を支給していますが、(巡警のことは) 日が経つにつれてよこしまが生じ、名実相伴いません。奴才貽穀が昨年の九月に上奏して請求したこの(巡警)兵の給与を一切停止させ、それを別の要に調達したく存じます。…土黙特の下士卒から十名を選んで、綏遠城陸軍学堂に入学させ、そこで(陸軍学堂で)授業を受けさせます。陸軍の学生一人につき手当として毎月四両の銀を交付するので、一年間で四百八十両の需要があります。それに加えて、一年間における買い物、衣服や雑費に約一百二十両の需要があるので、この分と交付する手当で年間六百両の需要となります。このような理由で巡警費の支給を停止させ、その中から前述の陸軍学堂に(毎年)四百両を交付し、残りの銀を新設の蒙小学堂の経費としたく存じます。(後略) 光緒三十二(1906)年六月初九日²¹³

胎穀と文哲琿は、巡警業務に日々よこしまが生じ、名実相伴わないようになったので、 巡警費の支給を停止させて、その費用を陸軍学堂や蒙小学堂に交付するようにしたいと上 奏している。上記史料の「土黙特の下士卒から十名を選んで、綏遠城陸軍学堂に入学させ」 という記述から見ると、この陸軍学堂とは上述した貽穀が改編した陸軍学堂の陸軍第二営 を指している。ここで特に、陸軍学堂においてモンゴル人陸軍学生の増員、給与の増額や 軍隊の制服の購入といった軍隊編成を重視するべきことを強調している。蒙小学堂を新設 する件では下記のように追伸している。

〈筆者による漢文からの和訳〉

貽穀、文哲琿片²¹⁴

追加して述べること(は下記の通りです)。土黙特旗は辺疆地帯にあり、(そこの)モンゴル人を治めたいですが、(モンゴル人は)性質が愚鈍で、すべて(のモンゴル人)

²¹⁴ 正奏に対する片奏、すなわち、追加した上奏文の意。

が素朴に見える上に、官職に就いている者も文字が読めません。奴才我々がこのようなモンゴル人を治め、防備を固めるため、綏遠城の(学堂創設の)方法の通り²¹⁵に、(土黙特旗にも)蒙小学堂を創設することを、昨年の九月から検討しています。ただ、学堂を開設する経費が難しい問題です。…帰化城内で土黙特蒙小学堂一つを創設したく存じます²¹⁶。学生四十名を集めて、満蒙漢文及び浅い内容の教科等を教えたいです。手当として、学堂の監督一名に毎月五両、司事一名に毎月三両、漢文教習一名に毎月十二両、満蒙文教習一名に毎月七両、毎年合計三百二十四両を支給する予定です。学生四十名のうちの一人につき毎月一両二銭、すなわち毎年合計五百七十六両を支給する予定です。これらが(毎年)合計銀九百両の需要となります。(そのため、)巡警費の支給を停止させ、その中から四百両、(中略)また軍器補修項目の中から五百両を、蒙小学堂に経費、手当として交付したく存じます。…書籍購入や日常の雑費は学堂に解決させたく存じます。(後略) 光緒三十二 (1906) 年六月初九日²¹⁷

この部分では、設立目的とともに予定される運営経費を述べている。この記述から見ると、蒙小学堂を設立するのは、文字の読めないモンゴル人に満洲文字やモンゴル文字、さらには漢文をも教えることを通して、モンゴル人の識字力を高めるためであった。こうして、モンゴル人の識字力を高めれば、モンゴル人を、治めやすい新しい国民として養成することにつながり、辺境を守るためにもなるという主旨が窺える。後述するように、貽穀と文哲琿の提案は許可され、光緒 33 (1907) 年正月からこの蒙小学堂が正式の学堂として認可される。

以上のように、帰化城トゥメド地域では、北京から派遣された旗人官僚たちが新しい国 民を養成することによって辺境地帯の安定を確保するという施策を通して、近代的学校教 育をモンゴル人の間に広げようとしていた。

前述したグンサンノルブによるハラチン右翼旗の3つの学堂は日露戦争後運営が困難となり、ハラチン左翼旗での学堂創設もいろいろな困難を抱えていた²¹⁸。それに対して、帰化城トゥメド地域では次々と学校が創設されていたことがわかる。先行研究によって考察

²¹⁵ この時点で綏遠城内に開設されていた前述の綏遠中学堂のことを指すと思われる。

²¹⁶ 最初の蒙小学堂を指す。

²¹⁸ ハラチン左翼旗における学堂の創設に関しては、本研究の第三章を参照されたい。

されている財政上の情況から見ると、帰化城トゥメド地域では清末に、財政上の困難を克服するために、石炭の税金を大幅に増やしていたようである。石炭税に次いで「六成地租」 ²¹⁹が帰化城トゥメドの主な財政源だったと言われている(烏仁其其格 2007:227-236)。また、上記史料で述べる巡警費は「六成地租」から支給されていた(烏仁其其格 2007:249)が、貽穀らの提案によってそれが停止され、蒙小学堂に支給されるようになる。そこで、以下では、財政状況などの面から初期の学堂経営の実態をより詳しく見てみよう。

第二節 モンゴル人向け学堂の運営とその経費調達

上述の貽穀と文哲琿の提案によって、帰化城トゥメドに蒙小学堂が初めて創設された。 以下では、貽穀と文哲琿の提案が許可された後、帰化城トゥメドから理藩院度支部に蒙小 学堂の経費支出の詳細について報告した一連の文書を利用して、この学堂の運営状況を考 察してみたい。まず、帰化城総管旗庫事務掌戸司關防署の参領達恒泰と帰化城管理旗庫事 務参領徳楞額らが、帰化城トゥメドの学堂を管理する兵司に、蒙小学堂を設立するための 経費、手当の金銭に関して、下記のように報告している。

〈筆者による漢文からの和訳〉

最初の儲蓄に関して、旗庫が詳しく取り調べた報告書を移送する呈文。土黙特旗蒙小学堂を設立するための経費、手当の金銭に関することについて、光緒三十二(1906)年十二月の間、戸部に報告し、審査して精算するまでに、その年の年末の残金の実額は三十四両二銭八分四厘であることを上奏しました。(皇帝に)上奏して裁可を得たことに照らし、その通り以下のように処理します。光緒三十三年に正税より巡警費を停止させ、その中から蒙小学堂に経費、手当として四百両を、また軍器補修項目の中から銅銭六百吊²²⁰を確実に提供しました。本年の七月下旬に、(この六百吊を)銀一両が銅銭一千一百三十一吊相当として、銀五百三十両五銭三厘九毫に換金しましたので、

²¹⁹ 清朝時代における帰化城トゥメドの両旗とイフジョー盟は黄河を境界線としていた。 1856 (咸豊 6) 年に、黄河の河道が南方へ移り変わったため、その干上った土地をめぐって、帰化城トゥメドの両旗とイフジョー盟のダラト (達拉特) 旗が 30 年間にも渡って争った。それを解決するため、1886 (光緒 12) 年に、清朝は黄河の古い河道と新しい河道の南岸の大樹湾の間にある土地の六成 (十分の六) を帰化城トゥメドの両旗に、四成 (十分の四) をイフジョー盟のダラト旗に与えた。それで、帰化城トゥメドの両旗に与えた土地を六成地と呼ぶようになった。この六成地の開墾地から徴収する租税を「六成地租」と言う (暁克・于永発・王奎元 2008: 340-341)。

²²⁰ 前述のように、吊は中国でほぼ銅銭 1000 枚(文)を意味する。

以上本来の残金を引き継いだり、新しく引き受けたりした総額銀九百六十四両七銭八分七厘九毫を、蒙小学堂の監督司事、満蒙漢教習や学生らに交付しました。光緒三十三(1907)年正月から十二月末までの十二箇月間の手当として銀九百両を交付した分を除いて、本年の年末になると、残金の実額は六十四両七銭八分七厘九毫です。以上に関して、元の担当者が残金の実額に照らして、帳簿を作るべきではありませんか。そして、蒙小学堂が四柱帳簿を呈送し、それぞれ三冊を移送します。…貴司が以上のようにお取計らい下されたく存じます。 光緒三十三(1907)年十二月²²¹

この報告書から見ると、貽穀と文哲琿が提案した通りに、巡警費の支出を停止し、その中から蒙小学堂に経費、手当として 400 両を、また軍器補修項目の中から銅銭 600 吊を提供したことがわかる。前述の史料によると、貽穀と文哲琿はもともと軍器補修項目の中から 800 吊を提供するように提案していたので、これだけは提案通りではなかった。また、この報告書は、蒙小学堂の光緒 33 (1907) 年正月から 12 月末までの 12 ヶ月間の支出状況を反映するものでもある。

この報告書を、「…その時点で職員が既に取り調べたところ、異常なしであったので、清算書各三通のうちから一冊を審査用に供します。上述の清算書各二通を理藩院度支部に奏呈し、審査して精算するように請願しています」²²²と述べて、帰化城トゥメドの学堂を管理する兵司が光緒 33 (1907) 年 12 月 10 日に理藩院度支部に報告した。その際に、添付された学堂経費支出の詳細は以下の通りである。

〈筆者による漢文からの和訳〉

帰化城總管旗庫事務掌戸司關防署参領達恒泰、帰化城管理旗庫事務参領徳楞額らが、 土黙特旗で設立した蒙小学堂の経費、手当の金銭に関することで報告します。光緒三 十二(1906)年十二月の間、戸部が審査して帳消しにするまでに、その年の年末の残 金の実額は三十四両二銭八分四厘でした。

上奏して裁可を得たことに照らしその通りに以下のように処理します。光緒三十三年に正税より巡警費の支出を停止し、その中から蒙小学堂に経費、手当として、四百

²²¹ 参領達恒泰と参領徳楞額らの帰化城トゥメド兵司宛呈文。史料⑦帰化城トゥメド左旗 档案局所蔵の漢文史料「呈請咨報土黙特蒙小学堂経費津貼銀出入各数」。档案番号 80-12-41。 ²²² 同ト。

両を交付します。

また軍器補修項目の中から銅銭六百吊を、確実に提供しました。本年の七月下旬に、 (この六百吊を)銀一両が銅銭一千一百三十一吊相当として、銀五百三十両五銭三厘 九毫に換金しました。

以上の総額九百六十四両七銭八分七厘九毫を元の担当者が(以下のように蒙小学堂に)発給しました。

蒙小学堂の監督一名に毎月七両を支給し、光緒三十三年正月から十二月末に至るまで の十二箇月で合計 銀八十四両

蒙小学堂の満蒙文教習の一人に毎月七両を支給し、光緒三十三年正月から十二月末に 至るまでの十二箇月で合計 銀八十四両

蒙小学堂の漢文教習の一人につき毎月十二両支給する光緒三十三年正月から十二月末 に至るまでの十二箇月で合計 銀一百四十四両

蒙小学堂の学生四十名の一人につき毎月一両二銭を支給し、光緒三十三年正月から十二月末に至るまでの十二箇月で合計 銀五百七十六両

以上合計銀九百両を支給しました。

以上の通りに実行した後の残金の実額は六十四両七銭八分七厘九毫です。

光緒三十三(1907)年十二月223

この蒙小学堂の経費支出の詳細から見ると、1907年時点で蒙小学堂には学堂を管理する監督1名、満洲語とモンゴル語を教える教師1名、漢文を教える教師1名が雇用されていて、40名の学生がいたことが窺える。また、学堂の監督や教師の給与の金額はそれぞれ異なっていた。蒙文教師に毎月7両を支給していたのに対して、漢文教師には毎月12両という、より高い給与を支給していた。前述したハラチン地域においても、漢文教師の給与は蒙文教師の給与より高かった。その理由について、蒙文教師は地元の人であり、漢文教師は中国本土から招かれた人であるからという可能性も考えられるが、漢文の習得が特に重要視されていたこともその理由の一つかもしれない。確かに、漢人向けの綏遠中学堂においては、綏遠城将軍貽穀らによって山西省などの中国本土から新式教育を受けた教師が招かれていた(王慧 2005: 20)。

それにしても、1908年時点のハラチン地域の教師や学生らに支給される給与や手当224は、

²²³ 同上。

帰化城トゥメド地域より高額であった。ほぼ同じ時期の1907年に、ハラチン右翼旗の学堂 に赴任していた日本人教師の鳥居龍蔵とその夫人の鳥居きみこによる張家口からドロンノ ールに入る前の両替に関する記述「一両は穴明き225銭一吊七百三と申します。そして十錢 とか廿錢とか五十錢とかなどの銀貨は取換へて呉れません。まア一元銀貨ならば、一吊一 で換へて呉れます。」によると、「1 両(=1 吊)=703 文」で換金されていた(鳥居きみ こ 1927 : 593、ナヒヤ 2010: 71)。1 吊は基本的に中国で銅銭 1000 枚(文)を意味するが、 地方によって1吊が何枚(文)かというのは異なる。例えば、ハラチン右翼旗の「王府旗 倉之歴年支出」では「署印協理一名、年薪銀一千二百両、四五合、共銭五千四百吊」と記 述されている (史料⑩汪 2006:98)。要するに、ハラチンでは、「1両(=1吊)=900枚 (文)」²²⁶で換金されていたと言えよう。給与に関して言うと、第三章において、ハラチ ン左翼旗における蒙文教師の年間給与は 200 吊であり、漢文教師の年間給与は 600 吊であ り、各学生の年間食事代は100吊であったことを明らかにした。言い換えれば、ハラチン 左翼旗における蒙文教師の給与は毎月約 17 吊(両)であり、漢文教師の給与は毎月約 50 吊(両)であり、学生の手当は毎月約8.3吊であった。それに対して、帰化城トゥメド地 域における蒙文教師の給与は毎月7両であり、漢文教師の給与は毎月12両であり、学生の 手当は毎月1両2銭であった。これで計算すれば明らかなように、ハラチン地域の教師や 学生らに支給される給与や手当は、帰化城トゥメド地域より高額であった。上述のハラチ ン右翼旗の旗長グンサンノルブが日本人の陸軍軍人を招いた際には、給与として毎月銀 150 両を支給していた。それが清朝による日本人教員の平均招聘給与に比してやや低かっ たにしろ、グンサンノルブにとっては財政上の大きな負担となっていた。このような理由 から、帰化城トゥメド地域で学堂を次々と多設することが可能となり、逆にハラチン地域 では学堂を創設することによって、モンゴル王公らが財政困難に陥るという現象につなが ったという可能性も指摘できよう。このような給与の差が生じた理由としては、ハラチン 地域において清朝政府による平均給与に則した政策を取っていたのに対して、帰化城トゥ メド地域においては、独自の低い給与額を決定することが許されていたからであるという 可能性が高いであろう。

²²⁴ ハラチン地域の近代学堂については本研究の第二、三章を参照されたい。

^{225 「}開き」の書き誤りかと思われる。

 $^{^{226}}$ 「四五合」を仮に五分(50%)の換算とみなして、1,200 両×0.50×換算値=5,400 吊の式を造り、換算値(銀 1 両=0.90 吊)を算出した。つまり、この場合、銀 1 両は 0.9 吊、すなわち 900 文相当である。

第三節 モンゴル人向け学堂の教科内容と管理体制

第一項 モンゴル人向け学堂の教科内容

清末において、清朝政府が最初にモンゴル人向けの教科書を出版した例は、1909 年に東三省総督であった錫良が出版した『満蒙漢三文合璧教科書』²²⁷である。これは、清朝政府の学部が制定した漢文で書かれた初等小学堂教科書の重要な部分を満洲語とモンゴル語に翻訳して編集した教科書である。それ以前の例としては、ハラチン右翼旗で、グンサンノルブが学堂に日本人教師として赴任していた鳥居龍蔵に依頼して、日本の大日本図書株式会社で明治 40(1907)年 4 月 17 日に印刷し、同年 4 月 20 日に発行した教科書²²⁸がある。この教科書は、モンゴル文で書かれ、修身、唱歌という内容に加え、ハラチンの地理や歴史等の内容を含んでいた。

以下では、それに対して、帰化城トゥメドのモンゴル人向け学堂でどのような教科書が 使われ、いかなる教育が行われていたのかについて、史料を見てみよう。

〈筆者による漢文からの和訳〉

帰化城土黙特初級小学堂²²⁹監督都 光緒三十三 (1907) 年初級小学堂が以下の物を受け取った。応用書〇²³⁰什物等初級理化教示全冊、初級動物学全冊、初級筆算数学五部、地球儀一元、石板一打、鉛筆一打、石筆一匣、東亜三國圖一俸、天下最新圖一俸、粉筆一匣、支那大地圖一俸、中国歴史一部、以上の物を受け取ったことは間違いない。 …承領官司事納斯洪阿 光緒三十三 (1907) 年十月²³¹

ここに出てくる教科書がどこで発行された物なのか現段階では不明であるが、この史料から分かるように、帰化城地域のモンゴル人向けトゥメド初級小学堂は教科書、地図や文具を受け取っていた。初級理化教示、初級動物学、初級筆算数学、中国歴史という教科書があることから、初級小学堂において、語学以外にも理系の授業や歴史の授業を行ってい

²²⁷ 東京外国語大学附属図書館に所蔵されている。この教科書についての詳細な検討は林 2014 を参照されたい。

²²⁸ 東京外国語大学附属図書館に所蔵されている。

²²⁹ トゥメド旗の初級小学堂というのは、前述のモンゴル人向け初等小学堂のことである。 ²³⁰ 判読不能。

²³¹ 帰化城土黙特戸司司事納斯洪阿の帰化城土黙特初級小学堂監督都宛咨文。史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「墨領購置課本地図等銀両」。档案番号 80-12-48。

たことが分かる。歴史の授業では、ハラチン右翼旗のようにモンゴルの歴史を教えていたわけではなく、中国の歴史を教えていたようである。また、地球儀、東亜三国図、天下最新図、支那大地図という地図が利用されていたことから、清国やその隣国に関する地理的内容も教授されていたことが窺える。翌光緒 34 (1908) 年 5 月付の「銀庫を経て北京から天下地輿全圖を一枚²³²、東亜三國全圖を一枚、地球(地球儀)を一顆²³³購入してきた。これを司²³⁴に貼り出して、所属の民衆に周知させることは、とても重要な実務だ」と記す文書²³⁵もある。この文書から、帰化城トゥメドでは中国本土で使用されていた教科書そのものを購入し、授業で用いていたことが窺える。また、授業で使用するだけでなく、管轄の属民に向けて地図を展示するようにしていたこともわかる。

さらに、教科内容についても、同じ史料から窺える。

〈筆者による漢文からの和訳〉

管理土黙特学堂事務監督右翼六甲参領兼公中佐領都

包頭初等小学堂が小学堂で使用する六種類の書籍を受け取ったことを記録して、その詳細を添付してお願いする。

示された通り受け取ったことに偽りがないことは確実であるということを貴司に知 らせる。

受け取った書籍は左記の通りである。

最新初等小学国文教科書拾本 最新初等小学修身教科書拾本 最新高等小学地理教科書四本 最新高等小学中国歴史教科書四本 初等物理学教科書一本 筆算數学三本

承領官包頭小学堂司事前鋒校富興 光緒三十四(1908)年七月²³⁶

この史料は、包頭初等小学堂が当該学堂で使用する教科書を受け取ったことを土黙特学 堂事務監督に報告している文書である。その内容から見ると、国文、修身、地理、中国歴

²³² 史料の原文には「一紙」と表記されている。

²³³ 史料の原文には「一顆」と表記されているが、「個」の誤字かと思われる。

²³⁴ 学堂を管理していた部所名「兵司」の省略であると思われる。

²³⁵ 帰化城土黙特戸司司事納斯洪阿の帰化城土黙特初級小学堂監督都宛咨文。史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「墨領購置課本地図等銀両」。档案番号 80-12-48。 ²³⁶ 同上。

史、物理学、筆算数学の教科書を用いていた。これも上述した帰化城トゥメド初級小学堂 の例と同様なので、帰化城トゥメド地域のほぼ全ての学堂において直隷省などで使用され ていた教科書をそのまま用いていたと断定して間違いないであろう。すなわち、満洲人旗 人官僚による教育改革は、やはり清朝による改革に一致する教育改革をモンゴル地域に広 げたものであったと言えよう。このように、モンゴル人向けのトゥメド初級小学堂におい て、漢文の学習が次第に満洲語やモンゴル語の学習にとってかわりつつあった(王慧 $2005:22)_{\circ}$

前述した内モンゴル自治区を設立したことで有名な烏蘭夫の回想録によれば、烏蘭夫の 生まれ育った村237には、清朝の乾隆年間から山西省の漢人が移住してきていた(烏蘭夫革 命史料編研室編1989:1-2)。こうした社会環境によって、烏蘭夫はモンゴル語を流暢に話 せない(楊2013:74-75)まま育てられた。帰化城トゥメド旗のモンゴル人たちの多くは、 この烏蘭夫のように清末頃から既にモンゴル語を話せなくなっていた。この問題が生じた のは、種々の社会的な理由もあろうが、これらの漢語教育とも何らかの関係があると考え て間違いないだろう。そして、結果として、帰化城トゥメド旗のモンゴル人たちは、更に 母語から離れていったのであった。

他にも、鉛筆、粉筆、石筆、石板といった文具を受け取っていた。以下の史料で見られ るように、高等小学堂で使用されていた文具の種類はもっと多かった。

〈筆者による漢文からの和訳〉

帰化城土黙特高等小学堂監督松 学堂諸学生が需用する筆○238数学十部石板三十六塊 密達尺四十五桿、直銭板四十塊、曲銭板二十四塊、鉛筆六打、石筆一匣、粉筆一匣、 洋紙十張、象皮四十五塊、規矩一匣等を確実に受け取った。(中略)承領官佐領巴彦 光緒三十三(1907)年十一月十六日239

ここで言う高等小学堂とは、前述の蒙小学堂を改編した最初のモンゴル人向けの第一高 等小学堂である。帰化城地域の学堂においては、学生らに上述したような手当を支給する

²³⁷ 1906 年 12 月 23 日に、烏蘭夫は内モンゴル西部のトゥメド旗塔布村(五つの村)で生 まれた(史料の烏蘭夫革命史料編研室編1989:1)。

²³⁹ 帰化城土黙特戸司司事納斯洪阿の帰化城土黙特初級小学堂監督都宛咨文。史料⑦帰化 城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「墨領購置課本地図等銀両」。档案番号 80-12-48。

のみならず、文具まで提供していた。

学堂の運営が順調に進められたのは、綏遠城将軍貽穀の施策によって促された結果である。前述したように 1903 年に、貽穀が綏遠城将軍兼蒙旗墾務大臣に任命されてから、下関条約などに伴う清朝政府の財政的負担を緩和する手段として、帰化城トゥメド地域やその周辺部で大規模な開墾が行われた。これがオルドスのアルビンバヤルらモンゴル王公をはじめとする反開墾運動を引き起こすに至ったにもかかわらず、最終的にはこれらモンゴル王公を従わせて、開墾を進めるかたわら、漢人を流入させて、多額の収入を得た²⁴⁰。これらの収入の一部を学堂の運営に回すことによって、帰化城トゥメド地域で教育改革を行ったのである。

第二項 モンゴル人学生に対する管理体制

帰化城トゥメドでは、学堂以外にも、満洲人やモンゴル人向けの「時政講習所」という 人材育成を目的とした機関が設けられていたことが下記の史料に記されている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

転送すること。軍都憲憲台會²⁴¹が設立した時政講習所に関して、本所の土黙特からの 学生賽沙楚克の欠席日に対する上級機関からの処分を知らせる。軍都憲が講習所を設 けたのは、満蒙に向けて人材を育成するためである。賽沙楚克が何回も勝手に欠席し たことで、厳重な処罰を与えるべきであるが、時政講習所が設立されてまもなくのこ とだから、一度、大過²⁴²(という警告)を付す、と(上級機関)から報告があったの で転送する。

貴司が以上の通り施行していただきたい。

軍都憲が兵戸司に転送する。 宣統元(1909)年十一月243

「時政講習所が設立されてまもなくのことだ」という記述から、この教育機関は宣統年間に入って初めて設けられたと考えられる。機関名から見ると、当時の社会における出来

²⁴⁰ Sodbilig1993、劉毅政 1995、李 2001 等を参照。

²⁴¹ 現段階ではいかなる組織であるのか不明。

²⁴² 学生に与える警告の名である。「大きな過ち」という意味。

²⁴³ 軍都憲の兵戸司宛咨文。史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「申報学員 賽沙楚克旷課日久予以記過処分」。档案番号 80-12-51。

事について、満洲人やモンゴル人の学生を集めて一定期間講習を受けさせていたようである。ここでは、賽沙楚克というモンゴル人学生の欠席に対して「大過」を付したことを、軍都憲が講習所を管理する兵戸司らに転送している。欠席に対する「大過」という警告から見ると、満洲人やモンゴル人学生に対して強制的に受講させていた講習所であると思われる。講習内容については不明であるが、「満蒙に向けて人材を育成する」のが目的であったと書かれている。辛亥革命前夜、山西省の同盟会がトゥメドで宣伝活動を行った際に、トゥメド蒙小学堂を卒業した雲享は同盟会に入会し、漢人学生と一緒に革命活動に参加していた(王慧 2005:22)。このような出来事も「時政講習所」と何らかの関係があるのかもしれない。いずれにせよ、以上のような種々の学堂がその後のモンゴル人知識人の輩出に大きな影響を与えたことは間違いないであろう。

学生にする同様の処罰例は、帰化城トゥメド内の他の学堂の事例でも見られる。綏遠城には陸軍小学堂を管理する監督署が設けられたが、その監督下にある帰化城トゥメドのモンゴル学堂を管理する兵司が、以下のように、モンゴル人佐領へとモンゴル人学生向けの厳しい処罰を伝達している。

〈筆者による漢文からの和訳〉

綏遠陸軍小学堂監督署の監督下にある両翼の蒙古協領関防事務俟補協領後加二品銜 佐領が移送する。(中略) 各教員と相談して定めた十七条からなる処罰章程を今年の開 校日から実行することになった。規則を守らなかった者から罰金を取り、勤勉な学生 や成績の優秀な学生を奨励する。本学堂が定めた罰金新章程は、人材育成を激励する ためである。本城(綏遠城)や右衛の学生の罰金をその学生の手当から支払うことに する。

貴旗の甲乙の二クラスの学生のうちの烏勒興額等の八名は学校が始まってから数日間、一度も通学していない。これらの学生に対する罰金に関する詳細を添えて送る。 (中略)

土黙特兵司

宣統三(1911)年二月十三日

左記

甲クラスの学生鳥勒興額、達敏泰、豊紳額の三名が六日間欠席したため、毎日の罰

金は(中略)学生巴図が九日間欠席したため、毎日の罰金は銀…²⁴⁴合計銀…²⁴⁵乙クラス学生榮玉、崇権、来全の三名が六日間欠席したため、毎日の罰金は銀…²⁴⁶合計銀…²⁴⁷学生蘇魯岱が十日間欠席したため、毎日の罰金は銀…²⁴⁸合計銀…²⁴⁹(後略)²⁵⁰

これは、モンゴル人学生向けの「十七条からなる処罰章程」を定め、モンゴル人学生に処罰を与えるという文書である。この章程は、学堂の規則を守らない学生から罰金を取り、勤勉な学生や成績の優秀な学生を奨励することによって、モンゴル人向けの教育を強化しようとする規程である。罰金を取る場合、学生らの手当から取ることもあったことがわかる。この史料では残念ながら罰金の金額が読み取れないが、欠席の日数によって異なっていたようである。また、その後の宣統 3(1911)年 3 月に、蒙小学堂を管理する兵司が綏遠城陸軍学堂に「(前略)上記の学生は学堂の休暇期間に帰省中だったので、新罰金章程のことについてまだ理解していないと思う。分かっておれば、欠席しないと思うので、今回の罰金を減免してくれないか。(後略)」²⁵¹と返信しているので、上記モンゴル人学生らから実際に罰金をとったかどうかは不明である。

ハラチン地域では、学生人数を確保するための対策をたてていたが、このような処罰の 事例は見られない。それに対して、帰化城トゥメド地域では、欠席に対して処罰を与えた り、あるいは罰金を取るなどの規則があって、近代的学堂教育が、より厳しい管理の下で 行われていた。このような処罰規則から窺える学堂の強制管理によって、学生の人数を確 保することができた可能性を指摘することができる。満洲人旗人官僚が立案した近代学校 教育を現地モンゴル人の間で順調に進めるという計画も、このような方法で実現できたの かもしれない。

小結

本章での検討によって、清末の内モンゴル西部の帰化城トゥメド地域において、モンゴ

²⁴⁴ 判読不能。

²⁴⁵ 判読不能。

²⁴⁶ 判読不能。

²⁴⁷ 判読不能。

²⁴⁸ 判読不能。

²⁴⁹ 判読不能。

²⁵⁰ 土黙特兵司の陸軍小学堂監督署のモンゴル人佐領宛咨文。史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「移送誤課学生罰銀数目的移文」。档案番号 80-12-87。 ²⁵¹ 同上。

ル人向けの初期の教育が始まるのは、満洲人旗人官僚たちによって促された結果であった ことがわかった。この点で、ハラチン右翼旗の事例と大きく異なっていたことが確認でき る。要するに、帰化城トゥメド地域における教育の近代化は、清朝政府から派遣された旗 人官僚が辺境地帯の安定を考慮した上で、モンゴル人を効率的に治めるために、清朝政府 の「新政」に基づいて、近代的学校教育をモンゴル人の間に広げようとしたものであった。

モンゴル人向け学堂の教科内容を見ると、帰化城トゥメド地域では満洲語、モンゴル語、 漢文の教授等に加えて、中国史や算数などの科目もあり、直隷省などで使用されていた教 科書そのものを購入して、直隷省とよく似た教育が行なわれていた。モンゴル人向けの教 育と言っても、漢語教育が重視されていたわけである。また、帰化城トゥメド地域の教師 や学生らに支給される給与や手当は、ハラチン地域より低額であった。両地域においてこ れほどの差が生じた理由としては、ハラチン地域が清朝政府による平均的な給与に則した 対策を取っていたのに対して、帰化城トゥメド地域においては、独自の低い給与額を設定 していた可能性が高いと考えられる。近代的学堂の運営については、帰化城トゥメド地域 での教育は、より厳しい管理下で行われる半強制的な側面を有していた。

このように、清末の「新政」に伴って、満洲人旗人たちによって帰化城トゥメド地域で 考慮されていたのは、何よりも、安定した辺境地帯を確保することであった。すなわち、 教育の目的としては、近代的学校教育を通してモンゴル文化の復興を図ることではなく、 新しい国民や軍隊を編成するための教育であったと考えられる。

また、帰化城トゥメド地域における近代的学校教育は、近隣の中国本土地域よりもやや遅れた時期に始まっていることがわかる。例えば、帰化城トゥメド地域からもほど近い直隷省においては、1902年1月に直隷総督に就任した袁世凱が、各方面の新事業に必要な人材の養成を目指して、省城保定に武備学堂、参謀学堂、警務学堂、農務学堂、軍医学堂、工芸学堂、師範学堂を相次いで設立したことが分かっている(阿部 1993:132)。これら中国本土地域における近代的学校教育の振興は、内モンゴルの帰化城トゥメド地域に比べてはるかに高いレベルの進展を見せている。ただ、そうであったとしても、本稿で明らかにしたように内モンゴル全体の中で見ると、帰化城トゥメド地域は近代的学校教育の導入という側面において極めて先進的であったことが改めて確認できるかと思う。本稿で述べた蒙小学堂は、後に高等小学堂に改編されて中華民国期まで続く。これらの学堂がその後のモンゴル人知識人の輩出に大きな影響を与えたことは間違いないであろう。

ただその一方で、清朝の乾隆年間から始まった漢人移住など種々の社会的な理由もあろ

うが、帰化城トゥメド地域のモンゴル人たちは、これらの漢語教育展開の中で、結果として、更に母語から離れていったのであった。

こうして帰化城トゥメド地域において近代的学校教育システムがようやく定着するや 否やの時期に、中華民国時代が始まるのである。次章からは、モンゴル地域を管理する行 政機関が清朝の理藩院から中華民国の蒙蔵院へと変わる政治体制の変化の中で、帰化城ト ゥメド地域を含む内モンゴルのその後の教育事業がどのように展開され、蒙蔵学校との関 連がいかなるものであったのか、などの問題を検討していきたい。

第五章 袁世凱政権期における蒙蔵学校創設の背景と経緯

小序

本章では、南京で中華民国臨時政府が設立された 1912 年 1 月 1 日から北京で蒙蔵学校 が創設された 1913 年 4 月までの期間に焦点を当てて、蒙蔵学校創設の背景と経緯を明らか にするとともに、この学校が有していた性格を検討する。

辛亥革命の開始に伴って、湖北、湖南、陝西、江西、山西、雲南、貴州、江蘇、浙江、 広西、安徽、広東、福建、四川の14省が清王朝から独立した。そして、以前から清末の「新 政」に対して強く反発して、清朝からの離脱を準備していたハルハ・モンゴル(外モンゴ ル) は、1911 年 12 月 1 日に独立を宣言し、12 月 29 日にボクド・ハーン政権を成立させた。 このような状況に対して、1912年1月1日、孫文は中華民国臨時大総統に就任するととも に、「国家の本は人民にあり。漢、満、蒙、回、蔵の諸地を合わして一国となし、すなわち 漢、満、蒙、回、蔵の諸族を合わして一人の如くと見なす。是を民族の統一という」とい う「五族共和」論を宣言し、各省代表が五色旗252を正式に中華民国の国旗とすることを議 決した²⁵³。孫文から臨時大総統の職を委譲された袁世凱政権も南京臨時政府が提示した「五 族共和」による国民統合という課題を引き継ぐ(貴志 1989:23)。袁世凱政権は、1912年 4 月254に内務部に蒙蔵(モンゴル・チベット)事務処を設立し、従来の理藩部255事務を管 理させたが、同年8月1日に特別機関として蒙蔵事務局へと改編して国務総理に直属させ、 内モンゴルの王公グンサンノルブ(貢桑諾爾布)²⁵⁶を同局総裁に就任させた(貴志 1989:28)。 このように、発足したばかりの中華民国政府は、清朝皇帝の退位(1912年2月12日)も 待たずに、「五族共和」という民族論を掲げ始め、非常に早い段階から特別機関の設置に着 手していた。

²⁵² 中華民国の国旗の紅・黄・藍・白・黒の五色はそれぞれ漢・満・蒙・回・蔵の五つの民族を表したものである。片岡 (1984: 279) を参照。

²⁵³ 片岡 (1984:296)、史料 ②中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院歴史研究室合編 (1982:1-2) を参照。ただし、片岡氏は、孫文の宣言書の力点が全国の統一を呼びかけたのであって、「五族共和」を表明したものではないと指摘している。

²⁵⁴ 孫文は4月1日に正式に臨時大総統を辞職し、臨時政府を北京に移すことを翌日正式に 決定した。

^{255 1906}年7月に理藩院は理藩部と改称されていた。

²⁵⁶ グンサンノルブについては、本研究の第二、三章を参照されたい。

その翌 1913 年に北京において蒙蔵学校が設立された。近現代内モンゴルを代表する知識人の一人、ウラーンフーは、北京にあった蒙蔵学校を内モンゴルにおける「近代革命の揺籃」であるとまで述べている(楊 2013:20、159、69)。このような政治的転換期に創設された蒙蔵学校は内モンゴル近現代史上重要な研究課題であるにもかかわらず、管見の及ぶ限り、実証的な研究が意外に少ない。序章で述べたように、張建軍 2015 が中国における多くの概論的な研究を詳細にまとめ、その結論がまちまちであることを指摘した。ただし、張建軍 2015 は先行研究の整理を主眼としたため、蒙蔵学校の創設問題に関して実証的な研究を行ってはいない。また、張建軍 2015 は蒙蔵学校の起源に関して明記するものの、同じ辺境向けの教育機関として、蒙蔵学校が清末に創設された他の教育機関といかなる点で異なっていたかに関しては検討していない。

次に、辺境向けの教育機関として創設された蒙蔵学校は、ほぼ同じ時期に提唱されつつあった「五族共和」論といかなる関わりがあったのだろうか。毛里 1998 は「五族共和」は実施されなかったと指摘し、松本 1999 も孫文の「五族共和」は一貫性を持つものではないと指摘しているものの、ともに蒙蔵学校との関わりについて言及していない。したがって、「五族共和」と蒙蔵学校設立との関わりという問題をも含めて、袁世凱政権期に初めて蒙蔵学校が創設された背景と経緯を探りつつ、蒙蔵学校の有していた性格を改めて考える必要が生じるであろう。

総じて言うと、これまでの多くの研究が実態を離れて、グンサンノルブを偶像化してきている。それを解決するには、蒙蔵学校創設の背景と経緯を実証的に跡付ける作業が必要であろう。

そこで、本章では、冒頭で述べたように、清王朝から中華民国への政権交代期に蒙蔵学校が創設された背景と経緯を明らかにし、この学校が有していた性格を検討することを目的とする。

第一節 袁世凱政権期における蒙蔵学校創設の契機

第一項 旧藩部地域開拓のために組織された拓殖協会

蒙蔵学校設立に先立って、1913年2月に蒙蔵事務局が大総統に蒙蔵学校設立の件を上申

する²⁵⁷際、中華民国教育部が査定した蒙蔵学校章程²⁵⁸を初めて発布した。この時に発布された蒙蔵学校章程は総章(計七條)、補習専科章程(計八條)、豫備科章程(計十一條)からなり、蒙蔵学校創設の主旨、授業内容、募集対象となる学生などの諸規則を定めていた。そのうち、総章の「第四條」に以下のように「五族」に関わる内容が記載されている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

(前略)募集する総人数を二十に分割して計算する場合、内・外モンゴルの各モンゴル(からの学生)が二十分の十を占め、チベット(からの学生)が二十分の三を占め、青海とその付近の各回部(からの学生)が二十分の二を占め、残りの二十分の五に漢満両族の学生を募集するようにする。

この内容と次節でまとめた【表 4】の内容をあわせて見ると、蒙蔵学校は内・外モンゴル、チベット、青海²⁵⁹といったモンゴル人、チベット人の居住地域、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等の回人居住地域からモンゴル人、チベット人、回人の学生を募集し、その上に漢、満両族の学生を入学させるという「五族」を対象に開設された学校であった。一方、これまでの研究は、「蒙蔵」という言葉にひきずられて、蒙蔵学校はモンゴルとチベットの学生向けの学校であると伝えることが多かった²⁶⁰。しかし、学校章程に明確に記されているように、蒙蔵学校は内・外モンゴル、チベット、青海²⁶¹と青海附近の甘粛、寧夏、

²⁵⁷ 史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp. 43-46) の「蒙藏事務局呈擬合併 咸安宮學唐古忒學託忒學等三學及前理藩部之蒙古學擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文 (附章程)」による。

²⁵⁸ 蒙蔵学校章程については、史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp43-46)「蒙蔵事務局呈擬合併咸安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」、史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の「関于蒙蔵院扎筋選送学生扑蒙蔵学校学習的文件 民2」に収録されている档案番号 200-213-16 のモンゴル語史料と档案番号 200-213-17 の漢文史料、また、史料⑩多賀(1973:149)に収録された「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071 二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 ニーニニ」を参照した。なお、上記3件の史料の題名が異なるが、内容は一致していることを確認した。

²⁵⁹ 清朝時代の青海では、黄河を境に、モンゴル人はほぼその北部に、チベット人は南部に居住していた。

²⁶⁰ 例えば、黄 2016、趙秀徳 1996、趙履謙 1985 などがあげられる。特に、孟 2010b はモンゴル人学生のみを募集していたと述べる。

²⁶¹ 清朝時代の青海では、黄河を境に、モンゴル人はほぼその北部に、チベット人は南部に居住していた。

哈密等の回人居住地域、すなわち清王朝の藩部地域のモンゴル人、チベット人、そして回人の居住地域からのモンゴル、チベット、回という3民族の学生を募集し、その上に漢、満両族の学生を入学させるという「五族」を対象に開設された学校であった。換言すれば、蒙蔵学校が中華民国の唱える「五族共和」という政策にリンクしていたことは明瞭である。それでは、中華民国政府が「五族共和」を宣言してから、どのようにして蒙蔵学校創設に至ったのか。蒙蔵学校に関する検討の前提として、その創設の契機を、まず中華民国臨時政府期に遡って検討しておきたい。

18世紀に最大の版図に達した清王朝は、内・外モンゴル、チベット、青海、新疆を「藩部」と呼び、理藩院を通して間接的に統治していた。一方、漢人による革命である辛亥革命の結果成立した中華民国臨時政府は、独立した各省の連合体として南北講和を試みつつ、既に独立を宣言した外モンゴル、外モンゴル独立に揺らぐ内モンゴル、ラサから清朝軍を駆逐してその後独立を宣言したチベット、そして青海とその附近の甘粛、寧夏、哈密等をいかにして中華民国の管轄下に収めるかということをも緊急の課題と見なしていた。そのため、革命派や旧官僚、立憲派を寄せ集めて生まれた中華民国臨時政府²⁶²が発足する際、辛亥革命以前にあっては明確な形で提起されることのなかった「五族共和」論を掲げたのである。それが、本章の冒頭で述べた孫文の宣言した内容である。片岡氏の研究によれば、武昌蜂起後の1911年12月18日からの南北講和会議開始期に五色旗が出現したことや、伍廷芳による「五族共和」にかかわる発言、提案等は、ひとえに張謇²⁶³の主張や言動に由来していた。武昌蜂起の二カ月前に、東北地方への旅行を通して日本とロシアの勢力に衝撃を受けた張謇は、外国列強に対する危機意識から、かつて梁啓超が提起した大民族主義に倣った形で「五族共和」論を掲げたと言われる²⁶⁴。しかし、張謇の提言した「五族共和」

²⁶² 中華民国臨時政府の内閣では、革命派の孫文が臨時大総統、黄興が陸軍総長、王寵惠が外交総長、蔡元培が教育総長、胡漢民が秘書長に就任した。また、旧官僚、立憲派であった黎元洪が副総統、黄鍾瑛が海軍総長、伍廷芳が司法総長、陳錦濤が財政総長、程徳全が内務総長、張謇が実業総長、湯壽潜が交通総長に就任した。横山(1996:54-55)を参照。 ²⁶³ 張謇(1853-1926)は江蘇省出身の清末の立憲派である。清末に西太后と光緒帝によって推薦され、中華民国期に共和統一建設に邁進した政治家、また教育者でもある。藤岡(1999)を参照。

²⁶⁴ 清末に変法派の梁啓超が提起した大民族主義とは、革命派が主張する排満復仇・滅満興 漢的民族主義を批判、漢民族への諸族の同化を主張する民族同化論である。片岡(1984: 282-294)を参照。

が民族²⁶⁵に注目していたのに対して、孫文は、南北講和会議で提案された民族同化論である「五族共和」を国家統一のために主張しただけであり、その力点は民族というよりも、むしろ旧藩部地域にあったと言われる(片岡 1984:295)。それが 1912 年 3 月 11 日に公布された史料②「中華民國臨時約法(中華民國元年三月十一日公布)」²⁶⁶の「第一章總綱」の第三條で定めた「中華民国の領土は、二十二省、内外蒙古、西藏、青海からなる」にも反映している。

そして、1912年3月3日に行われた中国同盟会会員大会は、孫文が提唱する三民主義(民族主義、民権主義、民生主義)のうち民生主義達成のための政策を定めた。大会の総章において、「種族(民族)同化を実行する」「移民墾殖事業を重視する」²⁶⁷という旧藩部地域を含む「辺境」の開拓に関する項目を初めてあげた。要するに、モンゴル、チベット、新疆、東北などへの漢人入植、そして、漢民族を中心においてそれらの非漢民族を同化することに関する項目である。これを実行する形で、3月18日には、黄興、蔡元培、宋教仁らによって拓殖協会が組織され、黄興が会長に選ばれた(片岡1984:297-298)。この拓殖協会の創立について、新聞記事②の上海『民立報』中華民国元(1912)年3月20日付の記事「拓殖協會成立記」では、3月18日の午後から南京中正街悦賓樓において行われた成立会議の流れを中心に報道している。その一方で、2ヶ月遅れた明治45(1912)年5月21日に、南京駐在の日本領事であった船津辰一郎が外務大臣内田康哉に拓殖協会創立の件を報告し、非常に詳しい情報を提供している²⁶⁸。まず船津の報告に引用された訳文から拓殖協会の宣言書をみると、以下の通りである。

欧米各國ガ拓殖事業ニ餘カヲ遺サザル今日中國ハ満蒙回藏等数万里ノ地ヲ以テ空シク

²⁶⁵「民族」という言葉は、19世紀に日本人がヨーロッパ語から翻訳し、創り出した近代語彙であって、ついで漢語のなかに取り入れられたという。中見(2008:310)を参照。

²⁶⁶ 史料図北京大学所蔵の「中華民國臨時約法(中華民國元年三月十一日公布)」を参照。²⁶⁷ 史料図中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院歴史研究室合編(1982:164)、片岡(1984:297-298)を参照。

²⁶⁸ 史料④アジア歴史資料センター・レファレンスコード:B11090808800。件名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」。簿冊名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」(外務省外交史料館)。1912年3月20日付の上海『民立報』にも「拓殖協會成立記」という漢文による記事があるが、情報が省略されているため、本稿では、船津辰一郎の報告書を参照する。史料の漢文原文は今のところまだ所在不明である。なお、史料「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」の詳細について、附録二を参照されたい。

荒廢ニ委シテ顧ミズ遂ニ他國ノ侵入ヲ來タセリ即チ日本ハ満州ヲ窺伺シ露西亜ハ蒙古ニ埀涎シ英國ハ西藏ヲ覬覦シ寸隙アレハ必ス乘スルノ形勢ヲ示セリ今ニシテ中國ガ此等地方ヲ治メサレハ之ヲ失ウノ憂無シトセズ况ンヤ現ニ中國ノ東南部分ハ人口過多ニシテ餘田無ク加ウルニ招募兵士ノ解散ニ対スル善後ノ良策無シ依テ此等ノ兵民ヲ邊境ニ移住セシメ荒蕪地ヲ化シテ沃壤地トシ村落ヲ變シテ都會ト為サハ唯ダニ邊封鞏固トナルノミナラズ又人民ヲ利シ國家ヲ利スル所以ナリトス

この宣言書からみると、拓殖協会とは、ヨーロッパやアメリカの原住民地域への開拓に倣って、漢人の居住地域から見て辺境と見なされた「満蒙回藏等数万里ノ地」、すなわち前記「五族共和」論で言及された満洲、内・外モンゴル、チベット、青海といった満洲人、モンゴル人、チベット人の居住地域、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等の回人居住地域を開拓するための組織であった。

上記新聞記事②『民立報』の記事によると、最初に満洲から着手して、次に新疆で進行させるように準備すると順番を決めていた。同時に、これらの地域は、日本、ロシア、イギリスなどの列強が勢力侵入を進めようとしている地域でもあった。そのため、人口の多い中華民国東南部の漢人をこれらの地域に移住させることによって、その地の開墾を進め、村落を作り、それを都会へと発展させるという計画である。また、解散させた清朝の兵士を辺境地に送り出すことは、列強の勢力侵入を防ぐ強固な陣営となり得るため、「善後ノ良策」と見なされた。こういう目的で組織された拓殖協会は「公司」として組織され、その主旨は、拓殖地において開墾を進め、生産をふやし、産業を盛んにすることであった(総綱²⁶⁹の第二条)。船津の報告の最後によると、数年前から南京付近の各省において毎年洪水の災害が起こり、その度に、被災した人々を辺境に移住させる政策を企てていた。この問題の実行は満洲、内・外モンゴル、チベットの現状に幾分影響すべき結果が生じることが注目に値する、と船津が日本の外務大臣に報告しているにもかかわらず、拓殖協会自体は現地住民に与える影響について全く言及していない。

以上で見てきたように、拓殖協会は、中華民国臨時政府が成立した後、「五族共和」を掲げつつ、民生主義達成のために、初めて旧藩部地域と回人居住地域向けに「公司」として設立し開拓組織であった。次に、これが一体どのような組織であったのかについて、さらにもう一歩理解を深めるために、その発起人たちの顔ぶれを次項で検討してみたい。

²⁶⁹ 同前。

第二項 拓殖協会の発起人たち

船津の報告によれば、黄興を会長として組織された拓殖協会の発起人たち²⁷⁰は、「南京臨時政府時代二民國ノ朝野ヲ網羅シタル各名士」であった。そのメンバーには、同盟会会員もいれば、旧官僚もいた。そのうち、代表的な人物を下記の通り一覧表にまとめて、検討を加えたい。

【表 3】拓殖協会代表的な人物一覧表

*史料④の船津の報告「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」と新聞記事②上海 『民立報』の記事「拓殖協會成立記」をもとにして、横山 1996 と橋川 1940 をも参照し つつ筆者作成。

姓名	党派	貫籍	留学経験	清末から中華民国初期における要職
黄興	華興会	湖南善化	日本に軍事留学	華興会の会長。中華民国臨時政府陸軍総長。
陳錦涛	1215	廣東	アメリカ	大清銀行副監督。1916年段祺瑞内閣の財政総長に就任。
				光復会の会長。科挙試験の進士。中華民国臨時政府、そ
蔡元培	光復会	浙江紹興	ドイツ、フランス	してそれに続く袁世凱政権期の教育総長。後に北京大学
				校長(1916-1923年)。
張継	華興会	河北滄州	日本の早稲田大学に留学	中華民国の初代参議院議長。後に国民党の重鎮。
				1916年に廣東政府秘書、廣西省長に就任する。1924年に
馬君武		廣東	日本、ドイツ	北京工業大学の校長に就任し、同年11月大夏大学の校長
网石风		與 米	日本、ドイフ	に就任する。また、理化や文学に関する多数の著書を翻
				訳した。
伍廷芳	旧官僚			
王芝祥				
熊希齢				
汪兆銘		廣東	日本	1916年に武漢政府主席
胡漢民		廣東番禺	日本法政大学に留学	辛亥革命で廣東都督。中華民国臨時政府の秘書長。孫
明侠氏		便 果	日本伝収入子に笛子	文の「片腕」とも言われる。
				清末に殖辺学堂の教員に就任する。中華民国元年に、蔡
范源濂		湖南	日本	元培の後任として教育総長に就任する。後に、北京師範
				大学の校長にも就任する。
宋教仁		湖南桃源	日本の早稲田大学に留学	袁世凱政権の農林部長。
陳其美	同盟会	浙江呉興	日本	辛亥革命で上海都督。袁世凱政権の工商部長。
張謇	旧官僚		_	
章炳麟	光復会	浙江余杭	日本	清末最大の革命思想家。中国同盟会機関誌『民報』主編。

この表から見ると、黄興、蔡元培をはじめとするこれらの人々は日本留学組の革命派を中心としており、かつ、中華民国の政治、経済、文化の多方面において活躍した人物でもあったことが分かる。また、「排満主義」を強く主張し続けてきた章炳麟、「五族共和」を主張する張謇らが一緒に拓殖協会を発起していることは、この時点で中華民国が主張する

²⁷⁰ 拓殖協会の発起人について、船津の報告では 68 名の名前をあげているが、前記新聞記事②『民立報』の記事では 43 名しかあげていない。また、『民立報』で報道された 43 名のうち 9 名が船津の報告では述べられていない。したがって、拓殖協会の発起人は少なく見積もっても 77 名であったと考えられる。

「五族共和」は既に主流となっていて、様々な考え方の人々が民生主義達成のために旧藩部地域への進出に取り組み始めたことを示唆していると言えよう。さらに、孫文は「我が国の国民は東南部に集まり、西北にいる人々が少数だから(中略)拓殖協会のような組織は国策の重要な計画であり、国家が助力すべきである」として、本協会の維持経費として国庫からの30万元の支出を約束したと言われる²⁷¹。その背景には、辛亥革命勃発後、孫文が「通告各国書」のなかで、清朝政府が借りた外債、締結した条約および租借地の継承・保全を表明した(片岡1984:295)ため、辺境の開発によって重い財政的な負担を軽減する動機もあったと考えられる。

このようにして、発足したばかりの中華民国臨時政府は、「五族共和」を掲げつつ、旧藩部地域と回人居住地域への開拓を民生主義達成の一つの手段と見なしていた。そこで、注目に値するのは、拓殖協会が学校設立をも試みていたことであり、それがどのような学校であったのかという問題である。次にそれを検討したい。

第三項 拓殖学校創設の計画とその中止

上記拓殖協会が拓殖学校を開設したことを、前記船津は、内田外務大臣への報告²⁷²の最後に記している。その際、発布されたという学校簡章²⁷³は 12 の項目からなり、拓殖学校の入学試験、募集対象生、経費などを説明している。船津の伝えるこの学校簡章によると、拓殖学校は南京城内四條巷前の李公祠というところに創設された(拓殖学校簡章の「十二」)三年制の特別専門学校であった(拓殖学校簡章の「五」)。中学校及びそれに相当する学校を卒業した 18 歳以上の学生を入学対象とし(拓殖学校簡章の「三」)、卒業後モンゴルやチベットに派遣して事務管理職に就かせる(拓殖学校簡章の「六」)という計画を立てていた。また、拓殖学校は、「蒙文藏文ノニ科ニ分ケ」られ(拓殖学校簡章の「一」)、それぞれ 100人の学生を募集する予定だった(拓殖学校簡章の「四」)という。「蒙文科」においてはモンゴル文(文字)、モンゴル語(会話)、モンゴルの歴史や地理を必須科目とし、「藏文科」においてはチベット文(文字)、チベット語(会話)、チベットの歴史や地理を必須科目としていた。両科ともに政治、経済、國文、算學、兵操馬術等を設けていた(拓殖学校簡章

²⁷¹ 中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省 社会科学院歴史研究室合編(1982:294)を参照。

²⁷² 史料④アジア歴史資料センター・レファレンスコード: B11090808800。件名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」。簿冊名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」(外務省外交史料館)。

²⁷³ 拓殖学校簡章の漢文原文は、まだ見つかっていない。

の「二」)。しかし、18元の学費と26元の宿泊費が必要だった(拓殖学校簡章の「七」)。 船津の補足説明によると、創設された当初は予定通りに入学試験を執行することができな かったので、その後校舎を江蘇省の蘇州閶門外の留園の隣に移したが、学生募集はなお順 調ではなかったようである。

この拓殖学校は中華民国期に初めて創設された辺境向けの教育機関であった。その創設 目的と教授科目は、同じ辺境向けの教育機関として清末期に「新政」の影響によって北京 で創設された殖辺学堂と非常によく似ている。殖辺学堂とは清末の漢人知識人、すなわち 拓殖協会の発起人の一人でもある范源濂の働きかけをきっかけとして、外モンゴル王公那 彦圖(ナヤント)と内モンゴル王公博迪蘇(ボディソ)によって創設された学堂であり、 漢人をモンゴルやチベットなどの藩部に送り出して開拓を行うための教育機関であった (楊思機 2017)。そのため、殖辺学堂には満・蒙文科と藏文科とが開設されていた(楊思 機 2017 : 101)。拓殖学校も漢人をモンゴルやチベットなどの藩部に送り出すことを目的と していて、蒙文科と藏文科を開設したと伝えられることから判断すると、拓殖学校の開設 に際しては、殖辺学堂の開設理念に倣ったように思われる。ここから見ると、多くの清末 期旧官僚からなる初期中華民国臨時政府が模索した「辺境対策」とは、清末の「新政」を ほぼそのまま引用したものに近かったこともわかる。ただ、殖辺学堂は清王朝による管轄 下の藩部への開拓と防衛のためであり、一方の拓殖学校は中華民国臨時政府による旧藩部 地域の統合のためであった点が、両教育機関の開設目的の異なる点であろう。そして、翌 1913 年に起こった拓殖協会発起人の一人である宋教仁の暗殺事件をきっかけとした第二 次革命失敗後、拓殖協会の会長黄興、蔡元培らが孫文とともに亡命したため、南京の拓殖 学校は、袁世凱によって閉学された(毛 1980:177-178)。中華民国教育総長である蔡元培 の後任としては、范源濂が就任した。

また、袁世凱は、1912 年 8 月の臨時大総統令において、モンゴル王公、貴族の地位を保持させるとした九条からなる「蒙古待遇條例」を発布した。その第一条において「爾後各蒙古二對シ總テ藩屬ヲ以テ待遇セズ内地ト同様ニ之ヲ取扱フ 中央ガ蒙古ノ行政機關ニ對シテモ理藩、殖民、拓殖等ノ文字ヲ使用セズ」と定めた274。それがゆえに、後に創設された「辺境地域」向けの組織や学校に対して「拓殖」などの文字が使用されることがなくなったが、1912 年に創設された拓殖協会や拓殖学校は中華民国政府による最初の旧藩部地域への開拓計画であった。前述したように蒙蔵学校が旧藩部地域を主な対象とした点や、後

²⁷⁴ 満洲国蒙政部総務司文書科(1937:20)による日本語訳である。

述するように蒙蔵学校の豫備科の課目にも拓殖学校と同じように蒙文、藏文の科目があった点から見ると、拓殖学校建設の構想が蒙蔵学校創設の契機となった可能性が高いであろう。続いて、袁世凱政権がどのように「五族」と向き合おうとしたのかを次節で見ていきたい。

第二節 蒙蔵学校創設を促した「五族国民合進会」

第一項 モンゴル王公と「漢蒙聯合會」

上述したように中華民国の南京臨時政府は、満、蒙、回、蔵の諸族をめぐる問題をきわめて重視していたが、1912 年 3 月 10 日に北洋大臣であった袁世凱が孫文に代わって中華民国の臨時大総統に就任した。本節では袁世凱政権の「五族」をめぐる活動を中心に検討していきたい。

宣統帝の退位後すぐに、前述の通り、袁世凱は「満蒙回蔵各族待遇条件」を発表していた。しかし、モンゴル王公らの活動を見ると、これにすぐ賛同するような姿勢はなく、3月6日に「曹昆の兵乱」²⁷⁵が起こると、北京から各自の管轄地へ戻っている。さらに、3月から5月にかけて、例えば、内モンゴルホルチン左翼後旗の王公アマルリングイは、一方で袁世凱と連絡をとりながら、一方でその他の内モンゴル王公にも呼びかけて、辛亥革命後独立を宣言して成立したボグド・ハーン政権に帰順することを考えていた。グンサンノルブ王も、一時はボクド・ハーン政権への帰属を検討したようである(ブレン 2014)。一方、拓殖協会が創設された頃の3月27日付の新聞記事③『順天時報』²⁷⁶は、「近日、北京において内蒙古科爾沁王(内モンゴル・ホルチン部の王公)阿穆爾靈圭(アマルリングイ)、外蒙古賽音諾顏部王(外モンゴル・サインノヤン部の王公)那彦圖(ナヤント)らは、陸軍部唐在禮らとともに、漢蒙聯合會を組織することを協議した。(これは)漢人とモンゴル人の友情を深めることを願い、五大民族の共和団体を結成することによって、完全

²⁷⁵ 1912 年 2 月 29 日から 3 月 1 日にかけて、北京、天津、保定に起こった兵乱である。要するに、首都を南京に移すことのできない状況を作り出すために、蔡元培を団長とする南京からの「迎袁団」に対して、袁世凱が計画的に策謀した軍による暴動である。兵変勃発直後、「迎袁団」は、南下受職を要求しないこと、北京を首都として認めることの 2 項を決議した。藤岡(1999:106-107)を参照。

²⁷⁶ 新聞記事③『順天時報』の 1912 年 3 月 27 日付の論説「祝漢蒙聯合會之成立」(劉珮珩) による。引用した訳文は引用者による日本語訳である。

な連帯を進行させ、アジア東半球における一大公衆國を造り上げるためだ」という主旨で「漢蒙聯合會」がまもなく成立することを報道している。また、「漢蒙聯合會」は、北京に総会を置き、張家口、庫倫(フレー、現在のモンゴル国の首都ウランバートル)、烏里雅蘇台(ウリヤスタイ)、恰克図(キャフタ)、科布多(ホブド)、熱河、綏遠城(フフホト)、寧夏、塔爾巴哈台(タルバガタイ)、青海において分会を設立し、各地に会員を派遣してモンゴル人と漢人の友情を深める事について演説させる、とも報道した。そして、「モンゴル王公と連合しながら、活仏を論し」最終的に「フレーの独立は自然に取り消され、それによってロシアのモンゴルへの诞もおさめられるだろう」と記し、将来的にモンゴルの改革や貿易の発展に繋がり、また蒙古実業公司に資本を募ることにも一助をみせると報道している。また、それに対応するような形で内モンゴルのハラチン中族においても、「東四盟の五族共和」を目指す「漢蒙連合会」が組織されている277ことから、「五族共和」や「漢蒙連合」という政策が内モンゴルの東部まで浸透していたことが窺える。要するに、外モンゴルの独立を意識している袁世凱政権は、モンゴル人を中華民国へと引き入れることをより重視していた。

第二項 「五族」の権力者と「五族国民合進会」

続いて、4月14日の新聞記事③『順天時報』²⁷⁸は「大中華民國元年4月7日に、五大民族共和聯合會の発起會が開かれた時、(会場²⁷⁹は)きちんと飾り付けられ、来賓が四方から寄り集まり、一時の隆盛を極めていたと言ってよい」と会場の様子を描く。これは、後の5月12日に正式に組織される五族国民合進会の準備をするために開かれた発起会のことだと考えられる。五族国民合進会がまだ正式に組織されていなかったために、新聞記者によって五大民族共和聯合會と報道されたようである。五族国民合進会については、以下のような史料が確認できる。

²⁷⁷ 史料①内モンゴル自治区档案館所蔵漢文史料「五族共和聯合會関東支部會員名單」。档 案番号 504-12 (2) -975。

²⁷⁸ 新聞記事③『順天時報』1912 年 4 月 14 日の論説「對於五大民族共和聯合會之末議」〔李 振銓〕。引用した訳文は引用者による和訳である。

²⁷⁹ 会場の詳しい場所について、現在のところ不明である。

〈筆者による漢文からの和訳〉

五族国民合進会書記員の梁鈞が(五族国民合進会の)登記を審査の上許可するよう請求する。愚考するに、現在の政治の改良のもとは社会共和の進歩にあり、大切なことは国民の融和にある。近頃、前代の清朝の陸軍部侍郎姚(錫光)と和碩荘親王載(功)並びに満蒙回蔵漢の各位が、五族国民合進会を共同で発起して、章程を作成した。総事務所を順治門大街中間路の西側にある家屋に置き、会所をしばらく北京騾馬市大街の虎坊橋にある湖広会館に置く。この(五族国民合進)会はまもなく成立して、全体大会を開く。当然規則にしたがって、添付物として会啓章程と発起人名簿を同封の上、報告を提出すべきである。

ご審査の上、登記の許可を決定していただければと思い総庁堂に呈する次第である。 他に添付物として(五族国民合進会の)会啓、章程と発起人名簿を同封しあり。

大中華民國元年四月呈280

この申請書によると、清末の陸軍部侍郎姚錫光と和碩莊親王載功、そして満蒙回藏漢の代表的な人物たちが、1912 年 4 月中に五族国民合進会を共同で発起して、章程を作成したらしい。北京市档案館所蔵の関係史料によると、この五族国民合進会は、5 月 12 日に総会所において第一次選挙会を開き、1 名の正会長に姚錫光を選出して正式に組織された。次いで 5 月 26 日に、総事務所において第二次選挙会を開き、5 名の副会長を選出した。それぞれ漢族の趙秉鈞、満洲族の志鈞、モンゴル族の熙凌阿、回族の王寛、チベット族の薩倫であった。常務員として寶熙(満洲人)、雙林(満洲人)、志崇(満洲人)、劉恩沛、許長春、丁夢刹(回人)、金掄元、徳濟特(チベット人)、劉若曽、鄭沅、周正朝、陸鍾岱、呉士英、黄震、譚汝鼎、董元春、屠振鵬、沈釣の 18 名を推挙した。また、各部門の係長として 6 名を選び、調査部に張士鈺を、編輯部に雲書を、討論部に何賓笙を、社交部に呉桐林を、庶務部に海寛(満洲人)を、会計部に増崑(モンゴル人)を推挙した。そして起草員として張恩壽、呉秉釗、何賓笙、曹英の 4 名を選んだ。成立当時の入会人数は 715 人だという281。

²⁸⁰ 史料⑪北京市档案館所蔵漢文史料「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」。档案番号 J181-014-00071。引用した訳文は引用者による和訳である。なお、史料「五族国民会進会 申請備案之文件附簡章」の詳細について、附録三を参照されたい。

²⁸¹ 以上の情報は、前掲史料⑪北京市档案館所蔵漢文史料「五族国民会進会申請備案之文件

また、同史料によれば、発起人や賛成人は以下の通りであり、それを分かる範囲内で民族 別にまとめると、表の通りになる。

【表 4】 五族合進会の賛成人及び発起人一覧表

*史料⑪北京市档案館所蔵漢文史料「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」(档案番号 J181-014-000) に基づいて筆者作成。

民族・地域	発起人	賛成人
漢人		黎元洪、梁士詒、
満洲人	載功、志鈞、雙林	
モンゴル人	那彦圖(外モンゴル)、 熙凌阿(内モンゴル)、祺誠武 (那彦圖の長男)、祺克坦(那彦圖の次男)、布彦蒙庫(オイラトモンゴル)、烏勒吉巴雅爾、奥古畢立格、羅布桑、貢噶巴特瑪、巴雅爾巴勒、根甲布巴特爾桑	阿穆爾靈圭、楊芬 (内モンゴル)
チベット人		
回人	沙木胡索特(ハミ扎薩克和碩親王)、馬元璋(甘粛)、馬安良(甘粛)、馬福祥(寧夏)、劉孟揚(回人)、丁夢刹(回人)、王寛	

以下は、筆者が民族別に分けられなかった人物である。

発起人:松椿、徳壽、熙彦、奎順、毓秀、張鍚鑾、李映庚、王樹枬、那木凱、章禪巴 圖蘇隆、扎拉豐阿存厚、王寬、安貞、馬際泰、穆雲湘、劉成麟、阿旺尊追、江三 桑布、阿旺根登、羅桑鵬威勝、王同熊、沈鈞、沈壽榮、羅廸楚、雲書、董元春、 張恩壽、何賓笙

賛成人:都凌阿、卓凌阿、繼祥、志崇、饒智元、望雲亭、勞啟揚、章華、陸鴻宜、冒廣生、胡瑞中、周正朝

発起人と賛成人の顔ぶれからみると、五族国民合進会とは、「五族共和」論者や拓殖協会が言い続けてきた漢、満、蒙、回、蔵の五族の地域を代表する権力者たちから組織され

ていたようである。特に、黄興、蔡元培は前節で検討した拓殖協会の発起人のメンバーでもあった。主要な人物をみると、まず姚錫光は、清末において「蒙漢同化」を打ち出した²⁸²人物であり、中華民国期にも引き続いて蒙蔵事務局の副総裁となって、モンゴルなど旧藩部の管理職に就いた。蔡元培は革命派であり、フランス留学を経て、中華民国の初代の教育部総長を務めていた。馬福祥は回族であり、「西北の王」とも呼ばれていた。さらに注目を引くのは、発起人に「那彦図(ナヤント)、熙凌阿(シリンア)」、賛成人に「阿睦〔穆〕爾灵圭(アムルリングイ)」といったモンゴル王公の名があげられている点である。那彦図はハルハモンゴル(外モンゴル)の王公、熙凌阿は内モンゴルゾスト盟ハラチン左翼旗の旗長、阿穆爾灵圭は上述した内モンゴルジリム盟ホルチン左翼後旗の旗長である。要するに、1912年5月の時点で袁世凱政権に帰順したこれらの王公たちは「五族共和」による統合に賛成を表明していたことがわかる。

その後の8月に、蒙蔵事務局総裁に就任したグンサンノルブは、以下のように、蒙蔵事務局総裁、すなわち上述した五族国民合進会発起人の一人である姚錫光とともに、9月28日付で内・外モンゴルの王公に対して袁世凱政権への帰服を呼びかけている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

蒙蔵事務局が「照会」を受け取った。

大総統が命令すること。(中華) 民国は聯合五族組織を作り上げる。新しい国家はすべての民族が一致協力して、政治情勢を維持することによって初めて富強になり、日々進歩し、国の土台を強固にすることができる。辺境が平穏でない現在、民国に忠節を尽くし、共和(制) に賛成するすべてのモンゴルザサグ王公は、政治情勢に功績がある。元々の爵位を一段階加進させてやる。親王などのそれ以上加進できない者の場合、その息子や孫の一人に爵位を与えて優遇する。その中でも、著しい功績のある者、あるいは共和(制) を第一に補佐した者、あるいは辺境の情勢を強く支えた者、そして各旗の反逆行為に忠告して(民国への)帰順を助けた者には、さらに良い報奨を与えて、特別な功績に励ませるべきである。

ご来示の趣を承知した。ついてはここに命令する。

²⁸² 内モンゴルにおける清末の「新政」実施に関連する政策。本研究の第三章を参照されたい。

貴旗がご了承の上、よろしく全体に遍く周知せよ。

貢桑諾爾布(印) 姚錫光(印)

中華民国元年九月二十八日(蒙蔵事務局印)283

これは明らかに、中華民国政府が外モンゴルの独立を意識したうえで、それに揺らぐ内 モンゴルの王公たちに対して打ち出した懐柔策であると言える。確かに、グンサンノルブ は蒙蔵事務局の総裁に就任した後、郡王から親王に昇進している。

この文書から、五族共和組織はグンサンノルブを含む一部の内モンゴル有力王公らによって承諾され、彼らは職位の加進という優遇政策の下で、中華民国を承認して、漢人革命派や旧官僚とともに共和国建国に期待したことが窺える。換言すれば、袁世凱政権は「五族共和」論を掲げて、旧藩部地域の権力者と関係を築くことによって国家の統合を試みていたことが窺える。要するに、袁世凱政権は中華民国臨時政府と違って、旧藩部地域を開拓する前に、その前提として中華民国への統合を実現することが必要であると認識していたことが窺える。

五族国民合進会は、「五族」の連合を実現するために、教育をも一種の手段と考えて、 学校の建設を提言していた。それについて、蒙蔵学校の創設との関係を見ながら、次節で 見ていきたい。

第三節 五族国民合進会と蒙蔵学校

中華民国 2 (1913) 年 2 月、蒙蔵事務局は、咸安宮学、唐古忒 (タングート) 学、托忒 (トド) 学の三学及び以前理藩部が創設していた蒙古学を拡充・改善し、蒙蔵学校と改名 することを、以下のように大総統に上申した²⁸⁴。

²⁸³ 史料①内モンゴル自治区档案館ハラチン中旗漢文史料「教育部、蒙蔵委員会書簡」。档 案番号 504-12 (2) -961。

²⁸⁴ 史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp43-46)「蒙蔵事務局呈擬合併咸安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」、また、史料⑩多賀(1973:149)に収録された「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071 二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 二一二二」を参照した。なお、上記2件の史料の題名が異なるが、内容は一致していることを確認した。

〈筆者による漢文からの和訳〉

蒙蔵事務局が上申して、咸安宮学、唐古忒学、托忒学等の三学及び前理藩部が創設 した蒙古学を拡充・改善し、蒙蔵学堂と改名することを、(大總統に)酌量して定めて いただきたい。清覧の上審査ありたし。(他に章程を同封しあり)

請願の件。愚考いたしますに、蒙蔵青海等のところの交通が不便のうえ、風習が塞がれ、人民が無知蒙名であり、時代の情勢に応じて進歩できない状況である。目下、達頼(ダライラマ 13 世)が英国人に惑われ、庫倫(フレー)がロシア人に愚弄された結果、(中華)民国は他国からの承認をまだ得られず、(中華)民国初年の実力がそれほどではない状況をもたらした。それはすべて蒙蔵の人民が無学でしつけが悪く、誤った解釈や思い違いをしたことに関係がある。(中略)現今、民国共和が最初に民力の向上を宗旨とする。両院選挙法(の提言)による五族一体が立法機関である参議院で議決されたからには、(五族が)平等な権利を享受する。

(後略)

本研究の冒頭で検討した先行研究の張建軍 2015 が「蒙蔵学校は咸安宮学、唐古忒学、 托忒学と光緒年間に理藩院が設立した蒙古学を併合して創られた学校であり、その他の辺 境向けの教育機関とは関係がない」とその起源に関して断定している通り、蒙蔵事務局が 大総統に上申した内容はその通りに許可されたということがわかる。では、なぜこの四つ の学堂を選んで蒙蔵学校にしたのであろうか。

咸安宮学とは、清朝の宮廷事務を管理する内務府に所属する官学である。内務府の三旗の佐領やその管轄下の児童や八旗の子弟のために、雍正 6 (1728) 年に創設された満洲文字、漢文や歩兵と騎兵の戦術を教える学堂である。咸安宮蒙古官学とは、八旗蒙古にモンゴル文字を教えるため、雍正 7 (1729) 年に創設された学堂である。唐古忒(タングート)学とは、チベット文字を教えることやチベット語文書の翻訳する事務を任された学堂であり、主にモンゴル人やチベット人の子弟が入学していた。唐古忒学は順治 14 (1657) 年に創設され、理藩院に所属していたが、日常の学務は章嘉呼圖克圖²⁸⁵が管理していた。托忒

²⁸⁵ 清朝の乾隆年間以降の扎薩克喇嘛制度(ザサグラマ制度)では上層部に位置する転生僧(ホビルガン)であり、清朝からホトクト号を授与され京師に住まわされた喇嘛(ラマ)

(トド)文字とは、西部モンゴル、すなわち新疆北部で暮らすオイラト・モンゴル人によって使われていたモンゴル文字の一種である²⁸⁶。そして、托忒(トド)学とは、西部モンゴルの各種勢力を統治するために、清朝が乾隆 46 (1781)年に創設し、トド文字を教えてトド文字の文書を翻訳させるための学堂である。托忒学は理藩院に所属し、主にトルゴート(杜爾扈特)・モンゴルの子弟を対象としていたが、交通が不便なためトルゴート・モンゴルの子弟があまり来れなくなると、後にトド文字が分かる八旗モンゴルの子弟の入学をも許可するようになった。理藩部蒙古学²⁸⁷とは、光緒 34 (1908)年にモンゴル語を翻訳する人材を育成する目的で創られた学堂である。主に、理藩部からの候補者や八旗モンゴルの子弟を対象としていた。その後、中華民国元 (1912)年に、咸安宮蒙古官学を唐古忒学に所属させ、唐古忒学のあった西華門内へ移したので、中華民国 2 (1913)年に蒙蔵学校が創設される際には、咸安宮学、唐古忒学、托忒学、理藩部蒙古学のみがあった。

つまり、この四つの学堂は、満洲人、モンゴル人、チベット人を対象に、満洲文字、モンゴル文字、チベット文字や漢文を教えていた。五族国民合進会章程の第五節では、「教育を運営するための二つのいとぐちは、(一つは)国民発達の根本は融和の媒介たること、(一つは)我が五族の国民は同等にして教育を共同で行うべきことである。すべてのことは本会が対策を講じて組織する。しかも、五族国民において、甲族国民にして乙族国民の学堂に入学することを願うものあれば、あるいは乙族国民にして甲族国民とともに教育を運営することを願うものあれば、本会は聯合を担任する義務あり」²⁸⁸と述べて、五族連合、あるいは国民融和(同化)を実現することを目的とした学校を組織する件に言及している。五族国民合進会のこのような構想は、この四つの学堂を併合して蒙蔵学校にする根拠となったと考えられる。蒙蔵学校の満、蒙、回、藏、漢を一緒に教育し、漢族を中心にして同化しようという方針も、これを反映していると思われる。

また、蒙蔵学校を創設する背景として、上記史料や前述の拓殖協会、五族合進会の宣言 書でも述べられているように、英国のチベットへの影響やロシアの外モンゴル独立への関

である。

²⁸⁶ 現在の中国新疆ウイグル族自治区バヤンゴル (巴音郭勒) モンゴル族自治州などの地域で使用されていた。

²⁸⁷ 光緒 32 (1906) 年に理藩院を理藩部と改称したため理藩部蒙古学と呼ばれている。 ²⁸⁸ 前掲史料⑪北京市档案館所蔵漢文史料「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」による。 档案番号 J181-014-00071。

与などによって中華民国が国家として承認されることが遅れていたということが存在している。このことから、拓殖協会、五族合進会、そして蒙蔵学校を創ろうとした背景はいずれも、旧藩部を中華民国の下で統一させるという同一の目的であったことが明瞭になるだろう。また、モンゴルやチベットの人民が「無学でしつけが悪く、誤った解釈や思い違いをしたことに関係がある」と述べていることから、蒙蔵学校を創設する目的は、モンゴル、チベット、青海等の教育を重視することによって、それぞれの民族の融和を促し、「五族一體」を実現することにあったことが窺える。

さらに、グンサンノルブがハラチン左翼旗に、蒙蔵学校へ学生を送るように求めた催促文で「政治的人材を育成するチャンスを決して遅らせてはいけない。」と述べている²⁸⁹ことから、蒙蔵学校はモンゴル、チベット、新疆等出身のエリートを育成して、中華民国の統一に利用する目的であったことが分かる。同じ文書に「蒙蔵学校を開設したのは、民知を開き、モンゴルの各旗を優待するためである」と述べられているので、学校の開設が優待条件と見なされていたことも窺える。このように、蒙蔵学校は「五族共和論」の実現のみを主たる目的としていて、モンゴル、チベット、青海等における現地の文化の保護やその発展に触れることはなかった。

これまでの研究においては、しばしばグンサンノルブが蒙蔵学校を創設したかのように述べられてきたが、彼自身が、学費を免除してまで多額の経費を負担することは不可能であったことは明瞭であろう。さらに、グンサンノルブには、モンゴル人のみならず、満、蔵、回、漢をも対象とした学校を創設するだけの動機もない。蒙蔵学校を創設することを蒙蔵事務局が上申していても、それは蒙蔵事務局の総裁であるグンサンノルブ個人の意思であるとは断定できない。むしろ、清末から東部内モンゴルを視察し、ハラチン右翼旗の近代学堂を見学した後に、蒙漢同化の主旨を提言していたした蒙蔵事務局の副総裁である漢人官僚の姚錫光が、「五族国民合進会」を組織し、その主旨の下で蒙蔵学校を創設するという計画に至ったのではなかろうか。したがって、蒙蔵学校の創設者はグンサンノルブではなく、「五族共和」論を提言した中華民国の内閣がそれを実行するために創設したということは間違いないであろう。

そのゆえに、蒙蔵学校は五族合進会の章程にしたがって創られた学校であったに違いないであろう。蒙蔵学校は、袁世凱政権による「五族共和」を実現して旧藩部地域を管轄下

²⁸⁹ 史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-22。

に統合するために創設されたということである。

小結

本章では、中華民国政府が発足して間もない頃に創設された「辺境」地域向けの学校である蒙蔵学校を対象として、その創設の背景と経緯を明らかにしたうえ、その性格について検討した。ここで得られた結論をまとめると以下のようになる。

まず、蒙蔵学校は内・外モンゴル、チベット、青海といったモンゴル人、チベット人の居住地域、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等の回人居住地域からモンゴル人、チベット人、回人の学生を募集し、その上に漢、満両族の学生を入学させるという「五族」を対象に開設された学校である。要するに、中華民国が提唱する旧藩部地域や回人居住地域に立脚した「五族共和」論を実現するために創設された学校である。中華民国臨時政府が組織した拓殖協会にせよ、それに続く五族国民合進会にせよ、内・外モンゴル、チベット、青海、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等といった蒙、蔵、回各民族の居住地域を開拓し、現地権力者と連合するための手段として各種組織を作り上げ、学校創設を検討していた。そして、最終的にこれらの地域を対象とする蒙蔵学校の創設に至った。したがって、中華民国政府が組織した拓殖協会や五族合進会なしに、「五族共和」論のみによって蒙蔵学校が実現されることはなかったはずである。「五族共和」論の目的は漢族を中心にして他民族をもそれに同化することであったがゆえに、蒙蔵学校はそれを実現する過程で生まれた。

また、蒙蔵学校創設は、中華民国政府が、内・外モンゴル、チベット、青海、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等の独立等の政治的な動きを意識し、それらを鎮めることを目指した結果でもある。民族共和と言いつつも、独立の可能な地域に対して危機感を抱き、それらを「五族共和」というスローガンのもとでまとめようとしたのである。清末の段階から漢人知識人の間で検討されてきた漢族を中心に他民族を同化していく大民族主義、「五族共和」論を、教育を通して実現しようとしたわけである。

そこで、次章ではこのような背景で創設された蒙蔵学校において、どのような知識の教 授を目的としていたのかという問題を中心に検討していきたい。

第六章 中華民国の北京政府による蒙蔵学校運営の実態

小序

前章において、蒙蔵学校が、袁世凱政権期に組織された五族合進会の提案や理念にしたがって、「五族共和」論の実現を目的として創設された経緯を検討した。前章の冒頭でも述べたように、蒙蔵学校は内モンゴルの近現代史における多くの知識人を輩出した非常に重要な教育機関であった。しかしながら、中華民国が発足したばかりの頃、内モンゴルなどの旧藩部に向けられた教育機関は蒙蔵学校しか存在していなかったにもかかわらず、この学校では、近代化に必要な科学技術や近代的な軍隊にかかわる教育が行われたという記述が全く見られない。1913 年に創設された蒙蔵学校は後に蒙蔵専門学校と改称されるが、それがどのような専門知識の教授を目的としていたのか。そして、なぜ蒙蔵学校において、そのような特定の専門に方向づけられた教育しか行わなかったのか。それらを確かめるためには、この学校の性質そのものを問わねばならない。

ところが、蒙蔵学校をめぐって、このような問題の検討を行った実証的な研究が全く存在しない。今のところ、蒙蔵学校にかかわる詳細な状況を提供してくれるのは、中央民族大学附属高校がその前身であった蒙蔵学校の創設 100 周年(2013 年)を記念してまとめた解説と史料集の史料③『和美歳月』編委会 2013『和美歳月一中央民族大学附属中学校史1913-2013一』のみである。この『和美歳月』編委会 2013 は、学校史を叙述することに主眼をおき、厳密な学術書にはなっていない。したがって、『和美歳月』編委会 2013 は、利用した史料の出典を示していないが、その「凡例」や「後書き」を見ると、非常に重要な史料を利用していることが察せられる。「凡例」と「後書き」において、該書の記述に際して全て档案史料を基に編集したということが二回も強調されている。そのうちの一部の記述を、筆者が発見した史料と照らし合わせたところ、内容はほぼ一致している。さらに、『和美歳月』編委会 2013 に収録された史料は、北京の中央档案館、国家図書館、李大釗記念館、雍和宮管理処、西城区档案館、南京の中国第二歴史档案館、内モンゴル自治区広電局などに所蔵されている史料であると記述されている。そのため、一点一点の出典は示されていないものの、『和美歳月』編委会 2013 は史料集としての価値が高い。

そこで、本章では、筆者が収集した一次史料はもちろんのこと、『和美歳月』編委会 2013 をも有効に活用して、蒙蔵学校が創設された初期の頃の学校運営の実態を明らかにすることを目的とする。そのような作業を通して、上述した諸問題の解決を試み、北洋政権期に

おいて蒙蔵学校をどのように位置づけるべきかを検討していきたい。そして、初期の蒙蔵 学校が有していた性格に迫りたい。

第一節 蒙蔵学校の開設とその学生たち

第一項 八旗の旗人を最初の入学者として始まる蒙蔵学校

ここでまず、蒙蔵学校が開設された当初の事情について検討していきたい。前章で述べたように中華民国 2 (1913) 年の 2 月に蒙蔵学校章程が公布され、中華民国 3 (1914) 年の 3 月に蒙蔵学校は満洲人達寿を校長290として、北京の西安門内にある転馬台胡同の孫家庭園において創設された291。まず、最初にいかなる学生が蒙蔵学校に入学したかについてみてみよう。史料30『和美歳月』編委会 2013 では学生に関する情報を全く示さずに、咸安宮学、唐古忒学、托忒学と蒙古学の「四つの官学の学生を合わせて 37 名」の学生で蒙蔵学校が発足したと述べる(史料30『和美歳月』編委会 2013:12)が、蒙蔵学校に入学する官学の学生について調べてみたところ、史料30台湾国史館所蔵の漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度卒業生」292にこれらの学生に関する名簿と見られる史料があった。それは、中華民国 5 (1916) 年 5 月 8 日に、蒙蔵院総裁のグンサンノルブが教育部に送った蒙蔵学校補習科卒業生293の操行評価成績についての報告に添付された下記「蒙蔵學校補習専科畢業表」であり、それによると卒業者は 36 名であったことが分かる。そこで、37 名の学生が蒙蔵学校に入学して、1 名が何かの理由で退学し、36 名の学生が卒業したという可能性が考えられる。

【表 5】蒙蔵学校補習専科の卒業者一覧表

*上記史料⑫台湾国史館所蔵の漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度卒業生」のうち、「蒙藏學校補習専科畢業表」をもとにして、筆者作成。

**元の表にある「備注」によれば、「畢業總分數與丙等相差不及十分之一而操行成績列

²⁹⁰ 達寿について、次節で詳しく紹介する。【写真 5】は達寿の蒙蔵学校校長時代の写真である。

²⁹¹ その後、1916 年 10 月に石虎胡同毓公府大院に転居した。史料33 『和美歳月』編委会 (2013:12-17) を参照。転馬台とは当時の皇城の西南角の外にあった地名であり、現在の北京市 5 環内にある石景山区の村レベルの地名である。石虎胡同は現在の北京市西単にある。毓公府大院については後述する。

²⁹² 史料⑩台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 019000000776A。

^{293 【}写真7】は蒙蔵学校補習科の学生たちの開業式の写真である。

乙等以上者二名」と説明しているのは、呉錫林と趙世楓の二名を指し、この二名の卒業は許可されている。「列丁等者三名」と説明しているのは、白景銓、白士瑾、韓鋭祥の3名を指す。グンサンノルブの説明によれば、補習科の運営は既に停止されているため、この三名は卒業できなくても、留年するところがないため、「修業證明書」を発行して学力を証明したという。

***「京兆」とは現在の北京市付近一帯の旧称である。「直隷」とは現在の中国河北省の旧称である。「宛平」とは北京にかつて存在していた県であり、現在の北京市西南部に相当する。「京兆宛平」と「直隷宛平」とは、同じ宛平県を指している。「蒙古巴嚕忒」について、現在のところ意味不明である。

姓 名	年 歳	籍 貫	入校年月	畢 業 年 月	畢業總平均分数
白廷瑜	二十八	京兆宛平	中華民國二年四月		九十二分一厘
李德蔭	二十三	漢軍正黄旗	同 上	同 上	八十七分五厘九毫
韓海鳳	二十	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	八十七分四厘一毫
蕭秉彝	二十一	蒙古鑲黄旗	同 上	同 上	八十二分五厘三毫
王玉光	二十八	漢軍鑲黄旗	同 上	同 上	八十一分七厘七毫
葉執中	二十五	満洲鑲紅旗	同 上	同 上	八十一分二厘二毫
成澍時	二十六	蒙古鑲黄旗	同 上	同 上	八十分六厘二毫
戴倫	二十一	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	八十分二厘三毫
蔡鴻業	二十三	蒙古正藍旗	同 上	同 上	七十九分三厘四毫
白玉燦	二十二	蒙古鑲藍旗	同 上	同 上	七十九分二厘三毫
劉祺昌	二十一	蒙古正紅旗	同 上	同 上	七十九分
鄺定壽	二十七	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	七十七分九厘二毫
劉世光	二十一	蒙古鑲白旗	同 上	同 上	七十七分七厘三毫
白寳善	二十六	蒙古正紅旗	同 上	同 上	七十六分二厘三毫
傅吉祥	二十四	満洲鑲紅旗	同 上	同 上	七十五分二厘六毫
張德恆	三十	蒙古巴嚕忒	同 上	同 上	七十三分八厘八毫
趙錫良	十 九	直隷宛平	同 上	同 上	七十一分六厘六毫
于鳳奎	二十六	蒙古正白旗	同 上	同 上	六十九分五厘
白 超	二十	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	六十六分七厘
雷德豐	二十一	蒙古鑲藍旗	同 上	同 上	六十六分五厘一毫
劉定瑞	二十五	漢軍正白旗	同 上	同 上	六十五分九厘五毫
銭春山	二十六	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	六十四分九厘八毫
趙棣華	二十七	漢軍正藍旗	同 上	同 上	六十四分三厘二毫
白貴澤	十 九	蒙古鑲黄旗	同 上	同 上	六十四分一厘一毫
何寳勲	二十一	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	六十二分八厘八毫
朱増華	二十七	蒙古正藍旗	同 上	同 上	六十二分八厘四毫
陳玉溥	二十二	蒙古正藍旗	同 上	同 上	六十二分七厘二毫
呉鴻基	二十四	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	六十二分二厘八毫
白士元	二十五	蒙古鑲黄旗	同 上	同 上	六十二分二厘五毫
魯隆鎰	二十五	蒙古正藍旗	同 上	同 上	六十一分三厘七毫
隆 鈞	二十八	蒙古正藍旗	同 上	同 上	六十分五厘二毫
呉錫林	二十一	蒙古正白旗	同 上	同 上	五十八分八厘一毫
趙世楓	二十七	漢軍正藍旗	同 上	同 上	五十七分九厘
白景銓	十八	蒙古鑲紅旗	同 上	同 上	五十一分八厘五毫
白士瑾	十 九	蒙古正白旗	同 上	同 上	五十分一厘六毫
韓鋭祥	二十二	蒙古正藍旗	同 上	同 上	五十一分八厘五毫
説明			星業成績及格者三十 等以上者二名査照部		與丙等相差不及十分 者三名

この表を見ると、最初の学生 36 名の大部分は咸安宮学、唐古忒学、托忒学、蒙古学の元学生と見られる八旗蒙古、八旗満洲と八旗漢軍の旗人であったことが分かる。蒙蔵学校の最初の入学者となった彼らのうち 33 名は、中華民国 2 (1913) 年 4 月にこの補習専科に入学、中華民国 5 (1916) 年 3 月に卒業している。前章で言及したように 1913 年 2 月に発

布された蒙蔵学校章程は総章(計七条)、補習専科章程(計八条)、豫備科章程(計十一条)からなる²⁹⁴。蒙蔵学校は、豫備科²⁹⁵、そして豫備科を卒業した学生向けに改めて開設する専門科こそがその中核であった(総章の「第五条」)。蒙蔵学校の補習専科とは、元からあった4つの学堂の学生向けに、この豫備科の中に附設し(総章の「第五条」)、法律、政治、経済などの専門知識を教えて「共和(中華)民国の人材として備える」学科であった(補習専科章程の「第一条」)。補習専科の修業年限を3学年と定め、1学年を3学期に分けていた(補習専科章程の「第四条」)。補習専科に入った学生が3年間の修業年限を終えたら、このような科を再び設置しないと定められていた(總章の「第五條」、補習専科章程の「第五条」、「第八条」)。この3年間における教育科目の内容は、補習専科章程の「第五条」に下記のように書かれている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

第五條 本(補習専)科の補習課目は、漢文、法學通論、憲法、民法、刑法、商法、 行政法、國際公法、國際私法、中國地理歴史、外國地理歴史、統計学、外交史、外交 政策、經済原論、經済政策、政治學、財政學、交通政策、殖民政策、簿記學である。 それを学期に分けて補習するが、別表にある通りである。

開設したばかりの蒙蔵学校の補習専科において、法律、政治、経済といった公務などに 必要な専門知識を中心に教えたうえに、殖民政策をも教える計画だったことから見ると、 これら八旗の軍人を旧藩部の開拓やその防衛に備える人材として育成する目的もあった可 能性が窺える²⁹⁶。また、清朝が倒れた後の八旗の旗人たちの生計を考慮しているようにも 読み取れる。さらに、この教科内容が第五章で言及した拓殖協会の宣言書の内容を思い出

²⁹⁴ 蒙蔵学校章程については、第五章で参照した史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の「関于蒙蔵院扎筋選送学生扑蒙蔵学校学習的文件 民 2」に収録されている档案番号 200-213-16 のモンゴル語史料と档案番号 200-213-17 の漢文史料、また、史料⑩多賀(1973:149)に収録された「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 二一二二」、史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp. 43-46)「蒙蔵事務局呈擬合併咸安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」を参照した。なお、蒙蔵学校章程の詳細について、附録一を参照されたい。

²⁹⁵ 蒙蔵学校の豫備科の詳細について次項で説明を加えたい。

²⁹⁶ これらの八旗の軍人が蒙蔵学校を卒業した後、いかなる道を歩んだのかという問題は今後の課題としたい。

させるため、拓殖協会の構想が蒙蔵学校につながったという推定を改めて検証したことになるかもしれない。そして、漢文や中国の地理歴史、外国の地理歴史という授業があげられているが、モンゴル語などについては触れていない。ただ、史料③『和美歳月』編委会2013がまとめた「1913 年蒙蔵学校教員名単」(「1913 年蒙蔵学校教員名簿」)を見ると、補習専科章程で書かれている教授内容とはかなり異なっている。

〈筆者による漢文からの和訳〉

【表 6】1913年蒙蔵学校教員名簿

*分かりやすくするため、史料圏『和美歳月』編委会 (2013:12-13) の「1913 年蒙藏学 校教員名単」²⁹⁷をもとに、筆者作成。

姓名	出身校	担当教科
達寿	京師大学堂卒	校長
郭家声	北京進士館卒	国文
包文昇	喀喇沁右 (翼) 旗崇正学堂卒	蒙文(モンゴル語)
蕭必達	廓爾沁教習	蔵文(チベット語)
劉重源	八旗高等学堂師範卒	外国歴史
黄昌寿	江南高等学校卒	外国地理
李昌憲	北京法政学校法律科卒	刑法、民事訴訟法
陳寿昌	日本法政大学法律専科卒	民法、物権
耿漢	日本早稲田大学商科卒	交通政策
張書雲	前清翰林進士館、日本法政大学卒	政治学
黄宝森	日本早稲田大学卒	債権
巴彦泰	喀喇沁右(翼)旗の人	体育

おそらくは、こちらの教員名簿の方が、章程よりも実態を正しく反映しているであろう。 補習専科の教授内容に当初章程で予定していた科目から、このような変化があった背景と しては、専門教育を受けた教師人材の不足、また、当初予定していたような多数の教師を 雇うことが財政的に不可能となった可能性等々が考えられる。補習専科の学生は学費を納 める必要がなく、食事と宿泊場所を自分で用意することのみが定められていた(補習専科 章程の「第七条」)ため、発足したばかりの中華民国政府にとっては、学校の運営によって 財政的にかなりの負担が生じていたに違いない。

そのこともあって、蒙蔵学校が 1913 年に創設された直後には、内モンゴルなどの旧藩 部地域から学生を直接募集できず、元の官学の学生を集めて補習専科のみを先に開設して

²⁹⁷ 史料33『和美歳月』編委会 2013 で詳細な出典を示されていないため、現在のところ元の出典は不明である。

いたと思われる。次項では、蒙蔵学校の豫備科について見てみよう。

第二項 内モンゴルからの学生を迎える蒙蔵学校

蒙蔵学校に内モンゴルの学生が入学するのは創設 2 年目の 1914 年からである²⁹⁸。史料③『和美歳月』編委会 2013 も、1914 年 3 月に開設した予備科は、蒙蔵学校が初めて内モンゴルから募集した学生のための科であったと述べている。それはやはり、主にハラチン左翼旗と帰化城トゥメドという清末の内モンゴルにおいて近代学校教育の開始が早かった地域の学生たちであった²⁹⁹。最初に、ハラチン左翼旗から学生が送られてきた事例をみると、蒙蔵事務局がハラチン左翼旗に何度か催促文を送った結果であったことが分かる³⁰⁰。したがって、蒙蔵学校が開設された 1913 年の時点で内モンゴルからの学生がいなかったのも当然のことであった。蒙蔵事務局が 1913 年 12 月に「モンゴル文と漢文(の読み書き)に少しでも通じている 15 歳以上 25 歳以下の身体の健全な学生 8 人を上京させるように(管轄の担当者に)知らせよ。人数が(8 名より)多くても構わない」と催促した³⁰¹ため、ハラチン左翼旗はこの年に下記 18 名の学生を北京に送ったのである。

〈筆者による漢文からの和訳〉

【表 7】中華民国 3 (1914) 年 2 月にハラチン左翼旗から蒙蔵学校予備科へ派遣された生徒たちの履歴

*史料②ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」(档案番号 200-213-24) をもとに筆者作成。

²⁹⁸ 内モンゴル以外の地域からの学生については今のところ不明である。

²⁹⁹ ハラチン地域と帰化城トゥメド地域の近代教育に関してはそれぞれ第三章と第四章を 参照されたい。

³⁰⁰ ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于蒙藏院扎筋選送学生 扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-23。

³⁰¹ ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于蒙藏院扎筋選送学生 扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-19。

姓名	年歳	住所	学歴
楊蔭春	十九	本旗の二道湾子に在住	以前に高等小学で学び、既に卒業している。
韓萬鎰	十九	本旗の西簸箕に在住、箭佐章京賽尚に所属する。	以前に高等小学で学び、既に卒業している が、中学は二学期しか行っていない。
暴東洲	十六	本旗の二道湾子に在住、箭 佐章京嘎如得に所属する。	以前に高等小学で四学期学んだ。
韓萬禄	十九	本旗の三家子に在住、箭佐章京賽尚阿に所属する。	以前に高等小学で四学期学んだ。
張景富	十七	本旗の西簸箕に在住	以前に高等小学で四学期学んだ。
陳麟閣	十八	本旗の西簸箕に在住	以前に高等小学で四学期学んだ。
許殿榮	二十	本旗の簸箕に在住	以前に高等小学で四学期学び、中学で二学期 学んだ。
黄文閣	十七	本旗の三家に在住	以前に高等小学で四学期学んだ。
申廷彦	二十	本旗の東簸箕に在住	以前に高等小学で四学期学び、中学校で二学期学んだ。
于有才	十五	本旗の馬厰に在住、管 (旗) 扎蘭朝慶に所属す	
于徳成	二十二	本旗の馬厰に在住、管 (旗) 扎蘭朝慶に所属す	以前に高等小学で二学期学び、中学で二学期 学んだ。
白文明	二十四	本旗の公営子に在住	
彭彦齢	十七	本旗の二道湾子に在住	以前に高等小学で学び、既に卒業している。
彭上齢	十六	本旗の二道湾子に在住	以前に高等小学で学び、既に卒業している。
烏勒吉圖	十七	本旗の章京営子に在住	
福莫濟呼	十八	本旗の菜木樹営子に在住	
許鵬程	二十	本旗の西簸箕に在住	
許永吉	十八	本旗の西簸箕に在住	

このようにハラチン左翼旗は 1914 年 2 月に 16 歳から 24 歳の生徒計 18 名を蒙蔵学校に送った。これらの学生全員がモンゴル人であったかどうかは現在のところ確認できていないが、漢人の移民が早かったハラチン左翼旗出身ということから、漢語には多少とも通じていたと考えられる。また、表の「学歴」をみると、これら学生の大部分が高等小学堂を卒業し、また中学堂を中退していた。16 歳から 24 歳までの男子学生というと、当時の社会において重要な労働力となっていたと考えられるが、規定人数 8 名を超えて 18 名も送ることができたということは、これらの生徒が普段から勉強意欲が特に高かったためであろうか。また、高等小学校までいっていない生徒にしても、上記蒙蔵事務局が催促文で要求している「モンゴル文と漢文(の読み書き)に少しでも通じる」という要求には達していたに違いないであろう。

帰化城トゥメドの場合は、1913 年 12 月に当時のトゥメド旗教育科科長であった賀色畚が長男の萬建邦³⁰²を含む 8 名のモンゴル人学生を蒙蔵学校に送ることを決定していた。そ

_

³⁰² 中華民国期の帰化城トゥメド旗の初期の教育科長が賀色畚であり、その長男が萬建邦 (賀建邦)であるという事情を、中国農業研究所の賀文君先生から教えていただいた。賀

の詳細は下記の史料の通りである。北京へ送ったのは、その後になると考えられる。

〈筆者による漢文からの和訳〉

蒙蔵事務局が本旗から8名の学生を蒙蔵学校に推薦することを知らせている。本旗の モンゴル人は就学の資金がなく、政府から援助しないと、上京して修学することが困 難である。そのため、保(定)府軍官學校に修業中の学生に援助している金額に従っ て、(蒙蔵学校の修業生に)毎月大洋6元を援助することにする。(中略)

科長賀色畚

蒙蔵学校に赴く8人の学生萬建邦、桂祥、孟學孔、王歩墀、巴振庸、玉琨、常生、徳 泉について、都師が旅費として一人に大洋15元を与えることになった³⁰³。

萬建邦以外の7名は桂祥、孟学孔、王歩墀、巴振庸、玉琨、常生、徳泉であった。これらの学生の学歴などに関する詳細な史料は見つかっていないが、ハラチン左翼旗と同じように漢人の移住が早かった地域であるため、漢語が達者であった可能性は高い。また、本研究の第四章で検討したように、近代的学堂の開設が内モンゴルのなかで特に早かった地域でもあるので、これらの学生は漢語の読み書きにはハラチン左翼旗の場合以上に問題なかったものと思われる。

帰化城トゥメドの場合は、北京へ学生を送る際、旅費として一人に大洋 15 元を与えた。 また、蒙蔵学校は「モンゴル、チベット、青海の学生からは学費を一切徴収しない」(蒙蔵学校豫備科章程第十一條)にもかかわらず、前記の賀色畚は「本旗のモンゴル人は就学の資金がなく、政府から援助しないと、上京して修学することが困難である。そのため、保(定)府軍官学校で修業中の学生に援助している金額に従って、(蒙蔵学校の修業生に)毎月大洋6元を援助すること」に決定した304。

これらの学生が集まってから、1914年3月8日に蒙蔵学校は初めて開校式典³⁰⁵を開いた。 その際、蒙蔵事務局総裁のグンサンノルブ、蒙蔵学校校長の達寿が講演をしたと言われる。

文君先生は賀色畚氏の曾孫であるそうだ。賀文君先生に感謝を表したい。

³⁰³ 史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「保送蒙蔵学校肄業生」。档案番号: 民国 3 年 79—1—158。

³⁰⁴ 史料⑦帰化城トゥメド左旗档案局所蔵の漢文史料「保送蒙蔵学校肄業生」。档案番号: 民国3年79-1-158。

^{305 【}写真8】は蒙蔵学校予備科の学生たちの開業式の写真である。

また、1914年に予備科が開設された際、内モンゴルの各旗から全部で 50名の学生を受け入れたとも言う(史料③『和美歳月』編委会 2013:14)。ここからみると、蒙蔵学校の予備科が始まった当初から、ハラチン左翼旗と帰化城トゥメドからの計 26名の学生が内モンゴル全体の学生のうちの半分を占めていたことがわかる。

予備科は修業年限を四学年(予備科章程第二条)と定め、満 15 歳から 25 歳までの身体 健全な男子を対象として設けられ、普通教育を完成させて、健全な国民を造ることを主旨 とするものであった(予備科章程第一、五条)。そのため予備科の課目は、漢文、漢語³⁰⁶、 蒙文、蔵文、修身、本国地理歴史、外国地理歴史、算術、代数、幾何、三角、博物、生理 衛生、物理、化学、図画、体操、楽歌、手工、法制経済(予備科章程第十条)と計画され ていた。

しかし、以下の表 6 から、蒙蔵学校の予備科も予備科章程の通りには、授業を開講できなかったことがわかる。

【表 8】1914年蒙蔵学校教員名簿

*分かりやすくするため、史料③『和美歳月』編委会(2013:13)の「1913年蒙藏学校 教員名単」をもとに、筆者作成。

姓名	出身校	担当教科
姚克恭	八旗師範卒	国文、修身
謝恩隆	アメリカ大学卒	英文
蔡観光	安徽高等学堂卒	代數、幾何
孫斌	八旗師範卒	手工
陳覚非		圖盡
楊書昇	日本宏文学院卒	樂歌
崇貴	日本早稲田大学卒	博物

ここで言う「国文」とは章程に書かれている「漢文、漢語」のことを指すと思われる。 前述の補習専科の教授内容でも「国文」と書かれていた。つまり、蒙蔵学校が創設された 当初から漢文のことを国文と表記していたことが窺える。また、「第一学年において、必ず 漢語と漢文を勉強する時間を長くする。それは、今後授業を聴講するために必要だからで ある」(予備科章程第十条)と定めていることから、漢族を中心に諸族を同化するという狙 いが窺えると同時に、豫備科の卒業後改めて専門科を開設する(総章第五条)際、その後 の授業をすべて漢語で行う予定であったということが分かる。確かに、蒙蔵学校は後に蒙

³⁰⁶ 漢文は文字の習得を指し、漢語は会話を指すと考えられる。

蔵専門学校と改称されるが、それに関しては後述することにしたい。

他にも、「課程設置」としては、「国文、英文、蒙文、代数幾何、外国歴史、外国地理、 刑法民事訴訟法、民法、物権、債権、交通政策、政治学、修身、楽歌、博物、体操、手工」 (史料33『和美歳月』編委会 2013:13)が存在したようであり、物理、化学などの授業は 行われなかったようである。

以上見てきたところ、蒙蔵学校の初期入学者は 1913 年の補習専科では八旗の旗人が中心であり、1914年の予備科では内モンゴルのハラチン地域や帰化城トィメド地域の学生が特に多数を占めていたことが明瞭になった。これらの地域の学生の大多数が高等小学堂を卒業していたことから分かるように、蒙蔵学校は中学校レベルの学校であった。彼らの卒業後に専門科を設けることを計画していたので、その準備段階として中学校レベルの予備科が設けられていた。すなわち、内モンゴルなどにいる少しでも漢語の分かる学生を集めて、漢語やその他の基礎科目の習得を目的として教育する中等教育レベルの学校であったはずである。次に、このような漢語を重視する学校に、いかなる教師を招いていたかを見てみよう。

第二節 初期蒙蔵学校の運営と一流の教師陣

第一項 蒙蔵学校の教師陣と学校の予算

前節の表 6 と表 8 から蒙蔵学校の教師たちの顔ぶれを見ると、漢人知識人が中心であった。1913 年と 1914 年時点での蒙蔵学校において、モンゴル文教師はハラチン右翼旗崇正学堂卒の包文昇、チベット文教師は廓爾沁教習307の蕭必達、体育教師はハラチン右翼旗の巴彦泰であった。それ以外に、北京進士館卒の郭家声、日本の早稲田大学商科卒の耿漢と黄宝森、清末の翰林進士館と日本の法政大学卒の張書雲、日本の法政大学法律専科卒の陳寿昌、アメリカの大学卒の英文教師謝恩隆、北京法政学校法律科卒の李昌憲など、当時の北京において一流といえるような漢人教師を招いていたことがわかる(史料③『和美歳月』編委会 2013:12-17)。つまり、蒙蔵学校は、成安宮学、唐古忒学、托忒学、蒙古学を併合したものの、それらの学校の元教師らは招かず、近代教育を受けた漢人教師のみを招いていた。例えば、蒙蔵事務局は蒙蔵学校開設前に唐古忒学を管理していた章嘉呼圖克圖308の

³⁰⁷ 現在のところ、意味不明である。

³⁰⁸ チャンジャ・ホトクト。清朝の乾隆年間以降の扎薩克喇嘛制度(ザサグラマ制度)で上層部を占める転生僧(フビルガン)であり、清朝からホトクト号を授与され京師に住まわされた喇嘛(ラマ)である。

代わりに、学務に詳しい人を招いて校長に就任させるべきであり、他の堪布喇嘛³⁰⁹や固什 (国師) 喇嘛³¹⁰の採用についても再検討するようにと述べて、国務総理趙秉鈞(五族合進会の発起人)と教育総長劉冠雄とに検討させていた³¹¹が、最終的には漢人知識人を招いた。 法律、経済などの専門知識を身に付けた教師の多くが漢人知識人であったことも、漢語の習得が特に強調されていた理由の一つだと考えられる。

校長の満洲人達寿(1870-1939年)は、清末の光緒 20(1894)年の科挙試験の進士である。光緒 24(1898)年に、京師大学堂(1912年から北京大学と改称される)が創設されると、同年に達寿もそこで研修を受けた。光緒 32(1906)年に清朝の学部において右侍郎に就任し、光緒 34(1908)年に理藩部の侍郎に就任して清朝の藩部を管理していた。宣統 2(1910)年に資政院副総裁に就任するが、翌宣統 3(1911)年に再び理藩部の侍郎に就任した。また、『比較憲法』、『日本憲法史』、『議院法』などの著書もある(史料③』『和美歳月』編委会 2013:10-11)。達寿は、このように清末から藩部地域の管理に携わっていた知識人であった。

蒙蔵学校の予算に関しては、創設の準備段階において、以下のように計画されていた³¹²。

(前略)その需要する一年の経費は四萬八千五百四十四元である。咸安宮等三學の元々あった経費を合わせた一千二百七十二両の銀、すなわち一千七百六十元³¹³の全額を分け与えても、四萬六千七百八十四元を需要する。また、その創業費として一萬元を需要する。特にそのため細かく分析して、予算に記入した。(後略) ³¹⁴

発足したばかりの中華民国政府は列強からの国家としての公的な承認を得るために、清朝が列強と締結した多額の賠償金の返済を受け継いでいた。こうした財政負担にもかかわ

310 グーシ・ラマ。ホトクト(活仏)のうち筆頭としてこの国師が置かれた。

³⁰⁹ ハンボ・ラマ。上級ラマを指す。

^{311「}蒙藏事務局呈報籌辦蒙藏學校各情形文並批」中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』 (p.43) による。

³¹² 蒙蔵学校が創設された初年度においては学生募集が順調でなかったため、上述の 36名 の元旧官学の学生にとどまり、予算通りの多額の経費ではなく、16532元を使用した。史料33『和美歳月』編委会(2013:16)を参照。

³¹³ 1272 両の銀を換算すれば、1760 元になるという意味である。

³¹⁴ 前掲史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp43-46)「蒙蔵事務局呈擬合併 咸安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」、また、史料⑩多賀(1973:149)に収録された「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071 二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 二一二二」を参照した。

らず、後述の通り、蒙蔵学校においてモンゴル、チベット、青海出身の学生からは学費を 徴収しないことを定めていた。「五族一體」を実現する一環として蒙蔵学校を創設すること は、中華民国にとってそれだけの重要性があったことを示しているであろう。「共和」と「一 體」とは全く異なる言葉であるにもかかわらず、「五族共和」はいつの間にか「五族一體」 へと転換した上で強調されていた。

内モンゴルからの教師もいて、体操を教えていた。しかし、結局は、清末の教育改革に よって育成された多くの漢人知識人がモンゴル人学生を教育するしかない状況を作ってし まった。

第二項 転馬台から石虎胡同の毓公府大院への移転

前述したように中華民国 3(1914)年の 3 月に蒙蔵学校は、北京の西安門内にある転馬 台胡同の孫家庭園に創設された。この時の蒙蔵学校の教室は四軒の家屋しかなかったうえ に、非常に狭くて、あかりもほの暗かった。また、運動場もないうえに、学生の宿舎が西 華門内にあった旧唐古特学にあったので、学生管理上不便だった。そこで、校舎建設のた めに、校長の達寿が中華民国財政部に銀3万元あまりの要求を申請したようである(楊進 銓 2013:158)。蒙蔵学校章程の総章「第六条」で「本校の経費を、蒙蔵(事務)局が予 算の中に入れ、財政部が規定期日どおりに支給する」と定められた通り、中華民国の財政 部が蒙蔵学校のすべての経費を負担していた。しかし、当時の中華民国政府はその建設費 を負担できなかったので、石虎胡同にあった毓公府大院315を、中華民国財政部が蒙蔵学校 に 1916 年 8 月から 10 年間貸した。その際、蒙蔵学校は毎月 70 洋元の「歳修費」(建物の 老化費)を払うように決められた。10 年後の 1926 年に財政部から毓公府大院の返還を要 求されたが、財政部から蒙蔵学校に支給されるはずの10万元の巨額の経費の支払いが遅れ ていたことを理由に、蒙蔵学校はその要求を拒否した。そのため、1928 年に中華民国政府 の南京移転を契機に、中華民国政府が正式にこの毓公府大院を蒙蔵専門学校(1918年から 法律専科を設けたため、蒙蔵学校が蒙蔵専門学校と改称された)の校舎としたと言われて いる(楊進銓 2013:158)。

この

航公府大院は、もとは

呉三桂の公府であったという

噂もあるようであるが、

黄静涛 氏の論考によれば、

呉三桂ではなく、

呉三桂の息子

呉応熊、すなわち清太宗ホンタイジの

^{315 【}写真 8】は北京市の西単石虎胡同にあった蒙蔵学校の旧跡である。

娘婿となった呉額駙³¹⁶の公府だったようである。後に起こった呉三桂の反乱で、呉三桂だけではなく呉額駙も処刑されたため、その公府を清王朝の皇族子弟の学校である「宗学」にした。その後、清朝期の有名な臣下、文学家であった裘文達(即ち裘修、1712-1773)³¹⁷の公府になった(黄静涛 2013:153)。裘文達が亡くなった後の乾隆 44(1779)年に、乾隆帝の長孫綿徳の住居となり、「貝子綿徳府」と呼ばれた。その後、同治年間に綿徳の曾孫である溥咸の府となり、光緒年間に同じく玄孫である毓厚の公府となった。毓厚は輔国公だったので、毓公府と呼ばれたようである。辛亥革命後、中華民国の「官産」となり、財政部に管理されて、石虎胡同 8 号という番地号を付けられた(楊進銓 2013:156-158)。一言でいえば、石虎胡同毓公府大院は場所といい、広さといいちょうど学校運営に適当なところだった。

中華民国財政部が達寿の申し入れに対して、このような大きな毓公府大院を蒙蔵学校に 10年間も貸与して蒙蔵学校の運営を支えていたことから見ると、蒙蔵学校が非常に重要視 されていたことが窺えるであろう。また、予備科章程の「第十一条」では、

第十一條 モンゴル、チベット、青海の学生からは学費を一切納めない。その食事と 宿泊費用をも、いましばらく国家が用意しておく。<u>これをもって提唱するものなり</u>。 (後略)³¹⁸

と中華民国政府が蒙蔵学校に食事代、宿泊費から学費まで負担してやると誓ったような形になっている。そうであるからには、発足したばかりの蒙蔵学校の学生募集事業に配慮するためにも、毓公府大院のようないい場所と建物を与えて、最後まで応援するべきだったのであろう。

第三節 蒙蔵学校における専門科の開設

第一項 蒙蔵学校の法律専科

³¹⁶ 額駙とは満洲語の efu、すなわち娘婿のことを指す。

³¹⁷ 彼は、乾隆期の進士であった。翰林院編修を始め、吏部侍郎、軍机書行走、礼部、刑部、 工部の尚書の職を歴任した。

³¹⁸ 前掲史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp43-46)「蒙蔵事務局呈擬合併成安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」、また、史料⑩多賀(1973:149)に収録された「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071 二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 二一二二」を参照した。

前述したように、蒙蔵学校章程の第五条に「本校は先に予備科を設け、(予備科の)卒業後改めて専門科を開設する」と定めた。これは、当時のドイツに倣って(史料③『和美歳月』編委会 2013:15)、専門知識の勉強が始まる前に、基礎知識の弱い学生に向けて予備科を開設するという規程である。すなわち、蒙蔵学校としては、最終的に専門教育を行うことが目的だったのである。それは、どのような専門であったのか。以下の表を見てみよう。

【表 9】蒙蔵専門学校法律専科中華民国 11 (1922) 年度卒業生一覧

*史料⑫台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 01900000776A に収録されている「蒙藏専門学校卒業生名簿:法律第一期生」と「蒙藏専門学校法律科学生履歴分数表」に基づいて筆者作成。

**「西土黙特旗」とは、ゾスト盟のトゥメド右翼旗を指すと思われる。「喀喇沁東旗」とは、喀喇沁 (ハラチン) 左翼旗のことを指す。

	1	1	1	Т	
姓名	年歳	籍貫	成績評価	入学年月	卒業年月
張書聚	二十五	京兆宛平縣	甲等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
鄭謀定	二十五	福建閩侯縣	甲等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
周家徳	二十六	西土黙特旗	甲等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
孟學孔	三十	綏遠土黙特旗	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
昌森	三十二	綏遠土黙特旗	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
孟玉璞	二十五	京兆宛平縣	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
邢尚志	二十八	察哈爾正黄旗	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
常文魁	二十九	敖漢左旗	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
彭彦齢	二十六	喀喇沁左旗	乙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
王景瑶	二十六	京兆宛平縣	丙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
王殿元	二十五	喀喇沁右旗	丙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
暴歩雲	二十五	喀喇沁東旗	丙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月
唐寳亨	三十一	京兆大興縣	丙等	中華民國八年四月	中華民國十一年三月

この表の元の名称「蒙藏専門学校卒業生名簿:法律第一期生」³¹⁹から分かるように、蒙蔵学校には法律科が設けられていた。また、「第一期生」であるということからわかるように、中華民国 8 (1919) 年 4 月に法律専科が初めて設立されていた。学生全員が中華民国 8 (1919) 年 4 月に入学し、中華民国 11 (1922) 年 3 月に卒業しているから、法律科が 3 年間の専門科であったことが分かる。同時に、蒙蔵学校が蒙蔵専門学校と改称されているこ

145

³¹⁹ 元の史料に最初から付されていた漢語名称「蒙藏専門学校卒畢業生名冊:法律科第一班」 を筆者が日本語訳した。

とも、表の名称から分かる。そして、上記学生らのうち、本章第二節で言及したハラチン 左翼旗の彭彦齢と帰化城トゥメドの孟学孔も中華民国 8 (1919) 年 4 月に蒙蔵専門学校法 律科に進学して、中華民国 11 (1922) 年 3 月に卒業していたことが分かる³²⁰。予備科にい た他の学生たちについては、予備科を無事卒業できずに何かの事情で帰省したのか、ある いは卒業後他の進路に進んだのかなど、いろいろな可能性が考えられるが、具体的な事情 は現段階では不明である。

それでは、法律専科では何を教えていたのだろうか。次に法律専科卒業者のうちの一人 である張書聚の卒業成績を例として挙げ、教授内容を検討してみたい。

【表 10】法律専科の学生であった張書聚の卒業成績一覧

*史料⑫台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 019000000776A に収録されている「蒙藏専門學校法律第一班学生卒業成績」に基づいて筆者作成。

**表中の数字は 100 点満点中の得点である。右端の縦 4 例の数字oo分o厘o毫とは、oo.ooに相当する。例えば、87 分 8 厘 9 毫は 87.89 のことである。

科目	第一学年	第二学年	第三学年	三学年の得点の総和	各学科の卒業成績	各	総	三	卒
憲法	62.33	89.33		151.66	75.83	学	平	学	業
行政法		81.67	78.33	160	80	科	均	年	成
羅馬法	93			93	93	0)	得	の	績
刑法	88.31	99.33		187.64	93.82	卒	点	減	\mathcal{O}
民法	91.67	90	95.67	277.34	92.45	業	8	点	実
商法	85.83	83.53	93.33	262.49	87.5	成	7	数	平
破産法			100	100	100	績	分	2	均
法院編制法			100	100	100	の	8	分	得
刑事訴訟法		99.33		99.33	99.33	総	厘		点
民事訴訟法		92	74.5	166.5	83.25	和	9		8
國際公法	86.67	86.67		173.34	86.67		毫		5
國際私法			88.67	88.67	88.67	1			分
蒙文	80	79.33	81	240.33	80.11	4			8
英文	77.25	84	65.67	226.92	75.64	0			厘
法制史	77.83	70		147.83	73.92	6			9
法理學			96	96	96	分			毫
学年の総得点	742.89	954.99	873.17			1			
平均得点	82.54	86.82	87.32			厘			
減点	1.5	4.5				9			
学年の実平均得点	81.04	82.32	87.32			毫			
操行評価	甲等								

この成績表からわかるように、法律専科は、第一学年、第二学年、第三学年の3年間に

146

³²⁰ 前掲台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 019000000776A。

おいて、憲法、行政法、羅馬(ローマ)法、刑法、民法、商法、破産法、法院編制法、刑事訴訟法、民事訴訟法、国際公法、国際私法、法制史、法理学といった民事から法院編制までの幅広い法律の授業を設けていた。この学生が素晴らしい成績を取り、最後の操行評価が甲等(第一等)だったことがわかる。表 7 にある他の学生の成績について見ると、13 名のうち甲等が3名、乙等が6名、丙等が7名だった。そのうち、やはり京兆(北京)、福建の学生、そしてモンゴル人の中でも漢語がもっとも達者であると考えられる帰化城トウメドの学生の成績が、他の学生よりやや良かったことが分かる。これは漢語の運用能力レベルによって、授業の聞き取りがうまく行ったかどうかの問題かもしれない。

また、語学として蒙文と英文の授業があり、漢文の授業がないことが注目に値する。蒙蔵学校の予備科において4年間も漢文を教え、漢語の授業を聞き取れるレベルになった学生を専門科に入学させたはずなので、この時点では既に漢文の勉強が省略されていたものと考えられる。蒙文を教えているのは、蒙蔵学校の学生たちを将来旧藩部の統治に使用する目的が背景にあるだろう。この点に関して言うと、第五章で述べた拓殖協会が蒙文、蔵文の勉強を強調していたのと同じような構想ではないだろうか。英文を教えているのは、旧藩部が中華民国の辺境地帯に当たるので、法律を学ぶ上で外交官のような役割をも期待していたのかもしれない。

第二項 蒙蔵学校の政治経済専科

蒙蔵学校は、専門科として法律科を設けた他に、政治経済科をも設けていた。そして、 政治経済専科に進む前に、それに向けて政治経済予備科を設けていたことが、下記表 11 から窺える。

【表 11】蒙蔵専門学校政治経済予備科中華民国 14 年度卒業生一覧

*史料⑫台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 019000000776A に収録されている「蒙藏専門學校政治經濟預科畢業學生表」に基づいて筆者作成。

等	次	姓名	年歳	籍貫
甲	<u>次</u> 等	何兆麟	二十六	喀喇沁左旗
同	F	趙之燏	- +-	直隷淶水
同	<u> </u>	張良玉	<u>-+-</u>	熱河平泉喀喇沁右旗
同	<u>+</u>	常萬國	-+=	喀喇沁中旗
同	<u> </u>	楊桂芬	二十四	喀喇沁左旗
同	E	陳服遠	二十五	喀喇沁右旗
同	<u>+</u>	楊家寳	<u></u>	喀喇沁左旗
同	 F.	劉漢臣	二十五	喀喇沁左旗
同	<u></u> 上	高世勲	二十二	喀喇沁右旗
同	上	史秉衡	二十六	熱河朝陽
同	上	雲碩徳	二十七	※ 総遠土黙特
同	上	王會田	二十六	科爾沁
同	上	王豫選	二十六	喀喇沁左旗
同	上	黨有庠	二十八	喀喇沁右旗
同	上	王祥	二十三	綏遠土黙特
同	上	傅汝梅	二十五	綏遠土黙特
乙	等	王化醇	二十五	喀喇沁左旗
同	上	朱焕文	二十五	喀喇沁中旗
同	上	王之章	二十一	熱河凌源
同	上	張良翰	二十	熱河平泉喀喇沁右旗
同	上	卜文林	二十四	綏遠土黙特
同	上	遇春	二十三	綏遠土黙特
同	上	呉鈞廷	二十七	喀喇沁右旗
同	上	白潔琛	二十四	喀喇沁右旗
同	上	白永順	二十	喀喇沁右旗
同	上	榮耀先	二十六	綏遠土黙特
同	上	樂永濂	二十二	克什克騰旗
同	上	阿勒唐扣	二十五	察哈爾鑲藍旗
同	上	白春山	二十四	土黙特旗
同	上	長 根	二十一	喀喇沁右旗
同	上	王徳一	二十六	喀喇沁中旗
	以上	共計三十一	·名	

この表から分かるように、政治経済専科の予備科には中華民国 14 (1925) 年時点で 31 名の学生がいた。この 31 名の学生を見ると、直隷省から 1 名、内モンゴルのホルチンから 1 名いるのを除けば、他の 29 名は全員内モンゴルの帰化城トゥメド地域とハラチン地域からの学生であった。その背景としては、本研究でここまで述べてきたように、この両地域において近代学校教育の始まりが早かったこと、またこの両地域の学生たちが漢語に習熟しており、漢人の教員から漢語での授業を受講するのに有利だったことがあると考えられる。この学生たちの約半数の成績が甲等であり、残りの約半数の成績が乙等であったが、政治経済専門科に進学したのはわずか 6 名だったことが下記表 12 からわかる。

【表 12】蒙藏専門学校政治経済専科学生一覧表

- *史料⑫台湾国史館所蔵漢文史料「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号 019000000776A に収録されている「蒙藏専門學校政治經濟専科学生」に基づいて筆者作成。
- **表中の数字は100点満点中の得点である。第一学年、第二学年、第三学年の成績は、 各学年の平均得点である。

姓名	楊桂芬	劉漢臣	雲碩徳	史秉衡	呉鈞廷	王祥	
年齢	二十七	二十八	三十	二十九	三十	二十六	
籍貫	喀喇沁左旗	喀喇沁左旗	綏遠土黙特	土黙特右旗	喀喇沁右旗	綏遠土黙特	
入學年月	中華民國十 二年六月	同前	同前	同前	同前	同前	
卒業年月	中華民國十 五年六月	同前	同前	同前 同前		同前	
第一學年	83. 3	81. 2	80.8	85. 7	77. 1	72.9	
第二學年	86. 11	76. 7	73. 45	73. 1	74. 62	76.82	
第三學年	89. 7	86. 31	80. 36	74. 2	79.88	79. 51	
卒業總平 均分數	86. 37	81.4	78. 2	77. 67	77. 2	76. 31	

この表から分かるように、政治経済予備科の中華民国 15 (1926) 年 6 月時点での前期卒業者 31 名のうちゾスト盟のハラチン地域から 3 名、同じくゾスト盟のトゥメド右翼旗から1 名、帰化城トゥメド地域から2 名、計6名のみが政治経済専科に進学した。表9と合わせて見ると、この6名のうち、呉鈞廷のみが予備科を乙等で卒業しており、他の5名はいずれも予備科を甲等で卒業していたことがわかる。彼らがこの政治経済専科に、中華民国12 (1923) 年 6 月に入学して中華民国15 (1926) 年 6 月に卒業していることから見ると、3 年間の専門科だったことがわかる。以上で見たように、蒙蔵学校には、法律専科と政治経済専科が設けられていたことがわかる。

また、【表 11】と【表 12】から見ると、蒙蔵学校の学生は、主にハラチン地域と帰化城トゥメド地域からの学生だったことがわかる。このようなことは、1924年に、北京政府によって開催された「蒙事会議」において、「ゾスト盟のモンゴル人代表の発言が目立つ」(広川 2010:557)という内モンゴル各地域の政治的権力の格差を起こすほどだったと考えられる。さらには、その後の内モンゴルの近代史において、異なる道を歩みながら政治史上

で活躍するハラチン地域の知識人と帰化城トゥメド地域の知識人の形成に繋がったのではなかろう。

1912年に、蔡元培を総長とする中華民国臨時政府の教育部が、教育会議を開き、各種の学校の系統と構成、学校法令などを議題として討論した。そして袁世凱政権に変わった後も、ここで議論された案はそのまま教育令として次々と公布された。その教育令とは、工業専門学校規程、医学専門学校規程、商船専門学校規程、商業専門学校規程、農業専門学校規程などであった。中華民国政府は、このような近代化に必要な幅広い専門分野に及ぶ教育令を出していたにもかかわらず、蒙蔵学校の学生には政治、行政上の能力を養うためであるかのように、政治、経済などの専攻しか設けていなかった。すなわち、蒙蔵学校は、袁世凱政権期における種々の学校の中でも、中華民国政府の旧藩部統治に用いることのできるような官僚層を育成するための教育機関であったと理解できよう。

第三項 内モンゴルで進める土地開墾に対して反発する蒙蔵学校生たち

蒙蔵学校の創設をきっかけにして、内モンゴル出身の若い学生たちも、生まれて初めて 北京に集まり、北京周辺の八旗の学生たちと一緒に蒙蔵学校で学ぶようになった。蒙蔵学 校の教育目的自体は別として、北京という中華民国の政治、文化、経済の中心都市に集ま ったということ自体が別の意味で、彼らに対して今までにない舞台を開いたという可能性 も想定できるのではないだろうか。しかも、彼らは法律、政治、経済といった専攻のみを 学んだ。それは非常に興味深い課題であったはずである。しかし、史料上の制限によって、 現段階ではこの問題を充分に検討することは難しい。上述したように中華民国政府は彼ら に対して政治、行政上の能力を養えるように、教育の場を提供したものと思われるが、教 育を受けた後の彼らは、いったいいかなる考えを持つようになったのであろうか。以下で は、下記史料③『和美歳月』編委会(2013:36-37)に収録された史料を用いつつ、この問 題を検討してみよう。

〈筆者による漢文からの和訳〉

(前略)現在、同郷のモンゴル人や漢人が言うには、熱河都統がモンゴル旗の土地を一律に開墾しようとし、すでに地方官に(開墾を)命令するとともに、中央(政府)に(開墾の案を)報告して指示を仰いでいると聞いた。(それを)聞き知った我々学生は、驚き怪しむに堪えない。思うに、熱河(省)管轄の各県の土地は全てモンゴル旗

の固有財産であり、モンゴル人はそれに依存して生計を立てているのだ。もし、(土地 を) 一律に開墾して国有化したら、地主の権利を併呑するにとどまらず、借り主の負 担をも増やすことになる。(中略) このような独断的な行為は、ただモンゴル人が眼中 にないことであるのみならず、さらには(中華民国)政府が眼中にないことにもなる。 もし、その任意の措置を聞くならば、モンゴル人は足場さえ失うことになってしまう。 (中略) このような過酷な政権は、依然として前の専制時代を承認しているのではな いだろうか、(このような政権は) 五族共和の常在を図っていない。いわゆる(モンゴ ルに対する)「優待条件」とは一体何の役に立つのか分からない。宣統年間には、鉄道 国有化を理由にして、巨大な事変を作り出すに至った。今は、モンゴルの土地を回収 して国有化しようとしているが、失敗の前例が教訓にならないのか。(中略) 我々学生 は、国家の未来を思って、モンゴル人の生計を思えば、沈黙してはいられない。その ため、蒙蔵院に申し入れして、モンゴルの開墾の件を(中華民国)政府が主導したか どうか、あるいは該 (熱河) 都統の独断の行動なのかを調べていただきたい。(中華民 国)政府のために、これ(モンゴルの開墾)を用いて、財政を富ませようとしても、 モンゴルの事情をご覧くださり、この(開墾の)案を取り消していただけないか。も し、該(熱河)都統の任意の妄想であれば、(中略)熱河都統の姜桂を罷免させ、その 財政庁長の譚椒馨をも一緒に罷免していただきたい。(中略)本(蒙蔵専門学校の)校 長が蒙蔵院に伝えてくださることを懇請する。是を以て上申する。

盂学孔、昌森、王景瑶、鄭謀定、彭彦齡、孟玉璞、左士琦、邢尚志、暴歩雲、周家徳、常文魁、王殿元、唐宝亨、張書聚、韓萬鎰、王会田、王豫選、王豫洲、王崑源、李桂林、李文成、楊雨霖、呉鈞庭、呉鼎栄、張良玉、張良翰、楽永濂、楽永濬、高世勛、霍英魁、趙之燏、傅宝坤、寧萬国、卜文林、朱煥文、賀雲章、雲碩徳、斉鳳鳴、徐甫廉、劉潤濬、常廷恩、党有庠、史秉衡、王澤藩、白文龍、遇春、張世文、栄耀先、韓徳義、王之章、王祥、白瑛、鮑宗海、何兆麟、傅汝梅、劉漢臣、王化醇、長根、陳志強、文哲琿、陳国珍、烏鴻飛、汪瑞臻、楊桂芬、李殿陞、于宝珍、白春山、烏雲鵬、汪珠樹、金鎖、鮑仁山、敖占魁、陳服遠、白永順、孫書麟、白法琛、楊家宝、金致和、金兆麟、高景堂、佟延齡、汪寿先、阿勒唐扣、諾門達賚

中華民国 8 (1919) 年 10 月 321

³²¹ 史料33 『和美歳月』編委会 (2013:31-31) に収録された史料「蒙専学生反対向蒙旗征収地租」である。

これは、中華民国 8 (1919) 年 10 月当時、蒙蔵学校に在籍していた 84 名の学生が、熱河都統が当時行おうとしていた土地開墾の行動に反発し、それを直接中華民国政府に訴えた上申書である。学生たちは、モンゴルにおけるこのような土地開墾に中華民国政府が関与しているかどうかの確認をしようとしている。ここに署名している学生の多くは、前述した蒙蔵学校予備科、法律科、政治経済科の学生たちである³²²。この史料を表 7 や表 10 と照らし合わせると、その中には、熱河省内に含まれるハラチン地域の学生のみならず、その西の方の帰化城トゥメド地域からの学生もいる。それは、この時点で、ハラチン出身と帰化城トゥメド出身の学生がモンゴル人の持っている権利を守ろうとして、一緒に行動していたことを反映している。また、内モンゴルのみならず、北京周辺の学生もいる。つまり、モンゴル人学生のみならず、漢人の学生や満洲人の学生もいた可能性がある。

この上申書の内容をみて浮かび上がるのは「五族共和」や「優待条件」に対する不信感、ひいては中華民国政府への不信感である。これは単にモンゴルの土地開墾に反対しているのではなく、それ以上の意味を有しているのではないかと考えられる。というのは、共和制の中華民国が成立したのは、中華民国元(1912)年2月に、西太后から中華民国臨時政府へと提出されていた「大清皇帝退位後の優待条件」、「清皇室待遇条件」、「満蒙回蔵各族待遇条件」を、袁世凱が自ら修正して、共和制への移行を承認したことが一つのきっかけであるからである。承認した「優待条件」の通りに行かないと、中華民国政府の未来にもかかわるというような言論を主張するほどまでに、蒙蔵学校の学生たちが立ち上がっている。優待条件で与えられた権利が奪われ、失われつつあったことに対する反発と言って過言ではないだろう。

これは、教育を受けた内モンゴルの学生たちによる政治的活動の始まりであると言ってよいであろう。同時に、かつてはモンゴル王公しか参与していなかったモンゴルの政治的問題の解決に、学生たちも参与し始めたということであろうか。すなわち、蒙蔵学校で育成されたモンゴル人学生たちのモンゴル人としてのアイデンティティも、この蒙蔵学校における教育によって喚起され始めていた。

小結

本章では、創設されてまもない初期の蒙蔵学校の学校運営の実態を明らかにした。また

³²² この時点で蒙蔵学校補習専科の学生はすでに卒業している。

それを通して、初期の蒙蔵学校で、いかなる教育が行われていたのか、この学校を中華民国における種々の学校の中でどう位置づけるべきか、という問題を中心に検討した。その結果をまとめると、以下の通りである。

蒙蔵学校が正式に創設されたのは 1913 年 4 月である。第五章において、蒙蔵学校が旧藩部地域と回人居住地域向けに創設された学校であることを明らかにした。しかし、最初の 1913 年に集められた学生は、併合された 4 つの官学である咸安宮学、唐古忒学、托忒学、蒙古学の元学生とみられる八旗の旗人であったことがわかった。この 1913 年の時点では旧藩部と回人居住地域からの学生はまだいなかった。そして、蒙蔵事務局が何度も催促した結果、旧藩部のうち、内モンゴルからのみ学生を北京の蒙蔵学校に送っていたことが明らかになった。そのうちでも、第三章や第四章で明らかにしたように、近代学校教育推進の面で内モンゴルにおいて特に先進的であったハラチン地域と帰化城トゥメド地域からの学生が大部分を占めていたことが改めて明瞭に実証された。したがって、本研究が最初から想定した清末のハラチン地域と帰化城トゥメド地域の近代的な学校教育が、その後の中華民国期にも受け継がれていたことが明らかになった。

また、発足したばかりの中華民国政府は、財政的に乏しかったにもかかわらず、蒙蔵学校の学生たちの学費、食事代を負担し、宿泊場所をも提供していた。そして、1916年から蒙蔵学校に石虎胡同毓公府大院という 103 軒もの家屋を有する良い建物を貸与て、蒙蔵学校の運営を支えていた。蒙蔵学校では、校長の満洲人達寿を始めとして、当時の中華民国において一流とも言えるほどの近代教育を受けた漢人教師を雇用していた。すなわち、中華民国政府は蒙蔵学校を非常に重視していた。

蒙蔵学校に設けられた専攻を見ると、まず、予備科という所で、後に専門教育を受講させるための漢語をはじめとする予備教育を4年間もかけて行い、その後、法律専科と政治経済専科を設けていた。つまり、蒙蔵学校では、近代的な科学技術や軍隊にかかわる教育が行われず、法律専科と政治経済専科しか設けられていなかった。その背景としては、中華民国が旧藩部を統治するための政治的人材の養成を目指していたことが、本章での検討によって浮上してきた。

したがって、蒙蔵学校は、中華民国政府が政治・行政上の人材の養成を目指して創設された中学校レベル、または中学校卒業者向けの専門教育が行われていた教育機関だった。 その一方で、蒙蔵学校で育成されたモンゴル人学生たちのモンゴル人としてのアイデンティティも、この蒙蔵学校における教育によって喚起され始めていたことが実証された。

終章 本研究の結論と今後の課題

第一節 本研究の結論

清王朝末期の内モンゴルにおいて、ハラチン地域のモンゴル人王公グンサンノルブと帰化城トゥメド地域の満洲人官僚らはそれぞれどういった意図で、近代的学校教育を導入したのか。帰化城トゥメド地域における近代的学校教育の開始情況は、ハラチン地域といかなる点で異なっていて、実際にどのように実施されたのか。これらの問題点は本研究の冒頭で述べたように、いずれもその近代教育の担い手を比較しながら、検討すべきである。次に、それまで存在しなかった近代学校教育を導入するに当たって、グンサンノルブらがいかなる問題に直面したのか。また、内モンゴルの多くの地域における近代的学校教育の展開は、旗長が清王朝の権力者でありながら近代改革の重要性を認識していたハラチン右翼旗といかなる点で異なっていたのか。例えば、清末の「新政」の重要な一環である「奏定学堂章程」がハラチン右翼旗や左翼旗でいかにして実行され、いかなる問題に直面したのか。さらに、モンゴル人エリートを養成して、国家統一を目指す中華民国やグンサンノルブらモンゴル人王公たちの意図の下で、内モンゴルの教育事業が具体的にどのように展開していき、その目的はどの程度達成されたのか。そして、中華民国期に北京で創設された蒙蔵学校が内モンゴルといかなる関係を有していたのか。本研究では以上のような諸問題を課題として考察してきた。

すなわち本研究の目的は、清王朝末期の教育改革期に、近代学校教育が内モンゴル地域でどのように展開し、いかなる問題に直面していたかという点に焦点を当てて、その実態を明かにすることによって、内モンゴルにおける近代的な学校教育がその後の人材育成にどのようにつながっていったのか、またそれが内モンゴルの近代史にいかなる影響を及ぼしたのかなどの諸問題を検証することであった。

以上のような問題を検討する際、内モンゴルの各地域に各々の特徴が存在することを想定した上で、最も先進的であったはずのハラチンと帰化城トゥメドという2つの地域を選んで比較しつつ、学校教育が近代化の一環として内モンゴルにどのように導入されたかという問題を検討した。またそれ以外に、モンゴル人王公でありながら、清朝治下の官僚でもあったグンサンノルブの政治的立場の変化を内モンゴルの教育史にどう位置づけるかという問題も同時に考察した。

この終章第一節では、まず各章の実証的成果を確認したうえで、本研究全体としての実

証的な結論をまとめておきたい。

第一章では、清末の内モンゴルにおける近代学校教育導入の時代背景を、先行研究に拠りつつ解説した。清王朝政府はその末期に、列強の侵略や国内の反乱に苦しみ、莫大な賠償金を負担させられて財政困難に陥り、変法の詔を発布した。それに基づいて実施された「新政」、特にそのうちの「移民実辺政策」によって、モンゴル地域で「官開墾」が実施された。こういう状況下で、モンゴル人王公グンサンノルブは、漢人入植やそれにともなう金丹道暴動、そして義和団事件といった激動の時代を経た後、近代的改革を試みていた。また、清末において、清王朝政府が教育改革を行って日本式教育を導入し、それに伴う日本留学を通して革命思想を身に付けた漢人知識人たちが結果的に中華民国を成立させるに至った。こうした時代背景の下で、外藩モンゴル地域においては最初にグンサンノルブが、そして内属モンゴル地域においては満洲人旗人官僚が、それぞれ近代的学堂の創設を内モンゴルで進めていたことを叙述した。

第二章では、ハラチン右翼旗の王公グンサンノルブによる清朝末期の近代化改革の象徴として知られる守正武備学堂に、日本陸軍軍人の伊藤柳太郎が教官として招聘された事例を取り上げ、その歴史的背景と経緯を論じた。主にWeb上のアジア歴史資料センターで掲示されている防衛省防衛研究所図書館所蔵資料、そして当時の新聞記事、哈爾浜で刊行されていたモンゴル語新聞「モンゴリン・ソニン・ビチク」等の史料を用いて、グンサンノルブの学堂設置を、日本陸軍による諜報活動という側面と、ハラチン右翼旗内部の反応という二つの側面から論じた。ハラチンにおける学堂建設を、主にグンサンノルブによる近代化政策として単純に高く評価する先行研究に対して、本研究では、グンサンノルブは日本陸軍参謀本部による長期的な大陸戦略の上に乗った状態で学堂建設をおこなったと結論づけた。また、日本陸軍は、日露戦争前夜におけるモンゴルで諜報活動を展開しており、その流れの中でロシアに対する軍事的な関心から伊藤の派遣を行ったことを指摘した。

第三章では、清末の内モンゴル・ハラチン地域における「近代的学校教育」創設の背景と運営の実態を明らかにするとともに、それらの学校教育がモンゴル社会の近代化にどの程度貢献したかという問題を検討した。その際、中国第一歴史档案館、遼寧省朝陽市ハラチン左旗モンゴル族自治県档案局の档案史料を用いた。ハラチン左翼旗で初期の教育が始

まるのは、ハラチン右翼旗における日本の協力を得たグンサンノルブの学堂創設からの直接の影響ではなく、清末の「新政」からの直接の影響の結果であることが確認できた。清朝による当時の「新政」実施の背景には、姚錫光ら清朝官僚の「蒙漢同化」政策があったが、グンサンノルブらモンゴル人王公は、近代化を優先的に考えたためか、清朝の「新政」に一方的に期待を寄せて、自民族の発展を図ろうとしていた。ジョスト盟の盟長だったグンサンノルブは、清朝の「新政」派の官僚に従い、自らの呼びかけによって、管轄下のハラチン左翼旗にもモンゴル人向けの近代学堂を創設させた。そして、高額の給与や手当を教師や学生らに支給してまで、学堂を創設し、運営しようとしたため、結果的にハラチン地域のモンゴル王公らは財政困難に陥って、近代化を実現するどころか、むしろモンゴル人にとって大きな負担となっていたことがわかった。結局、グンサンノルブは、清朝がモンゴルに「新政」を実施する際の導き手の役割を演じたということである。また、清末の「新政」に基づいて行われたこれらの「近代的学校教育」は、多くの限界を抱えていて、モンゴルの伝統文化の発展に貢献できたとはとても言い難いという結論を得た。

第四章では、清末、新政下の内モンゴル帰化城トゥメド地域におけるモンゴル人向けの近代的学堂の設立・運営の具体相を考察した。帰化城トゥメドには、世襲旗長が置かれず、旗民は理藩院から直接派遣されてきた旗人官僚である都統や副都統たちによって管理されていた。この章では主に、中国第一歴史档案館所蔵の档案史料や内モンゴル自治区トゥメド左旗档案局所蔵の档案史料を用いて、満洲人旗人官僚による学堂創設という側面から帰化城トゥメド地域におけるモンゴル人向けの教育問題を論じた。まず、貽穀や文哲琿ら満洲人旗人官僚による学校の設立・改編事業について概観し、モンゴル人向け学堂の運営と経費、教科内容、学業管理の様態について詳しく考察した。そのうち、モンゴル人向け学堂の教科内容を見ると、モンゴル人向けの教育と言っても、実際には漢語教育が重視されていたことがわかった。そして、帰化城トゥメド地域における教育の近代化は、清朝政府から派遣された旗人官僚が「新政」に従って、安定した辺境地帯を確保する目的で実施した政策であり、モンゴル文化の復興を望む目的ではなかったと結論づけた。

第五章では、中華民国政府が発足してまもなく創設された「辺境」地域向けの学校である 蒙蔵学校を対象にして、その創設の背景と経緯を明らかにした上で、その基本的な性格 について検討した。この章では主に、日本の外務省外交史料館、北京市档案館、遼寧省朝陽市ハラチン左旗モンゴル族自治県档案局などの档案を用いて検討した。蒙蔵学校は内・外モンゴル、チベット、青海、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等といったモンゴル人、チベット人、回人の居住地域から蒙、蔵、回三民族の学生を募集し、その上に漢、満両民族の学生を入学させるといった「五族」を対象に開設された学校である。要するに、中華民国が提唱する旧藩部地域や回人居住地域に立脚した「五族共和」論を実現するために創設された学校である。中華民国臨時政府が組織した拓殖協会や、それに続く五族合進会などが、内・外モンゴル、チベット、青海、そして青海附近の甘粛、寧夏、哈密等といった蒙、蔵、回各民族の居住地域を開拓して、現地権力者と連合するための手段として各種組織を作り上げる目的で、学校創設に至ったことが明らかになった。特に、拓殖協会の構想が蒙蔵学校創設の契機となり、五族合進会が蒙蔵学校創設を直接促したということを明らかにした。

第六章では、蒙蔵学校が創設されて間もない頃の初期の学校運営の実態を明らかにした。そしてそれを通して、初期の蒙蔵学校において、いかなる教育が行われていたのかという問題を主に、台湾国史館所蔵史料と『和美歳月』編委会 2013『和美歳月一中央民族大学附属中学校史 1913-2013―』所収の諸史料を用いて検討した。また蒙蔵学校を中華民国の数々の学校の中でどう位置づけるべきかという問題も検討した。蒙蔵学校が創設された 1913年に集められた最初の学生は、併合された4つの官学である成安官学、唐古忒学、托忒学、蒙古学の元学生とみられる八旗の旗人であり、内モンゴルの学生は翌 1914年から初めて入学したことがわかった。また、中華民国政府が蒙蔵学校を非常に重視していて、発足したばかりの中華民国政府が財政的に乏しかったにもかかわらず、蒙蔵学校の学生たちの学費、食事代を負担し、宿泊をも提供し、かつ一流の教師を招いて、大きな校舎を与えていたことが明らかになった。蒙蔵学校の専科には法律専科と政治経済専科のみが設けられていたことから、中華民国が旧藩部や回人居住地域を統治するための政治的人材すなわち民族官僚の養成を主たる目的として蒙蔵学校を運営していたことが明らかになった。そして、特に注目に値するのは、本研究が最初から想定した清末のハラチン地域と帰化城トゥメド地域の近代的な学校教育が、後の中華民国期にもそのまま受け継がれたことが明らかになっ

た点である。その一方で、蒙蔵学校で育成されたモンゴル人学生たちのモンゴル人として のアイデンティティも、この蒙蔵学校における教育によって喚起され始めていたことが実 証された。

総じて言うと、本研究は、近代化の過程で内モンゴルにいるモンゴル人が教育の面で、どのような体験をしてきたのか、近代化のために限られた条件を使って、どのように努力してきたのかという近代化の過程で作り上げた歴史の再現を試みた論考である。内モンゴルにおける近代的な学校教育は、清末の「新政」が実施される過程でモンゴル人王公や満洲人旗人官僚によって導入され、それが内モンゴルの近代教育の基礎を築いたとはいえ、同時に、漢語教育を進め、財政的な負担を増やすといったまことに大きな限界を抱えていたことが明らかになった。また、このような清末の「新政」下で始まった近代的学校教育の卒業生たちが、中華民国期に旧藩部の統治に利用しようとして創設された蒙蔵学校の主な入学者となっていたことを実証した。さらに、蒙蔵学校で育成されたモンゴル人学生たちのモンゴル人としてのアイデンティティも、この蒙蔵学校における教育によって喚起され始めていたことが実証された。

第二節 今後の課題

以上、本研究で得られた成果を論述してきた。続いて以下では、博士論文で言及できなかった課題を5点挙げ、今後の研究目標としたい。

(1)「五族共和」論に対するモンゴル人王公・知識人の認識の変化とその理由

本研究の第五章で、蒙蔵学校創設を促したのは、中華民国政府が提唱する「五族共和」 論の下で組織された五族合進会であるという検証を行った。それを通して、この「五族共和」論を当時のモンゴル人王公・知識人が一体どのように受けとめ、認識していたのかという新たな課題が浮かび上がった。そして、この課題を解明する上で必要となる史料の所蔵状況も、つい最近の史料調査によって既に分かっている。

これまでの近代内モンゴルに関する研究を見ると、清王朝末期、あるいは満州国期に研 究が集中していて、清朝滅亡後満州国が成立するまでのほぼ 20 年間の中華民国期に関する 研究がそれほど進んでいない。しかし、筆者に言わせると、この時期は、まず、蒙蔵学校 創設の背景やその後の展開をより正確に理解する上で非常に重要であると考えられる。ま た、モンゴル人王公・知識人が中華民国側の政策をいかに認識していたのか、そして後に その認識がどう変化したのか。結果的に多数のモンゴル人知識人が日本の満州国政府内で 活躍することになったのは、この時期において既に中華民国政府に対して不信感を抱くよ うになっていたからではないのか、などという問題を設定した上で、詳細に検討していき たい。

(2) 蒙蔵学校における内モンゴル出身学生に対する募集の問題

前述したように、筆者は本研究にて中華民国期に北京で創設された蒙蔵学校の初期の実態までを検討した。特に、この時期の蒙蔵学校に入学していた学生の大部分が、近代学校教育推進の面で内モンゴルにおいて先進的であったハラチン地域と帰化城トゥメド地域からの学生であったことを実証した。それに続いて今後は、蒙蔵学校が内モンゴルから学生を募集した際の具体的な事情を明らかにしたい。特に、ハラチン地域と帰化城トゥメド地域における募集方法の違いを比較検討しながら、検討を加えるべきだと考えている。両地域の学生は、清末から各々異なる社会構想の中で育成されていた。そこで、両地域の財政状況や教育に対する態度の違いによって、各々の地域が中華民国の蒙蔵学校といかなる関係を保ちつつ、近代化を模索していたかという問題を検討したい。蒙蔵学校の展開をそのような方法で詳細に検討することを通して、中華民国側の当初の教育目標がどの程度達成されたのかという課題も明らかになるであろう。

(3) 中国共産党と蒙蔵学校との関係

先行研究の孟 2010 では、北京の蒙蔵学校において、中国共産党の創設者の一人である 李大釗の働きによって帰化城トゥメド出身のモンゴル人学生が多数共産党員になったこと を明らかにしているが、李大釗ら初期の中国共産党員が蒙蔵学校でいかなる宣伝を行った のか、なぜ帰化城トゥメド出身のモンゴル人学生が多数共産党員になったのかという問題 は検討されていない。それ以外にも、コミンテルンからの影響も不明であるし、また従来 の王公貴族を中心とした政治社会構造が庶民出身のエリート階層中心の構造へと変化し始 めたことによって、王公であるグンサンノルブのその後の動きがどう変化したのか等の問 題をも捉え直さなければならない。

一方、満州国において、日本人によって学校が次々と建設されるのとほぼ同じその時期 に、中国共産党によって陝甘寧辺区に蒙回民族学院、抗日回蒙学校、延安に蒙古文化促進 会が創設された。また抗日戦争中に、延安方面で学んだモンゴル人青年の大部分はオルドス地域出身者と、モンゴル語のできない帰化城トゥメド出身のモンゴル人であった。そこで、このような日中戦争期における教育の実態の解明をも試みてみたい。

(4) 満州国の東部内モンゴル統治と国民党による「〇〇蒙蔵学校」と名乗る教育機関 の増設

満州国成立前後の日本人による教育と中華民国及び中国共産党による教育の方針、内容などを比較研究してみたい。満州国成立後、清末にハラチン方面で教育を受けたモンゴル人学生たちは主に満州国内の政府や教育機関に勤めており、多くの東部内モンゴル人が結果的に日本語教育を受けることになった。また、劉 2004 などの先行研究は、日中戦争期において南京蒙蔵学校、寧夏蒙蔵学校、四川蒙蔵学校などの「〇〇蒙蔵学校」と名乗る教育機関が増設されたことを概説している。近年の史料調査によって筆者は日中戦争期における「〇〇蒙蔵学校」と名乗る教育機関の新設問題に関する史料をも入手することができた。そこで、先行研究でなされていないその次の段階として、「〇〇蒙蔵学校」と名乗る各地の教育機関がいかなる学校であったのかという問題や、それらの学校と満州国統治下の内モンゴルとのかかわりの問題を改めて考え、特に内モンゴル各地の対応を中心に検討していきたい。

(5) 内モンゴルのホルチン、オルドスなどの地域における近代学校教育

上述したように、日中戦争期という同じ時期に日本、中国共産党という異なる政治体制の下で、教育を受けたこれらの東部内モンゴル人と西部内モンゴル人が、結果的に近現代内モンゴルにおける二大知識人派閥を形成することになる。楊 2009 によれば、これら内モンゴル東部のホルチン、ハラチン出身者と西部のオルドス、帰化城トゥメド出身者とは、1950 年代の中国共産党内部において、最初は協力、後に対立という関係にあったが、その二派の知識人層が形成された起源は、楊氏らの詳しい研究によっても、なお解明されていない。筆者の考えでは、この二大知識人層が形成された起源は、中国共産党の創設した蒙回民族学院、抗日回蒙学校、蒙古文化促進会、中華民国政府の創設した○○蒙蔵学校、そして日本側の創設した満州国の各種教育機関という三系統の学校群が同じ時期に併存していた時代にまでさかのぼれる可能性が高く、最終的にそれが1950 年代のモンゴル人中国共産党員内部での二大モンゴル人派閥につながっていった可能性が高いと思われる。そこで、これまでに注目してきた帰化城トゥメドとハラチンに加えて、オルドスやホルチン地域にも注目していきたい。以上が今後の重要な課題となる。

参考文献

本研究で主に利用する原典史料一覧

史料①:内モンゴル自治区档案館所蔵の档案史料

「五族共和聯合會関東支部會員名單」。档案番号 504-12(2)-975。

「教育部、蒙蔵委員会書簡」。档案番号 504-12(2)-961。

史料②:遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の档案史料

「关于熱河都统表彰喀左旗捐献熟地办学的文件 1906」。档案番号 200-179-9。

「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-1。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-2。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-5。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-7。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-14。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-17。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-22。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-23。

「关于旗扎薩克出售常平倉木料辦高等小学堂的文件 1907」。档案番号 200-186-25。

「関于蒙蔵院扎筋選送学生扑蒙蔵学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-16。

「関于蒙蔵院扎筋選送学生扑蒙蔵学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-17。

「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-19。

「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-22。

「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-23。

「关于蒙藏院扎筋選送学生扑蒙藏学校学習的文件 民 2」。档案番号 200-213-24。

史料③: 内モンゴル自治区社会科学院所蔵の『世界の著名人―グンサンノルブ』(delekei-yin

neretü kümüs-ün temdeglel)

史料④:日本の外務省外交史料館に所蔵されている史料(アジア歴史史料センターのウェブページ(http://www.jacar.go.jp/)から引用・使用する。)

Ref: B04011116200。件名:「支那鉱山関係雑件 蒙古ノ部 蒙古 1. 喀喇沁王旗下鉱山」。

簿冊名:「支那鉱山関係雑件/蒙古ノ部/蒙古」。

Ref: B11090808800。件名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」。簿冊 名:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」。

史料⑤:日本の防衛省防衛図書館に所蔵されている史料 (アジア歴史史料センターのウェブページ (http://www.jacar.go.jp/) から引用・使用する。)

Ref: C02030273300。件名:「蒙古視察報告」。簿冊名:明治 37年「軍事機密大日記 4/4 明治 37.01~37.12」。

Ref: C09122876800。件名:「蒙古鉄道に関する義に付該地実査の結果通報の件」。簿冊 名:「明治 35 年自 9 月至 12 月 秘密日記 参秘号」。

Ref: C07071892800。件名:「伊藤歩兵大尉清國へ應聘の件」。簿冊名:「明治 36 年 「肆 大日記 6月」」。

Ref: C13110474300。件名:「1 経過路」。簿冊名:「清特報 第 17 号 明治 37. 8」。 Ref: C13110474400。件名:「2 地形及び天候、物資」。簿冊名:「清特報 第 17 号 明 治 37. 8」。

Ref: C13110474500。件名:「3 経過路に於ける蒙古王との関係及び交渉」。簿冊名:「清特報 第17号 明治37.8」。

Ref: C13110474600。件名: 「4 行動中に於て得たる敵情」。簿冊名: 「清特報 第 17 号 明治 37.8」。

史料⑥:『モンゴリン・ソニン・ビチク』(Mongyol-un sonin bičig)

第9号「モンゴル旗」(1909年10月26日付)

史料⑦: 内モンゴル自治区トゥメド左旗档案局所蔵の档案史料

「移請兵司転饬在私学就読之学生一併転送第二初小的咨文」。档案番号 80-12-44。

「通論兵戸司学務股併十二参領転饬各佐筹設半日小学堂」。档案番号 80-12-49。

「呈請咨報土黙特蒙小学堂経費津貼銀出入各数」。档案番号80-12-41。

「墨領購置課本地図等銀両」。档案番号 80-12-48。

「申報学員賽沙楚克旷課日久予以記過処分」。档案番号80-12-51。

「移送誤課学生罰銀数目的移文」。档案番号80-12-87。

「保送蒙蔵学校肄業生」。档案番号:民国3年79-1-158。

史料⑧:中国第一歴史档案館所蔵の档案史料

「奏為陳明中外時勢力行新政事」。档案番号は 03-7438-010。

「奏為土黙特停支巡警兵饷銀請移作陸軍加饷学生津貼学堂経費事」。档案番号

 $03-6175-010_{\circ}$

「奏為筹建帰化城土黙特蒙小学堂情形事」。档案番号 03-7218-004。

史料⑨:モンゴル国立中央文書館に所蔵されている档案史料

「咨呈外務部日本國學生三善清於本年九月初六日由車盟/出境等因由/」。档案番号:M-1、 Д.1、XH.7183、H.14。

史料⑩:中国国家図書館所蔵の『政府公報分類彙編』(pp43-46)

「蒙蔵事務局呈擬合併咸安宮學唐古忒學託忒學及前理藩部之蒙古學拡擴充改良改名蒙 蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」

史料(1):北京市档案館所蔵の档案史料

「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」。档案番号: J181-014-00071。

史料⑩:台湾の国史館に所蔵されている蒙蔵学校に関する档案史料

「蒙蔵学校民国四学年度至民国十四学年度毕業生」。档案番号:019000000776A。

「蒙藏學校補習専科畢業表」。档案番号:019000000776A。

「蒙藏専門学校卒業生名簿:法律第一期生」。档案番号:019000000776A。

「蒙藏専門学校法律科学生履歴分数表」。档案番号:019000000776A。

「蒙藏専門學校法律第一班学生卒業成績」。档案番号:019000000776A。

「蒙藏専門學校政治經濟預科畢業學生表」。档案番号:01900000776A。

「蒙藏専門學校政治經濟専科学生」。档案番号:019000000776A。

刊行史料

史料③:鄭暁光・李俊儀編 2012『貢桑諾爾布的史料遺拾』呼和浩特:内蒙古出版集団・内 蒙古人民出版社

史料⑭:汪国鈞著・玛希、徐世明校注 2006『蒙古紀聞』呼和浩特:内蒙古人民出版社

史料⑤:町田咲吉1905『蒙古喀喇沁部農業調査報告』(出版者、出版地不明)

史料®:高橋雄治・渡辺裕 1905『清國内蒙古喀喇沁王部鑛業調査報文』(出版者、出版社 不明)

史料①:近衛篤麿著·近衛篤麿日記刊行会編 1969『近衛篤麿日記』(第5巻、第6巻)東京:鹿島研究所出版会

史料18: 東亜同文会編 1968『対支回顧録 (下)』東京:原書房

史料(19:綾部野圃編 1903『陣中之書簡』東京:金港堂書籍株式會社

- 史料②:永田新之允編 1943『烈士伊藤柳太郎少佐』東京:文録社
- 史料②:『内蒙古教育志』編委会編 1995『内蒙古教育史志資料』(第二輯) 呼和浩特:内蒙古大学出版社
- 史料②: 一宮操子 1909『蒙古土産』東京:実業之日本社、一宮操子 1944『新版蒙古土産』 大阪:靖文社、河原操子 1969『カラチン王妃と私』東京:芙蓉書房、河原操子 2003 『蒙古土産』東京:風間書房
- 史料②:『喀喇沁左翼旗档案綜録』編委會 2011『喀喇沁左翼旗档案綜録』瀋陽:遼寧民族 出版社
- 史料②:陳志明主編 2006『土黙特歴史檔案集粹』呼和浩特:内蒙古人民出版社
- 史料③: 貽穀著・沈雲龍編 1974『綏遠奏議』(『近代中國史料叢刊』第 11 輯:103) 臺北: 文海出版社
- 史料30: 高賡恩纂 2012『光緒歸綏道志 (一)』(『中國地方志集成: 内蒙古府縣志輯 (8)』) 南京: 鳳凰出版社、上海: 上海書店、成都: 巴蜀書社
- 史料②:烏蘭夫革命史料編研室編 1989『烏蘭夫回憶録』北京:中共党史資料出版社
- 史料②:蒙政部総務司文書科 1937『中華民国治蒙法令及決議集』(調査資料第十輯)新京: 蒙政部総務司文書科
- 史料29:北京大学所蔵の「中華民國臨時約法(中華民國元年三月十一日公布)」(『中華民國 臨時約法・大總統選擧法・議員法』中華民國七年十月籌備國會事務局印行
- 史料③:多賀秋五郎 1973『近代中国教育史資料』(民国編上)東京:日本学術振興会
- 史料③:蔡元培著・中国蔡元培研究会編 1997『蔡元培全集』(第2巻:1911-1916) 杭州: 浙江教育出版社
- 史料②:中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・ 広東省社会科学院歴史研究室合編 1982『孫中山全集』(第二巻) 北京:中華書局
- 史料③:『和美歳月』編委会 2013『和美歳月—中央民族大学附属中学校史 1913—2013』北京:中央民族大学出版社

新聞雑誌記事

新聞記事①:『読売新聞』(ヨミダス歴史館:http://www.yomiuri.co.jp/rekishikan/)

「韓国皇太子と蒙古王が内国勧業博覧会に来日予定 一部高官、不同意」1903年1月6 日付(朝刊)の第2頁の記事 「蒙古カラチン王 2月頃、観光に来日」1903年1月10日付(朝刊)の第2頁の記事 「蒙古王中の傑物・喀喇沁と会見 日本の政治と文物に強い好奇心/北京・佐川生」1903 年1月26日付(朝刊)の第2頁の記事

「北京通信 償金支払い問題▽日本軍防寒衣の欠点▽蒙古王、日本軍の演習を観覧」1903 年2月4日付(朝刊)の第2頁の記事

「蒙古王が北京の大学堂を視察 帰国後、学務振興の計画」1903年2月1日付(朝刊) の第2頁の記事

「蒙古の喀喇沁王の来日 大阪博覧会観覧のため、4月5日に北京出発」1903年3月16日付(朝刊)の第2頁の記事

「蒙古喀喇沁王来日は見合わせ」1903年3月30日付(朝刊)の第2頁の記事

新聞記事②:上海『民立報』(静岡大学図書館所蔵)

「拓殖協會成立記」1912年3月20日付の記事

新聞記事③:『順天時報』(国際日本文化研究センター所蔵)

「祝漢蒙聯合會之成立」(劉珮珩) 1912年3月27日付の論説

「對於五大民族共和聯合會之末議」(李振銓) 1912年4月14日の論説

研究文献

日本語文献

アローハン (阿如汗) 2016a「グンサンノルブによる日本陸軍軍人招聘—伊藤柳太郎が招聘 された経緯と背景—」『内陸アジア史研究』31:93-117

同 2016b「清末の「新政」と内モンゴル・ハラチン地域における「近代教育」の発足―ハ ラチンの右翼旗と左翼旗の近代学堂創設をめぐって―」『日本とモンゴル』133:32-53

同 2017「清末の内モンゴル帰化城トゥメド地域における近代学校教育の開設・運営―満洲

人旗人官僚によるモンゴル人向け学校教育―」『日本モンゴル学会紀要』47:1-17

アラムス 2013 「清代内モンゴルにおける農地所有とその契約に関する研究―帰化城トゥメト旗を中心に―」(神戸大学博士論文)

阿部洋 1993『中国近代学校史研究―清末における近代学校制度の成立過程』東京: 福村出版

汪婉 1998『清末中国対日教育視察の研究』東京:汲古書院

岡洋樹 2007 『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京:東方書店

同 2010「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725:16-26

岡本雅享 1999『中国の少数民族教育と言語政策』東京:社会評論社

王柯編 2011『辛亥革命と日本』東京:藤原書店

汪向栄著・竹内実・浅野純一訳 1991『清国お雇い日本人』東京:朝日新聞社

于逢春 2001「清末内蒙古の教育改革と貢王について―いわゆる「貢王三学」を中心として ―」『アジア教育史学会』: 51-63

池尻陽子 2013 『清朝前期のチベット仏教政策:扎薩克喇嘛制度の成立と展開』東京:汲古書院

小野川秀美 1969『清末政治思想研究』東京:みすず書房

片岡一忠 1984「辛亥革命時期の五族共和論をめぐって」『中国近現代史の諸問題―田中正 美先生退官記念論集―』東京:国書刊行会

加藤徹 2011『西太后:大清帝国最後の光芒』東京:中公新書

加藤恭子 2014「二〇世紀初頭における、中国への日本の女子教員派遣と「東洋婦人会」: 中国の女子学校教育の実施にむけた協力活動について」『お茶の水史学』57:49-85

同 2015「20 世紀初頭における日本人女子教員の中国派遣」『ジェンダー研究: お茶の水 女子大学ジェンダー研究センター年報』18:73-85 (研究ノート)

吉村道男 1991「日露戦争期の日本の対蒙古政策の一面―「咯喇沁王府見聞録」について―」 『政治経済史学』300:164-188

貴志俊彦 1989「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成―「蒙蔵院」の成立と内モンゴル三特別行政区の設置―」『史学研究』 185:23-40

小島晋治·丸山松幸 1896『中国近現代史』東京:岩波新書

佐藤守男 2011『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命―』東京:芙蓉書房

新人物往来社戦史室 1991『日本陸軍歩兵連隊』東京:新人物往来社

白石一彦 1995「内蒙古における教育の歴史と現状 (上)」国立国会図書館調査及び立法考 査局編、『レファレンス』 45(4): 30-62

同 1995「内蒙古における教育の歴史と現状(中)」国立国会図書館調査及び立法考査局編、 『レファレンス』 45(6):36-82

フフバートル 1995 「漢語の影響下におけるモンゴル語近代語彙の形成―中国領内のモンゴル語定期刊行物発達史に沿って―」(一橋大学大学院社会学研究科博士論文)

- ハスバガン 2000「清朝時代のモンゴル族教育と言語教育」『東京大学大学院教育学研究科 紀要』第 40:89-116
- 橋川編纂 1940『中国文化界人物總鑑』北京:中華法令編印舘
- 宝鉄梅 2004a「蒙疆政権下のモンゴル人教育―錫林郭勒盟の初等教育の実施を中心に―」 『環日本海研究年報 』 (新潟大学) 11:45-57
- 同 2004b「蒙疆政権下の対モンゴル人日本語教育について」『現代社会文化研究』(新潟大学)31:79-95
- 飯島渉・久保亨・村田雄二郎 2009『シリーズ 20 世紀中国史 2:近代性の構造』東京:東京 大学出版
- ボルジギン・ブレンサイン 2003 『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』東京: 風間書房
- ボルジギン・ブレン (布日額) 2008「モンゴルの近代ナショナリズムと活字メディア―『モンゴリン・ソニン・ビチク』に着目して―」(神戸大学修士論文)
- 同 2012「『モンゴリン・ソニン・ビチク』 (1909-1919) の発行状況と論調―近代モンゴル の活字メディアとナショナリズムの萌芽―」『内陸アジア史研究』 28:35-56
- 同 2014「辛亥革命前後のモンゴル独立運動と内モンゴル王公 : アマルリングイ (博王) の動向に着目して」『東北アジア研究』18:29-50
- 復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系編・野原四郎・小島晋治監訳 1981『中国近代史 2「洋 務運動と日清戦争」』千葉市:三省堂
- 復旦大学歴史系・上海師範大学歴史系編・野原四郎・小島晋治監訳 1981『中国近代史 3 「義和団運動と辛亥革命」』千葉市:三省堂
- 福島貞子 1992『日露戦争秘史中の河原操子―伝記・河原操子』東京:大空社
- 橘誠 2011『ボグド・ハーン政権の研究―モンゴル建国史序説 1911-1921―』東京:風間書房
- チェン. J 著・守川正道訳 1980『袁世凱と近代中国』東京:岩波書店
- 藤岡喜久男 1999『中華民国第一共和制と張謇』東京:汲古書院
- 富永健一 1996 『近代化の理論:近代化における西洋と東洋』東京:講談社
- トイメル (訳: 江揚山起・柳澤明) 2007「呉禄貞の描いた清末の内モンゴル東部社会とそのモンゴル経営思想―『東四盟蒙古實紀』、『經營蒙古條議』を中心に―」『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣: 125-156

- 中見立夫 1983「グンサンノルブと内モンゴルの命運」『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社:411-433
- 同 2008「宣統三年夏の庫倫―満洲アムバン、ロシア領事とモンゴル人」『清朝史研究の新たなる地平』東京:山川出版社:310-333
- 同 2013『「満蒙問題」の歴史的構図』東京:東京大学出版会
- 中村哲夫 1998「光緒新政への政策転換の背景」(研究ノート)『史学雑誌』107 巻 1 号:38-55 ナヒヤ 2006「内モンゴルにおける近代教育―その思想と実践―」『アジア地域文化研究』3: 51-62
- 同 2010「清末における「教育興蒙」について―内モンゴル東部を中心に―」『アジア地域 文化研 究』7:61-81
- 萩原守 2006 『清代モンゴルの裁判と裁判文書』東京: 創文社
- 哈申其其格 2013「内モンゴルの近代とハラチン王・グンサンノルブ―その近代的改革と独立志向をめぐって―」『言語・地域文化研究』19:299-318
- 松本ますみ 1999『中国民族政策の研究:清末から 1945 年までの「民族論」を中心に』東京: 多賀出版
- 同 2011「孫中山の「徹底した民族主義」―近代的統一への幻想―」王柯編『辛亥革命と日本』東京:藤原書店:212-236
- 宮脇淳子 2006『モンゴルの歴史』東京: 刀水書房
- 毛里和子 1998『周縁からの中国―民族問題と国家』東京:東京大学出版会
- 村田雄二郎監修、青山治世・関智英編 2017『『順天時報』社論・論説目録 』東洋文庫: 東京
- 早稲田大学モンゴル研究所編 2007『近現代内モンゴル東部の変容』東京:雄山閣
- 山下裕作 1999「理藩院から理藩部へ一内モンゴル開発の契機一」『史峯』8:1-21
- 矢野仁一 1925 『近代蒙古史研究』東京:弘文堂書房
- 楊海英 2009『墓標なき草原』東京:岩波書店
- 同 2013『中国とモンゴルのはざまで―ウラーンフーの実らなかった民族自決の夢』東京: 岩波書店
- 横田素子 2003「喀喇沁右旗札薩克貢桑諾爾布の学堂創設」『アジア民族造形学会誌』3:27-35 同 2004「喀喇沁右旗学堂と日本人」『中日文化研究所所報』3:75-84
- 同 2005「内蒙古喀喇沁右旗学堂生徒の日本留学」『アジア民族造形学会誌』5:91-108

- 同 2010「崇正学堂と伊藤柳太郎」『中日文化研究所所報』9:27-46
- 同 2009「1906 年におけるモンゴル人学生の日本留学」『東西南北:和光大学総合文化研究所 年報』2009:156-172
- 同 2013「内蒙古における最初の近代学堂創設と寺田亀之助」『中日文化研究所論文集』1: 27-48
- 横山宏章 1996『孫文と袁世凱: 中華統合の夢』岩波書店:東京 同 2009『中国の異民族支配』集英社新書:東京
- 吉澤誠一郎 2009「清代後期における社会経済の動態」飯島渉・久保亨・村田雄二郎『シリーズ 20 世紀中国史 1:中華世界と近代』東京大学出版会:101-120
- 歴史群像編集部 2012『日露戦争兵器・人物事典』東京:学研
- 劉国彬 2004「中国・内蒙古自治区における高等教育システムの成立基盤に関する初歩的考察--中華民国成立から日中戦争前夜に至る「蒙藏教育」の推進を中心に」『教育学研究紀要』50:124-129
- 同 2009「「蒙藏教育」における言語問題--中華民国成立から日中戦争前夜まで」『教育学研究紀要』55:379-384

中国語文献

- 白拉都格其 1998「近代内蒙古史史料的突出特点—以著名王公貢桑諾爾布的史料為例」『少数民族史及史料研究(三)—中国近現代史史料学学会学術会議論文集』
- 同 2002「辛亥革命与貢桑諾爾布」『清史研究』3:84-90
- 宝玉柱 2002「清代蒙古族学堂教育及其語言教育」『中央民族大学学報』(哲学社会科学版) 5:108-116
- 同 2003 『清代蒙古族社会転型及語言教育』北京:民族出版社
- 蔡風林 1992「清末蒙古族教育」『民族教育研究』2:74-76
- 同 1992「清末蒙古族教育」『民族教育研究』3:82-85
- 陳景磐 2004『中国近代教育史』北京:人民教育出版社
- 『和美歳月』編委会 2013『和美歳月―中央民族大学附属中学校史 1913-2013―』北京:中央民族大学出版社
- 黄静涛 2013「国立北平蒙蔵専科学校地址探索」『和美歳月—中央民族大学附属中学校史 1913-2013—』(『和美歳月』編委会:152-155)北京:中央民族大学出版社

- 黄偉 2016「民国時期蒙藏特別生教育政策研究」『民族教育研究』135:24-29
- 喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会 1998『喀喇沁左翼蒙古族自治県志』瀋陽:遼寧人民 出版社
- 林士鉉 2014「『満蒙漢合璧教科書』與清末蒙古教育改革初探」『輔仁歷史學報』(台湾) 32: 123-174
- 劉麗君 2004「清代帰化城土默特地区教育事業刍議」(内蒙古師範大学修士論文)
- 劉秀生、楊雨青 1994『中国清代教育史』北京:人民出版社
- 毛注青 1980『黄興年譜』長沙:湖南人民出版社
- 孟彩霞 2010a「民国時期的北京蒙蔵学校及其革命活動」(内蒙古師範大学修士学位論文)
- 同 2010b「民国時期北京蒙藏学校的文化教育」『語文学刊』9:126-127
- 蘇発祥、安晶晶 2013「论民国时期北平蒙藏学校的建立及影响」『青海民族研究』
- 楊思機 2017「清末民初北京"殖辺学堂"及其影響」『民族研究』1:100-116
- 楊進銓 1994「蒙藏学校石虎胡同校址及其歷史沿革考辨—兼考右翼宗学、松坡図書館遺址」 『内蒙古大学学報(哲学社会科学版)』1:28-34
- 同 2013「蒙蔵学校石虎胡同校址及其歴史沿革考辨」『和美歳月―中央民族大学附属中学校 史 1913-2013―』(『和美歳月』編委会:155-165)北京:中央民族大学出版社
- 王旺盛主編(2008)『科爾沁右翼前旗370年』呼和浩特:内蒙古教育出版社
- 王慧 2005「晚清至抗日戦争前帰綏地区学校及学運的発展—以四所学校為例」(内蒙古大学修士論文)
- 王柯 2015『民族主義與近代中日關係:「民族國家」、「邊疆」與歷史認識』香港:中文大学 出版社
- 王有亮·路寧 2008「清代帰化、綏遠城的書院及其歷史地位」『内蒙古師大学報』(哲学社会科学版) 37 (2):50-53
- 烏仁其其格 2007『18-20 世紀初帰化城土黙特財政研究』北京:民族出版社
- 暁克・于永発・王奎元 2008『土默特史』呼和浩特:内蒙古教育出版社
- 吴恩和・邢复礼 1988「喀喇沁親王貢桑諾爾布」『内蒙古近現代王公録』内蒙古文史资料第 三十二輯:1-15
- 札奇斯欽 2007「喀喇沁王貢桑諾爾布与内蒙古現代化」『罗布桑車珠爾伝略』『赤峰市文史資料』(第八輯) 呼和浩特:内蒙古人民出版社、附录:234-276
- 張建軍 2012 『清末民初蒙古議員及其活動研究』北京:中央民族大学出版社

同 2015「民国時期北京蒙藏学校縁起再考察」民国档案 2015-02-25

張建中 2013『中国近代辺疆教育史論 (1901-1949)』長沙:湖南師範大学出版社

趙履謙 1985「李大釗与蒙藏学校学生」『中央民族学院学報第』4:49-53

趙秀徳 1996「大革命時期的北京蒙藏学校」『北京党史研究』99:28-31

- 中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編 1986『赤峰市文史資料選輯』(第四輯)(喀喇沁專輯)
- 中共内蒙古地区党史研究所 1983『内蒙古近代史論丛』(第二輯) 呼和浩特:内蒙古人民出版社

同 1987 『内蒙古近代史論丛』(第三輯) 呼和浩特: 内蒙古人民出版社

モンゴル語文献

- N.Qasbaγana·Sečentü2009、manču-yin noyolol dooraki mongγolčuud、Öbör mongγol un keblel(内蒙古人民出版社): kökeqota
- Örgütei tayibang2011、*üker jil-ün üimegen-ü gerel ba següder*、Öbör mongγol un surγan kümü jil-ün keblel un qoriy-a(内蒙古教育出版社): kökeqota
- Sečenbatu2009、Güngsangnorbü、Öbör mongγol un sinjilekü uqaγan-u keblel (内蒙古科学技術出版社): kökeqota
- Sodbilig1993、arbinbayar türügütei yeke juu-yin wang güng noyad alban tariy-a erkelekü-yi esergüüčegsen ni 『蒙古史研究』第四輯:133-157

附録一:「蒙藏事務局呈擬合 併咸安宮學唐古忒學託忒學等三學及前理藩部之蒙古學擴充 改良改名蒙蔵學堂請鑒核施行文(附章程)」

〈筆者による漢文からの和訳である〉

蒙蔵事務局が上申して、咸安宮学、唐古忒学、托忒学等の三学及び前理藩部が創設した 蒙古学を拡充・改善し、蒙蔵学堂と改名することを、(大總統に) 酌量して定めていただき たい。清覧の上審査ありたし。(他に章程を同封しあり)

請願の件。愚考いたしますに、蒙蔵青海等のところの交通が不便のうえ、風習が塞がれ、人民が無知蒙名であり、時代の情勢に応じて進歩できない状況である。目下、達頼(ダライラマ13世)が英国人に惑われ、庫倫(フレー)がロシア人に愚弄された結果、(中華)民国は他国からの承認をまだ得られず、(中華)民国初年の実力がそれほどではない状況をもたらした。それはすべて蒙蔵の人民が無学でしつけが悪く、誤った解釈や思い違いをしたことに関係がある。(中略)現今、民国共和が最初に民力の向上を宗旨とする。両院選挙法(の提言)による五族一体が立法機関である参議院で議決されたからには、(五族が)平等な権利を享受する。(中略)その需要する一年の経費が四万八千五百四十四元である。咸安宮等三学の元々あった経費を合わせた一千二百七十二両の銀、すなわち一千七百六十元の全額を分け与えても、四萬六千七百八十四元を需要する。また、その創業費として一万元を需要する。特にそのため細かく分析して、予算に記入した。そして、その詳細を記載して、蒙蔵学堂総章(程)と分章(程)とともに、恭しく謹んで呈する。御覧いただくことを伏して乞う。大総統にご審査と施行許可を謹呈する。中華民国二年二月。

蒙蔵学校章程(教育部が査定した)

総章

- 第一條 本校は、モンゴル、チベットや青海の人民の学識を広げ、その文化を促進することを宗旨とする。
- 第二條 本校は、元からあった咸安宮学、唐古忒学、托忒学と前理藩部が創設した蒙古学 を基に拡充して改良しようとする。
- 第三條 本校はもともと民族を問わず、学生を募集する。ただし、西北(地方)が閉ざされたうえに辺鄙である故、本校はモンゴル、チベット、青海からの学生をより多

く募集する。

- 第四條 本校は初入学する学生を募集する。募集する総人数を二十に分割して計算する場合、内・外モンゴルの各モンゴル(からの学生)が二十分の十を占め、チベット(からの学生)が二十分の三を占め、青海とその付近の各回部(からの学生)が二十分の二を占め、残りの二十分の五に漢満両族の学生を募集するようにする。
- 第五條 本校は先に豫備科を設け、(豫備科を)卒業後改めて専門科を開設する。その(豫 備科に)補習専科を附設し、(補習専科を)卒業後再び設置しない。
- 第六條 本校の経費を、蒙蔵(事務)局が予算の中に入れ、財政部が規定期日どおりに支給する。
- 第七條 本校が蒙蔵事務局に直接隷属され、教育部が審査する。

補習専科章程

- 第一條 元からあった咸安宮学、唐古忒学、托忒学と前理藩部が創設した蒙古学の学生らは、普通科を簡略に習っているが、専科科学を習っていないので、(中華)民国の教育宗旨と合わない。そこで、本校が補習(専)科を特設して、その学生らに法律、政治、経済などの科学を補習させて、共和民国の人材として備える。
- 第二條 本(補習専)科は元からあった咸安宮学、唐古忒学、托忒学と前理藩部が創設した蒙古学の学生を募集する。その他のモンゴル人やチベット人が傍聴したい場合、 傍聴してもいいが、教室が収容できることを前提とする。
- 第三條 傍聴生の中で充分学力のある人は、本補習(専)科の学生と一緒に受験したい場合、教習評定によって合格できたら、修業証書を与え、これをもって励む。
- 第四條 修業年限を三学年と定め、一学年を三学期に分ける。
- 第五條 本(補習専)科の補習課目は、漢文、法学通論、憲法、民法、刑法、商法、行政 法、国際公法、国際私法、中国地理歴史、外国地理歴史、統計学、外交史、外交 政策、経済原論、経済政策、政治学、財政学、交通政策、殖民政策、簿記学であ る。それを学期に分けて補習するが、別表にある通りである。
- 第六條 本(補習専)科の学生は多くない、諸学生を合わせて一部屋で教授する。
- 第七條 本(補習専)科の学生から学費を納めない。食事と宿泊を自分で用意し、元々からあった灯油は元どおりにし、本校は関与しない。
- 第八條 本補習専科の学生らが卒業したら、再び設置しない。すなわち、総章の第五條の 通りにする。

豫備科章程

- 第一條 本(豫備)科は、普通教育を完成させ、健全な国民を造ることを宗旨とする。
- 第二條 本(豫備) 科の修業年限を、教育部が定めた中学校章程に照らし合わせて、四年 にする。
- 第三條 本(豫備)科の学生数をせめて二百名に限る。
- 第四條 1年を3学期に分ける。8月1日から12月31日までの期間を第一学期とし、元月 1日から3月31日までの期間を第二学期とし、4月1日から7月31日までの期間 を第三学期とする。
- 第五條 本(豫備) 科の入学資格として暫定満 15 歳から 25 歳の身体健全な男子を合格と する。
- 第六條 もし募集した学生のレベルが非常に低くて、科学(科目)をすべて修習していない場合、預備科に入る前に、校長がレベルの隔たりによって判別して、(その学生を)学内で小学校の科目を1年間あるいは2年間補習させる必要がある。
- 第七條 モンゴル、チベット、青海から学生を招集する際、各盟長、将軍都統、各辦事長官が(学生を)選んで送る。その上京する旅費を(所属の)本旗が酌量して補助する。
- 第八條 各地の送る学生数について、毎年の情勢を斟酌してから、公平に割り当てる。
- 第九條 本 (豫備) 科の学生を入学前後のクラス分けに従って教授する。各クラス (の人数) がせいぜい 50 人を超えてはならない。
- 第十條 本(豫備) 科の課目は下記の通りである。漢文、漢語、蒙文、藏文、修身、本国 地理歴史、外国地理歴史、算術、代数、幾何、三角、博物、生理衛生、物理、化 学、図書、対操、楽歌、手工、法制経済である。それを学期に分けて学習するが、 別表にある通りである。ただし、第一学年において、必ず漢語と漢文を勉強する 時間を長くする。それは、今後授業を聴講するために必要だからである。
- 第十一條 モンゴル、チベット、青海から学生から学費を一切納めない。その食事と宿泊 費用をも、いましばらく国家が用意しておく。これをもって提唱するものなり。 本校の修業、休み及び学生に対する賞罰、試験、進級、卒業等に関する章程及び 教室規則、寄宿舎規則について、後日あらためて定める。
- 出典:史料⑩中国国家図書館所蔵『政府公報分類彙編』(pp.43-46)の漢文記事である。ま

た、『政府公報』の内容として、史料⑩多賀秋(1973:149)にも「政府公報公文(三月十一日第三百三號)」、資料項目「071 二年三月十一日 蒙蔵學校章程を公布する。 二一二二」と収録されている。そのうちの「蒙蔵学校章程」は、史料②ハラチン左翼 モンゴル族自治県档案局所蔵の「関于蒙蔵院扎筋選送学生扑蒙蔵学校学習的文件 民 2」に収録されている档案番号 200-213-16 のモンゴル語史料と档案番号 200-213-17 の 漢文史料にも収録されている。なお、上記 3 件の史料の題名が異なるが、内容は一致 していることを確認した。 附録二:「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」

明治四十五年五月二十一日

在南京

領事 船津辰一郎

外務大臣子爵内田康哉殿

拓殖協會創立ニ関シ報告ノ件

南京臨時政府時代ニ民國ノ朝野ヲ網羅シタル各名士發起トナリテ拓殖協會ヲ創立シタリ其趣意ハ左項宣言書中ニモ記載せル通り邊境ニ移民ヲ勵行シテ列強ノ勢力侵入ヲ防ギ且ツハ過多ニ募集シタル軍隊兵士ノ解散後該兵士等ガ地方ヲ擾乱スベキヲ慮り此ヲ屯田兵トシテ満州蒙古西藏等ノ各地ニ移住せシメント企劃せルモノニシテ本協會創立ニ関シテハ黄興尤モ盡力シタル行掛リアルヨリ同人ハ南京留守府撤退後或ハ邊境開拓使ニ任せラルベシトモ噂せラル

拓殖協會

- 一、 宣言書
- 二、章程
- 三、 發起人
- 四、 拓殖學校
- 一、宣言書

欧米各國ガ拓殖事業ニ餘カヲ遺サザル今日中國ハ満蒙回藏等数万里ノ地ヲ以テ空シク荒廢ニ委シテ顧ミズ遂ニ他國ノ侵入ヲ來タセリ即チ日本ハ満州ヲ窺伺シ露西亜ハ蒙古ニ埀涎シ英國ハ西藏ヲ覬覦シ寸隙アレハ必ス乘スルノ形勢ヲ示セリ今ニシテ中國ガ此等地方ヲ治メサレハ之ヲ失ウノ憂無シトセズ况ンヤ現ニ中國ノ東南部分ハ人口過多ニシテ餘田無ク加ウルニ招募兵士ノ解散ニ対スル善後ノ良策無シ依テ此等ノ兵民ヲ邊境ニ移住セシメ荒蕪地ヲ化シテ沃壤地トシ村落ヲ變シテ都會ト為サハ唯ダニ邊封鞏固トナルノミナラズ又人民ヲ利シ國家ヲ利スル所以ナリトス

二、章程

第一章 総綱(省略)

第二章 會員(省略)

第三章 組織(省略)

第四章 集會(省略)

第五章 権利(省略)

第六章 義務(省略)

第七章 附則(省略)

三、發起人

黄興 陳錦涛 蔡元培 呉景濂 張継 呂志伴 馬君武 景耀月 陶昌善 章鴻釗 李燮和 黄藻 呉忠信 鄧家彦 黄復生 殷汝驪 張耀曽 劉彦 柏文蔚 朱瑞 姚雨平 茅迺封 陳懋修 顧忠琛 伍廷芳 杜淮川 欧陽振聲 彭允彝 王芝祥 徐紹慎 熊希龄官承琨 葉頌清 曠若谷 章勤士 張升祐 何陶 汪兆銘 婁國華 胡漢民 范源濂宋教仁 蔣作賓 主鴻猷 余煥東 黄保 楊福州 龔家僖 陳雄州 白常潔 張永福 辛漢 仇亮 楊丙 盛先覺 周召期 陳其美 張謇 温宗堯 沈懋昨 章炳麟 曽昭文 龔
錬百 曹錫圭

四、拓殖學校

移民拓殖ニ関スル人材養成ノ為メニ拓殖學校ヲ開辦スルコトニシ該學校規則左ノ如シ 拓殖學校簡章

- 一、分科 蒙文藏文ノ二科ニ分ケ
- 二、課目 蒙文科ニテハ蒙文蒙語蒙歴史地理ヲ必修科トシ藏文科ニテハ藏文藏語藏歴史地 理ヲ必修科トシ尚両科ニ政治経済國文算學兵操馬術等ヲ課ス
- 三、入學資格 中學校或ハ中學相當ノ學校卒業者ニシテ年齢十八歳以上タル者
- 四、學生数 蒙文科藏文両科各一百名トス
- 五、年限 両科共三年卒業トス本校ハ特別専門學校ニシテ卒業後各科の卒業証書ヲ給スル 外中央政府ニ禀請シテ學位証書ヲ發給ス
- 六、用途 卒業後分別蒙古西藏ニ派遣シテ事務ヲ掌ラシム
- 七、學資 本校創設ニシテ経費未ダ富裕ナラザルヲ以テ毎學期學費十八元寄宿費二十六元 ヲ徴収ス後日本校経費富裕トナルヲ待ッテ軽减ス

入學試験ニ合格シタルモノハ豫シメ學費十元寄宿費十五元ヲ納付スヘシ

- 八、入學願書提出期 陽暦四月四日ヨリ入學試験執行日追トス
- 九、入學願書提出處 一ハ南京碑亭巷本校事務所トシーハ上海西門外江蘇教育総會トス入

學志願者ハ願書提出ト共ニ保証金二元ヲ納付スヘシ不合格者ニハ返還ス

- 十、入學試験期日 陽歴 (暦) 四月二十五日午前八時在上海江蘇教育総會及同月二十七日 午前八時南京碑亭巷本校事務所ニ於テ施行ス
- 十一、試験 漢文、算學及普通學科トス
- 十二、校舎 南京城内四條巷前李公祠内ニ設ケ

以上ノ規則ニョリ學生募集ニ着手シタルモ應募者至ッテ尠ク為メニ豫告期日ニ入學試験ヲ執行スルノ運ニ至ラス其後校舎ヲ蘇州閶門外留園ノ隣リニ移シ更ニ學生募集ニ着手シツツアルモ果シテ豫期ノ如ク募集シ得ラルノヤ否ヤハ疑問ナリト雖モ数年前ョリ南京各省ガ年々洪水ノ災難ヲ被リ其都度災民ヲ邊境ニ移殖セントスルノ策ヲ企テタルョリ察スルモ移民ハ南方各省積年ノ大問題ニシテ本問題ノ實行ハ満州蒙古西藏ノ現状ニ幾分影響スヘキ結果ヲ生スヘキハ勿論ニシテ時節柄注目ニ値スヘキモノト信セラル右及報告候敬具

追テ本信冩ハ北京公使ノ送附致置候

間為念申添実

出典: 史料⑤日本の防衛省防衛図書館に所蔵されている史料である。アジア歴史資料センター・レファレンスコード: B11090808800。簿冊名: 「中華民国ニ於テ辺境開拓ノ為拓殖協会創立一件」(外務省外交史料館)。

附録三:「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」

〈筆者による漢文からの和訳である〉

五族国民合進会書記員の梁鈞が(五族国民合進会の)登記を審査の上許可するよう請求する。愚考するに、現在の政治の改良のもとは社会共和の進歩にあり、大切なことは国民の融和にある。近頃、前代の清朝の陸軍部侍郎姚(錫光)と和碩荘親王載(功)並びに満蒙回蔵漢の各位が、五族国民合進会を共同で発起して、章程を作成した。総事務所を順治門大街中間路の西側にある家屋に置き、会所をしばらく北京騾馬市大街の虎坊橋にある湖広会館に置く。この(五族国民合進)会はまもなく成立して、全体大会を開く。当然規則にしたがって、添付物として会啓章程と発起人名簿を同封の上、報告を提出すべきである。

ご審査の上、登記の許可を決定していただければと思い総庁堂に呈する次第である。

他に添付物として(五族国民合進会の)会啓、章程と発起人名簿を同封しあり。

大中華民國元年四月呈

発起人 姚錫光、載功、志鈞、松椿、徳壽、熙彦、奎順、毓秀、繼祿、趙秉鈞、段祺瑞、蔡元培、黄興、嚴修、温世霖、袁克定、徐紹楨、張鍚鑾、李映庚、王樹楠、那彦圖、 熙凌阿、雙林、那木凱、章禪巴圖蘇隆、祺誠武、祺克坦、扎拉豐阿存厚、沙木胡索特、布彦蒙庫、馬元璋、馬安良、馬福祥、王寛、安貞、馬際泰、丁夢刹、穆雲湘、劉成麟、劉孟揚、奥古畢立格、烏勒吉巴雅爾、羅布桑、貢噶巴特瑪、巴雅爾巴勒、根甲布巴特爾桑、阿旺尊追、江三桑布、阿旺根登、羅桑鵬威勝、王同熊、沈釣、沈壽榮、羅廸楚、黄良弼、雲書、董元春、張恩壽、何賓笙

贊成人 黎元洪、阿穆爾靈圭、梁士詒、都凌阿、卓凌阿、繼祥、志崇、饒智元、望雲亭、 勞啟揚、章華、陸鴻宜、冒廣生、楊芬、胡瑞中、周正朝

五族国民合進会書記員の梁鈞が本(五族国民合進)会成立を報告するかたわら、それの登記許可を請求することである。愚考いたしますに、現在の政治改良のもとは社会共和の進歩にあり、大切さは国民の融和にある。近頃、前清の陸軍部侍郎姚(錫光)と和碩莊親王載(功)並びに満蒙回藏漢の各位は、五族国民合進会を共同で発起して、章程を立てた。總事務所を順治門大街中間路の西側に置き、總会所を虎坊橋にある湖廣館に置いた。5月12日に、總会所において第一次選挙会を開き、1名の正会長に姚錫光を選出した。5月26日に、總事務所において第二次選挙会を開き、5名の副会長を選出した。それぞれ漢族の

趙秉鈞君、満洲族の志鈞君、モンゴル族の熙凌阿君、回族の王寛君、チベット族の薩倫君である。常務員として寳熙君、雙林君、志崇君、劉恩沛君、許長春君、丁夢刹君、金掄元君、徳濟特君、劉若曽君、鄭沅君、周正朝君、陸鍾岱君、呉士英君、黄震君、譚汝鼎君、董元春君、屠振鵬君、沈釣君の18名を推挙した。(また、)各部門の係長として6名を選び、調査部に張士鈺君を、編輯部に雲書君を、討論部に何賓笙君を、社交部に呉桐林君を、庶務部に海寛君を、会計部に増崑君を推挙した。(そして)起草員として張恩壽君、呉秉釗君、何賓笙君、曹英君の4名を選んだ。当然規則にしたがって、報告を提出すべきである。ご審査の上、登記許可を決定していただければと總廰堂へ呈する次第である。

他に添付物として会啓章程と発起人名簿一冊を同封しあり。

(中略)

発起人姓名履歴住所:会長姚錫光は江蘇(省)丹徒(県)出身の人である。現在は總統府 邊事高等顧問官として就任している。東城の大羊宜賓胡同に在住。

補助員姓名履歴住所:

副会長:各族から一名

志鈞:満洲人公爵である。南兵馬司に在住。

熙凌阿:モンゴル人ベイレである。東城の燈市口に在住。

王寛:回人である。牛街の清真寺の隣に在住。

薩倫君:チベット人である。

趙秉鈞:河南(省)人である。内務(部)總長である。西堂子胡同に在住。

常務員十八名:

寳熙:満洲人である。前(清の)学部侍郎である。大甜水井に在住。

雙林:満洲人である。武定候胡同に在住。

志崇:満洲人である。前(清の)甘粛(省)道員である。南兵馬司に在住。

劉恩霈:漢軍旗人である。陸軍部科員である。椅梓胡同に在住。

許長春:(喀喇沁) 東旗建昌(県)の人である。(喀喇沁) 東旗總管である。燈市口にある 熙(熙凌阿) 貝勒府に在住。

丁夢刹:回人である。廣安門内の教子胡同に在住。

金掄元:直隷(省)大興の人である。新太倉胡同迄南に在住。

徳濟特:チベット人である。

劉若曽:天津の人である。

鄭沅:湖南人 政界

周正朝:四川人 軍界 順治門大街に在住。

陸鍾岱:浙江人 政界 東城羊肉胡同に在住。

呉士英:安徽人 軍界

黄震:浙江人 軍界

譚汝鼎:江蘇人 政界

董元春: 江蘇人 政界 東城豆腐巷に在住。

屠振鵬: 江蘇人 工商部職員 工商部に在住。

沈釣:江蘇人 東城蘇州胡同に在住。

起草員四名:

張恩壽:江蘇人 交通部職員 草厰胡同に在住。

呉秉釗:江蘇人 統總府秘書官 揚州新館に在住。

何賓笙: 江蘇人 政界

曹英:湖南人 学界 本總事務所に在住。

各部門の係長

張士鈺: 拱衛軍参謀官

雲書: 江蘇人 前翰林院侍讀 本会事務所に在住。

何賓笙:江蘇人 政界

呉桐林:四川人 商界

海寛:満洲人 政界 本会事務所に在住。

増崑:モンゴル人 政界 本会事務所に在住。

部員

張恩壽:江蘇人 交通部職員 草厰胡同に在住。

曹英:湖南人 学界 本總事務所に在住。

呉秉釗:江蘇人 統總府秘書官 揚州新館に在住。

姚瑞麟:北京人 探訪員 花児市に在住。

羅本持:四川人 政界 米市胡重慶殿

梁鈞:貴州人 学界 本会事務所に在住。

曰啟動:江蘇人 学界 住所同前。

岳霙:直隷人 政界 法華寺に在住。

李自新:四川人 学界

錫麟:モンゴル人 学界 本会事務所に在住。

現在の入社人数: 共七百一十五人

本會事務所臨時職員一覧表

總理:趙秉鈞

協理:陸建章

(後略)

出典: 史料⑪北京市档案館所蔵漢文史料「五族国民会進会申請備案之文件附簡章」である。 档案番号 J181-014-000。

【写真編】

【写真1】清末のグンサンノルブ



【写真3】河原操子(一宫操子)



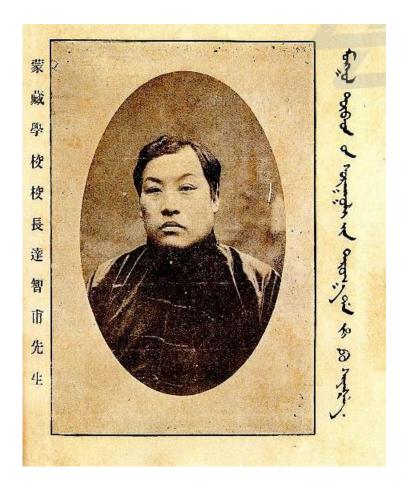
【写真 2】蒙蔵院総裁になった時の グンサンノルブ



【写真 4】ハラチン左翼旗ザサグ王シリンア (東洋文庫所蔵『蒙文大同報』第 16 期より)



【写真5】蒙蔵学校最初の校長達寿(達智甫)(東洋文庫所蔵『蒙文白話報』第4期より)



【写真6】北京西単石虎胡同にある蒙蔵学校旧跡(2015年6月筆者撮影)

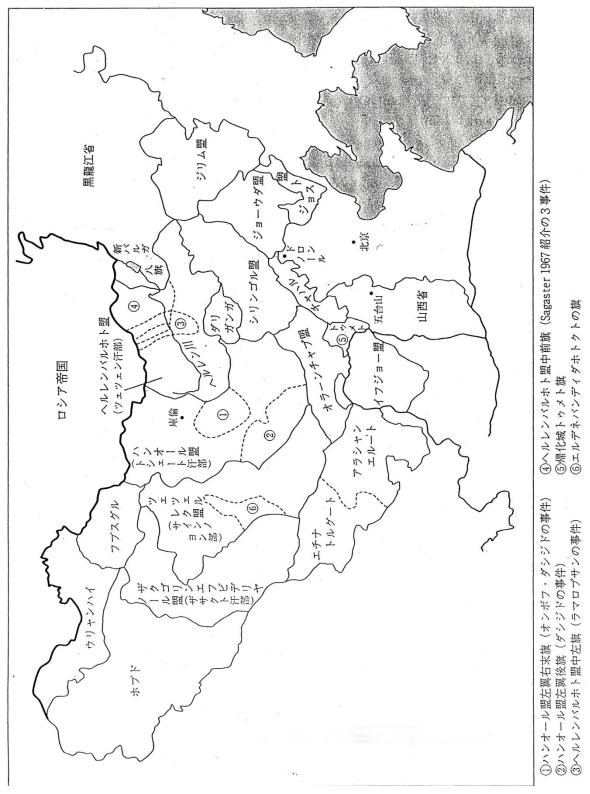


【写真7】蒙蔵学校補習科始業式(東洋文庫所蔵『蒙文白話報』第4期より)



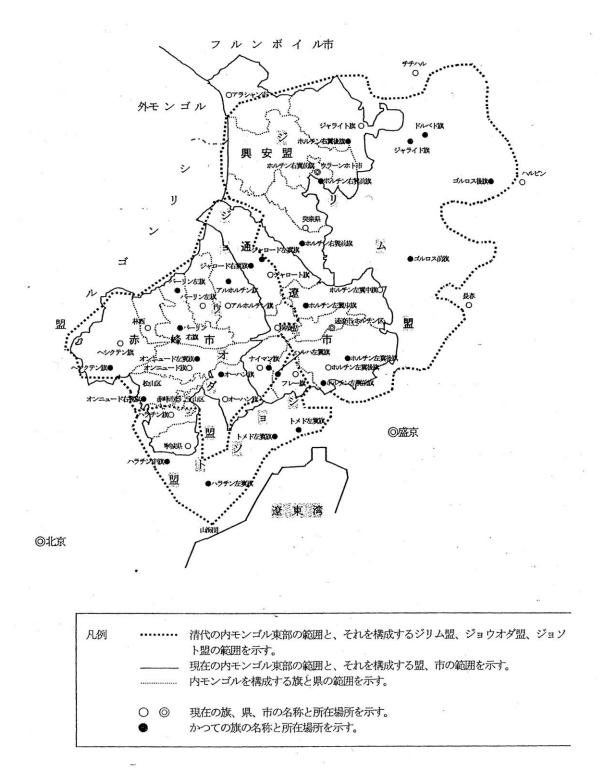
【写真8】蒙蔵学校予備科始業式(東洋文庫所蔵『蒙文白話報』第14期より)





*萩原 守『清代モンゴルの裁判文書』(2006年、創文社):448より。 **ジョスト盟とは、本研究で言及するゾスト盟のことを指す。

地図2 清代および現代内モンゴル東部図



*早稲田大学モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』(2007年、雄山閣):1より。

初出一覧

序 章 書き下ろし

第一章 書き下ろし

第二章 アローハン (阿如汗) 2016a に加筆

第三章 アローハン (阿如汗) 2016b に加筆

第四章 アローハン (阿如汗) 2017 に加筆

第五章 書き下ろし (2017 年 12 月 2 日に開催された近現代東北アジア地域史研究会第 27 回大会 (於成城大学) にて、口頭発表済み)

第六章 書き下ろし(2017年12月2日に開催された近現代東北アジア地域史研究会第 27回大会(於成城大学)にて、口頭発表済み)

終章 書き下ろし

謝辞

今回、博士論文が完成し、これでようやく一息つけることになった。神戸大学にいたこの7年間を振り返ってみると、非常に恵まれた研究期間だったことをしみじみと感じる。

特に、指導教員である萩原守先生のご配慮で、研究生時代から研究上の学術交流会や学会に積極的に参加できたことである。そこでたくさんの日本人やモンゴル人のモンゴル研究者たちとの交流ができ、いろいろな研究発表の良さを学ぶことができた。また、萩原先生は、研究面でご指導くださる上に、我々私費留学生の授業料や研究費まで温かく心配してくださった。こうして研究の道へと導いてくださった萩原先生に、心から感謝申し上げたい。

本論文を審査してくださった長志珠絵先生、谷川真一先生、中見立夫先生には、日頃から実にお世話になった。審査の過程においても、有意義なアドバイスとご教示をいただいた。ご指導くださったことを今後の研究に是非生かしたいと思う。ここに記して感謝の意を表したい。また、アジア・太平洋文化論コースの王柯先生、貞好康志先生、窪田幸子先生、伊藤友美先生から長年ご指導をいただいたことに対しても深く謝意を表したい。さらに、研究上必要なロシア語の授業を受ける機会を与えてくださった神戸大学のロシア語担当の先生方に対しても感謝の念に堪えない。

档案史料の入手にあたっては、中国の第一歴史档案館、第二歴史档案館、北京市档案館、国家図書館、内モンゴル自治区档案館、内モンゴル自治区トゥメド左旗档案局、遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局、吉林省長春市図書館、モンゴル国立中央文書館、台湾国史館、台北の国立故宮博物院図書文献館から多大な便宜を図っていただいた。その際、逐一お名前を挙げることはできないが、便宜を図っていただいた現地の先生方並びに、お世話になった档案館の職員の皆様に感謝申し上げたい。そして、このように多くの档案館を訪ねることが可能になったのは、指導教員の萩原先生のご支援をはじめ、公益財団法人ロータリー米山記念奨学会、公益財団法人松下幸之助記念財団、日本学術振興会のご援助があったからである。ご支援・ご援助に対して、最大の謝意を捧げたい。

最後に私事になるが、日本での留学生活を内モンゴルから見守ってくれた家族、そして 家族の代わりとなって温かく見守ってくださったロータリー米山奨学生の時からのカウン セラー小路さんたちに深謝したい。